

- 二、委員四人、最高法院庭長及び推事に於て兼任
- 三、事務員一人或は二人、最高法院書記官に於て兼任
- 第四條 初審辯護士懲戒委員會及び覆審辯護士委員會は各代理委員二人を設け高等法院及び最高法院推事に於て兼任す、委員事故あるにより職務を行ふ能はざる時之を代理す
- 第五條 委員長は一切の會務を綜理し並に所屬各職員を監督す
- 第六條 委員會開會は委員長及び全體委員出席するに非れば開議することを得ず
- 第七條 委員會の開會は委員長を以て主席となす、委員長事故ありて職務を行ふ能はざる時は上席資格委員代理す
- 第八條 委員會開會の時は先づ下位資格委員より意見を陳述し同位資格者は年少者を先にして主席に至りて止む
- 第九條 委員會の決議は過半数の同意を以て之を定む、可否同数の時は委員長決を取る
- 會議の時過半数の同意を得る能はざる時は各説を排列し被懲戒人に最不利の意見より順次被懲戒人に不利なる意見を算入し過半数に至りて止む
- 第十條 委員會の會議は之を公開せず
- 會議の経過は委員長、委員及び事務員總て秘密を嚴守すべし
- 第十一條 委員及び代理委員の選任と其の代理の次序は最高法院院長及び各省高等法院院長に於て毎司法年度終に院長推事會議を召集し之を豫め定め並に法部に報告し案に備ふ

- 第十二條 委員自から迴避し及び委員の迴避申請に對しては刑事訴訟法の推事の迴避に關する規定を準用す
- 第十三條 事務員は會内の記録及び一切の庶務事項を辦理す、最高法院院長及び各省高等法院院長に於て毎司法年度の終に之を任命す
- 第十四條 本章程は公布の日より施行す
- 第十五條 本章程施行後は民國十八年五月十一日公布の辯護士懲戒委員會規則は之を廢止す
- 陣容整備 臨時政府では民國廿八年三月五日附を以て山西省長蘇體仁、青島特別市長趙珙兩氏を政府委員に任命した。又行政委員會外務局長楊廷溥氏が長蘆鹽々務局長に轉出し外務局長に同月前新聞室主任岳開先氏が決定發令された。岳開先氏は元陸軍少將駐日陸軍武官をして居たことがあり、新聞室主任を辭してからは行政委員會參事をして居た。斯くて臨時政府の陣容は愈々整備されつゝあるが、其の全貌は本編附録重要職員表を参照されたい。

第三節 地方制度の整備

四省三特別市統轄 臨時政府は成立と共に、北支各地に於ける治安維持會を接收し、冀東政權の合流を圖り、河北、山東、山西、

河南四省を其の管轄下に收めた。各省自治政府に對する行政方針としては(一)省行政は各省農民の傳統と自治とを尊重すること、(二)治安確保の爲め各省の自治組織を活用して自警團組織の整備に努むること、(三)治安維持費、土木、水利、建設等に對して毎月一定額の地方費補助を行ふこと、(四)奥地にして臨時政府の勢力が未だ完全に及ばず縣長の任命を見ぬ地方に對しては極力新政府の勢力を擴大し縣長を任命することに決し、又各省に道制を復活して道尹を置き各道内の縣及び市の行政を指揮監督せしめ、別に人口百萬以上又は政府に於て必要と認めたる都市は之を特別市とすることに決し、北京及び天津を特別市に指定し、兩市の組織條例を公布して市長以下の理事者を任命したが(昭和十三年版参照)、引續き民國二十八年一月には別項の如く青島も特別市に指定し、茲に四省、三特別市となつた。尙ほ臨時政府は民國二十八年五月十一日附を以て北京特別市公署各局の組織規則を左の如く制定公布した。

北京特別市公署秘書處組織規則

第一條 北京特別市公署秘書處は特別市公署組織大綱第九條の規定に従ひ之を組織す

第二條 北京特別市公署秘書處は特別市公署組織大綱第九條の規

第四編・第一章・第三節 地方制度の整備

定事項を掌理す

- 第三條 北京特別市公署秘書處には第一、第二、第三の各科及び視察室、外事室、技術室を設く
- 第四條 第一科には文書、人事、統計、會庶の四股及び受付發送室を分設す、其の職掌左の如し
 - (甲)文書股
 - 一、官印の保管に關する事項
 - 二、文書起草に關する事項
 - 三、往復文書保管に關する事項
 - 四、行政計畫の編輯及び各項工作の報告に關する事項
 - 五、各種會議の報告及び提案の整理編成並に議事の記録及び通知に關する事項
 - 六、各種圖書及び市公署刊行書報の受付管理及び其の閱覽に關する事項
 - 七、市公署文書の清書、校正に關する事項
 - 八、其の他の科、室又は股に屬せざるものに關する事項
 - (乙)人事股
 - 一、市公署及び所屬各機關人員の任免及び銓叙に關する事項
 - 二、市公署各科、室、股人員の成績考查に關する事項
 - 三、市公署及び所屬各機關人員の褒獎及び撫卹に關する事項
 - (丙)統計股
 - 一、市公署の市政統計の登記調査及び整理彙編に關する事項

二、市公署の市政統計各項圖表の調査製作に關する事項

(丁)會庶股

一、市公署の經費支出、豫算決算の編製に關する事項

二、市公署の金錢出納及び會計簿の登記に關する事項

三、市公署物品の保管及び購入に關する事項

四、市公署家屋器具の保管及び修繕に關する事項

五、市公署警衛、工役者等の勤惰及び清潔検査に關する事項

(戊)受付發送室

一、市公署の公文書の總受付、總發送の登記及び送達に關する事項

二、市公署所屬各機關の受付發送員の會合室、事務取扱の聯絡及び指導に關する事項

第五條 第二科は分つて社會兼教育、警察及び衛生の三股を設く其の職掌左の如し

(甲)社會兼教育股

一、社會行政及び其の關係の審核に關する事項

二、教育行政及び其の關係の審核に關する事項

(乙)警察股

一、警察行政及び其の關係の審核に關する事項

(丙)衛生股

一、衛生行政及び其の關係の審核に關する事項

第六條 第三科は分つて財政兼土地、工務兼公用の二股を設く、

第七條 視察室の職掌左の如し

(甲)財政兼土地股

一、財務行政及び其の關係の審核に關する事項

二、土地行政及び其の關係の審核に關する事項

(乙)工務兼公用股

一、工務行政及び其の關係の審核に關する事項

二、公用行政及び其の關係の審核に關する事項

第七條 視察室の職掌左の如し

一、行政の視察報告に關する事項

二、特別交渉の調査及び考勸實驗に關する事項

第八條 外事室は交際、宣傳の二股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)交際股

一、涉外事件の審査及び交渉に關する事項

二、外人の遊歴の護照及び渡日證明書、紹介書類の審核に關する事項

三、外人の觀光及び其の他交際に關する事項

(乙)宣傳股

一、市公署の一切の政令の宣傳に關する事項

二、市政公報の編輯及び發行に關する事項

第九條 技術室の職掌左の如し

一、本市各種建設の審査及び設計に關する事項

二、本市各項工事の見積及び測量に關する事項

第十條 北京特別市公署秘書處の技術室には技正一人(薦任)技士一人、技佐一人(總て委任)を設く、長官の命を承け技術事項を辦理す

第十一條 北京特別市公署秘書處は書記二十二人を雇用し清書及び校正の事務を辦理す

第十二條 北京特別市公署秘書處辦事細則は秘書長に於て起草し市長に申請の上許可す

第二十條 本規則は公布の日より施行す

北京特別市公署財政局組織規則

第一條 北京特別市公署財政局は特別市公署組織大綱第十一條第三款の規定に照らし組織し北京特別市公署に隸屬す

第二條 北京特別市公署財政局は特別市公署組織大綱第十四條の規定事項を掌理す

第三條 北京特別市公署財政局には秘書室、第一、第二、第三の各科及び市金庫、市會計室、統計室を設く

第四條 秘書室の職掌左の如し

一、機要文書の撰起草に關する事項

二、各種文書原稿の審査に關する事項

三、各種章則の編纂審査に關する事項

四、局長特別交渉に關する事項

第五條 第一科には事務、編審、票照及び稽察の四股を分設す、其の職掌左の如し

其の職掌左の如し

(甲)財政兼土地股

一、財務行政及び其の關係の審核に關する事項

二、土地行政及び其の關係の審核に關する事項

(乙)工務兼公用股

一、工務行政及び其の關係の審核に關する事項

二、公用行政及び其の關係の審核に關する事項

第七條 視察室の職掌左の如し

一、行政の視察報告に關する事項

二、特別交渉の調査及び考勸實驗に關する事項

第八條 外事室は交際、宣傳の二股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)交際股

一、涉外事件の審査及び交渉に關する事項

二、外人の遊歴の護照及び渡日證明書、紹介書類の審核に關する事項

三、外人の觀光及び其の他交際に關する事項

(乙)宣傳股

一、市公署の一切の政令の宣傳に關する事項

二、市政公報の編輯及び發行に關する事項

第九條 技術室の職掌左の如し

一、本市各種建設の審査及び設計に關する事項

二、本市各項工事の見積及び測量に關する事項

第十條 北京特別市公署秘書處の技術室には技正一人(薦任)技士一人、技佐一人(總て委任)を設く、長官の命を承け技術事項を辦理す

第十一條 北京特別市公署秘書處は書記二十二人を雇用し清書及び校正の事務を辦理す

第十二條 北京特別市公署秘書處辦事細則は秘書長に於て起草し市長に申請の上許可す

第二十條 本規則は公布の日より施行す

北京特別市公署財政局組織規則

第一條 北京特別市公署財政局は特別市公署組織大綱第十一條第三款の規定に照らし組織し北京特別市公署に隸屬す

第二條 北京特別市公署財政局は特別市公署組織大綱第十四條の規定事項を掌理す

第三條 北京特別市公署財政局には秘書室、第一、第二、第三の各科及び市金庫、市會計室、統計室を設く

第四條 秘書室の職掌左の如し

一、機要文書の撰起草に關する事項

二、各種文書原稿の審査に關する事項

三、各種章則の編纂審査に關する事項

四、局長特別交渉に關する事項

第五條 第一科には事務、編審、票照及び稽察の四股を分設す、其の職掌左の如し

三、其の他總て技術に關係ある事項

第十條 北京特別市公署秘書處には秘書長一人(簡任)を置く、市長の命を承け本規則第二條の規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す

第十一條 北京特別市公署秘書處には秘書六人(薦任)を設く、長官の命を承け本規則第二條の規定事項を辦理す

第十二條 北京特別市公署秘書處には科長三人(薦任)を設く、長官の命を承け各科の事務を分掌す

第十三條 北京特別市公署秘書處の各科には股長九人、主任一人(總て委任)を設く、長官の命を承け各股室の事務を分掌す

第十四條 北京特別市公署秘書處は處内に科員二人を設くることを得、第一科には科員十二人、事務員七人を設く、第二科には科員八人、事務員四人を設く、第三科には科員六人、事務員四人を設く、總て委任とす、長官の命を承け各該股室の事務を辦理す

第十五條 北京特別市公署秘書處の視察室には主任一人、視察員七人を設く、等しく委任とす(主任は視察員中の一人兼任す)長官の命を承け該室の事務を辦理す

第十六條 北京特別市公署秘書處の外事室には主任一人、專員四人(屬託又は委任)を設く(主任は專員中の一人兼任す)股長二人、事務員二人は總て委任とす、長官の命を承け該室の事務を辦理す

(甲)事務股

- 一、官印の保管及び使用に関する事項
- 二、文書の撰文起草及び各種報告の彙集處理に関する事項
- 三、職員の銜級及び成績考査に関する事項
- 四、局令の公布及び各種會議の記録に関する事項
- 五、文書の受付、發送、校正及び文案書券の保管に関する事項
- 六、本局經費の豫算決算の編造に関する事項
- 七、本局經費の各項帖簿、證據の登記及び保管に関する事項
- 八、市公債の募集に関する事項
- 九、本局協議の彙集處理及び所屬各機關協議の調査に関する事項
- 十、本局の庶務に関する事項
- 十一、其の他の科、室又は股に屬せざるものに関する事項

(乙)編審股

- 一、本市總豫算決算の編製に関する事項
- 二、本市各機關の豫算決算の審核に関する事項
- 三、本市各機關の送金及び本局收入の各金の調査に関する事項
- 四、本市各機關の收支金項目の書表證書、監札票、除去票、廢棄票の審核に関する事項
- 五、本市各機關の領收金證憑の審核及び支拂命令書の書入發行に関する事項
- 六、其の他一切收支の審核に関する事項

(丙)票照股(監札)

- 一、本市各機關及び本局の監札様式の立案規定に関する事項
 - 二、本市各機關及び本局の監札の製作設備及び保管に関する事項
 - 三、本市各機關及び本局の監札の番號及び印刷發行に関する事項
 - 四、各種監札數の登記及び報告表冊の編造に関する事項
- (丁)稽察股
- 一、各種の市附加税の調査再調査に関する事項
 - 二、商店の開業、復業、停業、休業の調査再調査に関する事項
 - 三、商店の營業額、資本額の調査再調査に関する事項
 - 四、商店の營業狀況の變更調査及び商店の申請書の審核に関する事項
 - 五、各科、室、股の特種案件の調査再調査に関する事項
 - 六、訊問質問の傳達狀及び店舖保證の對照調査に関する事項
 - 七、稅警人の管理及び訓練に関する事項
 - 八、本局所屬の各徵稅處の視察に関する事項
 - 九、特別派遣調査及び其の他調査視察に関する事項
 - 十、調査再調査の登記及び内外勤の工作報告に関する事項
- 第六條 第二科には稅務、捐務、附加税)及び營業稅の三股を分設す、其の職掌左の如し
- (甲)稅務股

- 一、市稅の規劃及び整理に関する事項
- 二、市稅の徵收すべき額の査定に関する事項
- 三、市稅の徵收及び簿帖記入に関する事項
- 四、各稽徵處(稅取立處)の徵收せる各種市稅の情況の考査及び造れる表冊の再調に関する事項
- 五、本局用ふる所の票札の登記及び受付發送に関する事項

(乙)捐務股(附加税)

- 一、市附加税の規劃及び整理に関する事項
- 二、市附加税として徵收すべき額の査定に関する事項
- 三、市附加税の取立及び簿帖記入に関する事項
- 四、各稅徵收處にて徵收せる各種市附加税の情況考査及び造れる表冊の再調に関する事項
- 五、本局にて用ふる市附加税票札の登記及び受付發送に関する事項

(丙)營業稅股

- 一、營業稅の規劃及び整理に関する事項
- 二、營業稅の査定に関する事項
- 三、營業稅金の徵收、送金及び帖簿票據の算定、保管、登記に関する事項
- 四、營業稅納稅通知の審査及び記入發送に関する事項
- 五、營業稅帖簿通知書票札の調査後受領、發送、登記及び計算に関する事項

- 六、營業稅滯納商店の處罰に関する事項
 - 七、營業稅評議委員會に提出する案件に関する事項
- 第七條 第三科には審査、測繪、驗註及び公産の四股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)審査股

- 一、土地の整理調査に関する事項
- 二、宅地移轉の調査に関する事項
- 三、土地紛料の調査に関する事項
- 四、土地の徵收に関する事項
- 五、土地評價見積に関する事項

(乙)測繪股(測量製圖課)

- 一、土地測量の計畫及び實施に関する事項
- 二、繪圖製圖に関する事項
- 三、測量製圖の計算、對照、調査及び再調に関する事項
- 四、測量人の調査及び訓練に関する事項
- 五、測量工の調査及び管理に関する事項
- 六、測量圖簿及び測量器の保管に関する事項
- 七、圖の根據點及び標識の保管に関する事項
- 八、其の他一切測量製圖に関する事項

(丙)驗註股(驗査註記課)

- 一、土地所有權、永借權、質權、地上權(稅に應じ建築契約する者に限る)の初回の登記及び移轉登記に関する事項

- 二、土地整理帖簿の編製に關する事項
- 三、土地契約證書の審査及び公告に關する事項
- 四、土地整理帖簿の保管及び検査に關する事項
- 五、土地に異議あるもの、審定及び保證金の保管に關する事項
- 六、土地の書類及び移轉憑證の清書發行に關する事項
- 七、登記費、書狀費及び證明書費の徴收に關する事項
- (丁)公産股(公有財産課)
 - 一、市の公有財産、官有財産の保管及び徴税に關する事項
 - 二、市の公有財産官有財産の整理及び格付處分賣に關する事項
 - 三、市有宅地資産價格の評價に關する事項
 - 四、公有地及び家屋基地點線の餘剩地の借領に關する事項
 - 五、公有財産、官有財産一切の收支及び受領證の記入發行に關する事項

第八條 市金庫の職掌左の如し

- 一、現金の收支及び保管に關する事項
- 二、現金帖簿の記帳及び傳票表の造作報告に關する事項
- 三、有價證券及び各種保管金の保管に關する事項
- 四、重要證據書類契約及び銀行當座預金通帳の保管に關する事項
- 五、庫金の出納に關する事項
- 六、本市金融の調査報告に關する事項

第九條 市會計室の職掌左の如し

- 一、全市會計の處理に關する事項
- 二、本市各機關會計人の調査に關する事項
- 三、本市各機關會計表、冊書、證券等の格式の製定及び頒布に關する事項
- 四、本市各機關會計事務の指導及び監督に關する事項
- 五、本市各機關會計報告の記載及び彙編に關する事項
- 六、本市會計制度及び科目方式等の規劃に關する事項
- 七、その他一切會計に關係あるものに關する事項
- 第十條 統計室の職掌左の如し
 - 一、本局各項統計材料の登記調査、整理審核及び編纂に關する事項
 - 二、財政統計報告の編纂に關する事項
- 第十一條 北京特別市公署財政局には局長一人(簡任)を置く、市長の命を承け本規則第二條規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す
- 第十二條 北京特別市公署財政局には秘書二人(薦任)を置く、局長の命を承け本規則第四條規定事項を辦理す
- 第十三條 北京特別市公署財政局には科長三人(薦任)を置く、局長の命を承け各科事務を分掌す
- 第十四條 北京特別市公署財政局には主任三人(薦任)を置く、局長の命を承け市金庫、市會計室、統計室の事務を分掌す
- 第十五條 北京特別市公署財政局には股長十一人(委任)を置く

長官の命を承け各股事務を分掌す

第十六條 北京特別市公署財政局には技士三人(委任)を置く、長官の命を承け第三科測量股の技術上に關する一切の事務を辦理す

第十七條

北京特別市公署財政局秘書室には科員二人を置く、第一科には科員十二人、事務員二十七人、簿察員二十人、調査員十人を置く、第二科には科員十一人、事務員八十三人を置く、第三科には科員十二人、事務員二十人、調査員十人、測量員三十人を置く、市金庫には科員四人、事務員三人を置く、市會計室には科員五人、事務員三人を置く、統計室には科員四人、事務員四人を置く、均しく委任とす、長官の命を承け各室、科、股事務を辦理す

第十八條 北京特別市公署財政局には書記六十人乃至七十人を雇用し清書事務を辦理す

第十九條 北京特別市公署財政局は市公署及び各局處所及び其の附屬機關學校へ會計員百九十六人を駐派す、均しく委任とす、長官の命を承け各該機關の會計事務を處理す

第二十條 北京特別市公署財政局は城郊に第一、第二、第三、東郊、南郊、西郊、北郊稅徵收處を分設す、處毎に稽徵主任一人(委任)を置く、局長の命を承け各該處の職員、稅警員を監督統率し市附加稅徵收一切の事務を辦理す
前項の稽徵處組織章程及び辦事細則は別に之を定む

第二十一條 北京特別市公署財政局は必要に應じ各種委員會を設くることを得、其の組織規則は局長に於て立案議定し申請の上市長許可す

第二十二條 北京特別市公署財政局辦事細則は局長に於て立案議定し申請の上市長許可す

第二十三條 北京特別市公署財政局は局務の發展又は改善を謀る爲め局務會議を開くことを得、其の會議規則は別に之を定む

第二十四條 本規則は市公署公布の日より施行す
北京特別市公署警察局組織規則

第一條 北京特別市公署警察局は特別市公署組織大綱第十一條第二款の規定に依り之を組織し北京特別市公署に隸屬す

第二條 北京特別市公署警察局は特別市公署組織大綱第十三條の規定事項を掌理す

第三條 北京特別市公署警察局には秘書室及び第一、第二、第三

第四及び特務の各科を置く

第四條 秘書室の職掌左の如し

- 一、機要の處理に關する事項
- 二、法規編審に關する事項
- 三、文書原稿の審査に關する事項
- 四、局長の交渉取扱に關する事項
- 第五條 第一科には文書、會計及び庶務の三股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)文書股

- 一、官印保管に關する事項
- 二、文書の受付、發送及び主要文書保管に關する事項
- 三、銓敘、獎卹及び警務員の進退考績に關する事項
- 四、會議に關する事項
- 五、編纂及び統計に關する事項

(乙)會計股

- 一、概算計算に關する事項
- 二、公金の出納に關する事項

(丙)庶務股

- 一、工事及び購入に關する事項
- 二、公有財産保管に關する事項
- 三、公有物の裝置、保管、受付、發送に關する事項
- 四、其の他科、室又は股に屬せざるものに關する事項

第六條 第二科には治安、交通、調査、戸籍及び消防の五股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)治安股

- 一、治安警察に關する事項
- 二、風俗警察に關する事項
- 三、刊行物及び郵便電信検査に關する事項
- 四、衛生取締に關する事項
- 五、野犬及び野犬飼養場取締に關する事項

六、畜犬登記に關する事項

(乙)交通股

- 一、交通警察に關する事項
- 二、外事警察に關する事項
- 三、車輛監札の調査發行に關する事項
- 四、建築營業の取締協助に關する事項
- 五、救済の協助に關する事項

(丙)調査股

- 一、家屋稅附加稅及び公益慈善等の義捐徵收調査に關する事項
- 二、娛樂場彈壓費の徵收調査に關する事項
- 三、其の他調査の協助に關する事項

(丁)戸籍股

- 一、戸籍調査及び登記に關する事項
- 二、人事登記及び調査に關する事項
- 三、歸化の管理及び國籍喪失に關する事項
- 四、戸口の統計報告に關する事項
- 五、臨時戸口大調査に關する事項
- 六、特別戸口籍の調査登記に關する事項
- 七、其の他の科股に屬せざる戸籍に關係あるものに關する事項

(戊)消防股

- 一、消防設備及び取締に關する事項
- 二、消防員、警員の教練に關する事項

第七條 第三科には刑事、偵査及び警法の三股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)刑事股

- 一、刑事事件の審査訊問に關する事項
- 二、事故事變による死傷の救護に關する事項
- 三、法醫檢驗保證診斷に關する事項
- 四、事件の偵察に指紋の適用に關する事項

(乙)偵査股

- 一、刑事事件の告訴、偵査、逮捕に關する事項
- 二、本市及び外省市縣各機關を協助し犯罪事件の捜査に關する事項
- 三、法院を協助し財産の調査、差押、競賣等に關する事項
- 四、精神病人の轉送治療に關する事項
- 五、失踪人の捜査に關する事項
- 六、遺失物、飄流物の受付、保管及び處置に關する事項
- 七、浮浪人の安置及び調査に關する事項

(丙)警法股

- 一、違警事件の審判處分及び行政處罰の執行に關する事項
- 二、中國人、外人の訴訟及び犯人引渡等に關する事項
- 三、陰贓物、證據物の保管及び處置に關する事項
- 四、不良少年の感化に關する事項
- 五、司法警察及び探偵隊の編制、派遣等に關する事項

六、拘留所の管理及び囚人食糧の調査に關する事項

- 七、各機關より差押懸案犯人の寄送の控置、保釋に關する事項
- 八、事件の統計表帖の記録及び調査に關する事項

第八條 第四科には防衛、検査、教練及び考勤の四股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)防衛股

- 一、警防及び防空の計畫實施に關する事項
- 二、自衛團處理に關する事項
- 三、警衛配置に關する事項
- 四、各種の彈壓に關する事項
- 五、特別交渉の調査處理に關する事項
- 六、臨時勤務の調節派遣に關する事項

(乙)検査股

- 一、検査の計畫實施に關する事項
- 二、市街、城門、停車場の検査に關する事項
- 三、大検査に關する事項
- 四、検査連絡報告及び統計に關する事項

(丙)教練股

- 一、各種教育の計畫實施に關する事項
- 二、各區隊所の檢閲に關する事項

(丁)考勤股

- 一、警察編制に關する事項

- 二、警察區の設置及び變更に關する事項
- 三、督察員、警員の勤務に關する事項
- 四、各區隊服務の考査に關する事項

第九條 特務科には外務、高偵及び密察の三股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)外務股

- 一、外事の連絡に關する事項
- 二、外事の譯述及び調査に關する事項
- 三、間諜防止に關する事項

(乙)高偵股(特高課)

- 一、各種思想、主義、學說の探偵調査及び反動犯の取締に關する事項
- 二、宗教運動の探偵調査及び取締に關する事項
- 三、社會勞働及び農民運動の探偵調査に關する事項

(丙)密察股(刑事課)

- 一、政治運動の探偵調査及び取締に關する事項
- 二、學界運動の探偵調査及び取締に關する事項
- 三、經濟界動靜の探偵調査及び取締に關する事項

第十條 北京特別市公署警察局には局長一人(簡任)を置く、市長の命を承け本規則第二條の規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す

第十一條 北京特別市公署警察局には主任秘書一人、秘書三人(簡

任)を置く、局長の命を承け本規則第四條の規定事項を辦理す

第十二條 北京特別市公署警察局には科長五人(簡任)を置く、局長の命を承け各科事務を分掌す

第十三條 北京特別市公署警察局には股長十八人(委任)を置く、局長の命を承け各股事務を分掌す

第十四條 北京特別市公署警察局の局長事務取扱室には科員四人、事務員二人を置く、秘書室には科員四人、事務員二人を置く、第一科には科員二十七人、事務員十六人を置く、第二科には管理員二人、科員三十四人、技士一人、事務員二十六人、調査員十六人を置く、第三科には科員二十四人、事務員五人を置く、第四科には督察二人、科員四人、督察員三十人、事務員五人、調査員三十人を置く、特務科には科員十人、事務員十五人、特務員六十人を置く、均しく委任とす、長官の命を承け各該室、科の事務を處理す

第十五條 北京特別市公署警察局には書記百六十人を雇用し清書事務を取扱ふ

第十六條 北京特別市公署警察局必要なる時は各種委員會及び附屬機關を設くることを得、其の組織規則は局長に於て立案議定の上申請し市長許可を與ふ

第十七條 北京特別市公署警察局辦事細則は局長に於て立案議定の上申請し市長許可を與ふ

第十八條 北京特別市公署警察局は局務の發展又は改善を謀る爲

め局務會議を開くことを得、其の會議規則は別に之を定む

第十九條 本規則は市公署公布の日より施行す

北京特別市公署社會局組織規則

第一條 北京特別市公署社會局は特別市公署組織大綱第十一條第一款の規定により之を組織し北京特別市公署に隸屬す

第二條 北京特別市公署社會局は特別市公署組織大綱第十二條の規定事項を掌理す

第三條 北京特別市公署社會局には秘書室及び第一、第二及び觀光各科を置く

第四條 秘書室の職掌左の如し

- 一、機要文件の起草及び報告に關する事項
- 二、各項の文書原稿の審核に關する事項
- 三、各種章則の編審に關する事項
- 四、本局の宣傳に關する事項
- 五、會議に關する事項
- 六、局長の特別交渉に關する事項

第五條 第一科には文書、事務、公益救濟、風化宗教及び公用の五股を置く、其の職掌左の如し

(甲)文書股

- 一、官印の保管に關する事項
- 二、各種典禮の舉行籌備及び通達事項
- 三、本局及び附屬機關各職員の任免更迭及び考績に關する事項

四、本局及び附屬機關各職員の選任登記及び褒獎撫卹に關する事項

五、本局受付、發送、清書及び文書の校正に關する事項

六、圖書籍保管に關する事項

七、其の他各科、股、室に屬せざる事項

(乙)事務股

一、本局及び附屬機關の概算計算の編造審核に關する事項

二、會計庶務に關する事項

三、本局及び附屬機關の公金、公有財産處理に關する事項

四、附屬機關の工事検査及び購入に關する事項

(丙)公益救濟股

一、公益團體、慈善團體の認可、開會、選舉一切の審核監視に關する事項

二、公益團體、慈善團體の遊藝籌備金及び募集義捐金の調査取扱に關する事項

三、公益團體の考査及び改善に關する事項

四、慈善團體事務取扱情況及び財産收支調査に關する事項

五、公益團體及び慈善團體にて行ふ公益及び救濟の督促に關する事項

六、救濟院の調査及び指導改進並に收容人の調査に關する事項

七、貧民の生計及び災害區情況總ての調査救濟に關する事項

八、公益を行ふことに關する事項

九、冬春の救済をなすこと及び臨時救済に関する事項

(丁)風化宗教股

- 一、風俗教化改善に関する事項
- 二、婚喪禮儀に関する事項
- 三、集團結婚に関する事項
- 四、公共娛樂場所の監督及び歌劇團、歌劇人の認可登記に関する事項
- 五、唱歌、劇曲、活動寫真フィルム等の審査に関する事項
- 六、宗教團體の監督に関する事項
- 七、寺廟の管理指導に関する事項
- 八、寺廟の財産保存及び收支の考査に関する事項

(戊)公用股

- 一、水道、電氣各會社の監督指導及び改良に関する事項
- 二、電燈材料店の登記及び管理に関する事項
- 三、電工の考査及び管理に関する事項
- 四、電壓、電力の檢査に関する事項
- 五、屋内電線の檢査に関する事項
- 六、公共場所の電氣設備に関する事項
- 七、度量衡器の檢定に関する事項
- 八、公用、民用の度量衡器の檢査に関する事項
- 九、度量衡商店の製造及び販賣の監督に関する事項
- 十、度量衡の宣傳に関する事項

十一、商品の標格に関する事項

十二、其の他水道電氣及び度量衡の審査及び施設に関する事項
第六條 第二科には農工、商業及び調査統計の三股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)農工股

- 一、農業、工業、林業、礦業、漁業、牧畜各業の管理及び改善に関する事項
- 二、農工商各業團體及び各自由職業團體の監督指導に関する事項
- 三、合作社の管理及び改善に関する事項
- 四、工場の檢査に関する事項
- 五、労働團體の監督及び勞資紛糾の調査に関する事項
- 六、會計師の登録、轉送、調査に関する事項
- 七、專占權利の轉送、調査、保護に関する事項
- 八、土石採取の許可に関する事項
- 九、農工の福利に関する事項
- 十、其の他農、工、林、礦、漁、牧各業に関する事項

(乙)商業股

- 一、商業の管理改善及び發展に関する事項
- 二、所屬各市場、商場の管理に関する事項
- 三、金融物價の審査及び取締に関する事項
- 四、商業紛糾の調停和解に関する事項

- 五、不正當なる營業の取締に関する事項
- 六、商品展覽に関する事項
- 七、會社の登記、商業登録に関する事項
- 八、其の他商業に関する事項

(丙)調査統計股

- 一、本局行政の統計に関する事項
- 二、農工商業の調査及び統計に関する事項
- 三、本市生活費及び生活費指數の調査及び統計に関する事項
- 四、局長の特別交渉及び其の他臨時の調査及び統計に関する事項
- 五、本局範圍内の調査及び統計に関する事項

第七條 觀光科には宣傳、事業二股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)宣傳股

- 一、本市城郊の名勝古蹟の調査に関する事項
- 二、各種遊覽専門書の刊行及び彙集刊行物の編輯に関する事項
- 三、名勝區地點の里數、交通概況並に旅館、飲食店及び各種遊覽客に係る商店の調査に関する事項
- 四、一切の宣傳刊行物(例へば繪はがき、はがき、宣傳畫報、宣傳標語等)の印刷製造に関する事項

(乙)事業股

- 一、遊覽旅客の招待に関する事項
- 二、通譯案内人の訓練及び管理に関する事項

三、遊覽區設備改善の指導に関する事項

四、遊覽客の交通及び旅館の利便の籌備計畫に関する事項

五、名勝區遊覽聯券の製定に関する事項

六、遊覽團體の組織取扱及び協助に関する事項

七、各種遊覽客に係る商店の指導に関する事項

第八條 北京特別市公署社會局には局長一人(簡任)を設く、市長の命を承け本規則第二條の規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す

第九條 北京特別市公署社會局には秘書二人(聘任)を設く、局長の命を承け本規則第四條の規定事項を辦理す

第十條 北京特別市公署社會局には科長三人(聘任)を設く、局長の命を承け各科事務を分掌す

第十一條 北京特別市公署社會局には股長十人(委任)を設く、長官の命を承け各股の事務を分掌す

第十二條 北京特別市公署社會局秘書室には科員四人、事務員四人を設く、第一科には科員六人、事務員十三人を設く、第二科には科員十人、事務員七人、調査員六人を設く、觀光科には科員四人、事務員四人を設く、總て委任とす、長官の命を承け各該室、科の事務を辦理す

第十三條 北京特別市公署社會局には書記十二人を雇用し清書事務を辦理す

第十四條 北京特別市公署社會局は必要の場合各種委員會又は研

究會を設けることを得、其の組織規則は局長に於て定め市長に申請許可を受くるものとす

第十五條 北京特別市公署社會局辦事細則は局長に於て定め市長に申請許可を受くるものとす

第十六條 北京特別市公署社會局は局務の發展又は改善を謀る爲め局務會議を開くことを得、其の會議規則は別に之を定む

第十七條 本規則は公布の日より施行す

修正北京特別市公署教育局組織規則

第一條 北京特別市公署教育局は特別市組織大綱第十一條第四款の規定に従ひ之を組織す、北京特別市公署に隸屬す

第二條 北京特別市公署教育局は北京市教育及び其の他文化事項を管掌す

第三條 北京特別市公署教育局には秘書室、督學室及び第一、第二、第三の各科を設く

第四條 秘書室の職掌左の如し

一、機要文書の選文起草及び報告に關する事項

二、各項文書原稿の審核に關する事項

三、各種章則の編審に關する事項

四、局長特別交渉に關する事項

第五條 督學室の職掌左の如し

一、教育方針及び法令の推行狀況の監督視察に關する事項

二、學校教育實施の視察、指導及び擴張に關する事項

三、學校風紀の考察に關する事項

四、社會教育實施の視察、指導及び擴張に關する事項

五、學校教職員の成績考査に關する事項

六、教育經費の用途考査に關する事項

七、教育上の紛糾調査に關する事項

八、局長特命の視察又は指導に關する事項

第六條 第一科には文書、事務の兩股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)文書股

一、官印の保管に關する事項

二、通信文の撰文起草、文書の受付、發送及び案卷の保管に關する事項

三、褒獎及び撫卹に關する事項

四、職員の任免及び成績考査に關する事項

五、各種會議に關する事項

六、國外留學に關する事項

七、其の他の科、室或は股に屬せざる事項

(乙)事務股

一、本局及び附屬機關の概算計算の編成審核に關する事項

二、會計庶務に關する事項

三、本局及び附屬機關の公金、公財産の處理に關する事項

四、附屬機關の工事檢査及び購入に關する事項

五、本局及び附屬機關の器具、圖書、儀器等の登記及び審査に

關する事項

第七條 第二科には中等教育、實業教育及び初等教育の三股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)中等教育股

一、専科以上の學校交渉に關する事項

二、市私立師範學校及び中學管理に關する事項

三、中等教育の規劃指導及び調査に關する事項

四、市私立中等學校教員資格審査に關する事項

五、市私立中等補習學校の管理に關する事項

六、其の他中等教育と關係あるものに關する事項

(乙)實業教育股

一、市私立職業學校管理に關する事項

二、職業教育の規劃指導及び考査に關する事項

三、市私立職業學校教員資格の審査に關する事項

四、市私立職業補習學校管理に關する事項

五、其の他實業教育と關係あるものに關する事項

(丙)初等教育股

一、市私立小學幼稚園及び市立簡易小學、短期小學の管理に關する事項

二、初等教育の規劃指導及び考査に關する事項

三、市私立初等學校教員資格審査及び登記に關する事項

四、全市學齡兒童の調査に關する事項

第四編・第一章・第三節 地方制度の整備

五、市私立初等補習學校管理に關する事項

六、私塾の監督指導及び調査に關する事項

七、其の他初等教育と關係あるものに關する事項

第八條 第三科には社會教育、體育保健及び設計の三股を分設す、其の職掌左の如し

(甲)社會教育股

一、民衆學校教育館の管理に關する事項

二、低能、不具者等の特別教育管理に關する事項

三、圖書館、閱覽處、新聞處及び民衆茶社の管理に關する事項

四、社會教育の規劃指導及び考査に關する事項

五、市私立社會教育機關の教職員資格の審査に關する事項

六、其の他社會教育と關係あるものに關する事項

(乙)體育保健股

一、學校體育の施設指導及び改進に關する事項

二、社會體育の施設指導及び改進に關する事項

三、體育調査研究及び擴張に關する事項

四、各種體育機關又は團體の組織に關する事項

五、市私立各級學校の體育成績考査及び測驗に關する事項

六、各種競技運動の促進に關する事項

七、市私立各級學校衛生及び衛生行政に關する事項

八、其の他體育保健と關係あるものに關する事項

(丙)設計股

- 一、教育文化上の計畫及び研究に關する事項
- 二、教育文化上の調査及び統計に關する事項
- 三、教育文化上の編輯及び出版に關する事項
- 四、教育文化上の促進に關する事項
- 五、教育文化上の宣傳に關する事項
- 第九條 北京特別市公署教育局には局長一人(簡任)を設く、市長の命を受け本規則第二條規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す
- 第十條 北京特別市公署教育局には秘書二人(薦任)を設く、局長の命を受け本規則第四條規定事項を辦理す
- 第十一條 北京特別市公署教育局には督學五人を設く(薦任)三人(委任)二人、局長の命を受け本規則第五條の規定事項を辦理す
- 第十二條 北京特別市公署教育局には科長三人(薦任)を設く、局長の命を受け各科事務を分掌す、但し第一科の科長は秘書に於て兼任することを得
- 第十三條 北京特別市公署教育局には股長八人(委任)を設く、長官の命を受け各股事務を分掌す、但し體育保健股股長は督學に於て兼任することを得
- 第十四條 北京特別市公署教育局秘書室には辦事員二人を設く、督學室には視察員二人辦事員一人を設く、第一科には科員五人辦事員四人を設く、第二科には科員八人、辦事員十二人を設く

- 第三科には科員六人、辦事員八人を設く、均しく委員たり、長官の命を受け各該室、科の事務を辦理す
- 第十五條 北京特別市公署教育局には書記十人を雇用し清書事項を辦理す
- 第十六條 北京特別市公署教育局は必要なる場合には各種委員會又は研究會を設くることを得、其の組織規則は局長に於て立案議定の上申請し市長許可す
- 第十七條 北京特別市公署教育局辦事細則は局長に於て立案議定の上申請し市長許可す
- 第十八條 北京特別市公署教育局は局務の發展又は改善を謀る爲め局務會議を開くことを得、其の會議規則は別に之を定む
- 第十九條 本規則は市公署公布の日より施行す
北京特別市公署工務局組織規則
- 第一條 北京特別市公署工務局は特別市公署組織大綱第十一條第五款の規定に依り之を組織し北京特別市公署に隸屬す
- 第二條 北京特別市公署工務局は特別市公署組織大綱第十六條規定事項を掌理す
- 第三條 北京特別市公署工務局には秘書室及び第一、第二、第三の各科を設く
- 第四條 秘書室の職掌左の如し
 - 一、機要の處理に關する事項
 - 二、各種章則の編審に關する事項

- 三、文書草稿の審査に關する事項
- 四、翻譯に關する事項
- 五、局長の特別交渉に關する事項
- 第五條 第一科には文書、會計及び庶務の三課を分設す、其の職掌左の如し
- (甲)文書課
 - 一、官印の保管に關する事項
 - 二、文書簡の撰定、起草及び文書の清書、校正、受付、發送に關する事項
 - 三、行政報告及び工作報告の編輯に關する事項
 - 四、職員任免及び成績の考査に關する事項
 - 五、往復文書案及び圖書の保管に關する事項
 - 六、各種會議及び記録に關する事項
 - 七、各種統計に關する事項
 - 八、公路、溝渠等の義捐金勸誘募集に關する事項
 - 九、其の他の室科又は課に屬せざるものに關する事項
- (乙)會計課
 - 一、金錢の保存及び出納に關する事項
 - 二、經常臨時各費用の歲入歲出の概算、豫算、決算及び收支計算書、旬報、月報等の表の編製に關する事項
 - 三、建築許可證費、廣告稅、河地地借入、存録登記費及び各種工事の補助費の收支調査に關する事項

- 四、俸給、經費及び工賃各種の支給並に審査に關する事項
- 五、各種稅費票札の受領、發給及び審査に關する事項
- (丙)庶務課
 - 一、材料の購入及び立會ひ検査收受に關する事項
 - 二、物品及び各種材料の受取、發給検査及び保管に關する事項
 - 三、請負工事入札に關する事項
 - 四、舊材料の保管及び利用に關する事項
 - 五、物品材料表及び報告の編製に關する事項
 - 六、警衛及び公務勞役の管理に關する事項
 - 七、其の他の各科課に屬せざる雜務に關する事項
- 第六條 第二科には設計、測量、施工及び廠務の四課を分設す、其の職掌左の如し
- (甲)設計課
 - 一、本市の道路橋梁、市所有の家屋、公園、體育場、共同墓地及び其の他公共の土木水利工事の設計、見積及び工事監督等に關する事項
 - 二、本市交通の改善、市井の整理及び古建築物の修繕等に關する事項
 - 三、本局の行政計畫の編造に關する事項
 - 四、工務の統計に關する事項
- (乙)測量課
 - 一、市區の地形圖及び水平石標識測量に關する事項

- 二、道路、河渠の建築及び其の他各種工事の測量に關する事項
- 三、市區道路系統の規畫に關する事項
- 四、家屋基本圖の測定に關する事項
- 五、線路計畫に障礙となる宅地收用の測量及び其の見積價額に關する事項

- 六、模型及び圖冊の保管に關する事項
- 七、圖表の製圖及び印刷に關する事項
- 八、測量隊工作の支配及び管理に關する事項

(丙) 施工課

- 一、道路、橋梁、溝渠、堤岸等の工事修築及び保管に關する事項
- 二、市有建築物の改築及び建造に關する事項
- 三、工事監督及び督促に關する事項
- 四、各種工事の報告表、計算表及び工賃簿の書込み製作に關する事項
- 五、工事隊の工作、支配及び管理に關する事項

(丁) 職務課

- 一、ローラー自動車及び撒水自動車の裝備、修理及び管理に關する事項
- 二、撒水電車の監督分配に關する事項
- 三、全市の街燈、公益燈、路地案内燈の管理、改善及び工人、人夫の監督分配に關する事項
- 四、本局にある機械、電氣、蒸氣工事の修理及び検査に關する事項

事項

- 五、機械工事の設計、製圖及び見積に關する事項
- 六、工報各種工作の支配及び使用材料の核算に關する事項
- 第七條 第三科には登記、審査、廣告、河渠及び樹藝の五課を分設す、其の職掌左の如し

(甲) 登記課

- 一、建築の報告及び道路の開掘登記許可の報告に關する事項
- 二、不動産所有權證明文書の検査に關する事項
- 三、鑑札費、廣告税、土地借用費、登録費、道路開拓修復費及び各種罰金等の收入に關する事項
- 四、各種報告表及び各種規則の取引販賣に關する事項
- 五、技師、副技師、製圖員及び鹽商人の登録に關する事項
- 六、市民詢問への返答に關する事項
- 七、代書人の管理に關する事項

(乙) 審査課

- 一、公私建築工事の調査及び建築價値の審査に關する事項
- 二、公私建築工事圖説の審核に關する事項
- 三、工事材料の檢定及び考查に關する事項
- 四、家屋基本線の調査に關する事項
- 五、危険及び建築規則違反の建築取締に關する事項
- 六、建築調査、日々巡廻調査に關する事項

(丙) 廣告課

- 一、公告板及び公共の廣告板の計畫並に整理に關する事項
- 二、脱税金及び違法廣告の取締に關する事項
- 三、各種廣告の税調査及び許可に關する事項
- 四、各種廣告の調査及び審査に關する事項
- 五、廣告調査、日々巡廻調査に關する事項

(丁) 河渠課

- 一、全市の河道溝渠の整理、浚渫工事及び其の他水利工事の調査、設計、見積、工事、監督等に關する事項
- 二、市民の交流溝の接修及び本流溝の移遷等の工事申請の調査、取締及び設計、見積等に關する事項
- 三、本市の河道、各水門の放水、貯水等に關する事項
- 四、各水門事務の管理及び設備等に關する事項
- 五、河道の地租及び水税等に關する事項

(戊) 樹藝課

- 一、苗圃に關する事項
- 二、街路樹に關する事項

第八條 北京特別市公署工務局には局長一人(簡任)を置く、市長の命を承け本規則第二條の規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す

第九條 北京特別市公署工務局には秘書二人(薦任)を置く、局長の命を承け本規則第四條の規定事項を辦理す

第十條 北京特別市公署工務局には技正一人(薦任)を置く、局長の命を承け本規則第四條の規定事項を辦理す

長の命を承け技術に關する事項を辦理す

第十一條 北京特別市公署工務局には科長三人(薦任)を置く、局長の命を承け各科事務を分掌す、但し第一科科長は秘書に於て兼任することを得

第十二條 北京特別市公署工務局には課長十二人(委任)を置く、科員技士に於て兼任とす、長官の命を承け各課事務を分掌す

第十三條 北京特別市公署工務局には秘書室に科員二人を置く、第一科には科員十三人、辦事員十二人を置く、第二科には科員一人、辦事員八人を置く、第三科には科員六人、辦事員十四人を置く、均しく委任とし長官の命を承け各該室科課の事務を辦理す

第十四條 北京特別市公署工務局には技師十四人、技佐二十二人を置く、均しく委任とし長官の命を承け技術事務を辦理す

第十五條 北京特別市公署工務局は書記二十人を雇用することを得、清寫事務を辦理す

第十六條 北京特別市公署工務局は本市西郊北郊に第一工區署を設く、東郊南郊には第二工區署を設く、其の職掌左の如し

- 一、該區内の公私建築工事の處理に關する事項
- 二、該區内の公路、橋梁、溝渠、井水街、路樹の保管及び管理に關する事項
- 三、道路保管隊工作の支配及び監督に關する事項

第十七條 前條工區署には各署長一人(薦任又は委任)を置く、

局長の命を承け各該工區署の事務を分掌す

前項の工區署組織章程及び辦理細則は別に之を定む

第十八條 北京特別市公署工務局は必要なる場合技術委員會を設くることを得、其の組織規則は局長に於て立案し申請の上市長許可を與ふ

第十九條 北京特別市公署工務局辦事細則は局長に於て立案し申請の上市長許可を與ふ

第二十條 北京特別市公署工務局は局務の發展又は改善を謀る爲め局務會議を開くことを得、其の會議規則は別に之を定む

第二十一條 本規則は市公署公布の日より施行す
北京特別市公署衛生局組織規則

第一條 北京特別市公署衛生局は特別市公署組織大綱第十一條第六款の規定に依り之を組織し北京特別市公署に隸屬す

第二條 北京特別市公署衛生局は特別市公署組織大綱第十七條の規定事項を掌理す

第三條 北京特別市公署衛生局には秘書室、技術室、化驗室及び第一、第二、第三各科を設く

第四條 秘書室の職掌左の如し

- 一、機要文書の撰定、立案、翻譯及び報告に關する事項
- 二、各項文書原稿の審査に關する事項
- 三、各種章則の編審に關する事項
- 四、本局の宣傳に關する事項

五、局長特別交渉に關する事項

第五條 技術室の職掌左の如し

- 一、溝渠、水道及び井の改良建築の設計に關する事項
- 二、廁所、肥料製作所、改良建築の設計に關する事項
- 三、游泳池改良建築の設計に關する事項
- 四、屠宰場籌備建築の設計に關する事項
- 五、其の他環境衛生の設計に關する事項
- 六、本局圖表の製圖に關する事項

第六條 化驗室の職掌左の如し

- 一、病理及び細菌の検査分析に關する事項
- 二、飲食物品の化學検査に關する事項
- 三、飲水の細菌及び物理化學検査分析に關する事項
- 四、藥品化學實驗及び毒物品の鑑定に關する事項
- 第七條 第一科には文書事務の二課を分設す、其の職掌左の如し

(甲)文書課

- 一、官印保管に關する事項
- 二、文書、書簡の撰文、立案、文書の受付、發送、清書、校正及び文案、文書、圖籍の保管に關する事項
- 三、褒獎及び撫卹に關する事項
- 四、職員の任免及び考績に關する事項
- 五、各種會議に關する事項
- 六、其の他の科室又は課に屬せざるものに關する事項

(乙)事務課

- 一、本局及び附屬機關の概算、計算の編造、審査に關する事項
- 二、會計、庶務及び登記の審査に關する事項
- 三、公物の保管及び購買に關する事項
- 第八條 第二科には清潔、保健及び醫藥の三課を分設す、其の職掌左の如し

(甲)清潔課

- 一、清潔工作の分配及び監督に關する事項
- 二、道路の清潔及び塵土、穢水、糞便の處理に關する事項
- 三、共同便所、肥料所の管理に關する事項
- 四、清潔班及び穢物運搬自動車班の管理に關する事項
- 五、穢水池、滲水井の整理に關する事項
- 六、道路平坦に關する事項
- 七、土路掃除に關する事項
- 八、家屋内外の清潔管理に關する事項

(乙)保健課

- 一、飲食物及び其の用品の検査並に取締に關する事項
- 二、飲水の管理に關する事項
- 三、理髮館、浴場、劇場及び其の他公共場所の衛生、管理に關する事項
- 四、野菜市場の衛生監督及び取締に關する事項
- 五、家畜の管理及び屠宰場の監督に關する事項

六、家屋内外清潔の検査及び取締に關する事項

- 七、共同墓地の籌備、建設及び管理に關する事項
- 八、牛羊の乳場及び乳製品製造場の検査及び取締に關する事項
- 九、工場の衛生管理に關する事項
- 十、検査班の管理に關する事項

(丙)醫藥課

- 一、醫師、醫士、看護人、齒科醫、助産士、産婆、獸醫師、藥劑師、按摩生、入齒生、正骨生、針灸生の鑑札の發給及び取締に關する事項
- 二、公私立醫院及び藥商の鑑札發給及び取締に關する事項
- 三、市立醫院所の設計及び監督に關する事項
- 四、産婆の訓練及び監督に關する事項
- 五、醫療救済に關する事項
- 六、醫藥團體の登記管理に關する事項
- 七、衛生材料及び麻醉藥品の取締に關する事項
- 八、婦人、嬰兒の衛生増進に關する事項
- 九、公私立各院所の醫師の講習及び看護士の訓練に關する事項
- 第九條 第三科には統計、防疫、教導の三課を分設す、其の職掌左の如し

(甲)統計課

- 一、人の婚姻、出生、死亡の調査に關する事項
- 二、人の婚姻、出生、死亡の登記に關する事項

- 三、人の婚姻、出生、死亡の統計に關する事項
 - 四、出棺許可證の發給に關する事項
 - 五、出生證書の發給に關する事項
 - 六、其の他生命統計に關する事項
- (乙)防疫課
- 一、各種傳染病の豫防に關する事項
 - 二、法定傳染病の報告に關する事項
 - 三、法定傳染病の調査に關する事項
 - 四、法定傳染病の消毒に關する事項
 - 五、豫防接種の實施に關する事項
 - 六、檢疫に關する事項
 - 七、防疫の指導に關する事項
 - 八、狂犬病豫防注射に關する事項
 - 九、種痘人員管理に關する事項
 - 十、種痘生の開業許可證の發給に關する事項
- (丙)教導課
- 一、學校衛生の設計及び實施に關する事項
 - 二、衛生陳列室の設計及び管理に關する事項
 - 三、各項衛生刊行物の編製に關する事項
 - 四、衛生運動を行ふことに關する事項
 - 五、衛生の講演放送に關する事項
 - 六、其の他衛生教育の宣傳及び促進に關する事項

- 第十條 北京特別市公署衛生局には局長一人(簡任)を置く、市長の命を承け本規則第二條規定事項を綜理し並に所屬機關及び職員を監督す
- 第十一條 北京特別市公署衛生局には秘書二人(薦任)を置く、局長の命を承け本規則第四條規定事項を辦理す
- 第十二條 北京特別市公署衛生局には技正二人(薦任)を置く、局長の命を承け本規則第五條、第六條規定事項を分掌す
- 第十三條 北京特別市公署衛生局には科長三人(薦任)を置く、局長の命を承け各科事務を分掌す、但し第一科科長は秘書に於て兼任することを得
- 第十四條 北京特別市公署衛生局には股長八人(委任)を置く、長官の命を承け各股事務を分掌す
- 第十五條 北京特別市公署衛生局秘書室には科員二人、辦事員二人を置く、技佐二人を置く、化驗室には技士二人を置く、第一科には科員三人、辦事員四人を置く、第二科には科員四人、辦事員六人、檢査長一人、檢査員九人を置く、汚穢運搬自動車班には管理員一人、助理員一人を置く、肥料混合實驗場には管理員一人を置く、第三科には科員二人、辦事員五人、生命統計調査員十九人、醫員二人を置く、衛生陳列室には管理員一人を置く、均しく委員とし長官の命を承け各該室科の事務を辦理す
- 第十六條 北京特別市公署衛生局は書記十三人を雇用し清書事務

- を辦理す、練習生一人は化學實驗事務を助理す、看護士四人は醫員を助理す、醫員は衛生教育事務を辦理す
 - 第十七條 北京特別市公署衛生局は事務の必要に因り附屬各機關を設くることを得、其の組織規則は局長に於て議定し申請の上市長許可を與ふ
 - 第十八條 北京特別市公署衛生局は必要ある場合は各種委員會、研究會を設くることを得、其の組織規則は局長に於て立案議定し申請の上市長許可を與ふ
 - 第十九條 北京特別市公署衛生局辦事細則は局長に於て立案議定し申請の上市長許可を與ふ
 - 第二十條 北京特別市公署衛生局は局務の發展又は改善を謀る爲め局務會議を開くことを得、其の會議規則は別に之を定む
 - 第二十一條 本規則は市公署公布の日より施行す
- 第一回省市長會議 斯くて政府は茲に地方制度の確立を見たので進んで地方行政の刷新、地方財政の充實を圖る爲め、民國二十八年一月二十七日午後四時より北京外交大樓に於て初の治下省市長會議を開催した。王克敏行政委員長を初め各部總長並に蘇山西省長以下河北、山東、河南各省長、余北京市長、潘天津市長等出席し(一)金融財政問題、(二)治安問題、(三)各管下に於ける復興促進工作問題等に關し種々意見の交換をなし、各部總長より各所管事項に就き臨時政府の根本方針を述べ午後六時五十分散會。引續き第二日は二

- 十八日午後四時より外交大樓に開催したが、同日の會議に於ける討議事項は左の如くである。
- 一、王委員長提案 二十八年度より政府は各省豫算には補助をなせず、稅收は全部中央に送付すること
 - 二、内政部提案 各省の縣知事は極力人材を擇ぶこと、省長は管下縣長の成績を嚴重檢査し不合格者は訓練機關に入れて再教育すること
 - 三、財政部提案 二十八年度より各省稅收狀況は十日毎に財政部に報告すること
 - 四、治安部 各省は所轄縣下の自衛團、警備隊の機構を統一し其の強化に努力すべきこと
- 次いで第二日會議に引續き二十九日閉會式を舉行したが、同日の會議に於ける討論要項は左の如くである。
- 一、治安 各省市は住民自衛團、地方警備隊を整備し嚴重訓練を爲して日本軍と協力し土匪遊撃隊を掃除し以て住民の安寧と治安の恢復を圖ること
 - 一、財政 二十七年度は各省の治安不完全なる爲め臨時政府より行政費を補助したが、二十八年一月より補助金を停止すること
 - 一、建設 河北、河南、山東、山西の公路網を完成する爲め先づ幹線道路より之を行ひ四省は合同して道路を修理すること
 - 一、理事、各縣吏員 其の選定に留意し現任するものは再訓練を

第二回新支那現勢要覽

なすこと

一、文教 中小學校の復活を急ぐこと

縣知事訓練章程 而して右會議席上内政部より提案された各省縣知事、縣廳官吏の再教育に關して、臨時政府は同年一月二十八日縣知事の訓練章程を公布即日施行した。同訓練章程は十ヶ條より成るが其の概要左の通りである。

- 一、各縣知事は地方別に各班を結成し其の省公署所在地に赴き大體三週間の豫定で訓練を受ける
- 一、訓練項目は政府施政方針、新民知識、現行行政法規概要、現行自治制度、警政法規、現行租稅制度
- 右項目終了後各省重要問題を研究せしむ、訓練後の狀況其の他に就いては各省公署をして内政部に報告せしむ

尙ほ各省及び特別市公署が其の管轄下に特別規定を制定せんとする場合は人民の權利、自由、財産等に關係ある事項は總べて臨時政府行政委員會の許可を要することとし、一面中央の權力を各地方に徹底すると共に、他面人民の生命財産の保護に萬遺憾なきを期し、又地方稅制に就いても苛斂誅求に陥らざるやう整備の方針を決定した。(昭和十三年版參照)

以下各省別に地方制度整備概況を述べて置く。

七四〇

河北省 河北省は臨時政府成立と同時に其の管轄下に編入され民國二十七年一月二日河北省公署暫行組織條例を公布(昭和十三年版參照)し、省政府を保定に設置すると同時に一月六日高凌霨省長(臨時政府議政委員會委員兼任)以下の公署幹部を任命した(昭和十三年版參照)。然るに其の後高凌霨省長は、從來王揖唐内政部總長の兼任となつて居た職務委員會委員長に就任することとなつたので、民國二十八年五月九日附を以て河北省長を辭し、代つて吳贊周氏が省長に就任した。

二十七年末までは省政府の所在地たる保定ですら毎夜の如く匪國の襲撃があつたが、我が軍の不斷の肅清工作は鐵道沿線のみならず奥地にまで徹底し治安工作は著しく進捗した爲め現在は非常に良好となつてゐる。其の一證左として匪團の妨害事故を二十七年と比較して見ると左の如くである。

鐵道爆破運轉妨害	廿七年八月中	廿八年五月中
通信妨害	三五	一
其他	三六	二
其他	八	ナシ

河北省内百三十一縣中、現在縣長の任命されてゐないのは事實上住民の居ない二縣のみで、全省下に亘り臨時政府の威令が行はれて

ゐる。又宣撫工作の徹底により人口も大體事變前に復歸したのみか却つて増加したものが三十一縣の多きに達してゐる。

經濟開發の方面に就いて見れば、河北産業の王座を占むるものは棉花であつて、棉花は北支各省中の主位を占めてゐる。西河區(在來棉、省内西南部平地) 御河區(御河棉、津浦線一帶) 東北河區(米棉系、京山線以北、長城以南)に三大別され品質も優良で天津紡績工業の主要原料となつてゐる。炭礦には開灤、井陘、門頭溝、正豐、柳江、長城、怡立、臨場等があり、鹽田としては豐財、蘆台の二鹽場を中心とする長蘆鹽を有してゐる。石炭、鹽に就いては北支重要産業として何れも日支經濟提携の見地に立つて夫々増産の計畫が進められてゐる(重要資源開發の項參照)外、更に天津を中心として事變前活況を呈してゐた製粉、紡績、毛織、絨氈、油類、漆石鹼、蠟燭、製紙、皮革其の他の化學工業等の大部分は何れも事變前を凌駕する状態であり、自動車道路の建設其の他の交通機關の發達と相俟つて目覺しい建設工作が進められてゐる。

河南省 事變前の全省人口は三千九百萬人と云はれてゐたが、此のうち北部(豫北)豫とは河南省の意) 東部(豫東) 地區は河北省に先んじ民國二十六年十一月二十七日蕭瑞臣氏の下に彰德に於て

自治政府が組織され、二十七年四月臨時政府管下に編入された。豫南、豫西兩地區には今尙ほ國共の敗殘兵が蟠踞してゐるが、豫北、豫東は治安も恢復し、豫北十七縣中八縣、豫東二十五縣中十四縣には既に縣長が任命され、其の他の地區に就いても皇軍の治安工作の進捗に伴つて漸次臨時政府の威令が行はれんしてゐる。

省長には前述の如く當初蕭瑞臣氏が任命されたが、現在では四治銀行の總務として河南財界に重きをなして居り又吳佩孚氏とも親交のある彰德出身の陳靜齋氏が就任し、省政府も彰德から開封に移された。産業方面に於ては農業が壓倒的であつて、彰德附近に炭礦を見る以外、工業方面に於ては未だ未開發の状態にある。且つ從來は農産物の七割までが上海市場に出廻り其の三割が天津、漢口に出廻つてゐる殆んど中南支の經濟圏内にあつた。然し乍ら河南省の臨時政府編入により今後は北支經濟圏に編入されるに至り、事變を契機として産業經濟界に一轉機を劃さんとしてゐる。而して主要農産物としては落花生、桐材、豆油等が著名であつたが、我が現地各機關の指導によつて棉花、炭礦、製粉、製油、電燈等の各事業が急速に發展しつつある。

治安に就いては蔣介石政權の國共軍が隴海線の鄭州から陝西省境

の潼關に至る線に配置されてゐるが、皇軍の掃蕩戰によつて大打撃を受け僅かに蠢動してゐるに過ぎない。一方吳佩孚將軍を委員長とする綏靖委員會は開封を本據として居り、又歸徳には張鳳峯中將を軍長とする約五千の剿共軍が我が軍と協力してゐる外、民間の紅槍會、平會等も結成され治安の確立に當つてゐる。斯くて河南省に於ける我が軍占領地區の治安は日と共に肅清されつゝあるが、我が軍に協力して河南の地を敵遊撃軍や土匪來襲から完全に救はんとする河南省豫東地區の各自衛團の結成式が民國二十八年八月四日開封で盛大に舉行された。右各自衛團は我が軍指導の下に各地の町村を守り或は敵匪攻撃に積極的に乗出すものであるが、右各自衛團は省内各縣を各區に分ち保衛するもので、團員は土地家屋を有する土着の省民より成り、十七歳より五十歳迄の男子を常備軍とし常に訓練指導を受けるものである。此の自衛團は曩に實施した保甲連座法と共に敵の侵入を防ぐと言ふ鐵壁の陣を張るものである。

山東省 濟南に於ては民國二十七年一月一日、青島に於ては同月十七日夫々治安維持會が組織され、其の後間もなく山東全省臨時政府の傘下に入り、三月五日濟南に省公署が設立され、全省を魯(山東省の意)東、魯南、魯西、魯北の四道に分ち、其の下に百五縣

あり、道公署並に縣公署を組織した。山東省長には二十七年四月四日馬良氏が任命されたが、其の後民國二十八年一月十三日附を以てして財政廳長唐仰杜氏が就任した。又臨時政府は山東省の秩序回復に伴ひ、同省地方治安の特質に鑑み二十七年六月羅贊泰氏を主任として駐魯辦事處を設けた。民國二十七年までは縣知事の任命された縣は百五縣中僅かに三十七縣に過ぎなかつたが、二十八年六月末現在では全然任命されないのは二十二縣に過ぎざる状態にあるので、皇軍の討匪完了を待ち全縣に縣知事の任命を見るのも遠くはないものと見られてゐる。即ち民國二十八年六月現在に於ける知事任命縣數は左の如くで、之を以て見ても治安の程度、臨時政府の勢力の浸透程度を如實に語るものである。

道名	縣數	知事任命縣	未討伐縣
魯東	一五	七	八
魯南	二一	二〇	一
魯西	三二	二三	九
魯北	三七	三三	四
計	一〇五	八三	二二

斯くて山東省の一般情勢は從來の不安氣分を一掃して省政も一段

と充實を加へ、各縣業績も左の如き進展を示すに至つた。

- 一、省政の充實 豫て缺員中であつた省公署秘書長には晉延年氏が就任し、各道の縣知事も夫々任命され行政機關の充實を見るに至つた。
 - 二、新民會活動 省政の進展に呼應し北京より新民會指導部山崎業務課長等が濟南に赴き山東省新民運動として過去の國民黨軍閥並に戰禍に喘ぐ農民の復興を第一として(イ)模範村の設置(ロ)農村の自力更生運動の振興等によつて新民精神に基く農村更生運動の實行に當つてゐる。
 - 三、治安工作の進展 治安工作は山東省の根本的問題として特に重視されるが、各縣及び鄉村に於ける自治的保衛隊の組織が着着として進行してゐる。
 - 四、宣慰專委の派遣 省公署では日本軍との眞の諒解提携の實を期する爲め省長直轄下に宣慰專委を任命し、各方面に派遣せしめて日華共同により省内治安の維持に努めてゐる。
- 産業に就いては山東省は鑛業資源に恵まれ金剛石、金、銀、銅、鐵、鉛、錫、水晶、礬土頁岩、石棉、硝石、雲母、ガラス原料、螢石、滑石等多くの鑛石を藏してゐる。石炭に就いては、
- 膠濟沿線 一、三〇九百萬噸
新泰 一四〇
嶧縣 一一〇

費縣

九〇
一、六五九

と云はれ、炭田は殆んど全部支那兵に爆破されたが、急速に復舊工事が進められ、二十八年に入り日産四千噸を産するに至り、晝莊は中興公司に、新泰は興中公司に何れも軍管理として委任經營されてゐる。其の他主なる事業に就いて見ると、

- ◇金鑛 玲瓏、樓霞、平度、文登、牟平各金鑛が採掘されてゐる。
- ◇鐵鑛 金額鑛(埋藏量一、三七〇百萬噸含有量五五%)は日鐵の指導下に滿洲工廠によつて十萬噸生産計畫が進められてゐる。
- ◇紡績 仁豐、魯豐、成通(合計錠數六、三〇〇錠)は軍管理工場として鐘紡、東洋紡、豐田紡三社の委任經營となつてゐる。
- ◇製粉 八社中、一社は日清製粉に、三社は三井系の三吉公司の委任經營となつてゐる。
- ◇セメント 磐城セメントが製造を開始した(年産能力五千噸)
- ◇製糸 資本金三百萬圓で日支合辦の會社を設立計畫中である。

其の他マッチ、製糖、火藥、電氣等資本金一萬圓以上の邦人商社は三百二十社に及び、邦人の進出著しきものがある。事變前は山東省在留邦人は二千數百名に過ぎなかつたが、現在では一萬六千六百名に及び濟南の如きは毎月五百名づゝ増加すると云はれてゐる。

交通方面より見るも之を民國二十七年と比較するに左の如く驚異的躍進を示し、津浦線は既に二十八年六月から夜行列車まで開通し膠濟線も亦夜行列車の計畫が進められてゐる。

	二十七年三月	二十八年三月
旅客収入	五三、九二二圓	一、四八九、四九三圓
貨物収入	一八、一四九	二、二二四、一九八

道路に就いても津浦、京漢兩線を結ぶ六千二百料の大國道の建設が行はれてゐる。

山西省 山西省は民國二十六年十二月十日、八百萬民衆の總意により蔣政權より離脱し、自治政府樹立を宣言、其の後漸く治安の回復を見るに至つたので、臨時政府では愈々山西省を正式に其の治下に編入することに決定、民國二十七年六月二十日蘇體仁省長以下山西省公署の各廳長、參事、參議を任命發表し、次いで同二十七日太原に於て省公署成立式並に省長就任式を舉行。茲に山西省は完全に臨時政府の管轄下に置かれたのである。(昭和十三年版參照)

而して其の後内政の整備に努力した結果、省内百五縣の内約五十の縣公署が設置されるに至つたが、更に我が部隊の間斷なき殘敵掃蕩により山西省内の治安は全面的に確立しつゝある現狀に鑑み、山

西省公署では全省を三道に分ち道公署を設置して地方行政の徹底を期することに決定、民國二十八年五月臨時政府令を以て左の如く道公署所在地並に道別の發表を見た。

- ◇雁門通 昔陽、壽陽、榆次、徐溝、清源、靜樂、嵐縣、興縣の以北にして道公署所在地は榆次縣とす
- ◇河東道 平順、潞城、屯留、安澤、浮山、襄陵、鄉寧、吉縣の以南にして道公署所在地は連城縣とす
- ◇冀寧道 河東道と雁門道の中間各縣を以て之に充て道公署所在地は臨汾とす

從來山西省は邊陲の地なるを以て治安は完全と云ひ得なかつた。それが爲め治安確立に如何に皇軍が活躍したかは、民國二十七年三月から二十八年三月までの戦闘回数四千三百三十三回、敵の延兵力百九十七萬七千六百六十四人、敵に與へた損害約十五萬九千五百人と云ふ點を見ても概要を推察することが出来る。併も現在では皇軍に歸順し、治安工作に協力してゐる支那軍四萬を數へてゐる。斯く治安の恢復に伴ひ邦人の進出も亦夥しい數に上つてゐるのである。即ち事變前に於ける太原の邦人は僅か十七名に過ぎなかつたが、現在では八千名の多きに上つてゐる。

産業方面に就いては嘗て閻錫山が山西開發十ヶ年計畫を樹立、そ

れにより設立された工場四十六の内紡績四、毛織一、製粉五、炭礦五、製鐵一、鐵鑛一、發電八、製紙一、機械修理二、皮革一、曹達一、煙草一、マツチ三、煉瓦一、印刷一、火藥一、製鹽一、洋灰一

製材一、計四十の工場は現在軍管理の下に復活運轉されてゐる外、大倉鑛業では代縣の砂金鑛開發を計畫、既に年産三千萬圓を目標に準備を進めて居り、又太原の製鐵所も二十七年十一月十八日火入れを見た。鐵道に就いては太原・大同間の廣軌改造工事は既に二十八年六月中旬完成し、正太線の廣軌改造も着々進行中である。たゞ金融方面に於て山西票の回收が未だ豫定通りの進捗を示してゐないが聯銀の進出により回收完了も要するに時の問題となつてゐる。

北京特別市 北京は臨時政府の首都として政府成立と同時に特別都市に指定され、初代市長には江朝宗氏が任命されたが、江氏は其の後辭任したるにより、民國二十七年一月六日余晉蘇氏が任命された。而して臨時政府は將來産業經濟の開發に伴つて北支各都市の飛躍に備へ、建設總局都市局に於て主要都市に就き十ヶ年計畫を以て都市計畫案を樹立、民國二十八年度に豫算約二百六十萬圓を計上した。北京市都市計畫の概要は左の如くである。

正陽門を中心とし通州、南苑、良鄉附近永定西方約六料地點を含む

む東、西、北各三十料、南約二十料の廣大なる地域を劃して二十八年後の人口二百五十萬を豫想し、政治、軍事、産業、學術、觀光の都市として整備する。

天津特別市 臨時政府成立後首都北京と共に特別行政區に指定され、初代市長として高凌霨氏が就任、高氏辭したるにより潘毓桂氏が任命されたが、潘氏も亦病氣の爲め辭任したので民國二十八年四月二十四日代理市長たりし溫世珍氏が就任した。

天津市も亦北支經濟都市としての將來の發展に備へ、民國二十八年に入り特三區(舊ロシア租界)を中心として特一區(舊ドイツ租界)及び天津東停車場北部に亘る新市街建設計畫が決定した。即ち天津新市街建設は飛行場跡を中心として特三區下流部、特一區及び天津東站北部に二百五十萬平方料の大都市計畫を施し商業住宅地は勿論、經濟中心地、政治機關の一部をも悉く移轉、特三區及び其の下流部には埠頭を建設、工場地は主として右埠頭の下流部となし、新市街と舊市街との連絡には英租界外側を迂迴し白河には河底式を以て特三區新市街に通ずる道路を敷設せんとするもので、民國二十八年度二百五十萬圓、三ヶ年繼續總經費一千三百五十萬圓を計上、道路の一部特三區の新市街の一部河川工事は既に着手されてゐる。

青島特別市 臨時政府は青島市の治安全く回復したので、特別市制を實施することとなり、民國二十八年一月九日附を以て特別市令を發表、翌十日より實施した。而して青島特別市公署成立式は同日午後二時から同市舞鶴海岸通りの大禮堂で舉行され、日支兩國の官民代表、各國領事、市民代表等三百餘名參集、先づ新市長趙琪氏が就任宣言を朗讀し、我が外務、陸、海軍各大臣、臨時政府王委員長、維新政府梁院長始め各方面の數百に上る祝辭が讀み上げられ、最後に市民代表の祝辭があつて午後三時歴史的式典の幕が閉ぢられた。因に青島特別市の成立に關する青島治安維持會の發表並に青島特別市組織大綱は次の通りである。

青島治安維持會發表

一月十日を以て中華民國臨時政府より青島特別市條例が發布せられ、同特別市政府が成立することとなり、青島治安維持會長趙琪氏が市長に任命された。特別市の組織は總務、社會、財政、建設、警察、教育、衛生、海務の外に市政計畫、都市計畫、經濟建設の三委員會を設置し、議決諮問機關としては別に市長直屬の市政委員會が置かれることになつた。(一月九日)

青島特別市組織大綱(二十八年二月二十五日公布)

第一章 總 則

- 第一條 青島は特別市となし中華民國臨時政府に直隸す
- 第二條 特別市の區域は臨時政府令を以て之を定む
- 第三條 特別市の區域變更は市長市政會の議決を経て臨時政府に呈請し之を定む
- 第四條 特別市の區域は分ちて市部及び郷部となす、市部及び郷部の規定に關しては市令を以て之を定む
- 第五條 特別市は法令の範圍内にありて市單行規則を制定することを得
- 第六條 特別市は市單行規則は一定の公告方式に依り之を公布す
- 第七條 特別市公署には市長一人を置く
- 第八條 市長は中華民國臨時政府之を任命す
- 第九條 市長は特別市を代表し市政を綜理し所屬機關及び職員を指揮監督す
- 第十條 特別市公署の職員は簡任官及び薦任官以外は市長之を任命す
- 第十一條 市長非常事變或は防衛を處理するに當り兵力を要する時は近隣に駐紮する軍事長官に對し派兵を請求し幫助辦理することを得
- 第十二條 特別市公署には左記各局を設く

總務局

社會局

- 警察局
- 財政局
- 經濟局
- 教育局
- 建設局
- 衛生局
- 海務局
- 鄉政局

第十二條 總務局、

- 一、法令の起草編纂及び審査に關する事項
- 二、涉外事項
- 三、特別市の豫算に關する事項
- 四、特別市公署の會計及び庶務に關する事項
- 五、特別市公署の用度に關する事項
- 六、市職員の人事に關する事項
- 七、公文、印鑑及び往復文書の保管に關する事項
- 八、市の機密に關する事項
- 九、政府と市政會及び其の他機關との關連事項
- 十、特別市公署内各局事務の連絡調整に關する事項
- 十一、其の他各局に屬せざる事項

第十三條 社會局の掌理事項左の如し

- 一、公益、慈善及び福祉に關する事項

第十四條 社會局の掌理事項左の如し

- 二、糧食の蓄積及び調整に關する事項
- 三、禮式、風俗及び宗教に關する事項
- 四、農工礦商各業の改良及び保護に關する事項
- 五、造林、墾牧及び漁獵の改良及び保護に關する事項
- 六、寺廟の登記及び監督に關する事項
- 七、勞工行政に關する事項
- 八、互助事業の組織及び指導に關する事項
- 九、公私團體の指導監督に關する事項
- 十、民營公共事業の監督に關する事項
- 第十四條 警察局の掌理事項左の如し
- 一、戸口調査及び人事登記に關する事項
- 二、公安に關する事項
- 三、新聞紙及び出版物に關する事項
- 四、消防に關する事項
- 五、交通管理に關する事項
- 第十五條 財政局の掌理事項左の如し
- 一、特別市財政の收支豫算及び決算の編成に關する事項
- 二、市有財産の管理及び處分に關する事項
- 三、市取扱事業の經營及び管理に關する事項
- 四、土地行政に關する事項
- 五、金融及び財務に關する事項
- 六、民有不動産の登記に關する事項

第四編 第一章 第三節 地方制度の整備

- 第十六條 經濟局は經濟産業に關する事項を掌理す
- 第十七條 教育局は教育及び其の他文化事項を掌理す
- 第十八條 建設局の掌理事項左の如し
 - 一、都市計畫に關する事項
 - 二、道路、橋梁、河堤、溝渠及び其の他公共の土木工事に關する事項
 - 三、市有家屋、財産、公園、體育場、公衆墓地等の建築、修繕監督及び保護に關する事項
 - 四、建築物の改良及び取締に關する事項
- 第十九條 衛生局の掌理事項左の如し
 - 一、公衆衛生に關する事項
 - 二、醫藥行政に關する事項
 - 三、保健及び防疫に關する事項
 - 第二十條 海務局は水路、港灣、船舶、船員、領港、航路、標識及び其の他水運に關する事項を掌理す
 - 第二十一條 郷政局は郷部行政に關し別に規定する所の事項を掌理す
 - 第二十二條 局には局長及び副局長各一人を置く、局長は市長の命を承け所屬職員を指揮監督し局務を掌理す
副局長は局長を補助し局務を處理す
 - 第二十三條 市長事故ある時は總務局長に於て之を代理す、總務局長亦事故ある時は局長中資格高きものに於て之を代理す

- 第二十四條 各局の組織規則に關しては市令を以て之を定む
 - 第二十五條 特別市公署には顧問一人及び輔佐官若干人を置く
顧問は直接に市長を輔佐す
顧問及び輔佐官は市長に於て之を招聘す
 - 第二十六條 市職員の任免、職務、給與及び規律の規定に關しては明令、規定にあるもの以外は適宜之を定む
 - 第二十七條 市長は事務上の必要に鑑み技術員及び其の他専門家を聘用することを得
- 第三章 市政會
- 第二十八條 特別市には市政會を置き市政會の會員は市長、顧問及び市政委員を以て之に充つ
 - 第二十九條 市政委員は八人と定め市長に於て之を選任す
 - 第三十條 市政委員の任期は二年とす、但し重任することを得
 - 第三十一條 市政委員は名譽職となす、但し職務に因り必要とする費用の支給を受くることを得
 - 第三十二條 本大綱に規定ある以外の左記事項は市政會の議決を経べし
 - 一、本大綱の改廢に關する事項
 - 二、市令及び市單行規則の制定及び改廢
 - 三、特別市の豫算及び決算
 - 四、市費を以て支出する事業の管理經營
 - 五、政府間との重要關連事項

- 六、市税使用費、手數費及び賦課の決定及び改廢
 - 七、市債の募集或は其の條件の變更
 - 八、市基本財産の設定並に管理及び處分
 - 九、重要不動産の購入及び處分
 - 十、蓄積保存の金穀の設置及び管理處分
 - 十一、財産及び營造物の管理方法の決定
 - 十二、市公署機關の權限爭議及び裁定
 - 十三、市重要職員の人事
 - 十四、其の他市政上の重要事項
 - 第三十三條 市政會は毎月少くとも一回開會、市長に於て之を召集す
 - 第三十四條 市政會議の細則に關しては市令を以て之を定む
- 附 則
- 第三十五條 本大綱は公布の日より施行す

尙ほ青島も都市計畫を樹立、北は滄口、李村、東は辛家莊、麥島一帯に亘るもので、人口百五十萬を目標とし北支重要港市として一切の施設を附帶せしむることになつてゐる。港の吞吐能力は約四百萬噸であるが、新埠頭出現の上は千百萬噸の能力を有することゝなる。青島も亦邦人の進出目醒しく、現在二萬三千五百名に達して

居り、事變前を遙かに凌駕してゐる。事變に最も打撃を受けた紡績工場も大部分復舊した。(紡績の項参照)

徐州其他 徐州は江蘇省に屬し北支四省外であるが、隴海線以北は大體臨時政府の勢力下に置かるゝに至つたので便宜上こゝに述べて置く。即ち徐州は皇軍の攻略後治安の回復と共に市民は續々と城内に復歸するに至つたので、民國二十七年六月三日李露堂氏を會長として徐州治安維持會を設立、盛大なる成立式を舉行した。

而して徐州治安維持會は治安回復と共に愈々文東街に徐州民事審判處を設置することに決定、九月一日より事務を開始した。同處は一般民事審判並に不動産管理登記等に當つてゐるが、之と同時に政務局を設置し經濟機關の中心たる總商會と共に諸般の建設工作に着手した。尙ほ初代治安維持會長李露堂氏は病氣の爲め辭職したるに依り、新たに新海春氏が任命され、新氏は銳意復興に努むる所あり治安も略ほ回復したので、臨時政府に合流することゝなり其の管轄下に入つた。徐州は津浦、隴海兩鐵路の要衝地として政治、軍事上の中心地たらしむべく、人口約五十萬を目標として都市計畫が樹立された。

其他石家莊は人口三十萬を目標に軍事上の要地たることを主眼

とし、太原は將來の人口五十萬を目標とし山西省の政治並に工業中心地たらしむることとし、又濟南は人口七十萬を目標に政治軍事並に工業の中心都市たらしむべく夫々都市計畫が樹立された。

第四節 軍事、治安

防共軍の養成 臨時政府は其の基礎の確立に伴つて、當然自己の軍隊を持ち、治安維持に當るの必要があるは勿論であるが、更に進んでは將來我が軍と協力して防共の第一線に立つべき使命を負ふものとして、創立以來着々軍事機關の整備、防共軍の養成に當つてゐる。其の狀況を示せば左の如くである。

陸軍官學校新設 臨時政府は將來防共の大膽の下に皇軍と協力し、中國を護るべき陸軍將校養成の機關として、陸軍軍官學校を設立するに決し、民國二十七年五月十日通州南門外の同校に於て日支要人多數を迎へて盛大なる開校式を舉行した。齊燮元學校長（治安部總長兼任）の挨拶に次いで來賓の祝辭、學生の答辭等があつて正午閉式、約百名の新學生は同所に於て一ヶ年間防共親日の根本思想に立つ軍事訓練を受くることとなつたが、政府は更に同月二十八日には陸軍軍官學校組織條例及び教育綱領を公布し

教育綱領は民國二十八年六月十五日左の如く修正の上公布した。

修正陸軍軍官學校教育綱領（二十八年六月十五日公布）
第一條 本綱領は陸軍軍官學校組織章程第七章の規定に依り之を定む

第二條 陸軍軍官學校教育の目的は短期内に完全なる軍官を養成し以て初級軍官の補充に備ふ

第三條 學生の修學期は一年となし三學期に分ち第一學期は三個月、第二學期は三個月、第三學期は六個月とす

第四條 各學期の進度は第一學期に新兵教育典範令と術科とを完成し須らく相輔け尙進んでそれを徹底明瞭ならしめ以て軍事學の基礎を固めしめ更に體育を重視し以て其の強健なる體格を養成すべし、第二學期には軍士教育を完成し並に授くるに教程を以てし典範令の實地講義及び實施を重んじ學術をして融合一體たらしめ活用に適せしむ、第三學期には授くるに初級軍官として有すべき軍事の學識、注意、戰鬥原則の研究と運用とを以てし其の指揮能力を充實し軍隊の骨幹たるに堪ゆるものたらしむ

第五條 教育年限短かきに因り教育の時間増加を計り以て其の不足を補ふべし、平日の教育時間は七時間を以て最小限度となす

第六條 日本文、日本語を重視し卒業後軍用圖書を閲讀し普通會話をなし得る能力を會得せしむ

第七條 各教程の編纂は士官學校の教程を基準となし教導學校の教程を參考とすべし、凡そ必要な教材は須らく搜索遺漏なからしめ之を編輯すべし、第二學期開始前一個月部に申請許可の上施行す

第八條 每學期授業時間の區分は校長、教務長に於て教授部長及び學生隊長を督命し詳細なる計畫の下に妥當に分配すべし、學期開始前部に呈し査核す

第九條 各項課程は各教官に於て繁簡を酌量し教授を適切にし努めて學理の精髓に徹通せしめ應用の要旨を會得せしむべし

第十條 各項の教育細則及び教育計畫は校長、教務長に於て組織章程及び本綱領に従ひ責任を以て教授部長をして之を製成せしめ議定し實施前に部に申請査核す

第十一條 總ての學術科の實施進度は夫々表を造り期に依り部に申請の上査核すべし

第十二條 本教育綱領は公布の日より施行す

下士官並に憲兵養成機關 更に下士官養成機關たる教導團に就いても民國二十八年二月十日清河鎮に於て開團式を舉行した。同團は現在團員一千名二大隊八中隊を有し、修業年限は半ヶ年、團長には陸軍中將劉鳳池氏、副團長には歩兵大佐小坂高義氏が任命され指導に當つてゐるが、將來の新支那軍の根幹たるべき下士官を養成してゐるのである。又憲兵養成の機關として百五十名を收容する憲兵學校も設立することに決し、同日右學生の募集を發表

したが、教導團組織章程、陸軍憲兵學校規則の内容左の如し。

陸軍軍士教導團組織章程（二十八年三月十四日公布）

第一條 陸軍軍士教導團は各兵科軍士を教育し並に學兵を考選し各兵科の軍士補充を造る所となす

第二條 陸軍軍士教導團の教育綱領は治安部に於て之を制定す

第三條 陸軍軍士教導團は治安部に隸屬す

第四條 陸軍軍士教導團は教育綱領に按じ教則を擬定し部に呈し核准施行す

第五條 陸軍軍士教導團は分ちて本部及び第一、第二兩大隊となし其の系統編制は附表第一、第二の如し（附表略）

第六條 教育の期限は左の如し

軍士の教育期限は概ね五個月となし毎年兩期に分ち入隊す

學兵の教育期限は概ね十個月となす、治安部總長必要ある時は其の期限を延長或は短縮することを得

第七條 團長は治安部總長に直隸し全團一切の事務を總理す

第八條 副團長は團長を輔佐し全團一切の事務を處理す

第九條 大隊長は大隊を統率し團長の命を承け本大隊の教育訓練を掌理す

第十條 大隊は大隊長を輔佐し其の本大隊の一切の教育訓練を指導監督す

第十一條 中隊長は大隊長の命を承け教育を擔任す

第十二條 區隊長は中隊長の命を承け教育を分擔す

第十三條 副官、團附、軍需、軍醫、司藥、書記、譯務官は各其の所屬長官の命を承け其の分擔すべき業務を掌理す
 第十四條 軍士と學兵とは均しく團に住宿すべし、其の修業に需要する一切の兵器、被服、圖書用具及び消耗品等は均しく官署に於て之を貸與又は發給す
 第十五條 軍士と學兵とは事故に託し自ら退學をなすことを得ず
 第十六條 軍士及び學兵にして左記の一を犯すものは即時退斥すべし

一、軍紀を紊亂し屢々法規を犯すもの
 二、品行端正ならず改悛の見込なき者
 三、學術成績不良にして卒業の見込なき者
 四、傷疾疾病に因り修業する能はざる者
 五、前項各項の外軍士に充當するに堪へざると認むる者
 第十七條 軍士及び學兵中傷疾、疾病或は其の他事故に因り修學期に所定の學術科を修得する能はざるも修學の見込ありと認むる者は期限を延長せしめ或は下期に下げ之を補習せしむることとす
 第十八條 前二條の規定に違反する者は團長に於て須らく部に呈し核准の後それを退斥し或は下期に降すこととす
 第十九條 教育期滿了せば團長に於て試験科目順序を定め部に呈し核准の上施行す、其の試験合格者には卒業證書を發給す、各部隊に分發し軍士を以て服務せしむ、其の各隊より選送する者

は仍ほ原隊に歸る

第二十條 修學期限を延長する軍士と學生に對しては即ち前條の規定に按じ辦理す
 第二十一條 學兵にして團にある期間中は毎月手當費五元を支給す、其の各部隊より選送する者は仍ほ原給を支給す
 第二十二條 陸軍軍士教導團の經費豫算表及び編制係給表は附表第三、第四の如し(附表略)
 第二十三條 本章程にして未だ事宜を盡さざるものあれば隨時部に呈し之を修正することを得
 第二十四條 本章程は公布の日より施行す
 陸軍憲兵學校規則(二十七年九月九日公布)
 第一條 陸軍憲兵學校は憲兵科將校、軍士、學兵を教育訓練し憲兵實務に必要な學術を修得する所となす
 第二條 陸軍憲兵學校の教育訓練は分つて學員、軍士、學兵の三種となす
 第三條 學員は憲兵將校を以て之に充て憲兵科將校として必要な學術を修得せしめ其の修學期間は概ね六ヶ月と定む
 第四條 軍士は概ね各隊より之を選充し憲兵軍士及び憲兵上等兵として必要な學術を修得せしめ其の修學期間は約四個月と定む
 第五條 憲兵を補充する爲め初級中學を卒業し憲兵志願者にして試験に合格せる後學兵に任命し授くるに一年の教育を以てす

第六條 前記三條の教育期間は其の必要に按じ治安部總長之を伸縮することを得
 第七條 所要の學員軍士學生の採用人員數、入校期日及び採用の手續は治安部總長に於て之を定む
 第八條 各種教育の實施は教則に依り之を定む
 第九條 學校には教授部及び學生隊を設置す、教授部は各種學生の學科及び實務教育並にそれに關聯ある訓育を擔任す
 第十條 學生隊は各種學生の訓育及び術科教育を擔任す
 第十一條 校長は治安部總長に隸屬し校務を總理す
 第十二條 副官は校長の命を受け校務を掌管す
 第十三條 學校附は校長の命を承け各其の擔任の業務を掌る
 第十四條 教授部長は校長の命を承け學科及び實務教育を統理し

校長
 副官
 學校附
 教授部長
 教官
 學生隊長
 學生隊副官
 學生隊附

第四編・第一章・第四節 軍事、治安

並に關聯の訓育事項を分擔す
 第十五條 教官は教授部長の命を承け學科及び實務教育並に關聯の訓育事項を擔任す
 第十六條 學生隊長は校長の命を承け學生隊を統率し學生の訓育及び術科事項を擔任す
 第十七條 學生隊附は上官の命を承け其の職掌する所の各項業務を擔任す
 第十八條 軍士及び學兵は校内寄宿舎にあるべし、修學期間内必要とする兵器、被服、圖書、器具及び消耗品等は之を貸與或は支給することを得
 第十九條 學員、軍士及び學生は任意に退校することを得ず
 第二十條 學員、軍士及び學兵にして若し左記各項に違反する者は退校せしむべし
 一、新民精神を遵奉せざる者
 二、校規を紊亂し屢々過失を犯したる者
 三、品行端正ならずして改悛の希望なき者
 四、學術成績不良にして卒業の見込なき者
 五、傷疾疾病に因り修學の繼續に堪へざる者
 六、前記各項以外將來憲兵將校、憲兵軍士及び上等兵として養成するに不適と認むる者
 第二十一條 學員、軍士、學兵中傷疾疾病或は其の他事故に因り教育期間に所定の學術を修得する能はずと雖も尙ほ希望あり

と認めらるゝ者は所要の期間に於て補習せしめ或は下期の學員軍士、學兵に伍せしむることを得

第二十二條 前記二條の事情ある時は校長は其の事由を治安部總長に具呈し核准の上之を處理す

第二十三條 校長は各種學生の修業期満了の時は其の修學成績表を造り呈請し治安部總長の核准を得たる後其の卒業者に卒業證書を發給し各々を所屬部隊に歸らしむ

第二十四條 校長は學員、軍士、學兵に適當期間の休暇を給與することを得

第二十五條 本規則は公布の日より施行す

軍事顧問任命 臨時政府治安部軍事顧問に就ては曩に其の輔佐官として山口大佐が任命されたが、軍事顧問は空席となつてゐたので、政府は我方と協議の結果永津少將に委嘱することに決定を見、同少將は民國二十七年七月二十九日着任した。斯くて湯澤行政、大達法制、永津軍事の三顧問が茲に顔を合せ、臨時政府治政の大綱に關する技術的援助並に精神的指導を與へて新生政府の育成に邁進することになつた。

軍警の現状 斯くして軍事顧問部の適切なる指導下に軍隊養成機關の整備と相俟つて、臨時政府管下の軍隊、憲兵隊及び警察官は全く昔日の面目を一新しつゝあるが、政府は更に軍官隊、警察訓練

所を新設すると共に修械所、陸軍病院、被服廠も開設すべく準備を進めてゐる。又軍警行政に就いては治安部で總括し、總務、建制、教練、警政、經理の五局に分ち軍警行政の完璧を期してゐるが、民國二十八年六月現在に於ける軍警狀況並に軍官隊組織暫行規則、軍官隊教育綱領、憲兵暫行規則、治安部警政局組織規則、警察訓練所組織規則の内容は左の如くである。

民國二十八年六月現在軍警狀況

- ◇軍隊
- (イ)兵力 臨時政府所屬の現有軍隊としては警防隊、三聯隊、憲兵三大隊で其の人員は約五千名である。
- (ロ)警防隊 民國二十七年三月以後北寧、津浦、京漢の各鐵道沿線に分散配置して皇軍と協力警備に當つたが、同年末には冀東内四縣の肅清工作に當り充分なる成果を收めた。一方津浦、京漢沿線を中心に警防隊に執拗な抵抗を試みた共產、抗日匪團も警防司令の掌握力の強化と一般情勢の好轉により、背叛逃亡事件も絶無となり、兵の素質も著るしく向上し近く治安軍と改稱せられることになつてゐる。
- (ハ)憲兵 邵文凱中將を憲兵司令とする憲兵は、北京附近を主力に一部を通州、清河鎮、天津、冀東に分散配置してゐる。
- (ニ)治安軍の建設 皇軍に協力すると共に臨時政府管内の治安警

備に當る爲め、前記の如く新たに治安軍と稱する軍隊を建設することになつた。

◇剿共軍

- (イ)兵力 臨時政府より正式に歸順を認められ、固定軍費と制服を支給せられてゐる歸順部隊を剿共軍と稱するが、其の數は現在約二萬である。
- (ロ)剿共部隊の行動 剿共第一路(李英) 同第二路(崔培德)及び李臺支隊、金億山支隊等は石家莊より彰德に到る間の地區を警備、第三路(張宗援)軍は東部山東省に、第四路(張步雲)軍は諸城、平度兩縣の警備に、徐海民團軍第一支隊(李冠英)同第二支隊(劉福龍)は徐州と海州との中間地區にあつて皇軍と協力し警備に當つてゐるが、何れも素晴らしい成績を擧げてゐる。

(ハ)剿共部隊の改編 剿共部隊も將來は治安軍(正規軍)として改編に決定してゐる。

◇警察

- (イ)人員 臨時政府管内の警官は約五萬數千人、内警察隊員は約一萬數千人である。
- (ロ)一般警察の強化 事變の爲め一旦潰滅せるものを皇軍の占據と共に急遽再建したもの多く、素質も元來不良であつたが治安維持の爲め警察の整備強化を必要とする關係上、各道に警察訓練所を開設、再教育して之が向上を圖つてゐる。

陸軍軍官隊組織暫行規則(二十八年一月廿六日公布)

- 第一條 陸軍軍官隊は効力ある軍官を考查採用し必要なる軍事學術を授け(最も剿匪警備事項に重きを置くべし)其の精神意志を統一し連長以上各級軍官を養成する所となす
- 第二條 陸軍軍官隊は治安部隊に隸屬す、場所は暫く通縣陸軍軍官學校内に設く、其の隊長は軍官學校校長之を兼任す
- 第三條 陸軍軍官隊の學員數は暫く百七十名と定む
- 第四條 陸軍軍官隊の編制は附表第一の如し(附表略)
- 第五條 考查報告に於て軍官隊の軍官として具備すべき資格左の如し
- 一、曾て陸軍大學校或は外國軍官學校に留學せるもの及び保定軍官學校の卒業者
 - 二、保定陸軍軍官學校と同等の陸軍軍官學校を卒業し軍職にあること二年以上なる者
 - 三、年齢四十歳以内にして尙ほ如何なる黨派にも屬せざる者
 - 四、身體強健にして平素嗜好なき者
 - 五、意志堅誠素行端正なる者
- 第六條 凡そ前項資格を有する者は其の名を報じ考查に應ずるものを許す、其の試験項目左の如し
- 一、體格検査
 - 二、筆記試験(基本戰術 應用戰術 國文)
 - 三、口頭試問

- 第七條 凡そ試験を經合格せる者は在職の薦任官以上或は知名の紳士二人の保證を立て入隊修業を許可す
- 第八條 陸軍軍官隊の教育は須らく學科、術科及び精神の三となすべし、尙ほ別に教育綱領を定め之を重んず
- 第九條 學員の教育期限は暫く六個月と定む、但し必要ある場合は之を伸縮することを得
- 第十條 學員にして左記の一を犯す者は即時退去せしむ
 - 一、軍紀を紊亂し屢々法規を犯す者
 - 二、品行端正ならず改悛の見込なき者
 - 三、學術成績不良にして卒業の見込なき者
 - 四、傷痍疾病に因り修業する能はざる者
- 第十一條 學員の在隊期間中の食費、舍費、被服、裝具、書籍、兵器及び消耗品は均しく政府より支給す
- 第十二條 學員の在隊中は毎月手當金三十元を支給す
- 第十三條 學員の教育期滿了せば其の在隊中の成績及び試験點數を部に呈し調査に備へ以て任用の標準となす
- 第十四條 陸軍軍官隊の編制俸給表第一の如し、經費預算表は附表第二の如し(附表略)
- 第十五條 本規則にして未だ不十分の點あれば部に呈し之を修正す
- 第十六條 本規則は公布の日より施行す
陸軍軍官隊教育綱領(二十八年四月一日公布)

- 第一條 陸軍軍官隊は建設警備上陸軍の需要する連長以上の各級軍官を養成し必要なる學識、技能及び内務統御管理の諸方法を修得せしむるを以て主旨となす
- 第二條 陸軍軍官隊は教育施設及び教育器材の運用便利の爲め陸軍軍官學校を附設す
- 第三條 陸軍軍官隊の學員には警備上陸軍の基幹となる教育を施行し亦身體の鍛錬性格の陶冶徳操を涵養し尙ほ其の責任を重んずる心を喚起するを要旨とす
- 第四條 陸軍軍官隊の教育は内務及び學術の兩科に對し均しく注意實施す、最も身體力行を貴び部下の統率たる資を養成し尙ほ統御の眞諦を深く明かにするにあり
- 第五條 陸軍軍官隊にて教育を施行する期間は六個月とし分つて前後二學期とし前學期は三個月基本及び正式に重きを置き後學期三個月は諸教育の應用及び實施に重きを置く
- 第六條 陸軍軍官隊は前學期教育滿了後は識別試験を施行し優秀者を選出し甲班とし次等の者は乙班とす、後學期は則ち甲乙兩班に分ち夫々教育す
- 第七條 前項の教育要旨に應じ授くる學術課目概ね左の如し
 - 一、學科
 - 戰術原則 應用戰術 兵器 築城 築營 範典令摘要 服務 摘用
 - 二、術科

大(中)隊以下教練 陣中勤務 銃劍術 馬術 實兵指揮 作業實施

- 第八條 第七條の學術科教育を實施するに當る場合は警備軍隊の本質を考究し討伐及び警備能力を注視し以て其の向上を促すべし、之が爲めに討伐警備の戰例を引證すべし、尙ほ同時に地方民衆を宣撫する要領と郷鎮保衛の事項等を領得せしむべし
- 第九條 陸軍軍官隊の隊長は本綱領により教則及び各項の實施細則を擬定し部に呈し調査に備ふ
- 第十條 本綱領は公布の日より施行す
憲兵暫行規則(二十七年三月三十日公布)
- 第一條 憲兵は治安部に直隸し軍事警察を主掌し兼ねて行政警察司法警察、其の他會部指定の事項を掌る
- 第二條 憲兵は職務執行に關しては治安部總長の指揮を受け行政警察、司法警察又は其の他各會部指定に屬する事項は行政、司法又は會部長官の指示を受け之を辦理す
- 第三條 憲兵は各政治區保衛區に配置し及び其の他特種なる勤務に服する者は職務の執行に關し各該主管長官の指揮を受く
- 第四條 憲兵司令部は北京に設け其の編制は附表の如し(附表略)
- 第五條 憲兵司令は全國憲兵の一切事宜を管理す、部附は司令の意旨を承け司令部一切の事宜を辦理す
- 第六條 憲兵司令部秘書は官印及び機要なる文書電文並に外國語文の翻譯等の事項を管掌す

- 第七條 憲兵司令部副官長及び副官は公文の受付、發送、馬匹の飼養、車輛及び其の他物品の保管、衛兵の監督及び傳達等の事項を掌理す
- 第八條 憲兵司令部には總務、警務、經理、醫務の四處を設く
- 第九條 憲兵司令部總務處の職掌左の如し
 - 一、章程の編纂及び圖書保管に關する事項
 - 二、命令及び訓諭の起草に關する事項
 - 三、職員の進退任免に關する事項
 - 四、編制の點檢考査に關する事項
 - 五、軍器保管に關する事項
 - 六、製作使用の證章の照合及び保管に關する事項
 - 七、教育方案及び訓練實施に關する事項
 - 八、教育書道具の製備及び保管に關する事項
 - 九、教育法規編纂制定に關する事項
 - 十、教育成績の調査に關する事項
 - 十一、其の他各處に屬せざる事項
- 第十條 憲兵司令部警務處の職掌左の如し
 - 一、軍事、行政、司法、警察及び普通行政司法警察の執行報告に關する事項
 - 二、憲兵各隊の勤務、派遣、分派、防備、配駐及び戒嚴警備に關する事項
 - 三、軍事又は軍人違法案件交渉檢舉及び、偵察、逮捕、拘留、

召喚、審判執行に關する事項、但し審判の範圍は其所屬大尉以下に限る、其の審判經過及び判決は須らく部に報告許可ありて始めて執行す、少佐以上の犯罪なる場合は須らく治安部に送り訊問辦理すべし

四、匪黨及び反動份子の偵察、檢舉、搜索、逮捕、豫審、法醫診斷に關する事項、但し豫審後は須らく記録と犯人とを軍事審判處に送交し審判す

五、各隊勤務の調査督察の實施及び軍紀風紀の糾正に關する事項

第十一條 憲兵司令部經理處の職掌左の如し

一、豫算決算、金銭出納審査、支出統計報告等に關する事項

二、糧食服裝の經理保管、軍需材料の籌備保管等に關する事項

三、庶務雜種の文具物の購入支給に關する事項

四、工程計畫、官有財産の經理、公有物品の保管に關する事項

五、軍用物品の轉換又は廢物の競賣の報告等に關する事項

第十二條 憲兵司令部醫務處の職掌左の如し

一、患者の診斷及び統計に關する事項

二、兵士の體格の検査に關する事項

三、法醫の検査及び鑑定に關する事項

四、看護士兵の教育に關する事項

五、衛生検査に關する事項

六、衛生材料の購入保管に關する事項

七、各隊軍醫の服務考査に關する事項

第十三條 憲兵司令部所屬各隊の編制は附表の如し(附表略)

第十四條 憲兵司令部及び所屬各隊の服務規則は憲兵司令部に於て起草し治安部に申請許可を得て施行す

第十五條 本規則にして未だ事宜を盡さざるものあれば隨時之を修正することを得

第十六條 本規則は公布の日より施行す

治安部警政局組織規則(二十七年十二月八日公布)

第一條 治安部は警察事務を辦理する爲め暫らく警政局を設く

第二條 治安部警政局には警務科及び保安科を設く

第三條 警務科は左記事項を掌る

一、警察制度の釐訂に關する事項

二、警察機關の設置に關する事項

三、警察官吏の任免及び成績考査に關する事項

四、警察經費に關する事項

五、警察教育に關する事項

六、警備警衛に關する事項

七、保安科所管に屬せざる其他一般の警察行政に關する事項

第四條 保安科は左記事項を掌る

一、警察行政に關する事項

二、保甲に關する事項

三、刑事警察に關する事項

四、外事警察に關する事項

五、特別高等警察に關する事項

六、防空に關する事項

第五條 警政局には局長一人(簡任)を置き總長の命を承け局務を掌理す

第六條 警政局には科長二人(薦任)を置き長官の命を承け事務を分掌す

第七條 警政局には科員六人(委任)を置き長官の命を承け事務を分掌す

第八條 警政局には助理員二人、錄事六人を設け長官の指揮を承け事務を辦理す

第九條 本規則は公布の日より施行す

警察教練所組織規則(二十八年五月二十六日公布)

第一條 初級警察官をして徳操を涵養し學術の増進を爲さしむる見地より警察教練所を設置す

第二條 警察教練所は甲乙二種に分つ

甲種警察教練所 省長又は特別市長の管理に屬し省市長公署の所在地に設置す

乙種警察教練所 道尹の管理に屬し道尹公署の所在地に設置す

各種警察教練所には均しく冠するに該省市道の名稱を以てす

第三條 警察教練所學員、學警の分科左の如し

一、甲種警察教練所 普通科及び講習科を設くべし

第四條 各警察教練所内には左記各職員を置くべし

所長

教育主任

教官

學生隊長

區隊長

事務員
翻譯員
醫員

教官又は教育主任には外國籍人一人を招聘することを得
第五條 所長は各主管地方長官の指揮監督を受け所務を綜理し並に所屬職員を指揮監督す

第六條 教育主任は所長の命を受け學科教育事項を統理す

第七條 教官は教育主任の命を受け學科教育事項を分擔す

第八條 學生隊長は學生隊を統率し所長の命を受け訓育及び術科教育事項を掌理す

第九條 區隊長は區隊を統率し學生隊長の命を受け訓育及び術科教育事項を掌理す

第十條 事務員、翻譯員及び醫員は各上官の指揮を受け庶務、翻譯及び衛生等の業務を管理す

第十一條 各種警察教練所の教育規程に關しては治安部總長の認可を得るを要し各主管長官に於て之を規定す、但し乙種警察教練所の規定は須らく該管轄省長を経轉呈の上認可すべし

第十二條 本規則は公布の日より施行す

國軍の整備 前記の如く臨時政府は警防隊並に剿共部隊を改編し、陸軍軍官學校第一期卒業生を中心に治安軍として國軍を整備するに決定して居るが、其の整備方針の骨子は次の如くである。

國軍整備方針

一、舊中國軍隊は軍閥の私兵として惡質のものが大部分を占め、現に残存せるものも此の例に漏れぬので、治安部は新たに各縣より優良青年を選抜し新國軍を組織編成する。
一、從來の職制は一先づ其の任に就けば永久に其の職に留まる結果、賄賂其の他により腐敗を招くこと多きに鑑み、今後同一職の任期を三ヶ年未満とする。

一、將校の昇進定年は少尉一年、中尉二年、大尉四年、少佐二年中佐三年、大佐四年、少將三年とする。

一、將校の停年は中少尉四十五歳、大尉四十八歳、少佐五十歳、中佐五十三歳、大佐五十五歳、少將五十八歳、中將六十歳、大將六十二歳とし豫備役編入者に恩給を給與する。

而して右計畫は民國二十八年秋より着手に内定、治安部に於て右大綱に基き新たに陸軍管查任官暫行條令、陸軍管查任職暫行條令、陸軍管查服役暫行條令、陸軍准尉任用暫行規則、陸軍師兵昇給暫行規則、陸軍管查退役俸及び恩給給與暫行規則を制定し軍規を振肅し嚴格なる統制及び訓練を實施することになつた。

第五節 治水、土木建設

新建設政策大綱 臨時政府過去一年間の歳出は行政費中心主義

であり、政府成立早々の爲め未だ活潑な事業費中心と云ひ得なかつたが、政府は成立第二年の新會計年度（曆年制）を迎へるに當り豫て懸案の豫算制度を實施すると共に、活潑なる新建設政策を廣汎に實行することに決定した。而して新建設政策の大綱は、

一、農村の振興 各省に農事試驗場を新設し更に棉作改良機關新設、新民會による農事合作社の普及を圖ること

二、北支産業開發 日支共同の各開發會社の設置に伴ひ支那側も出資協力すること

三、教育の再建

四、治安の確保、武裝警備團體新設

の四政策に重點を置き、就中最も注目すべきは殷同氏を長官とする建設總署の建設計畫である。

建設區の設定 治安工作と相俟つて最も緊要事たる道路の開通修築、堤防の構築等各建設工作を促進する爲め、臨時政府は昭和十三年六月二十九日午前九時より北京建設總署に於て公路工程局、水利工程局、防汛委員會等の各局長並に關係官三十餘名出席の上、建設行政促進協議會を開催、建設行政の能率促進方に關し種々協議した結果、道路、港灣、河川の建設改修、農村振興、治安工作、文化の發展を期することとなり、各省機關と緊密なる連絡を執り事業

の促進を圖ることに決定した。而して之が工事の便宜上北支を左の四區に分ち四建設區を設定し水利、公路の工程局を單一化し建設工作の統一強化を爲すこととなつた。新建設區は左の如くである。

一、北平工程局

(イ)冀東道、津海道兩道北部地區

(ロ)保定道、大名道全部

(ハ)河南省黃河以北地區

二、天津工程局

(イ)冀東道、津海道兩道南部地區

(ロ)河北河川全部

三、濟南工程局

(イ)山東省全部

(ロ)黃河以南地區

(ハ)黃河及び山東省河川全部

(ニ)江蘇省徐州

四、太原工程局、山西全部

土木建設總署 臨時政府は右の如き諸土木工事遂行の基礎となるべき首脳部に就いて我が外務當局を始め、内務省との間に着々具體的折衝を進めてゐたが、昭和十三年六月臨時政府部内に土木建設總署を創設し、其の最高技術官には我が日本の土木技術界のエキス

パートを招聘することに決定、六月七日建設總署技監、參事、技正科長等約二十名に及ぶ最高首脳を任命した。尙ほ北京の都市計畫に就いては、曩に臨時政府建設總署で新市街建設辦事處を設け、民國二十八年年度より着工すべく着々準備を進めてゐたが、八月十日當局より該都市計畫案大綱が發表された。右計畫は通州及び北京郊外を包含する約三千方料の廣大な地域に及び、二十ヶ年後二百五十萬人口（現在百六十萬）を豫想する更生新中國の首都に相應しい一大都市計畫で、現在の北京市は城内を支那文化都市として保存し、新市街として大體左の如く豫定されてゐる。

北京大都市計畫案

- 一、西郊に新市街（五十千方料）を建設、日華諸機關を中心とする住宅、官衙地域とし政治經濟の活動中心地たらしめ、周邊には綠地、公園、神社、忠靈塔、運動場を配する
- 一、東郊に工業區域を設定、南端地には北京、天津間の計畫運河に沿ふ埠頭を設置する
- 一、通州南方に重工業地域を設定する

水災江振委員會 一方黃河決潰による難民救済に就いては取敢へず二十萬元を支出し應急處置を講じたが、昭和十三年七月更に政府令を發し行政部、振濟部、建設總署に命じて夫々技術員を現地に

派遣し、河南省長を委員長とする官民合同の黃河水災江振委員會を組織せしめ、決潰堤防の修築、罹災民の救済、災害地區の改修に着手せしめた。

尙ほ臨時政府建設總署では日本の治水技術の指導の下に其の根本的解決に乗出すこととなり、此の程第一次治水五ヶ年計畫を樹立、民國二十九年年度を初年度として着手することとなつた。而して第一次五ヶ年計畫は道路、鐵道、沿岸水禍防止の爲め、北支五大河川たる永定河全長六百七十料、大清河全長四百料、子牙河全長四百七十料、白河全長百七十料、同じく南運河（衛河を含む）全長九百八十料に治水工事の完成を主として豫算凡そ一億圓を以て當るもので、其の計畫は大體左の如くなつてゐる。

第一次治水計畫

- 一、五大河川主要地の堤防改修
- 一、永定河、大清河各河川の上流山地部に堰堤を建設（永定河二、其の他一）して水流を調節する
- 一、天津附近に集まる永定、大清、子牙各河川の下流に放水路を建設し直接渤海灣に流口を開く
- 一、泥土を搬積する永定河等に防泥地區及び一部河川に游水地を建設する

第六節 對外工作

天津事件に強硬態度 今次事變の發生以來、天津の英佛租界就中英國租界は本國政府の援蔣政策を反映して事毎に我が軍並に臨時政府の施策に反對又は妨害を試み、租界は恰かも北支に於ける抗日分子の温床たる觀を呈して居た。偶々天津海關監督程錫庚氏狙撃犯人引渡し問題に端を發し、我方は遂に英國の暴慢に對し租界隔絶を斷行するに至り、延いて問題は日英の東京會談の開催となつたが本問題に關し臨時政府は終始我方と緊密なる聯絡を保ち、暴英脅威に徹底した。即ち臨時政府は所謂天津問題に關し、

支那事變による舊秩序の全面的破壊の後に誕生した新中國政權は新秩序の建設完成に邁進してゐるが、新政權の統治圏内にある金融、經濟、産業の中樞地域の租界に於て、新政權の建設を破壊する援蔣要素が嚴然として残存し、建設の妨害、破壊及び殺戮を事とする分子を培養しつゝある現事態は早晩清算さるべきであり、今次天津事件の解決こそは正に支那事變に畫龍點睛をなすものだとなし大要次の如き對策を講じ來つた。

天津市公署布告 天津市公署は民國二十八年六月十四日、天津

市民に對し左の布告を發した。

天津市公署布告

今回日本軍は英佛租界に對し嚴重なる檢問檢索を實施したが、我が市民はよく大勢を洞察して此の際一致團結、日本軍に協力し東洋平和の最高目的を達成せねばならぬ。市民は今後十分に慎重不祥事等起さぬやう、又輕卒に英佛租界に出入して日本軍に迷惑をかけるはならぬ。

因に英租界内に居住する支那人納稅者は同日英租界當局に對し犯人の引渡し、國際警察の組織を要求したが、一方新民會では全天津反英委員會を結成すべく、十七日組織委員十二名を擧げて之が準備に當り特一區、特三區の支那街野菜行商人は野菜類の英租界持込み及び運搬中止を決議した。

英佛當局の猛省を促す 臨時政府は民國二十八年六月二十三日溫世珍天津市長をして、英佛天津總領事に對し左の如き要求を手交せしむると共に、英佛兩大使館にも同様の通告をなしたが、右要求全文は七月二日公表された。

臨時政府の對英佛要求内容

天津に於ける英佛租界の現狀並に租界當局の臨時政府に對する態度に鑑み、臨時政府に於ては六月二十三日在北京英佛兩大使

館に對して夫々公文を送付すると共に、天津市長をして在天津英佛總領事に對して右公文と同様の趣旨を照會せしめ置きたるが、英佛側より未だ何等の回答に接せざるは臨時政府の深く遺憾とする所なり。因つて茲に前記公文の内容を發表し以て臨時政府の意の存する所を明かにす。

- 一、租界内テロ及び共產分子を速かに臨時政府に引渡すこと
- 二、臨時政府の通貨政策に對する協力特に租界内に於て舊法幣の流通禁止並に現銀搬出に關して臨時政府に協力すること
- 三、臨時政府による租界内支那銀行、錢莊及び商社の検査取締に協力すること
- 四、臨時政府の政策に違反する施設、言動、出版物を嚴重に取締ること
- 五、以上の四項目の事項を確認し、且つ今後に於ける取締の實効を期する爲め租界内に於て共同取締を實施すること

次いで東京會談の開催となり、英國は遂に已むなく原則問題に就いて讓歩を示したるにより日英の意見一致を見るに至るや、七月二十五日王委員長談の形式を以て聲明を發表したが、新民會も亦日本政府に對し左の如き意志表示を行つた。

王委員長談話

英國は日本の提出せる原則に承認を與へたが、今後の會議に於ける具體的辦法が果してどうなるかと云ふことは尙ほ推定を許

さない。望むらくは英國の在華商官及び國民が深く日本の眞意及び中國の現實の事態を明かにし、慎重なる考慮を加へるならば圓滿なる結果を得べく、我が政府の治安維持の職責を達成するを得るのである。

新民會聲明

我が中華民國新民會は屢々聲明せる如く今次事變の解決は、英國の阿片戰爭以來百年の長きに亘り、半植民地的搾取を加へ四億民衆をして今日の事態に呻吟せしめた冒瀆行爲、非紳士的狡猾なる彼等の野望等既往の不當勢力を中國より封殺するに非ざれば斷じて之に望むべからずと確信し、滿を持して英國の今後の態度を監視しつゝあるものなり。茲に中國民衆を代表し謹んで閣下並に貴國朝野に對し更に斷乎たる態度を以て東亞百年の和平確立の爲め、初志貫徹に向つて一層御健闘あらんことを祈りて熄まず。

反英烽火北支に擴大 天津英租界問題を楔機として多年鬱積してゐた支那民衆の反英意識は果然憤火點を見出し、反英運動は燎原の火の如く全北支を席捲した。

- ◇北京 六月二十三日 和平救國會、民間各界共同主催で反英大會を開催、反英宣言を決議し全國に通電した。(三五頁参照)
- 六月二十八日 回教徒反英大會を開催、全教徒に檄を飛ばす
- 六月三十日 余北京市長以下官民各團體は我が平沼首相、陸、

海、外相に激勵電を發し、徹底的解決を要望。

七月二日 北京新聞協會は左の如き反英宣言を決議した。新政府は天津租界問題に對する態度を明確にした。吾人又この政府の態度を擁護し五ヶ條の要求貫徹の爲め言論を動員して協力すべきことを茲に宣言すると共に吾等全國民は最大力量を盡し如何なる犠牲をも惜しまず政府の方針を援助することを誓ふ。

七月九日 日本居留民國主催で興亞民衆大會を開催、反英決議を可決。

七月二十七日 北京反英委員會は英貨排斥案を決定する共に、「對英人警告」を發す。

◇天津 六月二十三日 市教育會で反英運動委員會を結成反英宣言を可決、同義道德協會も同日反英緊急大會開催、二十四日は新民會天津都市指導部青年訓練所生並に白系露人三千名の反英示威行進舉行、二十五日は回教總聯合會が反英大會開催、七月一日には各團體指導者會合の上反英運動最高委員會を組織。

◇青島 六月二十三日反英委員會、新民會主催の下に、第三公園に於て盛大なる反英大會を舉行した。
◇濟南 防共聯合會を中心とする各種民衆團體主催の下に、六月二十三日反英大會を開催、打倒英國を叫びつゝ市内を示威行進したが、次いで七月三日濟南反英實行委員は排英態度を闡明せる聲明を發表した。

◇太原 各種團體主催の下に六月二十三日、第三公園に於て反英大會を舉行、反英スローガンを掲げ氣勢を揚げた。

◇臨汾 六月二十四日縣公署の各村長出席し反英大會を開催、打倒英國の宣言を可決した。
◇徐州、開封、石家莊、保定等の各都市に於ても六月二十三日以後相次いで反英大會を開催した。

駐日滿辦事處の擴充 臨時政府は成立日尙ほ淺く日滿兩國以外には未だ正常外交關係を結ぶに至つてゐないが、たゞ日本に對しては第三次中國聯合委員會の決議に基き維新政府と共同にて駐日代表機關として駐日外交辦事處を設置したが、其の後舊支那大使館を接收移轉することに決し、其の名稱も中華民國駐日辦事處と改稱、二十八年四月一日新裝の大使館に於て盛大な祝賀式を舉行した。又滿洲國に就いては曩に生松淨通商代表の赴任に接したるを以て、臨時政府に於ても新京に通商代表部、奉天及び哈爾濱に辦事處を夫々開設することとなり、駐滿通商代表に周珏氏を任命、周代表は二十七年七月十三日新京に赴任し、翌十四日國務院に張國務總理を正式訪問、王克敏委員長の左記公翰を手交した。

王委員長の公翰内容

拜啓 貴國通商代表諸君來京せられ貴翰拜誦並に代表の名簿承知仕候、本臨時政府は成立半歳政務緒に就き正に代表を選びて貴國

に派遣の趣きなるところ先づ貴國より派遣せられて感謝の至りに存候、生松淨代表は言語通達人格圓滿にして必ず其の任務を達するものと存候、若し折衝事項有之候へば必ず圓滿に解決する如く努力さすべく、先づ茲に兩國折衝を便ならしめる爲め新京に通商代表公署を設置し奉天、哈爾濱等に辦事處を設置し周任を通商代表に任命し在滿代表と定め候、尙ほ辦事處人員は後程決定の上派遣致させ候、今後國交益々固く諸務益々増加すべく、周代表等新京に到着の上は早速御伺ひ致させ候間何卒御示教賜はりたく候、尙ほ各主管に命じ臨時折衝致させたく右奉懇願候
終りに貴總理に敬意を表し候

中華民國臨時政府行政院長 王 克 敏

滿洲帝國國務總理閣下

華僑統制 臨時、維新兩新政府の成立を見るや、在日華僑は五色旗の下に馳せ參じて新政府を支持すべく民國二十七年五月十八日日本各地よりの華僑代表は東京に參集、新政權成立祝賀會を開催した。而してこれ等華僑は之を機會に留日華僑を一丸として全日本華僑聯合總會を結成、新政權支持の下に眞の日支親善を目指して大同團結することに決定、約三萬の華僑を其の傘下に集めることとなり之が爲め全國各地に支部を設置した。

一方臨時政府は日本國內五ヶ所(東京、橫濱、神戸、長崎、臺北)

に領事館に相當する管理處を設け華僑を其の統制下に置くこととなり、華僑全部を登録せしめ、且つ一部輕舉妄動する分子を取締る爲め七月五日留日華僑に對し左の如き通達を發した。

- 一、華僑は時局に鑑み言動を慎み、日本の法律を嚴守すること
- 一、在日居留民の自分を全うすること
- 一、協會、同業會又は中華會館の如き組合を作り、親睦、連絡を圖ること

次いで二十八年三月三日、全支に行はれた東亞新秩序建設週間に呼應し臨時政府駐日辦事處では在日華僑大會を開催したが、之に先立ち同辦事處は一日左の布告文を在日華僑に通達した。

臨時政府駐日辦事處布告文

兵法に曰く、己を知つて彼を知る百戰百勝、立國の道も亦同じである。我が中國が恃むに足らざる英米に恃み、親しむべからざる蘇聯に親しみ、争ふべからざる日本に抗戦したことは皆此の己を知つて彼を知る原則を知らざる最も拙劣なる策である。試みに蔣政府が大言壯語せる抗日戰の經過を見れば、人民は安住の地を失ひ共匪は益々跋扈し黨徒は愈々勢ひを逞しうし、此のまゝ持續せば我が民族を滅亡に瀕せしむるであらう。我が留日同胞は身は國外にあるとも祖國を想ふ念際時も絶ゆることがないであらう。救國の途は必ず和平を第一とす、永久和平の途は東亞新秩序の建設にあり、これこそ目下救國の急務である。而して本處は我が留日

同胞に尙ほ以下の贊養を囑望するものである。

- 一、安居樂業して消極的ならざること、蓋し今回の時局に當つて國內を回顧すれば難民邊地に流亡すると雖も、諸君は隣邦に安居して其の業を營む、寔に多幸といはねばならぬ。特に此の機會を利用して更に一層本業に精勵すべきである。
- 二、法律を擴充し體面を重んずること、即ち中國は既に革新の途にあり、總べて我が同胞は悉く中國を代表する一分子である。努めて行動は規律を守り言論は更に慎重なるべきである。
- 三、新政府を擁護し逡巡せざること、即ち總べては既に新政府の治下にあることを銘記すべきである。誠心を盡して之を擁護し他心なきことを要するのである。

又北京にあつても一部華僑有志が中心となり民國二十七年十一月一日新支那に即應する新たなる指導精神に則り北京に華僑協會を設立し、廣く中外に成立宣言を發表した。現在華僑は南洋地方のみでも六百萬人を下らず絶大の勢力を持つて居るが、相互間の連絡なく團結力に缺くと云はれてゐたに鑑み、華僑協會は之が連絡協調に當ると共に、華僑の利益擁護の爲め新政府との間に立つて斡旋連絡を圖り、新生支那發展に貢獻せんとするものである。同協會の役員は左の如くである。

▲常任理事 陳伯蕃(上海出身、元外交部參事) 王幼九(廈門出

第四編・第一章・第六節 對外工作

身、元外交部員)
▲理事兼總務 徐德興(浙江出身、元檢事) 許修直(無錫出身、河北電々副總裁) 黃南鵬(廈門出身、臨時政府建局局長) 游捷(武昌出身、臨時政府治安部參事)
尙ほ華僑救國同胞會は世界各地の華僑並に支那同胞に對し、二十七年十二月郵便封書を以て「祖國同胞に警告するの書」を發送、抗戰は滅亡のみと呼びかけたが、同書の内容は左の如くである。

華僑救國會警告祖國同胞書

親愛なる祖國同胞達よ、抗戰以來既に十六ヶ月を経た。抗戰は我等の贊同する所で最後の勝利を獲得すべく我等之を援助し來れるが、結局抗戰は僅かに救國を叫ぶに過ぎず、偉大なる錦州山河の大半を失ひ、沿海の各重要なる商港や樞要なる地點は勿論、産業地區、經濟、交通各機關、鐵道、各埠頭は悉く日本人の手に歸して了つた。而して同胞は流離して住む所なく、生民は塗炭に苦しんで其の數實に一億に達してゐる。我等華僑同胞はこれ等の同胞に對して非常な失望と痛心を感じざるを得ない次第だ。第四期抗戰は開始されたりと雖も我等華僑同胞は既に勝算なきを確信す。従つて抗戰の前途には只大悲觀あるのみだ。故に吾人は此の際冷靜なる態度を以て救國の前途を再検討せざるを得ない。和を云ふものは漢奸だと云ふが之は全く誤りだ。救國は必ずしも日本と戰爭することのみではないのだ。我が國は現下の抗戰下にあつて唯

だ一人責任ある言動をなし得るものなく、且つ徹底的抗戦を堅持する者でもない。國家の存亡を兇戯と心得、同胞の生命を蟻の如く見てゐる當局の態度は實に我等の解する所に非ず、此の際我が國が外交と政治機關を運用して、和平を交渉することは救國の唯一の方法である。日本は屢々過去に於て領土的野心なしと聲明してゐる。何故に我々は虚心坦懐に誠意を以て日本に接近しないか。中國の領土が保全され主權が侵害されないならば、何ぞ吾人また抗戦一路のみを確守せんとするの要あらん。此の原因に基き我々が速かに和平を高唱するは救國の最も直道である。吾人は救國の熱望と同胞の流離を座視するに忍びない。若し政府當局が其の抗戦の一途を放棄し、四億同胞の生命を救はんとするならば敢て之をなし得ざる理由何處にある。吾人は國家民族を重しとなす理由より此の際、政府要人の多數は下野して天下に過去の誤れる罪を謝すると同時に、汪兆銘の主張せる和平談判に絶大なる賛意を表し同時に之を擁護するものである。同胞よ、直ちに吾等の主張に感動して汪兆銘を擁護し、和平的空氣と輿論を確立して光榮ある中華民國の國土山河を保全せんことに協力一致すべきである。これ實に民族の責務なり。

第二章 中央政權樹立工作

第一節 聯合委員會の結成

維新政府との提携工作 臨時政府の發展が纏て成立すべき全支統一政權の礎石の一となることは其の成立宣言にも明かであつて、政府要人も之が機運の醸成並に統一政權結成準備に怠りなかつたのである。偶々臨時政府成立後間もなく中支に臨時政府と其の施政の大本を同じうする維新政府の成立を見るに至つたので、茲に兩政權の合流連繫運動が急速に具體化するに至つた。

即ち民國二十七年四月四日維新政府を代表して行政院長梁鴻志、財政部長陳錦濤、綏靖部次長任援道の三氏が北京を訪問し、臨時政府の行政委員長王克敏、議政委員長湯爾和、司法委員長董康及び治安、振濟、法部三總長の六氏と會見、兩政權合流に關する第一次會談を催し大綱に就いて兩者の意見一致を見た。次いで四月二十九日臨時政府の行政委員長王克敏氏は之が答禮を兼ね李交通局長、潘秘書等を帶同して維新政府を訪問、梁行政院長、溫立法院長以下の維

新政府首脳部と第二次會見を遂げ、第一次會見に於て意見一致を見た大綱に基いて細目協議を行つた結果、茲に兩者の提携基礎成つたので、臨時政府は維新政府に對する連絡員として鮑觀澄氏を上海に常駐せしむることとなり、鮑氏は六月二日就任、翌三日には兩政府の駐日辦事處を合併する等兩政府の緊密なる連繫が成つた(昭和十三年版參照)。而して兩政府聯合委員會の當面の問題は要するに、

- 一、合流問題に就いて將來圓滿なる實現を圖る爲め、兩政權とも合流に障害となるべき事項は嚴に戒めること
- 一、外交に就いては北京政府に於て主管統一することとし、維新政府は外交問題發生毎に臨時政府に報告すること
- 一、關稅に就いては臨時政府の方針に統一すること
- 一、國稅中鹽稅並に統稅收入は暫定的に維新政府の財源に充當することとする、但し維新政府は鹽稅收入額を正確に臨時政府に報告すること
- 一、金融通貨に就いては將來統一することを目標とし北支聯銀券の中支浸透を圖ると共に、維新政府は特別の機關を設け兩者協力して幣制の確立を圖る
- 一、教育に就いては兩政權一致して黨化排日教育を一掃し新事態に即應せる新教育方針を採用すること

と云ふにあつた。然るに其の後皇軍の進撃は益々急にして、蔣政權

は漸次民衆より離れ地方政權化するに反し、支那民衆間には「反共聯日」の聲が澎湃として起るに至り、斯くて客觀的情勢は統一政權樹立の機運を急速に馴致し來つたのである。仍つて兩政府首脳部も此の情勢に應ずる爲め同年九月九、十兩日大連大和ホテルに、

◇臨時政府 湯爾和、趙元威、梁亞平、何庭毓四氏
 ◇維新政府 梁鴻志、陳群、溫宗堯三氏

の兩政府代表會合、兩政權聯合機關設置に關する準備委員會を開催した結果、左の如き方針を一決した。

- 一、兩政府合作の新機關の名稱を中華民國政府聯合委員會とすること
- 一、聯合委員會第一回會議を北京に於て開催すること
- 一、聯合委員會は武漢陷落後の新情勢に即應すると共に、日本軍の占領地域内に兩政府共通政務の統制と新中央政府樹立を容易ならしむるを以て目的とすること
- 一、將來蒙疆政府は勿論、蔣介石政權没落後漢口政府、西南地方も獨立すれば西南政府も包含する中央政權に擴大し、其の下に交通、通信、郵務、稅制、海關、統稅、教育、外交等を統一すること

中華民國政府聯合委員會成立 次いで九月二十、二十一の兩日北京中南海公園の勤政殿に於て豫備會談を開き、王克敏、梁鴻志

兩氏以下臨時、維新兩政府の六委員出席、聯合委員會設置に關する打合せを遂げ、兩者の間に完全に意見一致を見たので正式調印をしたが、同委員會成立に關し二十日關係當局より發表せられたる中國政府聯合委員會組織大綱、同辦事規則、事務部辦事規則並に事務部長、常任委員等の役員は左の如くである。

中華民國政府聯合委員會組織大綱

第一條 中華民國臨時政府及び中華民國維新政府は中華民國政府聯合委員會（以下單に聯合委員會と稱す）を設け政務に關する共通事項を統制し且つ中央政府の成立を容易ならしむ
第二條 聯合委員會は交通、通信、郵務、金融、海關、統稅、鹽務、文教及び思想對策等の内統制を要する事項に付き協議するものとす

第三條 聯合委員會は差當り北京に置く

第四條 聯合委員會に委員六名を置く、委員は各政府より各三名を選派す、各政府を代表する委員中より首席を互選す、首席委員は聯合委員會を代表し會務を處理す、各政府代表委員中より常任委員一名を選出す、首席委員及び常任委員を以て常任委員會を組織す

第五條 聯合委員會は各政府の必要と認むるときは隨時地點を指示して開會す、但し會議は特に一ヶ月一回と兼定す、會議中議

長を置く、議長は出席委員之を選舉し議事を主宰す

第六條 常任委員會は聯合委員會閉會中に於ける輕易なる事項に關する會務を代行す

第七條 聯合委員會及び常任委員會の議事は出席委員の賛成を得るに非ざれば議決するを得ず

第八條 聯合委員會に於て議決せる事項は其の性質により聯合委員會若くは各政府に於て之を執行するものとす

第九條 聯合委員會に事務部を設け事務部長（假稱）一名、部員五名及び所要の事務官以下を置く、事務部長は聯合委員會之を任命し首席委員の命を受け所屬職員を指揮し聯合委員會の事務を處理す

事務部の職員は各政府の任命せる官吏を以て之に充つ

第十條 聯合委員會に要する經費は各政府に於て之を分擔す

第十一條 本大綱は公布の日より之を施行す

中華民國政府聯合委員會辦事規則

第一條 本會の會務は組織大綱第四條の規定により首席委員に於て處理す、本會首席委員は會の各機關及び其の所屬職員に對して指揮し或は處分する所あるときは令を以て行ふ

第二條 本會に入會の各政府に對して文書を出すときは否或は照會を用ふ

第三條 本會は組織大綱第五條の規定により常任委員會に於て會議の日時及び議題を定め首席委員により之を招集す

第四條 本會は各政府派遣の委員一名出席するに非ざれば開會するを得ず、各政府の派遣委員は夫々其の所屬政府を完全に代表するものとす

第五條 本會の議決は出席委員之に署名の後聯合委員會自ら之を執行し或は各政府に咨交し夫々其の政府に於て之を執行するものとす、聯合委員會又は各政府の何れに於て執行するやは聯合委員會に於て之を決定す、兩政府共同宣言は聯合委員會の名を以て之を行ふ

第六條 本辦事規則は公布の日より之を施行す

事務部辦事規則

第一條 部長は組織大綱第九條第二項の規定により事務を處理す

第二條 事務部に秘書處及び政務處を置く

第三條 秘書處は左の事項を處理す

一、文書の受付、發送、分配、選輯及び保存に關する事項

二、印鑑の保管に關する事項

三、本部人員の任免及び賞獎に關する事項

四、本會の豫算決算及び他處に屬せざる事項

第四條 政務處は左記事項を處理す

一、一般政務、外事、文教、思想

二、金融、海關、鹽稅、統稅

第四編・第二章・第一節 聯合委員會の結成

三、交通、通信、郵務

第五條 秘書處は秘書處長一名、秘書二名を置く、事務處は處長一名、處員三名を置く、總て事務部長の申請により首席委員之を任命す

第六條 各處は事務處理の爲め淨書員及び譯電員を置くことを得

第七條 聯合委員會の招集する會議其の他一切の事務に關しては秘書處に於て之を管理す

第八條 事務部の外部に對して發送する文書は聯合委員會の名義を以て之を行ふ

第九條 事務部の發送する一切の文書は總て首席委員の檢閲を経べきものとす、其の重要原稿もまた常任委員に於て點檢すべきものとす

第十條 本規則に不備の點あるときは委員會に提出し之を改修することを得

第十一條 本辦事規則は公布の日より之を施行す

聯合委員會役員

▲主席委員 臨時政府行政委員長王克敏▲常任委員 同法部總長朱深、維新政府立法院長溫宗堯▲委員 臨時政府內政部總長王揖唐、維新政府行政院長梁鴻志、同內政部長陳群▲事務部長 維新政府外交部長陳錄▲秘書長 李宣威▲政務處長 夏奇峰
茲に聯合委員會は正式成立したのであるが、右設立に際し臨時政

府行政委員長王克敏、維新政府行政院長梁鴻志兩氏は二十日午後六時談話の形式を以て左の如き共同聲明を發表した。

王・梁兩氏共同聲明

中華民國臨時政府と中華民國維新政府は政務上に關する共通事項を統制し且つ新中央政府の設立を安からしめる見地より茲に中華民國政府聯合委員會を設立す、臨時政府方面は王克敏、王揖唐、朱深、維新政府方面は梁鴻志、溫宗堯、陳群諸氏を夫々委員とし九月二十二日（木曜日）北京中南海勤政殿に於て成立の典禮を舉行し翌日より會議を開催す

斯くて外交其の他兩政權の共通事項の一切を聯合委員會に移して兩政府の統合を圖ると共に、抗日蔣政權を打倒して新たなる中央政府の出現を容易ならしめることを目的とし、東亞新秩序建設の素地を作るべく、中華民國政府聯合委員會成立の歴史的式典は民國二十八年九月二十二日北京中南海勤政殿に於て華々しく舉行された。即ち定刻正午禮服に威儀を正した王克敏、梁鴻志氏等の兩政府代表を初め新政權の各委員、日本側文武百官等來賓三百餘名は續々新華門から式場に繰込み歴史的典禮の幕は開かれた。國歌「卿雲歌」の奏樂に伴れて全員正面壇上の五色旗に向つて三鞠躬の禮を行つた後、主席王克敏氏は新委員全員と共に壇上に上り役員決定の經過を報告し

て一先づ降壇、更に王克敏氏は再び壇上に上り肅然として併も力強く左の成立宣言を朗讀し、聯合委員會成立の意義と其の重大使命を堂々中外に向つて闡明した。續いて臨時政府を代表して湯爾和氏、維新政府を代表して梁鴻志氏の慶祝に溢れた祝辭と、來賓代表として寺内司令官（代讀）の祝辭があつて各方面からの祝電を披露し奏樂裡に閉式した。

成立宣言

國民黨政府權を専らにし輕々しく戰端を開きてより兵の敗退潰滅枚擧に遑なし。此の秋に方り臨時、維新兩政府は時勢の要求に應じ何れも戰禍を緩和し國交を回復し、中國垂死の難民を救ひ以て東亞百年の大計を樹立せんとするの目的を以て相前後して成立せり。爾來數ヶ月事態の推移を觀るに兩政府分離の状態を以てしては重要な政務の遂行積極的なる能はざるの憾みあり、然れども直ちに中樞機關を樹立せんとして尙ほ慎重に考究を要するものあり、仍つて幾度か検討を加へ商議を重ね今日遂に中華民國政府聯合委員會を組織し、救國の精神に基き協力一致して以て反共の實を擧げんとするに決せり。

其の責任や重且つ大なりといふべし。本會を組織する兩政府は素より誓つて此の目的の達成に努力すべしといへども、望むらくは未だ兩政府の版籍に屬せざる朝野の諸賢も深く民衆の艱苦を明察

し本會に参加協力して以て國脈の保全に努め、一般民衆亦國民黨政府の宣傳を誤信し之に妄従することなく速かに迷夢より醒め、安危利害の別を明かにし、以て自ら其の福利を享受するの途に進むべし。

今や共產黨は中國の隙に乗じ統一の爲めには聯共によらざるべからずと詐り、先づ國民黨政府内部の蠶食を試み正に中華全土を赤化せんとしつゝあることは周く世人の知る所なり。然るに蔣介石は頭迷にして悟らず容共を以て飲酖止渴の策となし、徒黨を率ゐて無謂の宣傳に狂奔し、或は脅迫により、或は食はすに利を以てし、之を陷阱に導き終に山曲の嶮を待みて戰禍を延長し、以て今日の局面を醸成せり。

我が兩政府同人及び聯合委員會は斯くの如き悲惨なる國家の犠牲と國民無窮の苦痛を座視するに忍びず、敢て其の抱負を掲げ之を實行に移さんとす。若し夫れ中國にして反共の實を擧げんか國事必ず安定すべく、國事安定せば即ち東亞の平和立ち所に實現し、東洋の平和實現せば即ち世界を擧げて其の福利を享受すべきに至るべし。聯合委員會成立の意義實に茲に存す。世界有識の人士よく此の誠を酌み此の意を察し、協力を吝まざれば即ち從來友好の關係あるもの固より皆我が兄弟朋友、之に反し陰に蔣介石を援けて共產黨と相通じ、陽に傍觀を裝ひて國內同胞の水深過熱の苦痛を助長し、以て漁夫の利を收めんとするものあらんか吾人との陸誼を教うせんとするも能はざるなり。

惟ふに我が眞意の在るところ必ず全幅の支持を受くべきを信ず。これ實に我が中國全土の興亡禍福の岐れる所なり。謹んで茲に中外に向つて宣言す。

斯くて新生支那建設の力強き第一歩を踏み出したが、右に關する維新政府綏靖部長任援道氏の聲明書、我が外務省情報部長談、北支現地當局談及び上海陸、海、外三當局談は左の如くである。

維新政府聲明

我が中華民國政府聯合委員會は本日北京に於て芽出度く成立いたしました。維新政府と臨時政府は俱に救國濟民の素志に基いて樹立されたものであり、従つて此の素志貫徹に兩政府が共同邁進するならば東亞和平の實現も決して難事でないことを確言し得るのであります。我が江蘇、浙江、安徽の三省既に漸次治安が保たれて居りますが、但し一切の事業はまだ復興を待たねばならぬ次第であります。政府要人は其の全智全能を傾注、粉骨碎身以て目的達成の爲め一層の努力を致す考へであります。國內有識の人士は再び蔣政權の巧言に惑はされ、不知不識に陥ることなき様に切望する次第であります。從來我が國に好意を寄せられ居る友好の國家も我等の誠意を充分諒知されることを望みます。斯くすれば和平の基礎も永く鞏固となることでありませう。兩政府の意志は既に宣言中に申述べてありますので再び申上げません。（二十二日）

外務省情報部長談

中華民國臨時政府並に維新政府は共に帝國と提携し蔣政權の虐政と赤化の恐怖より四億の民衆を救ひ、東洋平和の確立に協力せんとする崇高なる理想を以て生れた次第であるが、本日北京に於て右兩國政權の合作協力を依り中華民國政府聯合委員會の成立を見るに至つたことは寔に慶賀に堪へぬ次第である。同委員會の成立は組織大綱に掲げられたやうに、兩政權政務の統合を促進すると共に、新支那中央政權の樹立を容易ならしむる基礎を作るものであつて、帝國政府としても同委員會の反共、救國の目的達成に對しては凡ゆる支持協力を惜しまざるものである。(二十三日)

北支現地當局談

本日茲に中華民國政府聯合委員會の成立典禮が舉行せられたることは友邦日本當局として誠に慶賀に堪へない所である。本聯合委員會の目的は臨時及び維新兩政府の政務を統整し新生中國の治安恢復、民心の安定並に今後の統一延いては日滿支三國共存共榮の増進を來すことは素より將來中央政府の成立に寄與せんとするものである。事變が勃發してより茲に一年有餘、日本帝國の確固不拔なる蔣政權打倒政策の遂行は臨時政府及び維新政府の成立と共に其の發展を促し、又近く漢口陥落を目前に控へて益々兩政權の基礎を強固にしつゝあつた次第である。惟ふに茲に中華民國政府聯合委員會の成立を見たのは全支に亘る今日の荒廢と窮乏の救済的前驅となるものであつて、支那の民衆は安んじて其の平和と福利を期し得るものであると共に更生支那建設に更に一段の光明と希望

とを與ふるものである。國民黨政府が政權擁護の爲め蘇聯、歐米依存の政策に捉はれ、東亞大局の平和を思はず今尙ほ焦土抗戰に狂奔して四億民衆を更に塗炭の苦しみに投ずることは中國の心あるもの、齊しく慷慨に堪へざる所であつて、我が國は本委員會を極力援助して蔣政權を倒壊し新生支那の福利と東亞和平の將來に更に一層の力を致すものである。(二十二日)

上海陸、海、外三當局談

維新政府成立以來臨時、維新兩政府は絶えず相互に人を派して密接なる連繫を保持し提携共盟、新中華民國の二大柱石となりて各其の基礎の確立に向つて邁進しありたるは、東亞永遠の平和を理想とする皇軍の聖戰の意義に副ふものにして、夙に帝國官民の均しく多大の期待を以て注視しありし所なるが、今や武漢三鎮の陥落は目睫の間に迫り、蔣政權の轉落崩壊は正に風前の燈火に等しくして、茲に支那の歴史の一大轉換期に逢着せんとするの秋、兩政府當局期せずして兩者提携の脈絡を組織化し、中外に其の意圖を闡明するの必要を認むるに至り、兩政府首腦部代表は大連に會して商議の結果圓滿一致を見、茲に中華民國政府聯合委員會成立の盛典を擧げ其の所信を中外に闡明せり。其の宣する所洵に簡明切實にして併も熱烈、堂々武漢の決戰敢行せられんとするに當り吾人が四億民衆に告げんとする所を述べて尙ほ餘りあり。以て戰火の巷に残りたる頼る可き所を失つて塗炭の苦しみに呻吟せる民衆をして一道の光明を認めしめ、又刻下の危急を憂ふ烈々の志士

をして蹶起せしめ得べく、更に一步を進めて今尙ほ蔣政權と運命を共にし、其の欺瞞に糊塗せられて軍閥赤匪の犠牲とならんとする軍民をして覺醒せしむるに足る。即ち新中華民國建設に劃期的一步を進めたるものと信ず。これ豈獨り中國の爲めのみならず、日本の爲めにも衷心慶賀に堪へざる所にして、吾人は其の順調なる發展に對し及ぶ限りの支持援助を惜しまざると共に、之が有終の美を獲得するを疑はざるものなり。(二十二日)

以上聯合委員會成立の宣言並に其の機構を通じて同委員會の使命を案するに(一)新支那の國家形態は聯邦構成となし、臨時、維新兩政府の特殊性が確認さるゝに至つたこと、(二)經濟的活動の見地より見れば資源開發地域としての北支、貿易地域としての中支は夫夫其の特長を保持し、之に適合する政策を實施すること、(三)聯合委員會は兩者の特殊性を無視して共通の經濟政策を採るものでなく共通事項處理に關しては個々の事項に就いて規定され、必要に應じて隨時兩者協定すること、云ふにあり、飽く迄聯邦構成による統一政權の圓滿なる成立を目指してゐるものと云ふことが出來よう。

第一次聯合委員會 九月二十二日の成立式に引續き翌二十三日北京勤政殿に於て兩政府の各委員出席し第一次會談を開催、左の如き申合せをなした。

第四編・第二章・第一節 聯合委員會の結成

第一次會議議決事項

一、將來の議事計畫としては同委員會の組織大綱に規定せられた交通、通信、郵務、金融、海關、統稅、鹽稅、文教及び思想對策等の具體的共通諸事項に關し、今後兩政府に於て夫々研究立案の上各一案を作り、之を常任委員會に提出して審議の上纏まれば主席委員が本會議を招集、正式決定の上兩政府に通達之を共同處理す。

一、第二次會議の時期及び場所に就いてはなるべく速かなる時期に維新政府側首都即ち南京に於て開催、其の際協議事項の具體案を合せ持ち寄り研究することとするが、同時に或は今後新たに加入することある可き政府の取扱ひ等に就いても具體的に研究協議する。

更に同日の會議に於て國民思想の統一問題及び之に基く新國定教科書の統一並に防共親日の思想統一に協力して、新支那建設の基礎を育成することに方針を決定した。

第二次聯合委員會 第二次聯合委員會は民國二十七年十一月二日臨時政府側より行政委員長王克敏、司法總長朱深、內政總長王揖唐、維新政府側より行政院長梁鴻志、立法院長溫宗堯、內政部長陳群の各代表並に關係官、日本側よりオブザーバーとして須賀海軍大佐、田中海軍中佐、濱田陸軍中佐、吉野陸軍中佐、秋山、清水兩大

使館書記官等出席の下に維新政府行政院禮堂に於て開催された。先づ定刻十時三十分議長に梁鴻志氏を推した後、議長開會を宣言し次いで議事日程を原案通り可決、續いて三日兩政府聯合委員會の名に於て發表すべき反共救國宣言に就いて語り、右宣言の内容に關し種々討議の結果原案を決定、引續いて蒙疆自治政府加入問題に關し臨時政府代表より蒙疆自治政府の聯合委員會加入及び中央統一政府樹立促進に對する意嚮に就いて報告あり、更に蒙疆加入問題に對する取扱ひ方に關し同じく臨時政府北京代表より説明を行ひ慎重審議の結果、蒙疆を加へ三政府一致の歩調を以て中國更生に當ることと對しては全員異議なく賛成したが、尙ほ諸般の情勢を考慮した上、次期連絡會議に於て正式決定をなすこととし午後零時半一旦休憩、午後三時半より會議を續行し、

- 一、全國代表大會開會準備方法を議題とし懇談的に自由討議を行つたが、十一月一杯に必要な準備を完了し十二月中旬を期し各主要都市で全國一齊に反共救國大會を開くと共に、引續き中央大會を招集する、場所、方法等は追つて審議する
- 一、次期聯合會議の期日並に議題等の準備一切は十二月北京に常任委員會を開いて決定する
- 一、聯合委員會の名を以て二十八年度の曆を發行すること、祝祭

日を決定すること

の諸件を可決、最後に金融問題、重要物資統制問題、南北物資の融通問題、郵政問題其の他聯合委員會の共通政務に就き懇談を重ね、日程全部を一鴻千里に議了し五時三十分散會したが、同會議に於て統一された中華民國祝祭日は左の如くである。

- ▲新曆一月一日▲舊曆一月一日より三日迄▲舊曆八月十五日中秋節▲舊曆八月二十七日孔子祭▲新曆九月二十二日聯合委員會成立記念日▲新曆十月十日双十節▲新曆十二月二十二・三日冬至節
- 次いで翌三日午後零時半より行政院禮堂に於て聯合委員會議長梁鴻志氏を始め王克敏氏以下兩政府代表、陳外交部長並に維新政府高官一同出席し、反共救國宣言文發表式を舉行して本會議の幕を閉ぢたが、王克敏氏の朗讀せる宣言全文は左の如くである。

反共救國宣言全文

我が中華民國は從來禮儀文物の邦と稱せられ、有史以來未だ嘗て邪説の横行今日の如く甚しきを聞かず。蒋介石政權を把握してより兵權を私し己の欲せざるものを排斥し、其の虐政策紙に盡し難し。西安に於て監禁せらるゝや自己の生命身體の保全を急ぎ共黨と勾結し國家の大本を紊り、暴虐戰を挑み終に中華の沃土を水深火熱の中に陥れ近くは廣東、漢口亦相繼いで之を失ふ。顧みれば爾來一年餘長江、黄河、珠江の流域は民家灰燼に歸し農産水に没

す。これ悉く焦土政策の犠牲なり。彼蒋介石は自ら其の頸を刎ねて天下に謝するも猶ほ以て其の罪を償ふに足らず、而も尙ほ大言して恥を知らず、悔悟の色もなく今も尙ほ抗戰を續けて以て且夕の命を永らへんとす。民衆の生命財産を犠牲となす之より甚しきは無し。斯くの如く頑迷にして覺らざれば幸ひにして尙ほ未だ戰火を免がれ僅かに殘存する西北、西南の數省も踵を接して渦中に入り戰火の災を蒙り正に生類無からんとす。本會は一髮千鈞の責任を負ひ茲に謹んで我が父老兄弟に對し誠意を披瀝して所信を開陳す。夫れ正と邪とは二つ乍ら存し難し。反共に非ざれば國を救ふ能はず、倒蔣に非ざれば共產黨を一掃すること能はず、反共倒蔣を實行せざれば和平を顯現するを得ず、和平實現せざれば即ち我が全國の人民を死より救ふに策無し。曷んぞ克く復興建設を企圖し得んや。若し夫れ新政權當局と共に協同奮闘すること無く尙ほ徒らに赤化を助長し蔣一人を擁護せんか、途に迷ふこと益々深く、國命傾き國土滅亡せん。其の期に至りて蹄を噛むも何ぞ及ばん。生死の關鍵目前須臾の間に在り、和平の曙光は全國民衆協力の上にある、吾人は速かに蹶起して救國の途を圖り、誓つて此の言を實踐すべし。

第三次聯合委員會 第三次聯合委員會は民國二十八年一月二十

二、三の兩日北京に於て豫備會議を開き、議題其の他に關し協議打合せを遂げ、翌二十四日午前十時より勤政殿に本會議を開催、主席

第四編・第二章・第一節 聯合委員會の結成

委員王克敏氏以下各委員出席し、次の如き臨時、維新兩政府共通事項並に宣言を可決して散會した。

議決事項

- 一、郵政問題 郵政爲替其の他取引上に於ける差損の處置に付き妥當なる具體的解決法を研究すること
- 二、棉花、石炭及び米の移輸出調整問題
 - (イ) 日本、滿洲及び中支は各北支棉に期待し居るも、所要の數量を充分に配給する爲めには各方面に割當をなし以て移輸出の調整をなすこと
 - (ロ) 日本及び中支が北支石炭に期待するところ大なり、然るに北支に於てすら尙ほ且つ石炭の不足を訴へつゝあり、日支一般の需要に應ずる爲め出來得る限り之が増産を圖ると共に之が移輸出を調整すること
 - (ハ) 中支は北支に於ける米不足に徴し中支の實情を考慮して之が移出を調整すること
- 三、金融問題 北中支の金融及び爲替を圓滑ならしむる爲め中支に於ても成るべく速かに金融制度を研究す
- 四、統一法規問題 北支及び中支に於ける法規の制定に當り統一を必要とするものは兩政府間の連繫を密にして之を行ふこと
- 五、中華民國政府駐日滿機關に關する問題 組織及び事務の系統並に經費は常任委員會第一次會議々決の通りとすること、名稱及び家屋は

(イ) 中華民國政府駐日辦事處家屋は舊大使館を使用すること
 (ロ) 中華民國政府駐滿洲國通商代表部家屋は新たに一ヶ所を設備すること

六、統税問題 統税は北中支に於ては原產地課税主義に進み二重課税を行はざること

宣言

事變以來時を閲すること十八ヶ月、死傷の惨たる犠牲の大なる史上未だ曾て見ざる所寔に兵は破鏡にして戦危ふし、寒心に堪へざるなり。此の過程に於て日本政府は屢々聲明を發表して事態解決の途を示し、誠意善隣の重きを説かるゝに拘はらず、容共の黨政府は共匪の煽動に何等友邦の誠意を悟らず兵火歇まず、中國四億の民衆をして暗澹たる覆亡に向はしめつゝあり、曷んぞ慨歎に堪へん。客年十二月二十二日近衛首相の聲明は中日國交調整根本方針を虚心坦懐に聲明し、將來に對する大信念を照示するに足るものなり。其の我が國に隣邦敦睦、共同防共、經濟提携の三點を期待せるは寔に東亞永遠の和平を維持する原則なり。而して此の三點の實行方針と範圍に付ても具體的の説明あり、其の周到なる聲明は實に中國領土の侵略、戦費の賠償に意なきのみならず、中國の主權を尊重し、行政の獨立を確保し、更に進んで治外法權の撤廢及び租界の返還に付ても亦考慮を加へらる。其の思慮は深遠なる中日二大民族福祉の始基となすに足る。

今春平沼内閣成立するや前内閣と同一の政策を堅持する旨聲明せ

深氏等列席の下に豫備會議を開き、左記諸項を議決した。

豫備會議議決事項

- 一、和平救國運動促進要領の件
- 【甲】實行具體案(イ)中國各新興政權は友邦と協力し和平救國工作を促進す(ロ)各機關を動員し全國民衆に和平奮起を促すと共に援蔣態度を持續する第三國を排撃す(ハ)防共運動を更に組織化し無反省の第三國に對しては援蔣の實行阻止に努む(ニ)在外華僑に對し四億同胞と歴史ある故國を救はんが爲め驅起を促す
- 【乙】聯合委員會和平宣言案
- 二、英國の援蔣借款に對する反對聲明の件
- 三、民國二十九年本曆編成に關する件(所要經費一萬七千元を醸出し委員會を組織し別に京都帝大より専門家二名を招聘し遅くとも十月迄に編曆を終る)
- 四、不足物資交易に關する件
- 五、海州鹽處理に關する件
- 六、第五次聯合委員會會議開催に關する件(次期會議は五月中旬北京に於て開催)

次いで翌三十日午前十時半より本會議を開催、委員長王克敏氏以下兩政府各委員出席し、豫備會議に於て審議作成した第四次聯合委員會宣言及び第三國の援蔣排撃聲明を可決發表して同十一時半散會したが、宣言並に援蔣排撃聲明の内容は左の如くである。

第四編・第二章・第一節 聯合委員會の結成

られたり。日本政府の確固たる決意實に反共、反蔣にあつたこと疑ひなし。

本聯合委員會は右日本政府の聲明に對して既に無限の同感を有するものにして、黨府要人汪精衛先生も亦最近前非を悔い黨府の爲す無きを見、復興の策を圖り和平解決を宣言し以て東亞前途無窮の安寧を樹立せんとす。惟ふに今日中國に於ける識者は蔣を輔くる者を以て天下の公敵と認めざるなし。然るに黨政府一派は今猶ほ醒めず恃み難き外力に踊り、民衆の生命と中華の資源を蕩盡して剩す所なく茲に至つて極まれり。中華民國臨時、維新兩政府は建立以來屢次宣言せる如く皆反共救國を職志と爲し、和平實現を窮極の目的と爲せり。此の精神に基づき兵火を終熄せんことを冀へり。既に之に賛同せるものも尠からず、今や和平の曙光既に見ゆ。宜しく速かに外は友邦と友誼を敦うし、内は共匪を除き黨治を排棄し民衆と共に蘇生せん。本聯合委員會は此の難局に當り將に時機の到來を待ち國家の利を圖らんとするものなり。希くば國共一派の宣傳に惑はされ自らを過り國を過ることなく協力一致東亞和平の到達に盡されんことを。夫れ共に之を勉めよ。

中華民國政府聯合委員會

第四次聯合委員會 第四次聯合委員會は民國二十八年三月二十九日午前十時、南京頤和路の維新政府接待所に於て維新政府側委員梁鴻志、溫宗堯、陳群氏等、臨時政府側委員長王克敏、王揖唐、朱

第四次宣言

今や我が國新興政權の基礎は益々鞏固ならんとす。こは固より各地民衆の熱烈なる支持と友邦の誠意ある提携との賜なり。臨時、維新兩政權が國民黨政府の惡政を一掃し、水火の中より民衆を救ひ再び天日を仰がしむるを得たるは、本聯合委員會の寔に欣快とするところなり。蔣介石及び其の黨軍閥は國政を恣にし私利のみを圖り毫も人民の苦痛を顧みず、惡虐無道遂に世界人道の公敵たる共產黨と結び、隣邦と事を構へ人民を塗炭に苦しめ國家を滅亡の淵に陥れんとせり。此の秋天中國を見捨てざりしか、時に應じて新政權生じ、順逆成敗の趨自ら明かにして、黨權の壞滅は指呼の間迫るの概あり。然るに英國、蘇聯等の國家は公然と援蔣の策謀を繞らし、飽くまでも東亞民族を犠牲にし以て戦時の延長を計り、以て其の毒計を遂げんとす。其の陰謀惡辣なる之に超ゆるなし。我が國民衆にして既にこれ等援蔣の關係を察知し、之が排撃を遂行しつゝあるときに當り、最強國たる友邦日本が之に影響さるゝところ毫もなきことは勿論にして、英蘇の陰謀如何に拘らず兩政府及び友邦日本の防共滅蔣の進攻は決して止まるものにあらず。本聯合委員會は更に此の趣旨を天下に明示して新政府既定の國策を擁護し、此の歴史的に一大危局を救はんとす。斯くして後始めて東亞の曙光は明け、世界の前途は希望に輝くべし。茲に頑迷にして悟らず鷸蚌を争はしめ漁夫の利を計る功利の兇賊、平和の惡魔を共に排撃するに尙ほ一層の努力を拂はざるべからず。特

に茲に宣言す。

援蔣排擊聲明

昨年九月兩政府は聯合委員會成立に際し蔣政權に對する金錢物資の供給停止を要請し、然らざるものは我が國民の公敵たるべきことを宣言せり。然るに各援蔣國側は「借刀殺人」の計を施し、以て中國を犠牲とし、東洋平和の實現は彼等にとり不利なるを恐れ益々其の毒牙を延ばして戰期の延長を來し、既に今日まで再三巨額の借款に應じたり。今や蔣政權すでに瀕死の危機に際し又復英國は一千萬磅の借款を與へたり。其の眞意を測るにこれ實に財力により東洋平和を阻害せんとするものにして、中國人民の戦火による重大なる犠牲に對し恬として顧みざるものなり。蔣の惡虐非道なる既に人民の公敵にして絶對に其の存在を許さざる所、而して彼の借款供給國が故意に四億人民を毒し尙ほ之を死地に陥れるものに對して、凡そ血氣あるもの憤激之を仇敵視せざるなし。依つて茲に切實に宣言し、事變發生以來各國と蔣政權との間に結ばれたる一切の借款其の他契約は一律に無効なることは固より、若し援蔣諸國が依然斯くの如き反平和行動に出る以上、兩政府成立當時聲明せる對第三國友好精神も之を保持するに由なく、既存權益の尊重また實現し得ざるに至るべきを聲明するものなり。

第五次聯合委員會

第五次聯合委員會は臨時政府側より王克敏王揖唐、朱深の三氏、維新政府側より梁鴻志、溫宗堯、陳群の三氏

る爲め華興銀行と中國聯合準備銀行の具體的連絡に關し研究を進めるものとす。

四、黄河治水問題 速かに黄河治水に關する應急的措置を講ずるとともに根本的調査を遂げ可及的速かに對策を立案するものとす。

五、第六次聯合委員會問題 八月中旬開催の豫定とす。

斯くて臨時、維新兩政府首腦部及び關係者は同十三日夫々北京、南京への歸途に就いたが、王克敏臨時政府行政委員長は同日北京外交大樓に於て日・華・外各國記者團と會見、青島會議の成果に關し次の如く語つた。

王委員長談

私は八日、維新政府側は九日、青島に参り十日下相談、十一日豫備會議、十二日聯合委員會本會議を行つた。會議の決定に就ては已に青島で發表した通りだ。從來此の會議は兩政府の所在地で行はれたに對し、今回は特に青島で開催されたが之は梁院長の健康と梁夫人の逝去により南方側代表の便宜を圖る爲めであり、又青島が夏季は氣候がいよと謂ふことは御承知の通りである。新政權問題に關して之が議題になつたことは無いが個人的に意見を交換したことは事實である。併し乍ら新政權成立の場合の臨時政府の態度等の問題に關しては未だ發表の時期に達して居らぬと申上げ外はない。其の時期に關しては種々複雑な事情があるから早急

出席の上、青島觀象山迎賓館に於て七月十一日豫備會議を開き、本會議に上程すべき事項に就き研究協議を重ねて散會。翌十二日本會議を開催して議事を終了したが、第五次會議に於て決定せる主なる事項は次の通りである。

第五次聯合委員會決議事項

- 一、學制改革及び新教科書編纂問題 學制は教育上の重要問題なるを以て兩政府主管部連絡の上慎重研究し具體案を作成、次期聯合委員會に提出のこととす
- 而して教科書の編纂趣旨は
 - (イ) 共產主義及び其の他外來不良思想の排除と東亞固有精神の發揮
 - (ロ) 東亞新秩序の建設
 - (ハ) 勤勞精神の培養及び實學の奨励
 - (ニ) 民衆精神の革新及び充實を趣旨とし其の他地方色を加味して各別に編纂するも妨げざるものとす
- 二、法規の統一問題並に最高法院問題 法規の統一は曩の第三次聯合委員會に於て議決せる趣旨に準據すべきも、差當り從來の法規にして著しく不均衡を感ずるものは、兩政府主管部相互連絡の上改正案を作成し聯合委員會に提出するものとす、最高法院問題に關しては兩政府に於て夫々慎重研究するものとす
- 三、南北爲替交流に關する事項 南北爲替の交流を圓滑ならしめ

には成立すまいとだけしか申上げられない。汪兆銘先生が青島に來て居たかとの御質問であるが先生は參つて居ない。唯だ汪先生が九日放送したと謂ふことは御承知の通りである。聲明に現はれた汪先生の意思に於て臨時政府の意見と全く一致して居り、其の方法も大同小異であると思ふ。聲明に對して民衆間にはことが重大である爲め種々意見が行はれて居ると考へる。私は汪氏と前に二回會見したことがある爲め私の意見に就ては種々な臆測が行はれてゐるやうだが、現在未だ私個人の意見を申上げる時機ではないと思ふ。従つて臨時政府として公式の聲明の準備はない。

第二節 和平救國會の成立

反共救國會開催 廣東及び武漢三鎮陥落を機として反共、倒蔣、停戰、救國の輿論は全支に澎湃として起るに至つたので臨時政府では湧き起る民衆の要望に應へ、民國二十七年十一月十六日を期し反共救國中央大會を舉行した。定刻午前十一時王克敏委員長以下臨時政府各要人及び河北、山東、山西、河南四省の各省長、北京、天津、青島の三市長、各地治安維持會長、新民會、教育總會、商會各代表等が続々と會場たる紫金城内大和殿前の廣場に參集、大會は先づ全員起立、脱帽裡に莊重なる國歌の合唱、國旗に向つて最敬禮

を行ひたる後、主席委員王揖唐内政部長嚴かに大會の趣旨を報告し、次いで王克敏氏が晋吐朗々と左の如き大會宣言を朗讀、之を可決して本大會の幕を閉ぢたが、引續き同十八日には中央公園に於て北京特別市主催の反蔣救國大會が開かれ之を皮切りとして凡そ一ヶ月間に亘り天津、濟南、青島、彰德、太原、徐州、開封等の各地で一齊に反共倒蔣の烽火が擧げられた。

大會宣言全文

惟ふに我が中華民國は五千年來建國先哲の教へを奉じ、和平禮讓を第一とし之を踏襲し來り、共產理論の「闘争獎勵」「禮教無視」などと絶對に兩立し得ざるものである。共產黨人等が計畫的に此の我が建國精神を破壊せんと企て、手當り次第に殺人行爲をなすことは陰險惡辣である。彼等が以前湖南、江西等の各省に残した禍害は如何に健忘症の者でも其の悲痛の聲が今尙ほ耳底にはつきり残つてゐるのである。同時に彼等は到る處に英米各國と事を構へ、打倒帝國主義を叫び陰謀擾亂をならざるなき有様であつた。斯かることは素より國際輿論の許す所でないのである。然るに事態環境の本然を見れば何ぞや、彼等は欺瞞され乍ら聊かも悟る所がないではないか。過去に於て蔣政權は聯共から清共に轉じ、則共から又も容共に至つた。斯かる前後矛盾は彼等自身も辯解出來ぬであらう。今や世界の大勢は反共に走り自由主義國家すら蘇

聯の政策を敬遠回避してゐる状態である。共產主義こそは東洋文明の敵である許りでなく實に全世界の公敵である。現在の秩序を維持し擾亂を防止するには只反共の一途あるのみ、然らざれば狼を室に入れたやうなもので自ら永く禍害を残すことになる。然るに此の時に及んで蔣政權は獨り共產黨と結託し、赤化政策を實行して少數人の利益關係に囚はれ、民族文化の前途と國際上の地位を毫も顧みず、其の心中は實に想像に苦しむところである。我が國民大衆は蔣政權の犠牲に供されることを拱手黙視することは出來ない。況んや共產黨に愚弄される譯に行かない。東洋文化及び中華民族の獨立の精神を擁護する途は、國情にも合致せず民意に反する共產主義を一氣に排撃して些かでも瀾漫せしむるが如きことなく、共產黨と結託して國を誤まり國を賣る蔣政權が益々民衆を水深火熱の苦しみの中に陥れんとしつゝある奸策に乗せられざるに於て、假令少し許りの行違ひがあつたとしても互に干戈に訴ふる理由はない。然るにも拘はらず蔣政權は計畫的に惡感情を助成して妄りに戰端を開き、遂に今日の如き慘澹たる結果を齎したのである。而して苦しみを受けたるは訴ふる所なき國民である。洪水や激火を以て専ら己を摧殘し高壘深壕を以てしながら終始一度の成功もなし得ないにも拘はらず、今尙ほ大言壯語して人を欺き聊かも悟悔する所はない。我が民衆は何の罪があつて彼等と共に亡びなければならぬのか。直ちに無益な抵抗を停止するに非

ざれば將に絶えんとしつゝある國脈を救ふことは出來ないのだ。須らく正確健全なる輿論を喚起して和平の實現を一致主張すべきである。我が國上下はしつかりと腹を決めて今日以後空威張りを棄て更生の道に轉向すべきである。然らば當に固有の精神文明を維持し得るのみならず、同時に友邦と相提携して共に東亞新秩序の建設に協力し得るであらう。政府聯合會は第二次宣言に於て既に此の旨を闡明したが、友邦政府は十一月三日の聲明に於て明瞭に誠意を以て此の旨を中外に聲明して居り、特に之を引用し國民は共に鑑みんことを希望する次第である。

王克敏

江朝宗、陸宗輿氏等通電

斯かる北支輿論の趨向に呼應し、北支各界の空氣は反共勢力の糾合に動くに至つた。即ち、久しく待機中であつた支那政界の長老江朝宗、陸宗輿外十三氏は、前記救國大會と恰も日を同じうして十一月十六日遂に蹶起し、日滿支提携による東亞新秩序建設、反共倒蔣による新支那建設を目指して左の如き通電を全支朝野の名流、各學校、各團體等に宛て、發出、烈々燃ゆる憂國の至誠を披瀝して朝野に訴へた。

江朝宗氏等の通電

近年國民政府は第三者に利用せられて輕率に戰端を開き、戰禍擴大して犠牲多數に上り戰亂の波及せる地域の廣大なる前古未曾有のことで洵に痛ましき限りである。惟ふに現状よりすれば大勢は

第四編・第二章・第二節 和平救國會の成立

最早や明かである。凡そ惻隱の情を存するものは深く省慮すべきである。其の愛國の心は人皆有する所であり、和平の氣は各人共鳴する所である。此の非常なる時期に面して宜しく前の非なるを改め挽救の道を求むべきである。惟ふに敢へて國家の爲めに計る場合最後の勝敗を長期に決するといふ如きあり得る筈なし。以上の趣旨を熟々思ひ來れば魚骨の棘、咽喉に刺される處れがある。茲に國人の批判を乞ふ次第である。

朝宗等が喪亂に遇ひ時艱を賭けて匡濟の才に乏しくたゞ過ちなからんことを求むるを愧づるものである。天下の興亡は匹夫に責あり、國家は公器にして衆議をこれ崇ぶ。既に此の危急存亡の秋に際しては野に遺賢なからしめ、一致協同して救濟の途を講ずべきである。之ぞ大聲して所懐を披瀝する所以である。尙ほ願はくば海内明達之士が此の趣旨に齊しく賛成され、安論を述べ一致聲援されんことを。多數の支持を以て協同して元老中堅の出でて俱に難局に當るを乞ふに至らば、民意は夫れによつて發揮するを得るのである。反共救國、弭戰救民の趣旨に基き赤化の妖氣を一掃し親仁善隣の義を本として日本と經濟提携をなし、有無相通じ東亞の新秩序建設に協力せば則ち中國の幸福たると共に東亞大陸の齊しく幸福とする所である。賢察を乞ふ。

江朝宗、陳宦、袁克定、陸宗輿、馮恕、張燕卿、王大楨、唐圭良、唐寶錫、萬鳴圖、何海鳴、王謨、余晉蘇、池宗墨、姚國楨

吳佩孚氏の蹶起要望 次いで反共救國運動の具體策として統一勢力の結成が各方面に要望さるゝと共に、其の中心人物として吳佩孚將軍の蹶起を促すべしとの聲が各方面に叫ばれるゝに至り、一月二十三日の上海各商聯合會の通電を始め、湖北各縣聯合會代表、上海市山西錢業公會、北京教育會、北京市商會及び所屬七十六同業公會、上海孔教會、國學研究會、民治促進會、產權公益聯合會、上海留歐同學會等よりの出馬要請電は百數十通の多きに達したが、上海各商會聯合會及び湖北各縣聯合會の通電は左の如くである。

上海各商會聯合會通電

民國は不幸にして内亂頻出、遂に隣國と事を構へ干戈を交へるに至り廣東、漢口相次いで失し、今又長沙危急を告ぐ。國本爲めに動搖し人心殊に不安を告げ、今にして解決の途を圖るにあらざれば必ずや滅亡の憂ひあらん。本聯合會に於ては種々討論協議の結果、國交を調整、國是を再定する以外に國を救ふ道なしとの決議に到達せるが、指導者なき爲め之を實行に移す能はず。貴下は人望高く國民皆鑑と仰ぐの士にして、若し高きに昇り一度叫ばんか衆皆之に應ずべし。希くば萬民の意を汲んで出馬、時艱の救済に當り、國內を明朗にして國基を磐石の重きに置かんことを。

湖北各縣聯合會代表通電

現下の抗戰熾まざれば徒らに第三國の喜ぶところに過ぎず、我が

國の政治、經濟、文化の前途悲しみに堪へず、天寒く地凍る。南北十數軍の飢寒は、歸る家なき一億數千里の細民は如何にして其の生命を繋ぎ得ようか。況んや農民の麥を耕作せんとして其の時期に播種も出來ず、斯くては數億の民衆は如何としても生存し得ない慘狀である。茲に諸公に歎願して一致平和を主張し數億民衆の更生を期せられんことを切望す。

吳佩孚氏出馬受諾

右の如く吳佩孚將軍の蹶起を要望する民衆の聲は連日各地の朝野有力者、軍隊、學生團體、公會等より發せられ如何ともし難き情勢となつた結果、吳佩孚氏は其の熱烈なる朝野一致の要請歎し難く遂に起つて國家の大難に當るべく出馬の意を固め、同二十六日に至り此の最も熱心且つ有力なる出馬要請者たる江天鐸、江朝宗、鄧邦勛氏等に對し夫々左の如き復電を發した。

吳佩孚氏復電

(一)江天鐸以下十六氏宛 貴電拜承せり。仁言を拜し憂傷に堪へず。讀後なほ心の慘裂するを覺ゆ。昨年事變勃發以來近畿に蠅つてより遂次擴大し遂に全國に及びり。同種の争は天地は共に悲しむ。山野は其の容を改め洪流ともに盡き、曠古未聞の地獄の慘狀を呈せり。公等は人民の塗炭に心を挫き和平唱道の責をとり余を激勵せらる。これ余の達し得ざりし宿懐と全然一致するものなり。國權を毀損せず、財貨を維持し共に人民を救ひ、

太平を取戻す爲めには如何なる艱危も辭せざる所なり。冀くば文化の中心、中外の視聽の集りある南支に於て氣聲相通じて廣く同志を集め兩國軍民を先づ啓發されんことを。兄弟壻に闘ぐは計にあらず。東亞の危き蟬蟬相闘ひ黃雀後に從ふが如きを具にすべきなり。力を残して將に來るべき戰ひに備へんとせば今や豆其の相煎るを止むべきなり。若し各方面の意見一致するに於ては余は必ず公等の命にこれ從ひ、誠心之に答ふべし。

(二)全國各軍隊並に學校宛 余は茲に江宇老及び諸公に對して左の如き返電を呈するものなり。十七日附貴電拜承、卿等の宏議を詳細に検討するに弭兵救國を主旨となし復興建設を歸趨となす。其の遠謀深慮は極めて敬服する處なり。近代國家は政治上の興革如何に拘らず、其の歴史を忽にすること能はざるものなり。我が國は既に五千年の進展を遂げ、倫理思想は四億民族に深く浸透して忽然相容れざる主義を持し來り、強ひて注入せんとするもたゞ混亂を助長するに過ぎざるのみ。余夙に治兵に當り常に偏紀綱常を持して軍民に諭し、東洋文化を覺知せしめ歴史聖相傳へ永久に亡びざる道徳に基き、之に從へば即ち國治まり之を捨つれば國は國の體をなさず、必ず亂るゝことなるを教へ來れるが、こは余の確固不拔の信念にして嚴守變るところなきは夙に天下に明かなるところなり。今や諸公が弭兵を呼號するに當り其の災禍の詳細を審かにし、國人は醒悟して正に歸らんことを切に望むものなり。今や事變は年を越し兄弟の國は相戰

ひて熄まず慘澹たる悲雲は東亞の空に瀰漫す。これ中日兩國のともに苦痛とするところにして、時を見て戦ひを止めざれば或は一時の狂風怒濤俄には抵禦し難く決河に至らんことを怖る。即ち中國は固より存立する能はず、又支那の福祉にも非ざることを慮る。諸公の衷心は正に同感の至りなり。我等はすべての過去の錯誤を認め、共に和平を唱導し漸次戰雲を消滅し共に猜疑と單なる毛嫌ひを除けば、我等黃帝の子孫をして秩序を一新せしめ得るは必然なり。渺々たる庶民は更生するに難からず。余は徳なくして其の任に非ざれども、自ら諸公の後に從つて興望の爲め微力のあらん限りを盡さんと欲するものなり。以上謹んで呈す。

(三)上海鄧孝先以下五氏宛 十七日附貴電拜讀せり。國事に對する關心の厚きを知り感佩に堪へず。和平の唱道は遠近を分たず公等は老成徳望高く夙に大計に富まる。既に病源の所在を察知されたる以上直ちに改革に當るを以て樞要の計となす。惟ふに今や事變は重大なれば須らく萬衆一心各方面の協力によらずんば所期の目的を達成し難し。余は身を以て國に許すこと茲に歳あり、如何なる艱難と雖も恐避するところに非ず。付託を寄せらるゝあらば必ずや道義により之に從ふべし。貴電の過分の推舉に預り唯々慚愧に堪へず。謹んで返電す。

(四)上海商會聯合會宛 貴電戴き諸士の國是に關心を有せらるゝことを窺ふ。其の述ぶる所は意義深重にして極めて感服に堪へ

ず。一、二年餘憂情やまず、四民落莫を感じ全く震驚す。商を行へば損失極めて大なり、斯かる状態永續せば國家何ぞ得ん。それ琴瑟調和せば自ら更張の報あり、干戈既に交へらるゝも何ぞ和緩の謀なからんや。望むらくは國人君子と共に起つて矯扶すべし。佩孚志は廣なれども力少し。諸公の後に從ひて行かんことを願ふ。忝しく返電を奉り御諒察を願ふ。

斯くて反共救國運動の具體策として、統一勢力の結成が各方面に要望さるゝに至り、北京教育總會、北京市教育會、湖北各聯合會、上海、山西錢業公會等は二十八年一月二十三日吳佩孚將軍の蹶起を促す通電を發したるに引續き續々各方面の團體、有力者が吳佩孚將軍の出陣を促すに至つた。

和平救國會結成 此の民衆の要望に對し臨時政府首腦部も默視する能はざる情勢となり、維新政府首腦部とも協議の結果、和平救國會を組織し吳佩孚將軍を綏靖委員長に推戴することゝなつた。即ち王克敏、梁鴻志の臨時、維新兩政府首腦は一月二十四日相携へて北京什錦花園に吳佩孚氏を訪問、時局收拾に關して意見を交換、吳氏の蹶起を從進したる所、三氏間に諒解成立するに至つた。仍つて翌二十五日各方面有力者は北京に和平救國會を組織し王揖唐、溫宗堯兩氏は同會代表として即日吳將軍を訪問、正式に吳佩孚將軍の出

馬を讓請した結果、吳將軍より受諾の回答を得たので、三十日和平救國會の結成を宣言、綏靖委員長に吳佩孚將軍を推戴した。和平救國會の宣言は左の如くである。

和平救國會宣言

我が國は有史以來外人との間に事件發生し、和戰其の一を選ぶに當り大勢和を許さざるに和し却つて國を保つこと能はず、戰ふの要なきに戰つて危殆に陥り初めて和を講ぜし例乏しからず。和戰の方針常に事實に乖離し遂に滅亡を招きしこと歴史上昭然たり。宜しく鑑みざるべからざるなり。それ中日兩國は元唇齒の國にして俱に相求め相授け以て東亞の和平を保つべし。然るに今不幸にして鬪鬪の争ひを啓き惡戰苦闘する事既に一年有餘、黄河及び長江流域に於ける名城、都邑の陥落せしもの數百、人民の炮火、饑疫に死せしもの數百萬の多きを算ふ。其の路傍に流離し溝溪に逃避し、歸るに家なきものに至りては其の數計るべからざるなり。誰か父母なからむ。誰か妻子なからむ。凡そ人たるもの皆同情すべく、天亦此の大凶を弔せざらんや。吾人思うて茲に及べば肺腑爲めに燒かるゝを感じ、聲を放つて泣かざるを得ざるなり。然るに國人中尙ほ一部主戰論者に壓迫せられ、明かに不可なるを知りつゝ敢然和平を主張し、國家の命脈を保存せんとする勇なきものあり、斯くの如きは虚名に、周圍に追隨して實禍を受くるものと云ふべく、宜しく兵火の慘害を知らば古來名訓のあるあり、

和戰の得失を別辨するに難からざるべし。今や生死の關頭に立ち大いに良心の覺悟を促がし、理智を以て判斷し、躊躇するところなく、元氣の維持に振起せざるべけんや。左に戰ふべからざる理由數項を擧げて大方の明鑑を望む。

一、焦土抗戰失策 蘆溝橋事件以來日本の進軍は西綏遠より風陵渡に至り、北は山海關より徐州に迫り、東上海より武漢に迫り南は惠州の以東より廣東の肇たるゝの結果を見たり。斯くて一年に亘り惡戰苦闘を経て尙ほ未だ大計の變換を思はざるは明かに知者と云ふべけんや、其の一部堤防の決潰は百萬の精靈を減し旬日の軍事は莫大の財物を費し、四民業を營むに由なきに至れるに非ずや。退却の際舎屋を燒き或は破毀し昔日繁華の邑をして悉く焦土と化せしむるに至りては、之が前途を目睹するものは慄然恐怖に堪へざるなり。

二、戰鬪繼續の困難 武漢既に失し土地及び人民の喪失全國の大半に及び、募兵及び戰費の籌劃至難となりたるのみならず、廣東陥落以來海洋運輸の途斷絶したるを以て兵器の補充不可能なれば、國內の識者は戰争の繼續に對し深く疑懼を抱かざるを得ず。戰勝者たる一方に於ても武器を消費すること一年有餘、宜しく餘力を留めて共産の蔓延を防ぐべし。即ち戰を罷めんこと蓋し目下緊急の必要事と云ふべきなり。

以上の事實は顯著にして一般の認むるところ、戰の不可なる真相は十分に暴露せられたり。彼の烏類の暴君梟すら勢を見て進退を

決す、況んや眞に國家を計るに急なる士に於てをや。宜しく全民族を犠牲とすること勿れ。戰ふべくんば戰ひ罷むべくんば罷むべく徒らに意氣を逞しうし大言壯語すること勿れ。又見ずや歐洲一九一四年の大戦に當り、彼の獨逸は初め蓋世の意氣を負ひ最後の勝利を獲得せんことを欲したり。然るに獨逸の革命政府は塊肉國瓦解の日に至りて毅然皇室を斥け敵國と休戰の約を締結せり。即ち我が庚子の變に於ても、一時上に西后あり、難民下に騷擾を極むるに至り、朝廷を擧げて之に雷同し排外の目的を達せんとし凡そ反對するものあらば之を漢奸と目し極刑を行へるも、幸ひ當時の國家の耆宿李鴻章、劉坤一、張之洞諸公あり斷じて亂命に遵はず東南保全の策を樹て、最後に李鴻章は衆諍を甘受し和を議し以て滅亡の禍を未然に救ひたと相似たり。斯くの如く中外諸賢のなすところ人時ともに異なると雖も、國の爲めに計るは全く同一にして國家存亡の秋に際し、一黨の利益を顧みず、個人の地位を謀らず、其の赤膽忠心に倚りて妙計偉力を定め國家の運命を保全し邦基を安定せしむるといふべし。吾人は全國の山河をかけて孤注一擲の愚を敢へてし、國家亡び泣血の術なきに至らしむるを願はざるが故に之に倣はんと欲するなり。吾人は中華民國の一分子として中華民國一部の責任を負担すべきは當然なり。國家存亡斷續の別れんとする此の際こそ將に吾人は挺身報國の誠を以て水火を避けず國難に赴くべき秋なり。これ即ち微力自ら擣らず敢へて同志を糾合し共に和平救國會を組織し、吳

佩孚先生に懇請して其の綏靖委員長に就任せられんことを求め、進みて黨部各軍の招撫を實行し速かに和平の實現、政局の安定を計り誠意を披瀝して親睦を講じ以て東亞永遠の幸福を保持せんとする所以なり。希くは各會の領袖、地方軍政長官及び一般父老兄弟姉妹諸君、此の趣旨を諒とし齊しく起ちて危急の大局を救ひ、將に絶えんとする國運を挽回するに協力せられんことを。茲に謹んで宣言す。

和平救國會聯盟

王克敏、梁鴻志、溫宗堯、朱深、王揖唐、陳群（北京）陳宦、袁乃寬、陸宗輿、馮恕、吳廷燮、（天津）陸錦、吳毓麟、王廷楨、楊壽桓、王人文、（上海）江天鐸、鄧邦勛

而して吳佩孚氏は出馬に當り、其の心境を日支新聞記者團に語り且つ「循分新書」なる一書を發表して所懐を述べたが、記者團に對する談話及び循分新書は次の如くである。

記者團への言明

此の一年來南北共に騒然たる有様で戰禍の慘澹たる状態は誠に痛心の極みであります。第三インターナショナルは更に之を利用し煽動致しますので、斯かる状態を續けて行けば只中國衰亡と赤化の横行を見るのみであります。不肖遠く古今の歴史に考へ外、世界の大勢に考へまして、一日も早く平和を圖り危急を救ふの必要なることを痛感する次第であります。

昨年十二月二十二日の日本首相近衛公の聲明を讀みまして一般中國人は中日問題に處して既に解決の契機を得たものと思つて居ます。依つて國內有識の士は起つて平和を呼び求むること恰も風雲を捲起す如き状態であります。不肖非才を以て此の綏靖の大任を委囑せられたのであります。不肖素より老衰の身でありまして時艱に堪へ得るものとは思ひませんが、只國家興亡の此の危機に際して匹夫と雖も其の責に任じ驚鈍に鞭つて力を致し、救國の熱意に燃ゆる諸公の後に従つて才力の及ぶ限り馳驅の効を致さんとするものであります。幸にして臨時、維新兩政府の援助並に日本朝野軍政各方面の同情の下に地方の治安を收拾し民心を安んずることを計りたいと思ひます。此の事は甚だ廣範圍に亘る事でありますが逐次着手出来ることと思はれます。

循分新書

天は民を生み更に國を作つた。三皇は世界を創造し五帝は此の世界を泰平に導いた。即ち飲食物衣服を作り火を採り、文字を作り禮樂を制定し、女は男に嫁すことを定めた。然るに徒らに暖衣飽食するは禽獸に等しいので、法官を作つて人倫の根本を教へ學校を作つて人民を教育し、君臣義あり、父子信あり、夫婦別あり、長幼分あり、良友相助け益々友心を傾け上の行ふ所下之に習ひ醇美の風俗をなした。堯舜は自然に基き湯武は自ら反省した。然るに戰國の七雄は偽に流れ五伯は眞を失するに至つた。漢魏六朝唐宋元明清等時代を経るに従つて愈々其の度を増した。然し徳は

薄くなつたと云へ尙ほ此の時代を一貫して敬神の思想だけは貫かれたのである。然るに何ぞや民國となつては全く天に戻り、物質を誇り精神を棄て、鬼神魂魄を否定し哲學科學を振翳し宗教は人を欺くものと揚言し憚る所がなくなつた。放縱横暴 天地を敬はず、神命を拜せず、祖先を奉せず、父母に親まず、王法を守らず、師尊を重んぜず、親屬と和せず、隣邦と睦まず、夫婦の別なく、子孫を教育せず、隱徳を積まず、公德を行はず、共產共妻風紀を破壊し、人倫を滅ぼし、神權を破壊せんとし、國土を争ひ利權のみを争ひ、道徳を淪了することは中外各國の共に認めてゐる所である。上下相争ひ南北相分れて土地を争奪し、東征西戰命を墮し財を傾け屍山血河に鬼神も慟哭し、冤に死する靈魂の慘狀、亡靈の悲聲日没と共に現れ、曇天となれば聞ゆ。痛ましい哉天の赤子、酷い哉蒼生、此の民の災厄は天下の不仁に基くものでなく當局者の不徳の致す所である。嗟乎爾等天下の民よ、卿等は各五倫の道を盡し三綱を守り八徳に遵ひ、務めて五害を除き四箴を守るべきである。萬物の中で獨り貴きは人間であつた。身體は性肉に分れ、心は道と人とを辨別し得るものである。若し人心が克己の力なく道心が不明なるものであれば肉身は反省せず、性身も之に従つて不明なものとなるものである。性は道に従ひ人心は鬼となり、道心は神となることを世人は知らぬのである。大學に曰く道明徳を尊び次で新民を尊び事物を明かにし至善に止まる、安諍安慮心身神髓を知り誠正に至らしむ、凡そ世を治めんには悉く修

身を本とすと。本亂るれば末亂れ本明かなれば末亦明かとなる。先づ己を慎んで然る後始めて民を化育し得るものである。自ら遜る君子も自ら欺く小人も十目に見る所、十指の指す所で見えざるはなく、聞えざるはない。境遇に安んじて勉勵し、賢より聖に聖より神に至らんとせば天地の化育に翼賛し、天下を導き善政を招來し、風俗を改善し、河海を平安にし魔海を攘ひ民物を仁に歸せしめ刀兵水火、旱害雷疫等の禍を悉く掃蕩して中外徳を讃へ、動植物も皆恩恵を享受し、災劫を免がれ天壽を延ばして天下均しく舜の日を仰ぎ共に堯の春を楽しみ得るであらう。

綏靖委員會の開設

斯くて吳氏職起を目標として結成された和平救國會は其の目的を達したので二月八日解散し、之に代り綏靖委員會は吳佩孚將軍を委員長として二月十一日河南省開封の舊豫皖綏靖公署廳舎で執務を開始したが、同會は組織陣容を左の如く決定すると共に、支那各地の軍隊に對し綏靖軍参加を懇願した。

綏靖委員長 吳佩孚、綏靖委員會主任 胡毓坤（舊東北軍第一軍長）
副主任 洪府國（前天津海關監督）、企畫組長 范浦江（前上海公安局長）
總務組長 崔建初（胡毓坤軍參謀長）、機要組長 分掌 陳異三（胡毓坤軍秘書長）
委員 胡毓坤、洪府國、范浦江、崔建初、陳異三、富双英（舊東北軍第十二軍長）、程希賢、舊石友三軍參謀長、天津公安局長、張九卿（舊東北軍師團長）、高勝岳（前北京軍事分會處

長、現任臨時政府治安部參事）丁漢民（前監察院公署參議、前北支軍事分會參議）王琦（前北京憲兵司令官）張質實（舊東北邊防司令官公署辦理兵站事）蔣雁行（舊吳佩孚軍參謀長）その他。

第三節 蔣政權打倒運動

南京、廣東、漢口と蔣政權の據點は相次いで我が手中に歸し、海南島、廈門、福州等の聯絡路亦完全に遮斷され、所謂遊擊戰術も我が軍の前に何等奏効することなく唯一の殘された據點重慶も我が空襲下に脅えつゝあり、蔣政權の前途は今や全く風前の燈たるに過ぎない。然るにも拘はらず、蔣政權は迷夢醒めず共產黨の魔手に操られ、支那民衆を塗炭の苦しみに沈淪せしめて顧みず、徒らに抗日を豪語しつゝある暴狀に對し、臨時政府は機會ある毎にその迷蒙を指摘して痛撃、反省を促すと共に、支那民衆の認識は正に努めた。その主なる宣言、通電、談話等を擧ぐれば左の如くである。

黨軍の反省を促す 臨時政府は民國二十七年六月十八日左の如き重要時局宣言を發して蔣政權に反省を要求すると共に、蔣政權の指導下にある支那民衆に對しても併せて此の眞意を披瀝した。

宣 言

る何の面目あつて更に軍政を談ずるや、これ其の二なり。

吾人は國民黨人に問はんと欲す。吾人は果して黄色人種なりや否やを。何すれぞ倒行逆施以て其の極に達するや、蔣氏は平素種族の念に亦一見識ありと聞く、鵝蚌の争はよく熟知する所ならん。然るに何ぞ一度挫折して手段を撰ばざる今聽く者をして痛心せしむ。これ本政府の深く惜しむ所なりとす。東隣日本は切身の痛みを以て義を扶け、言を發し、禹域の怪類を驅除しあり。彼の國には賢達之士尠からず、黨軍の中に果して英雄あらば宜しく立所に矛を收め、自ら敗走を承認し餘人をして收拾せしめ古老に任ずべし。

斯くして時代の潮流に順應して徐に收拾を圖らば尙は東方の正氣存するものと言ふべし。若し尙は非望を覬覦し負隅の志を發揮せんも大勢の赴く處は今や全く望みなし。斯くの如きは過去の事實に徴すれば明々白々なり。本政府成立以來半載を経過し金融は日に固く人心は日に安定せり。黨軍の中には憂國賢豪尠からず、又北方の諸將は今尙は師旅を統帥す。何すれぞ直ちに之を率ゐて歸來し、又よく駕に命じて北來し吾人と心を同じうするに於ては理に於て又決して拒む所にあらず。茲に宣言す。

漢口、廣東陷落慶祝宣言 臨時政府主催の漢口、廣東陷落慶祝大會は民國二十七年十一月北京大和殿に於て開かれたが、同會席上王克敏行政委員長は臨時政府今後の方針を示唆する左の如き重

第四編・第二章・第三節 蔣政權打倒運動

國民黨が小兒病的亡國政策を取れるに對し、本政府が既に數回に亘り嚴重に之を警告せるは世人の共に知る所にして、今日に至り多言を俟たざる所なり。唯最も恕すべからざるものは實に其の焦土政策なり。即ち江南の沃野は悉く瓦礫となり、江北の文物悉く廢墟に變ず。曩に黨軍は濟南を遁走せるとき河堤十數ヶ所を決潰し、今や隴海線に於て又決堤し數十萬の生靈と財物を犠牲となす。釜を破り舟を沈むるの計をなすに非ざるなし。然れども強弱は大いに異り時代亦遙かに異なる。今や長江は大勢を拒む能はず百姓は徒らに死するを悲しむ。近世の洪楊の亂は金の刃を以て人を殺せしに過ぎざりしも、人民の元氣は凋落し、八十年に亘るも尙ほ未だ復せざりき。今日の如き假りに直ちに干戈を止むるも豈克く百年にして恢復し得んや。

黨軍は血氣の勇を恃み、一朝の忿りを逞しうし毫も永久のことを顧みず、其の子孫の爲め圖るの心なし。斯くの如き淺薄の徒輩何ぞ克く政治を談じ得べけんや。これ其の一なり。

黨軍は南京を開戦四ヶ月ならずして失ひ、湖北の名城亦三ヶ月を出でずして崩壊せり。斯くの如きは姑く論外とするも隴海の戰役に於て既に包圍の態勢成れるも、臺兒莊の如き彈丸黒子の地を以て尙ほ大いに戰勝を虚報し、爆竹の聲未だ已まざるに皇軍は既に徐州に入れり。蘭封、歸德、開封はこれ皆黨軍の堅防を誇り、長く持久すべしと爲せるに拘らず半月ならずして破碎せらる。天下の滑稽事これより大なるはなし。斯くの如く愚な

大宣言を發した。

王克敏氏の宣言

事變勃發後一年有餘にして今や廣東武漢三鎮陷落の報は全國に響き、全民衆の清新の色充たされたり。中國の歴史より見て武漢の地は全國の中心に當り、古來軍事政治上の重要地位を占めたり。今戰事が一段落を告げるに當り長江以南にありて久しく兵禍に苦しめる民衆も、今や蘇生の希望を見出し得るに至る。本政府は大局の推移を憂慮し、人民の艱苦を想像し悲痛憐愍の情に堪へざりし所、此の希望を得て自ら安易を禁じ得ず。思ふに今次國民黨政府は共產黨の脅迫を受けて種々慘虐なる行爲を敢へてし其の惡虐非道は人情ある者の想像すべきにあらず。其の破壊工作による物質の損害莫大にして計數するを得ず。四散流離して家なき民衆のみにも六千萬以上といはれ、併も其の悉くが我等の親族親友なり。國民政府專制の下にあり、此の言語に絶したる慘虐に遭へることは假令今日幸ひにして再び天日を仰ぎ得るとも、蒙りたる創痍の深刻さは到底癒すべくもあらざる程のものなり。既往を語らず將來を思ふべしと言諺あり、如何にして此の深傷を收拾し混迷の状態より安息を見出さんとして救護に努むべきは政府當面の最大職責なり。均しく粉骨碎身して之に當らざるべからず、然るに斯かる災禍の根源を尋ぬれば實に少數の黨府が青年の過激なる感情を利用し巧みに言論思想を以て操縦し、國家民族の前途を幼稚且つ無責任なるこれ

等青年に語り、遂に國事を斯くの如き碎壞に導くに至れり。併も彼等は頑迷にも今尚ほ毫も率直に迷蒙不明なる理を覺らんとせず。茲に聲を大にして知識階級に望む。民衆を指導するに冷静なる頭腦を以てし、過去の一切を仔細に検討し然る後偏見を打破し思想の私情を去り、我が民族の爲め更生の新しい大道を開かれんことを。思ふに東亞民族の生命は無窮なるものなり。豈に一時の感情に溺れて百年の大計を慮からざるを得ん。此の秋に臨み、若し躊躇逡巡するならば之に當るの氣概は遽に回復し難し。未來の生命が永く存する限り消極より積極に替へ、破壞を建設に轉じ、一轉して更生に移し得ることは必定なり。過去の誤れる見解にして最も國民を廢弊するに足る一事は某方面の支援に依頼し、之を頼めば恐れなしとする謬見なり。哀れにも列國の國際情勢に於ても各利害關係あり紊りに任意の行動を取るを得ず斷じて斯かる若輩夢想に追隨するものにあらざるを覺らず。全國の大部分は既に復舊の第一歩を踏み出し、現在此の種迷蒙は飄然と覆へされ、國民思想は一大轉機に直面するに至れり。我が國民が斯かる塗炭の苦境に沈淪し、救ふに餘地なきを痛恨する時幸ひに友軍が我等に代りて此の難苦を鎮められたるは東亞全局の永久の平和より見て實に感謝に堪へず、我が國民の均しく肝に銘じて忘れる能はざる所なり。

武漢の戦果を契機として全國の建設の大道を開き、之により東亞全局の恒久平和を確立することが今次慶祝の重大意義なり。

蔣の欺瞞反駁聲明 蔣介石は滿身創痍に喘ぎつゝ僻陬の地に遁竄したが、尙ほ「國民に告げるの書」を發表して國民を欺瞞せんと企てつゝあるので、臨時政府行政委員会は二十七年十一月五日左の如き情報處長談を發表して痛烈に之を爆撃した。

臨時政府情報處長談

一、蔣介石は武漢が長期抗戦上、今や重要な據點ではなく西方諸省こそ抗戦の策源地であるといつてゐるが、武漢は全國の中心地であり、北伐以來經濟上、軍事上、政治上の重要據點として「保衛大武漢」を豪語して來た所である。蔣自らも曾て「漢口あれば我が黨存し漢口亡ぶれば我が黨亡ぶ」と叫んでゐる。其の聲が未だ消えない現在、武漢の軍事上の價値は餘りないなどとは國民を欺瞞せんとして自らを暴露したものである。

一、戦争の目的は元來土地を保守するのが目的である。進退に無關係、得失無碍の理論など未だ曾て聞いたことがない。最後の勝利に達するのは必ず夫れに相應しい勝ちがあるべきであるのに、連戦連敗の状態では最後には必ず覆滅に陥る外はないではないか。蔣は曾て黨軍を招集して小勝を集めて大勝となし時間を買ひ以て空間を補ふといつたことがあるが、今や小勝が一つも得られず大勝は更に不可能な状態である。要するに蔣政権は既に落日の運命に逢着し新中國の曙光は見えて來たのである。

大いに國民は凡ゆる事實を直觀し欺瞞されることなく力を併せ

て蔣政権抗戦理論を打破すると共に、新中國建設に邁進し、一方友軍の正義に感謝を捧げることが刻下の急務である。

蔣の赤化暴露聲明

臨時政府行政委員情報處長周二爲氏は民國二十七年十一月十一日民心の痛心を代表して、蔣政権の赤化振りを暴露痛撃した左の聲明を發表した。

臨時政府情報處長聲明

蘇聯の十月革命記念慶祝の催しは例年の行事であるが、茲に不可解にして我々の注目すべきことは國民政府が混亂の重慶市に於てこれ亦大規模な慶祝を行つたことである。各新聞紙には蔣介石とスターリンの寫眞を並べて掲載せしめ、又蔣は此の日直屬の樂隊を繰り出させて慶祝行列に参加させ、恰も國慶日慶祝と同様な熱狂振りを示したのである。又國民政府主席林森は蘇聯中央執行委員會主席カリニンに祝電を發し、同時に蔣直系軍隊も駐蘇大使楊杰に大祝賀を請ふ旨電請した。此の種行爲は何れも國民政府軍民が赤化してゐる一證據である。次に「蘇聯に領土的野心なし」といふが外蒙の廣大な領土は現在誰の手に歸してゐるか？ 百八十餘萬外蒙の同胞は共產黨統治の下に火熱塗炭の苦しみに喘いでゐるではないか。蘇聯は帝政露西亞時代から夙に侵略の野心を抱き、清朝の始め我が國とネルチンスタ條約を結び、其の頃我が領土であつたバイカル地方各地を其の掌中に收めた。同治三年に至りダルバハダ條約を結んで我

が清の感嘉時代の屬領であつた現在の伊犁河全域を己れの領土となし、同治八年には露西亞人側が蒙疆區に侵入し烏蘇里地方を奪つた。又中華民國となつて後外蒙は獨立の形式に名を藉り露西亞の領土となつたのである。此の様に凡そ我が國土の損失は大體國內各省の半分に達する廣大なものである。其の他現在の新疆省に付て見れば其の行政、商業、交通、工業、教育等各種の權利は悉く共產黨の手に操られてゐる。凡そ此の蘇聯の傳統的狐狼の如き侵略政策は天下に隠れもなき事實で其の野心を知らぬものはないのである。然るに國民政府の首腦部はただ蘇聯の援助のみを有難がり、手を拱ねて國土をあげて獻上せんとしてゐながら尙ほ「領土的野心なし」などといつてゐるが、斯かる欺瞞的言論はレーニンの洗禮を受けたものでない限り信じ得べくもない妄信である。更に奇怪なる黨府の宣傳機關たる中央日報は七日の社論に於て「何の點が赤化であるか、何の點が共產であるか、國民政府の親蘇は徳を以て毒に投じたものである」と稱してゐる。第八路軍は紅軍ではないのか、國民參政會に周恩来、朱德等が参加してゐるが彼等の所持する理論は共產黨理論ではないのか。焦土抗戦こそは共產黨の殺人、放火の恐怖政策の形を變へたものではないのか。蔣介石の軍事行動の大半は蘇聯顧問の畫策に出て居り表面蔣政権の抗戦を裝うてはゐるが、其の實は全く共產黨の抗戦であつて、抗戦の機會に乗じて赤化の根底を強化し、赤化工作を普遍せしめんとしてゐるも

のである。林森の祝電中には「本主席は國民政府及び國民を代表し云々」の一語があるが、蔣政權は漢口、廣東の陥落後既に一地方政權と化したのみならず、一方相前後して成立を見た華北、華中政府は孰れも反共を第一主義としてゐる。我が全國民衆孰れも徹底的反共でないものはなく、決して共産黨に同情を持つものではない。従つて蘇聯の共産革命記念に對し祝意を表する理由はないのである。故に國民の立場からしても右電報が眞の民意なりと認めることは出来ないものである。蘇聯が中國黨食政策により、がらくた武器を黨府に供給し中國の戰爭を延長し、東亞の和平を破壊し、以て其の全中國赤化の野心を達成せんとすることに對し、我等國民は深甚なる注意を拂ふ必要がある。共産黨機關紙新華日報は八日蘇聯共産黨及び農民赤軍に寄せる聲明書を掲載し、目的の爲めに手段を選ばず、蘇聯の革命記念日を宣傳の材料に使用したのであるが黨府は之を放任してゐるのである。之こそ黨府赤化の一證左である。西安事變後の蔣介石の行動は全く自己保全であつて國民を欺き國民を犠牲とし、事毎に蘇聯と切つても切れない腐れ縁を結んで来たことは大いに注目すべきである。我が國民は蔣介石と絶縁するのみならず、積極的に蔣介石に反對し、救國新政府擁護を主張し東亞の和平を希望すべきである。

焦土戰術彈劾 十一月十二日夜自ら長沙市街に火を放ち、炎燒

五日間に亘つて全市の四分の三を灰燼に歸せしめた蔣政權の焦土戰術に對し、臨時政府情報處長周二爲氏は同二十三日左の如き當局談を發表して之を痛撃した。

臨時政府當局談

吾人は此の悲惨なる事實を見て蔣政權は全く没落滅亡に陥りつつある事實を感じるのである。元來對日抗戰思想は一種の無意義な盲目的行爲であつて焦土政策は實に中國民衆をして水火の苦しみより自ら脱し能はざる悲境に陥れるものである。今や蔣介石は一切を顧みず突如之を灰燼に歸し、火災後に至り黨政府は十萬元を出費して救済費に當て粉飾してゐる。長沙全城の損失は數千萬元を下らず、死者二萬餘、顛沛流離するに家なく僅かに十萬元なんぞ之を支ふるに足らうぞや。此の種の行爲は事前に計畫あるのでなければ斯くの如き暴虐なる火災とはなり得ない。死者二萬を超ゆるが如きは必ず燃焼物を以て四方を圍繞したるものと思はれる。然るに爾後蔣介石自らは何等の責を負はず、僅かに片々たる警備司令鄧錫、徐崑、公安局長文重夫の三名に罪を歸せしめ、之を處罰するが如きは義に悖ると云ふべし。今長沙は軍事の重點にして省主席張治中の駐在地である。若し放火計畫が僅か二、三名の者の所爲であつて、蔣介石自身の與り知らぬものとなすも之を誰が信じようか。鄧が銃殺の憂目に遭つたことは蔣自らの非を蔽ふ爲めの犠牲であつて寧ろ同

情に値ひする。長沙の民衆より云へば當然蔣介石を誅首して之を獄門に曝すに非ざれば腹の癪えざる所ならん。鄧等は單に殺人の道具に使用されたものに過ぎず、然るに殺人者は其の罪を受けず、殺人の道具は却つて厄に遭うた。吾々は彼等が地下に成佛することが出来ないのを想像するに難くない。吾人は共産黨の周恩来が、火災の尙ほ旺んるとき城内に在つたことから推し、彼周恩来と共産黨が放火を指揮してゐたことは疑ひないものと信ずる。共産黨の目的は抗戰せずして焦土となすことを原則となす。今回長沙の火災に際し日本軍は尙ほ岳州の線にあり長沙を距る百餘里で未だ入城してゐなかつた。然も共産黨は敢へて事前に民家を燒拂つたのである。蔣介石は鄧等を銃殺する前に共産黨員周恩来を殺人放火の保護犯人として當然嚴重な制裁を加へ以て名分を明らかにすべきである。然るに敢へてしないのは共産黨は蔣の統制に服せず、完全に自由行動をなしつつあるを知るに足る。蔣介石は今日既に共産黨を抑制する能力のないことは一層明白である。蔣介石の聲明に對外抗戰には重要都市の總べてを燒却すとの一語がある。蔣は日本を敵とするに非ず中國の重要建築物を敵となし、日本軍と作戰するに非ずして實に中國人民と作戰してゐる結果なることを知る。蔣の此の種の行動は一般的に表現すれば所謂中國の古語に曰く「民を見る草介の如し」と同様で彼等は殺人、放火、姦淫、掠奪これ事とせざるはない。故に今後蔣政權下にあつて建築物人民の財

産は何れも燒き拂はれる危険を免れぬ。此の苦しみ此の怨みは眞に忍び得ぬ。尙ほ一説によれば長沙放火は黃埔軍官學校の者共が、蔣介石及び陳誠の容共政策に反對し一齊に五十ヶ所に放火し、周恩来は蔣介石に對し重大抗議をなした結果、鄧等は處罰されたものと傳へられるが、何れにするも未曾有の大慘事は蔣及び共産黨の責任たらざるはない。又國共の相剋は愈々深刻にして、其の結果累を中國人民に及ぼすことは正に憂慮に堪へざるものがある。現在全国各地に於て停戰救國運動が叫ばれつつある。西南各省人民、希くは蔣が對外的には抗戰の無力を暴露し、對内的には共産黨に牽制され其の結果一地方政權として殘るも未だ目覺めざる事實を認識し、速かに之を離脱して我が新政權に復歸し共に安居樂業の幸福を享けられんことを。

第三章 思想文化工作

第一節 新教育方針の確立

今次支那事變の直接の動機は云ふ迄もなく蘆溝橋に於ける支那軍の不法發砲によるのであるが、其の由つて来る眞因は、國民政府の誤れる排日毎日教育に根柢を置くのである。殊に一九二八年國民政府の公布した中華民國教育宗旨及び其の實施方針は徹底的排日を目標とし、支那民衆をして東亞に對する認識を誤らしめ抗日毎日を狂奔せしむるに至つたものであつて、北支に於ける各大學を初め其の他の各種教育機關は宛然排日思想鼓吹の總本山たるかの如き觀を呈してゐたのであつた。仍つて東亞新秩序建設の一翼として明朗北支の創建を圖る爲めには、先づ北支民衆を正しき東亞の認識に再教育することが先決問題と云ふべきである。

臨時政府は以上の見地より政治經濟の急速なる確立に努むると共に、新生支那の礎石たるべき新文化建設に乘出し、從來の教育方針並に民衆指導方針を一擲して思想、教育、文化に新たなる指導方針

と組織大系とを附與し着々所期の功績を納めつゝあり、就中新教育方針の確立、新民會の創立並に其の活動は特筆大書すべきである。以下項を分つて其の概要を述べて見よう。

教育行政機構整備 臨時政府は支那傳統の文化昂揚による王道精神の宣布を基礎とする新民主義に立脚し、反共親日による新東亞建設への協力を具體方針とする新教育方針の確立に乘出し、先づ教育中樞機關として行政委員會に教育部を設け、議政委員長湯爾和氏を總長として教育行政機構を整へ、之が第一着手として民國二十七年三月一日教科書編審會を組織し、同會をして從來の排日教科書に代る新教科書の編纂に當らしめると共に、同年四月十五日には教育部訓令を以て早くも新教育方針を各省市教育廳並に各學校に通達したが、次いで國立學校の新設改組を初め教育機關の整備刷新を斷行した。いま昭和十三年版以後に於ける各種教育行政法令を示せば左の如くである。

教育行政會議規程(二十八年四月八日公布)

第一條 教育部は各省市教育實況を明瞭にし教育行政方策を研究討議し以て地方教育及び文化の進展を期する爲め教育行政會議を召集開會す

第二條 本會議は教育部總長に於て之を召集す

第三條 本會議は毎年適當の期間に一回召集す、必要ある場合は臨時會議を開くことを得

第四條 本會議は左記人員を以て會員とす

一、教育部總長、次長、秘書長、局長、參事、秘書及び關係ある科長

一、各省市教育廳長、局長

各省市教育廳長、局長にして特別事故ありて會に出席する能はざるものは代表を派遣出席せしむることを得

第五條 教育部及び直轄編審會、各省市教育廳、局の關係ある重要職員は必要ある時は本會議に列席することを得

第六條 本會議は教育部總長主席となる、事故ありて出席する能はざるときは次長に於て代理す

第七條 本會議にて議すべき事項左の如し

甲、全國教育及び文化の改進に關する一般事項

乙、各省市教育又は文化の改進に關する特種事項

丙、次年度教育行政實施計畫に關する事項

丁、其の他教育上又は文化に關する重要事項

第八條 各項議案は開會十日以前に部に送り核定後議事日程に編入す

第九條 會議事項にして審査に付すべきものは主席に於て會員中の三人乃至五人を指定し之を審査せしめ報告を俟ちて後再び議に付すべし

第四編・第三章・第一節 新教育方針の確立

第十條 本會議の決議事項は教育部總長に於て酌量採擇し施行す

第十一條 本會議には幹事長一人、幹事若干人を設く、教育部總長に於て部員内より指名任命し夫々會中の事務を辦理す

第十二條 本規程にして未だ事宜を盡さざるものあれば教育部に於て隨時之を修正することを得

修正教育部直轄編審會組織規程

(二十八年一月二十一日公布)

第一條 本會は名を定めて教育部直轄編審會となし教育部に直隸し中小學及び師範、職業各級學にて用ふべき教科圖書と各種教育刊行物の編輯、審査及び發行等に關する事宜を掌理す

第二條 本會には左記各股を設く

一、中等教育股

二、初等教育股

三、通俗教育股

四、教育刊物股

五、發行股

第三條 本會各股の職掌左の如し

一、中等教育股 中等教育教科圖書の編輯及び審査に關する事項を掌理す

二、初等教育股 初等教育教科書の編輯及び審査に關する事項を掌理す

三、通俗教育股 通俗讀物の編輯及び審査に關する事項を掌理す

- 四、教育刊物股 各種教育刊行物の編輯及び審査に關する事項を掌理す
- 五、發行股 各級教科圖書及び各種教育刊行物の發行に關する事項を掌理す
- 第四條 本會には會長一人を置き本會の事務一切を綜理す、教育部總長に於て之を選任す、但し亦教育部總長自ら兼任することを得
- 第五條 本會には總編纂一人を置き會長の命を承け本會一切の編纂及び發行事務を總理し並に分配す、副編纂一人或は二人は編纂を輔佐し事務を處理す
- 第六條 本會には秘書一人或は二人を置き會長の命を承け本會文書の撰擬、收發及び會計、庶務等の事務を辦理す
- 第七條 本會には編審若干人を置き各股に分配し各該股主管事務を辦理し並に會長に於て股毎に一人を指定し主任編審となす
- 第八條 本會には特約の編審若干人を酌置し編審會議に出席することを得
- 第九條 本會には辦事員二人乃至四人書記及びタイピスト各若干人を置き夫々收發、清書、校正及び會計庶務等の事務を辦理す
- 第十條 本會は編輯審査及び發行の各事項に關し討論を行ふべき事項あれば股務會議或は編審會議を舉行することを得、股務會議は各股主任編審より之を召集す、編審會議は總編纂より會

- 長の命を高議受承の上之を召集す
- 第十一條 總編纂編審にて編審を特約するには總て會長に於て之を聘任す、秘書、辦事員は會長に於て之を任命し書記及びタイピストは會長に於て之を僱用す
- 第十二條 本會の辦事細則は別に之を定む
- 第十三條 本規程にして未だ不十分の事宜あれば隨時教育部に於て之を修正し並に行政委員會に呈報案に備ふ
- 第十四條 本規程は修正公布の日より施行す
- 教育部教育法規編審會規程(二十八年七月十三日公布)
- 第一條 教育部は各種教育法規の立案及び審議する見地より特に教育法規編審會を設く
- 第二條 教育法規編審會(以下本會と略稱)の任務左の如し
 - 一、在來各種教育法規と臨時政府宣言の主旨と牴觸の有無を檢討す
 - 二、舊來各種教育法規完備するや否や並に現時の需要に適合するや否やを審査す
 - 三、各種教育法規を起草す
- 第三條 本會は左記人員を以て之を組織す
 - 一、會長一人 教育部總長之を兼任す
 - 二、總編審一人 教育部次長之を兼任す
 - 三、編審若干人 教育部職員中より調派之を兼任す
 - 四、囑託編審若干人 教育部より部外の人を招聘し之に任ず

- 第四條 本會には教育行政、學校、社會教育、文化事業四組を設け各組には主任一人を置く、會長に於て指名派遣し任命す、其の各組人員は總編審に於て會長に商議を承け指定し之を分配す
- 第五條 本會にして討論すべき事項あれば編審會議又は分組會議を舉行することを得、編審會議は總編審會長の命を承け之を召集す、分組會議は各主任編審の命を承け之を召集す
- 第六條 本會は事務員、書記各若干人を置くことを得、教育部職員中より調派し之を兼任す
- 第七條 本會各項人員は均しく無給職とす、但し囑託編審には酌量し車馬賃を給することを得
- 第八條 本規程は教育部總長に於て核定す、尙ほ行政委員會に咨呈し案に備へたる後公布施行す
- 修正教科圖書審定規程(二十七年九月八日公布)
- 第一條 教科圖書の審定は教育部の公布する所の中學、師範學校職業學校、小學及び社會教育機關の法令に照應すべし、並に各教科課程標準に依據し某種學校の教科書と認定す
- 第二條 學校にて用ふる教科圖書は本規程に依り須らく臨時政府教育部の審定を経べし、其の未だ審定を経ざる者は發行或は採用することを得ず
- 但し小學教科書は總て編審會自ら編纂を行へる課本を採用すべし、外來の者は概ね審定を與へず
- 第三條 圖書發行人は發行準備の圖書は須らく發行前に本書三部

- を呈送し臨時政府教育部に之が審定を請ふべし、使用原稿は一律に正楷にて階寫し或はタイプライターにて打ち圖表あるものは之に添付すべし、並に豫定印刷頁數、紙、印刷様式等の見本を作るべし、此の原稿本及び見本は各二部呈送すべし、凡そ未完成のもの及び著作人と發行人の姓名住所無きもの並に定價なき圖書には審査を與へず
- 第四條 教科圖書は某種學校學生用及び教員用の兩種に分つべし審査を呈請する時に須らく之を闡明すべし
- 第五條 圖書の審定を呈請する時は定價の十倍の審査費を收むべし、但し掛圖類は毎定價の二倍を審査費とす
- 第六條 凡そ審定を呈請する圖書にして若し改修をなすべきものあらば教育部編審會に於て圖書上に要點を指示し呈せる人に命令して照應せしむ、若し指示に遵從せざる時は審定を與へず
- 第七條 圖書發行人にして教育部編審會の指示に接せる時は即刻指示の個處に修正を加へ再び教育部編審會の覆閱を請ふべし
- 第八條 覆閱を経たる後は其の修正印刷し完成せる書二部を教育部編審會に呈送校閱を受くべし、尙ほ指示を経たる後半年以内に校閱を請はざる時は仍ち審定を與へず
- 第九條 已に審定を経たる圖書は教育部より左記各項に付教育公報上に之を宣布す
 - 一、書名

二、冊數

第十五條 本規程は公布の日より施行す

四、某種學校用

附、審定教科圖書の共同標準

五、審定の年月日

(甲)教材の精神に關するもの

六、著作人及び發行人の姓名住所

一、國情に適合すること

第十條 已に審定を経たる圖書は書面上に某年某月某日臨時政府教育部の審定を経たる字を明記すべし、更に學生用と教員用兩種とに夫々明に標示すべし

二、時代に適合すること

第十一條 圖書にして審定を経たる後若し重大なる事實の變更に遭過し或は其の内容に不適當の處あらば教育部編審會は其の發行人に對し該圖書の修正を命令することを得、該發行人は命令に接して以後一個月以内に於て修正を加へ再び呈核を受くべし若し期限を過ぐれば審定の效力を失ふ

(乙)教材の實質に關するもの

三、内容充實なること

四、事理正確なること

五、實用に切合なること

(丙)教材の組織に關するもの

六、全書の分量適當なること

七、程度の深淺に度合あること

八、各部の輕重適度なること

九、條理分明なること

十、標題見出が的確適切なること

十一、相當の研究問題或は學例説明あること

十二、相當の註釋、挿圖、索引等あること

十三、學習心理に適合すること

十四、よく程度に合接することを顧慮すること

十五、よく各科の連絡を顧慮すること

(丁)文字に關するもの

十六、程度に適合すること

第十三條 已に審定を経たる圖書にして若し該學科課程の制定に變更ある場合は其の審定效力を失ふべし

第十四條 凡そ未だ審定を経ず或は前記各條により已に審定效力を失へる圖書は臨時政府教育部審定の文字を標明する事を得ず前項の規定に違犯し或は發行禁止の命令に對し故意に遵守せざる者は科するに法律上の相當なる處罰を以てす

第十七、流暢通達のこと
十八、方言俚語を除棄し用ひざること
(戊)形式に關するもの
十九、字體の大小適當なること
二十、紙質に於て眼力に障礙なきこと
二十一、校正が正確なること
二十二、印刷の鮮明なること
二十三、裝訂堅固にして美觀たること

新教育實施方針 臨時政府は民國二十七年四月十五日附を以て教育部訓令を發し、新教育實施の具體的方針を明示したが(訓令全文昭和十三年版參照)其の骨子とする所は大體左の如くである。
一、黨化排日教育の徹底的取締
二、職能教育の實踐
三、男女共學の禁止
四、體育の獎勵
一、學校少年團の組織
二、新教科書の採用
一、中小學校職員の再教育
一、事變による休止諸學校の再興
一、女子教育の刷新
一、外國系諸學校の指導監督

第四編・第三章・第一節 新教育方針の確立

而して臨時政府は右教育方針に従ひ着々其の實を擧げつゝあるが之が主なるものを掲ぐれば左の如くである。

國立學校の新設並に改組 排日教育の温床として有名であつた北京大學を新事態に即應する明朗なる最高學府たらしむべく臨時政府は民國二十七年三月二十二日附命令を以て改組を斷行し、教育部總長湯爾和氏が總監督に就任、農、工、法、醫、文、理各學院の綜合大學たらしむべく準備中の所、農學院は同年三月、醫學院は同年五月、工學院は同年七月、理學院は同年九月から何れも開講を見、又文學院は周作人氏を院長として二十八年九月開講したが、政府は之と同時に我が國より那須浩、永井潜、富田達三の三博士を初め數十名の教育家を招聘し新教育を實施した。

又國立北京師範大學は師範學院に、女子文理學院は女子師範學院と改稱、二十七年三月より開講せる外、官吏養成機關として同年一月には新民學院が、同三月には高等警官學校が開校された。左に各大學の組織條例其の他を參考の爲め掲げることにした。

國立北京大學組織大綱(二十七年十一月二十八日公布)
第一條 本大學は臨時政府の教育方針に據り高深なる學術を研究し優良なる品格を陶冶し並に文化の進展を圖り藉りて利用厚生

に資するを以て崇旨となす

第二條 本大學は教育部總長の指導監督を受け文、理、法、工、農、醫の六學院を設く、分屬の學系及び其の附屬機關左の如し

一、文學院

二、理學院

數學系、天文學系(後設)、物理學系、化學系、地質學系、生物學系

三、法學院(後設)

法律學系、政治學系、經濟學系、商學系

四、工學院

機械工學系、電工學系、建築學系、土木學系、應用化學系、附屬工場

五、農學院

農藝學系、農林工學系、農林經濟學系、畜牧學系、附屬農林場及び農村經濟研究所

六、醫學院

醫學系、藥學系(後設)、附屬醫院

第三條 本大學には研究院を設く、其の辦法は別に之を定む

第四條 本大學には總監督一人を置き全校校務を綜理す、臨時政府に於て之を簡任し又は囑託す

第五條 本大學は全校の教務及び事務に關するものを處理する爲

め教務長、秘書長各一人を置き總監督に於て之を招聘任用す、並に文書、教務、會計、事務、管理等の課を設け各課長一人を置き各該課事務を掌理す、課長、課員、辦事員、書記若十人を置き各該事務を處理す、課長、課員、辦事員、書記は均しく總監督に於て之を任用す

第六條 本大學各學院には各院長一人を置く、總監督の相談を受け命を承け各該院院務を處理す、總監督より教育部總長に呈請し之を任用す

第七條 各學院は各該院院務を處理する爲め秘書一人を置く、並に文書、教務、會計、事務、管理等の股を設け股主任一人、股員、辦事員、書記若十人を置き院長の指導下に各該所管事務を辦理す、秘書及び股主任は院長に於て總監督に呈請し夫々之を任用す、股員、辦事員、書記は院長之を任用す

第八條 本大學の各學院には教授、副教授、講師、助教各若干人を置く、各學院院長に於て本大學總監督に相談の上呈請し之を任用す

第九條 各學院、各學系には各系主任一人を置き院長より本大學總監督に商請し教授中より之を任命す

第十條 本大學の各學院には名譽教授を聘請することを得、本大學總監督に於て教育部總長に呈請の上之を任命し本大學各種重要計畫に參與し全大學及び各該學院の教育實施及び學術研究に關し本大學總監督或は教育部總長に建議することを得

第十一條 本大學圖書館には館長一人を置き總監督に於て之を任命す、館員、助理員若干人は總監督に於て之を任用す

第十二條 各學院の附屬機關の組織規程は別に之を定む

第十三條 本大學には評議會を設置す、總監督、各學院院長、名譽教授及び教授より之を互選し學院毎に代表二人を出し之を組織す、總監督之が主席となる、總監督事故ありて其の職務を執行する能はざる時は評議員中の一人に委託し之を代理せしむることを得

本大學總監督は本大學教授中より評議員若干人を推薦することを得、教務長、秘書長は評議會に列席することを得

第十四條 本大學總監督は學則の制定或は變更、學系の設置或は廢止、豫算の編成、校舎の増築、重要設備の擴充、院長、名譽教授、教務長、秘書長、系主任教授等の任命及び解任及び其の他重要事項に關し評議會の意見を徵求し呈請の上教育部總長之を核定す

第十五條 本大學には各種委員會を附設することを得、其の規程は別に之を定む

第十六條 本大學に行政會議を設く、總監督、教務長、秘書長及び院長により之を組織す、一切の通常校務實施の事項を協議し必要ある場合は名譽教授も行政會議に列席することを得

第十七條 各學院には院務會議を設け院長、名譽教授、教授及び秘書により之を組織し院長を以て主席となす

第四編・第三章・第一節 新教育方針の確立

第十八條 各學院は左記各事項に關し院長に於て院務會議を召集開催し意見を徵詢すべし

- 一、課程の設置或は廢止
- 二、各種章程規則の制定或は修訂
- 三、設備の添置、改良及び出版事項
- 四、學生の入學試験及び卒業等の事項
- 五、教務及び訓教に關する事項
- 六、學生の獎勵及び懲戒事項
- 七、其の他院務と關係ある事項

第十九條 本大學學生の入學資格は須らく公立或は認可の私立高級中學或は同等學校を卒業し入學試験を受け合格せる者

第二十條 本大學に轉學する學生の資格は國立、省立或は教育部認可の私立大學の修業證書を有し其の習學する學科の程度と本大學と相當するものにして學年開始以前に入學試験を受け合格せる者

第二十一條 本大學の學生修業年限は四年と定め學年制を採用す修業期滿了し試験に合格せば學士と稱することを得

第二十二條 本大學は教育部の委託を授くることを得、並に學位授與の規定に依り學位銓衡委員會を特設す、其の組織規程は別に之を定む

第二十三條 本大學の學則及び事務取扱細則は別に之を定む

第二十四條 本組織大綱は公布の日より施行す

(二十八年三月三十一日公布)

第一章 入學、修業年限、卒業

第一條 凡そ公立又は既に認可されたる私立高級中學又は同等學校を卒業し入學試験に合格したる者は本大學一年級に入り修業することを得

第二條 本大學は毎學年始業前に入學試験を一回行ふ、其の學生募集簡章は別に之を定む

第三條 既に採用したる新學生は規定期日内に入學志願書及び保證書を書し尙費用を納め登録をなし入學證を受領すべし、期限を越ゆるも來らざるものは其の入學資格を取消す

第四條 本大學學生の修業年限は四年と定む

第五條 學生の修業期滿了し各種成績に合格せるものは卒業を許し學士と稱することを得

第二章 納費、註冊

第六條 學生は毎學期開始の時規定の期限内に左記各費用を納付し初めて登録を許可す

一、學費 十元

二、體育費 二元

三、制服費 暫く十二元と定む(其の自ら用意するものは納付を免除)

四、賠償費 五元(學期終了時結算し餘剩あれば返還し不足す)

れば補納)

五、保證金 十元(新學生入學せる時納入し卒業せる時返還)

六、宿費(宿舍の設備ある學院に於て之を酌量し定む)

第七條 學生の登録完了し始めて學生證を受領し得、學生としての總ての待遇を享受す

期限を超えて登録し請暇を経ざる者は怠業となす、授業開始後滿二週間に於て費用を納付登録せざる者は即ち休學となす

第三章 缺課、曠課

第八條 學生にして病氣又は事故に因り出席する能はざる時は先づ請暇をなすべし

第九條 學生にして出席する能はざる時請暇をなしたる者は缺課となし請暇せざる者は怠業となす

第十條 學生にして缺課時間二十時間毎に學年總成績點數より一點を控除し怠業一時間は缺課二時間に計算す

第十一條 凡そ左記事由の一により請暇し各該院長の許可を経たる者は點數を引かず、但し一學期の授業時間數の三分の一を超過することを得ず

一、父母の喪(須らく家長又は保證人の文書證明あるを要す)

二、重病(須らく醫師の正式證明書を要す)

三、其の他重大事故(須らく確實なる證明あるを要す)

第十二條 學生の缺課にして一學期授業時間數の三分の一を超え又は怠業一學期の授業時間數の六分の一を越ゆる者は休學となす

すべし

第四章 試験、成績、留級、補考

第十三條 本大學試験は分つて臨時試験、學期試験及び卒業試験の三種とす、臨時試験は教員に於て隨時之を行ふ、學期試験は毎學期末に之を行ふ、卒業試験は修業期滿了の時之を行ふ

第十四條 試験の成績は左記四等に分つ

甲(八十點以上)

乙(七十點以上)

丙(六十點以上)

丁(六十點未滿)

成績は百點を以て最高點數とし丙等以上を合格とし丁等は不合格とす

第十五條 學年の總成績又は卒業成績にして丁等なるか又は學習科目の三科目以上丁等にある者は原級に留むべし

第十六條 學年成績又は卒業成績中一科目又は二科目丁等にあるものは追備試験を許可す、追備試験後仍ほ丁等にある者は其の處理方法は院務會議に於て之を決定す

第十七條 學生にして左記事由の一により學期試験又は卒業試験に應ずる能はざる時は先づ請暇をなし院長の許可を経たる後に於て追備試験を請求することを得

一、父母の喪(須らく家長又は保證人の文書證明あるべし)

二、重病(須らく醫師の正式證明書を要す)

第四編 第三章 第一節 新教育方針の確立

三 其の他重大事項(須らく確實なる證明あるを要す)

第十八條 卒業試験及び各種試験細則と成績計算の方法とは各學院に於て之を規定す

第五章 休學、復學、退學

第十九條 第七條及び第十二條規定以外にて學生病氣に因り醫師より休養の必要ありと認むるものは休學せしむることを得

第二十條 學生にして校規に違反し状況重大なるもの又は學業甚だ劣等にして修學に堪へざる者は院長に於て院務會議に提出し意見を徵詢し夫々休學又は退學せしむることを得

第二十一條 學生にして連續二回原級に留まる者は退學せしむべし

第二十二條 學生にして事故又は病氣に因り自ら休學或は退學を請ふ者は本人及び家長又は保證人より文書にて理由を聲明し呈請することを得、院長調査の上處理す、其の病氣に因る者は須らく醫師の診斷書を添附するを要す

第二十三條 休學期限は分つて兩種となす

一、自ら休學を請ふ者は一學年を定とす、但し院長に呈請し許可を経たる者は一學年を連續することを得

二、其の休學せしむる者は一學年と定む

第二十四條 休學の學生にして復學せんと欲する者は學年開始時に院長に申請し許可を得たる後に於て原年級に編入し修業することを得

第二十五條 休學の學生にして規定の期限内に復學を申請せざる者は退學と看做す

第二十六條 自ら退學を請ふ學生にして本校にて修業すること一年以上のものは院長に申請し總監督に轉請の上修業證明書を發給することを得

第二十七條 凡そ退學又は休學の學生にして其の既に納付せる各費は概ね返還せず

第六章 轉系、轉學

第二十八條 凡そ二年級學生は學年開始後二週間に轉系を請求することを得、但し須らく原學系及び轉學系主任の認可を経尙院長に申請し許可あるを要す、必要ある時は轉系試験を施行すべし、新入生及び三、四年級學生は一律に轉系を請求することを得ず

第二十九條 轉系したる學生は再度轉系を請求することを得ず

第三十條 本大學の各學院にして缺員あれば一年級の新入生募集の時轉學試験を舉行することを得、其の科目は各院の規定の後の募集要項内に之を公布す

第三十一條 凡そ公立又は既に認可ありたる私立大學或は獨立學院本科にて修業すること一年以上の學生は本大學各學院に轉入修學を請求することを得、但し同性質の科系に限るものとす

第三十二條 凡そ轉學を請求する學生は志願受験の時轉學願書を書し尙ほ原校の修業證明書及び修學する各科の詳細なる成績表

を呈納すべし

第三十三條 轉學生は少くとも本大學にて修學すること二年にして卒業を許可するものとす

第七章 獎勵、懲戒

第三十四條 學生の成績特別優良なるか又は全學年遅刻、缺課、怠課なき者は院長に於て院務會議に提出し獎勵を酌量給與す

第三十五條 學生にして校規に違反し又は學業を怠る者は第二十条の規定以外院長に於て輕重を酌量し左記の懲戒を施す

訓誡、警告、記過

第八章 附 則

第三十六條 本學則は本大學組織大綱第十四條の規定に依り許可を経たる後公布施行す

第三十七條 本學則にして若し不十分の事宜ある時は總監督より評議員會に提出し修正を加へ第三十六條により辦理す

國立北京師範學院組織大綱(二十八年六月修正)

第一條 本學院は東亞集團の精神及び中國傳統の美德に依據し中等學校の教師たる資格を養成するを以て目的となす

第二條 本學院は中華民國臨時政府の教育方針に遵ひ實踐的訓練を重んず

第三條 本學院學生の入學資格は公立又は既に認可されたる私立師範學校、高級中學又は同等の學校を卒業し尙ほ入學試験を経合格したるもの

第四條 本學院には文、理及び體育音樂の三科を設け修業年限は四學年とし尙ほ研究科、各種專修科(現在暫く工藝專修科を設

く)及び補習科を附設することを得、修業年限は研究科は二學年と定め專修科は三學年と定め補習科は隨時之を規定す

第五條 本學院の文科は左記五系に分つ

一、教育倫理系

二、國文系

三、日文科

四、西文系

五、史學系

第六條 本學院の理科は左記五系に分つ

一、數學系

二、物理學系

三、化學系

四、生物學系

五、地學系

第七條 本學院の體育音樂科は左記二系に分つ

一、體育系

二、音樂系

第八條 本學院の課程科目は左記三項に分つ

甲、基本科目 各科、各系學生共通に必修する所のもとす、其の科目は別に之を定む

第四編・第三章・第一節 新教育方針の確立

乙、專攻科目 各系學生夫々必修すべき科目となす、其の科目は別に之を定む

丙、補助科目 各系專攻科目と關聯ある各科となす、其の科目は別に之を定む

第九條 本學院には院長一人を置き院務を綜理し教育部より任命す

第十條 本學院には教務長一人を置き院長の商議を承け本院全部の教務事項を綜理し尙ほ教務課、圖書館等の機關を監督す、院長に於て教授中より之を任命す

第十一條 本學院には訓導一人を置き院長の商議を承け全院學生の訓導事項を掌理し尙ほ管理課を監督す、院長に於て教授中より之を任命す

第十二條 本學院には秘書長一人を置く、院長の商議を承け教務及び訓導方面に屬せざる事務を掌理し尙ほ文書課、事務課、會計課等の機關を監督す、院長に於て之を招聘任命す

第十三條 本學院には教授、助教授、講師、助教各若干人を置く、院長に於て之を招聘任命す

第十四條 本學院各科、系には各主任一人を置き各該科、系の課程の編製事項を掌理す、院長に於て教授中より之を任命す

第十五條 本學院は行政及び設備上の必要に依り文書、教務、事務、管理、會計の五課を設く、各課には主任一人、事務員、助理員、書記各若干人を置く、院長に於て之を任用す

第十六條 本學院圖書館には主任一人を置き院長、教務長の商議を承け館務を主管す、院長に於て教授又は助教中より之を任命す、館員、書記各若干人を設け院長に於て之を任用す

第十七條 本學院には院務會議を設け、院長、教務長、訓導長、秘書長、各科、系主任及び教授互選の代表二人を以て之を組織し院長を主席となす

第十八條 院務會議の職掌左の如し

- 一、豫算の編成
- 二、各項の章程、制度、規程の審議
- 三、各科、系の設立及び廢止の擬定
- 四、全院事務及び教務の改良、督促事項の計畫
- 五、院長の交議事項の決議

第十九條 本學院には教務會議を設け、院長、教務長、訓導長、各科、系主任及び教授、助教代表若干人を以て之を組織し院長を以て主席とす

第二十條 教務會議の職權左の如し

- 一、課程の審議
- 二、教務改良事項の計畫
- 三、學生試驗事項の決議
- 四、學生訓育事項の決議
- 五、卒業生の成績審定
- 六、院長の交議事項の決議

第二十一條 本學院學生は校内に寄宿するを原則とし學費、寄宿費は一切免除す、其の他費用の規定は別に之を定む

第二十二條 本學院學生の修業期滿了し試験に合格したるものは本學院より卒業證書を發給し並に中等學校教員許可證書を授與す

第二十三條 本學院の學則及び辦事細則は別に之を定む

第二十四條 本組織大綱の修訂は院務會議にて之を決定す

第二十五條 本組織大綱は教育部の核定を経たる後公布施行す

新民學院章程(二十八年一月三日公布)

第一條 新民學院は新民精神を體得し友邦との提携を顯現し身を以て新中國建設の礎石となるべき官吏を養成するを以て目的となす

第二條 新民學院は行政委員會に直隸す

第三條 新民學院に左の職員を置く

院長

副院長

教授部 教授部長、教授、講師、教授部附

學生隊 學生隊長、學生隊附、庶務科 庶務科長 庶務科附

教授部、學生隊、庶務科に必要あるとき事務員を置くことを得

第四條 院長は行政委員會委員長に於て兼任す

院長は院務を綜理す

第五條 副院長は院長を補佐し院務を掌理す

第六條 教授部長は院長の命を承け教授部員を指揮し學生の教育事宜を擔任す

教授、講師及び教授部附は教授部長の指揮を承け學生の教育事宜に従事す

第七條 學生隊長は院長の命を承け學生隊附を指揮し學生の訓育事宜を擔任す

學生隊附は學生隊長の指揮を承け學生の訓育事宜に従事す

第八條 庶務科長は院長の命を承け庶務科附を指揮し庶務及び經理一切の事宜を擔任す

庶務科附は庶務科長の指揮を承け各自分擔の事宜に従事す

第九條 新民學院は分ちて本科、豫科及び特科となす、其の修業期間は本科一年豫科二年特科三月たるを則とす、但し必要ある場合は之を伸縮する事を得、本科には行政及び司法兩系を置く

第十條 豫科修業完了者は新民學院本科に入ることを得

官私立大學を卒業し或は院長に於て同等以上の實力ありと認められ銓衡試験に合格せる者は均しく其の本科に入學許可されることを得

第十一條 高級中學校卒業或は院長に於て同等以上の實力ありと認められ銓衡試験に合格せる者は新民學院豫科に入ることを得

第十二條 現任官吏或は相當資格あり行政委員會に於て選拔保證し送りて銓衡に合格せる者は新民學院特科に入ることを得

第四編・第三章・第一節 新教育方針の確立

第十三條 本章程施行に關し必要の事宜は院長に於て之を定む附則 本章程は公布の日より施行す

新民學院則

第一章 總則

第一條 本學院は國立新民學院と定名す

第二條 本學院は新民精神を體得し政治の清明と吏道の刷新とを圖り學生に授くるに必要の學術と訓育とを以てし友邦と提携し興亞大業の先覺官吏を養成せんことを以て目的となす

第三條 本學院は減私奉公、至誠渝らず知行合一、質實剛健を以て學風となす

本學院の教育は實際の狀況に對應するものにして基本教育と實地教育とを以て重となす

第四條 本學院の院務は院長、副院長に於て之を統理し其の下に教授部、學生隊及び庶務科を設け、教授部は學生の教育及び之と關係ある事項を司る、學生隊は學生の訓育及び之と關係ある事項を司る、庶務科は庶務會計及び圖書方面の事項を掌理す

第五條 本學院には本科、豫科及び特科の三科を設け本科は更に分つて行政、司法の兩科となす

本科の修業年限は一年とす、凡そ本學院の豫科卒業者は即ち其の入學を許す、但し曾て私立大學を卒業し或は院長に於て同等以上の學力を有すると認むる者は銓衡試験を経て合格後は亦入學することを得

第二回新支那現勢要覽

豫科の修業年限は二年とす、凡そ高級中學を卒業し或は院長に於て同等以上の學力を有すると認むる者は銓考試験を經合格後は即ち其の入學を許可す
特科の修業期限は三月となす、凡そ在職の官吏或は此に相當の資格を有する者は行政委員會の選拔送附を經て本院の銓衡に合格後即ち其の入學を許可す
修業期限にして必要ある場合は之を伸縮することを得

第二章 課目

第六條 本科の課目左の如し

(甲) 行政科

- 一、訓育
- 二、東亞政治學
- 三、官吏學
- 四、行政學
- 五、刑法
- 六、民法
- 七、經濟原論
- 八、財政學
- 九、經濟政策
- 十、厚生學
- 十一、東亞事情
- 十二、中日文化交流史

- 十三、日本事情
- 十四、公文方式
- 十五、日本語
- 十六、訓練

(乙) 司法科

- 一、訓育
- 二、東亞政治學
- 三、官吏學
- 四、刑法
- 五、民法
- 六、商事特別法
- 七、刑事訴訟法
- 八、民事訴訟法
- 九、刑事實務
- 十、民事實務
- 十一、經濟原論
- 十二、東亞情勢
- 十三、中日文化交流史
- 十四、日本事情
- 十五、日本語
- 十六、訓練

第七條 豫科の課目左の如し

(甲) 第一學年

- 一、訓育
- 二、東亞倫理學
- 三、刑法
- 四、民法
- 五、東亞情勢
- 六、日本事情
- 七、國文
- 八、日本語
- 九、數學
- 十、訓練

(乙) 第二學年

- 一、訓育
- 二、東亞倫理學
- 三、刑法
- 四、民法
- 五、經濟原論
- 六、經濟地理
- 七、日本事情
- 八、日本史
- 九、國文
- 十、日本語

十一、論理學

十二、統計學

十三、訓練

第八條 特科の課目左の如し

- 一、訓育
- 二、東亞政治學
- 三、官吏學
- 四、法律學
- 五、經濟學
- 六、經濟政策
- 七、經濟地理
- 八、厚生學
- 九、東亞情勢
- 十、中日文化交流史
- 十一、日本事情
- 十二、日本語
- 十三、訓練

第九條 本學院の課程要旨左の如し

- 一、訓育 人格を陶冶し精神を淬勵する修養にあり並に學生をして新民精神の眞諦を體得せしむるにあり
- 二、東亞倫理學 學生をして東亞固有の倫理道德の本義を領會せしめ其の實踐窮行を導き並に據りて以て歐米の個人主義自

- 由主義思想の誤謬を糾正するにあり
- 三、東亞政治學 皇道及び王道に根據し新民主政治の要諦を闡明し並に共產主義と三民主義を批判するにあり
- 四、官吏學 新中國の吏道を闡明し官吏の身分及び服務に關する法規を講述するにあり
- 五、法律學 新民精神に根據し法理學大綱を闡述し法律條文に關する解釋及び法案の草擬並に之を講授するにあり
- 六、行政法 新民精神に根據し行政權原理、行政組織法及び行政實體法に關する理論と運用を講述するにあり
- 七、刑法 刑法の理論及び其の運用を講述し新中國社會の秩序維持と東亞固有の淳風美俗の培植に資する所あらしむるにあり
- 八、民法 新民精神に根據し民法の指導原理及び其の運用と解釋を講述するにあり
- 九、商事特別法 會社法、票據法、保險法、海商法の理論及び其の運用を講述するにあり
- 十、刑事訴訟法 刑事手續及び法規理論を講述するにあり
- 刑事實務は刑事訴訟の實際を講述するものなり
- 十一、民事訴訟法 民事手續及び法規理論を講述するにあり
- 民事實務は民事訴訟の實際を講述するにあり
- 十二、經濟學 新民精神に根據し經濟理論大綱を講述し新中國の經濟政策及び中日滿三國集團經濟の原理を闡明するにあり

- 十三、經濟原論 新民精神に根據し經濟理論の體系を講述するにあり
- 十四、經濟政策 新中國經濟政策の原理を講述し農業政策、商業政策、工業政策、金融政策及び交通政策を闡明するにあり
- 十五、經濟地理 中國天然資源の分布、開發情況及び經濟交通の現況を講述するにあり
- 十六、財政學 國家及び地方團體財政の通論を講述し新中國の稅制及び公債政策を闡述し並に學生をして豫算、決算及び會計の審査を實習せしむるにあり
- 十七、厚生學 厚生政策の原理を講述し並に新中國社會生活の改善方策を授與するにあり
- 十八、中日文化交流史 中日兩國文化の交流を講述し學生をして中日兩國人民として提携合作し世界文化に貢獻する使命を負ふべきことを了解せしむるにあり
- 十九、東亞情勢 歐米の極東政策及び中國政府の外交政策を批評し並に日本の傳統國策及び東亞聯合政策を闡明し藉りて學生をして新民精神 國際政治上にありての眞義を瞭解せしむるにあり
- 二十、日本事情 日本國體、日本國民性、日本の國勢及び其の國際間に於ける地位を闡明するにあり
- 二十一、日本史 日本開國より今までの各時代歴史の變遷と明

- 治維新大業の意義を略述し並に學生をして國體を以て本源となす日本國民の精神道德及び生活を理解せしめ藉りて日本の世界史上に於ける使命を悉知せしむるにあり
- 二十二、國文 自由に正確に思想を發表する能力を授與し並に文學的情操を養成するにあり
- 二十三、公文方式 政府及び其の他の機關の往來公文書的方式を講授するにあり
- 二十四、日本語 現行の會話文章を教授し聽取讀解の能力を養成し並に學生をして日本語の特質を瞭解せしめるにあり
- 二十五、論理學 論理學の大意を講述し以て正確なる推想力及び思考力を養成するにあり
- 二十六、統計學 統計の大意を講述し並に學生をして統計の實際を實習せしむるにあり
- 二十七、數學 基本數學を授與し學生をして數理及び算數に精通せしむるにあり
- 二十八、訓練 學生をして身心を鍛鍊し紀律を恪守し以て團體生活の習慣を養得せしむるにあり
- 第十條 學生は毎學年地方實習をなし或は日本滿洲に赴き考察し以て實地教育の本旨に副はしむ
- 第十一條 本章程に定むる所の課程にして必要ある場合は之を更改することを得、但し授課時間は別に之を定む

第三章 學生隊

第四編・第三章・第一節 新教育方針の確立

- 第十二條 學生隊は分つて本科、豫科及び特科の三隊とす、各隊は更に分つて若干區隊となす
 - 第十三條 學生隊は隊長より以下均しく院内に居し學生と寢食を同じくし甘苦を共にし藉りて學生をして日常起居の間に其の人格の薰陶を受け新民精神を涵養し以て本學院の目的を達成せしむ
 - 第十四條 學生隊は須く學生隊長統率の下に隊規を嚴整し風紀を肅正すべし
 - 第十五條 學生隊の内務及び其の他の規程に關しては別に之を定む
 - 第十六條 教育薰陶の徹底化を謀る爲め教授は學生隊内に順番に起居すべし
- 第四章 入學、修業
- 第十七條 學生の入學試験は毎年一回舉行す、入學に關する規定は別に之を定む
 - 第十八條 學生の修業に必需の被服、圖書、器具等は本學院に於て之を發給或は貸與す
 - 第十九條 學生の修業成績は學期末及び學年末に之を試験す
 - 學年末の試験不合格者は原級に留る、成績考査に關する規定は別に之を定む
 - 第二十條 學生にして本分を恪守し人格學業共に優にして同學の模範たるべき者は院長に於て之を獎賞す

第二十一條 學生にして不當行爲ある者は院長に於て之を懲戒す
第二十二條 前二條に定むる學生の獎賞、懲戒の細則は別に之を定む

第五章 退學、修學

第二十三條 學生は任意に退學を許さず
第二十四條 學生にして左記事情の一ある者は院長即時其の退學を命ず

- 一、新民精神に違背する思想を懷有し或は之を實行する者
- 二、法令に違反し院規を紊亂する者
- 三、學業人物劣惡にして前途その成就の見込なき者
- 四、前三項以外に官に服する資格の缺點ありと認むる者
- 第二十五條 學生にして傷痍疾病及び其の他の事由ある者は其れを退學及び休學せしむることを得
- 第二十六條 前二條に依り退學せる者は其の既に發給或は貸與せる一切の費用物品等は其をして賠償せしむべし

第六章 卒業、同學會

第二十七條 學生にして所定の課程を修了する時は學術試験並に訓育試験を經審査後院長に於て卒業證書及び卒業徽章を頒發す
第二十八條 本學院卒業生は均しく新民學院同學會に入るべし、同學會の規定は別に之を定む

第七章 會 議

第二十九條 院長は院務に關し諮詢ある時或は教授の訓育の統制

聯絡化を謀る爲め必要ありと認むる時は職員會議を召集することを得

第三十條 職員會議は院長、副院長、教授部長、學生隊長、庶務科長、教授、講師を以て之を組織す

必要ある場合は其の他職員をして出席せしむることを得

第三十一條 職員會議は院長の諮詢に應じ左記事項を審議する、とを得

- 一、各種規則の制定改正及び廢止に關する事項
- 二、講座の設置、廢止及び變更に關する事項
- 三、課程方面の改進及び聯絡に關する事項
- 四、學生の入學、休學、退學及び學業に關する事項
- 五、學生の獎賞及び懲戒に關する事項
- 六、其の他院長諮詢事項

第八章 院 曆

第三十二條 本科及び豫科の學年は毎年九月一日より始まり翌年八月三十一日に至り終る

一學年は分つて前期、後期となす、前期は九月一日より翌年一月三十一日に至り後期は二月一日より八月三十一日までとす

特科は修業期間を一期とす

第三十三條 本學院普通の休日左の如し

日曜日

本學院成立記念日

一月十日

春 節

陰曆による

春季祀孔日

同前

清明節(植樹節)

同前

端午節

同前

中元節

同前

秋季祀孔日

同前

中秋節

同前

國慶日

十月十日

孔誕日

陰曆による

臨時政府成立記念日

十二月十四日

冬至節

陰曆による

年休假

十二月二十九日より翌年一月五日まで

春休假

陰曆十二月二十五日より翌年一月十日まで

夏休假

七月一日より八月三十一日まで

其の他の休暇は臨時酌定す

附 則 本院則は公布の日より施行す

私立學校、外國系學校の監督 臨時政府は國立大學の改廢を

斷行すると共に、各私立學校に對しては新教育方針に基づく教育内容の改善を命じ、應ぜざるものは斷乎閉鎖を執行したが、之と同時に外國系諸學校に對しても其の教育内容に嚴格なる監督取締りを行ふこととなつた。然るに當初外國系諸大學中には抗日學生の一派に

よつて少なからず利用された形跡あるに依り、新民會は二十七年六月燕京大學其の他の外國系諸大學並に圖書館内の國民黨並に共產黨に關する文獻の封鎖又は撤收を要求したるに對し、大學當局は之を拒絶した爲め政府當局との間に紛議を生じたが、結局學校側に於て新政府の教育方針を全面的に容認し、茲に新教育方針に基づく教育統制を完成した。

標準小學校の設置 各地小學校の根本的改造の具體方針として標準小學校を設置することとなり、民國二十七年九月以來教育再建五ヶ年計畫の下に順次各省に標準小學校を設置しつゝあり、又就學獎勵施設も實施を見るに至つてゐる。

尙ほ邦人側の教育施設としては小學校北京二、古北口一分校の獨立、天津、濟南、青島各一校、計六校増設され、中等學校に就ては北京に中學校、高等女學校各一、天津に中學校、濟南に高等女學校各一が新設され、青年學校も内地同様に新設された。

新教科書の編纂成る 教育刷新の基調を支那固有の教學復興に置き、小學校下級生に孝經、論語、上級生には孟子を講じて儒學の根本精神を涵養し、中學校には詩經、大學、中庸、禮記、左傳を講じて支那固有の文化を會得せしむると共に、科學知識並に日本語

教育の普及を目的とし、新教科書の編纂に着手した。即ち民國二十七年三月一日湯爾和氏を委員長として教育部直轄教科書編審會を組織（組織規程昭和十三年版参照）し、支那國學の權威汪怡氏、日本文學の理解者周作人氏、北京大學醫學院長鮑鑑清氏等北支學界思想界の錚々たる名士二十六名を委員とし、之に冀東政府の教科書編纂に令名を馳せた陳遠民氏を指導者として、更に我が文部省圖書編纂官藤本萬治氏、同督學官橫山俊平氏協力の下に、中學部主任吳南桂小學部主任關毅如、教育刊行物主任于菲歷、通俗教育主任陳祖周諸氏擔任者となつて編纂に着手した。斯くて半歳に亘る編纂立案の結果同年八月を以て小學校、中學校、師範學校の全教科書百五十五種の編纂を完成、九月新學期に際して臨時政府治下の河北、河南、山東、山西各省各學校に一齊に配布した。新教科書及び其の編纂根本方針は左の通りである。

新教科書

- 一、初級小學（四ヶ年制）修身、國語、常識、算術
- 二、高級小學（二ヶ年制）修身、國語、歴史、地理、理科（自然）算術
- 三、中學校—修身、國語、歴史、地理、自然（物理化學、動植物生理、衛生）算術、幾何、代數

四、師範學校—

編纂根本方針

- 一、排日教材の一扫と日滿支三國親善に關する教材の採用
- 二、有るが儘の歴史の記述
- 三、三民主義教育一掃
- 四、支那古來の道德及び儒教の復興
- 五、實學鼓吹

尙ほ右編纂完了に當り編審委員會は八月十五日編纂經過を左の如く公表した。

新教科書編纂經過

- 一、民國二十七年一月一日臨時政府教育部組織せらるゝや、臨時政府は國民政府の誤れる教育方針に基きて編纂せられたる從來の教科書を是正するを以て急務となし、曩に京津地方治安維持聯合會の下に教科書編纂の機關として組織せられたる初等教育研究會及び中等教育研究會をして鋭意敏速に小學、中學及び師範學校の民國二十七年春季用教科書の編纂を進行せしめ、同年二月及び三月其の發行を完了せしめ、審査の上、直ちに之を實施したり。之を第一期編纂とす。
- 二、次いで臨時政府は三月一日官制を公布して教育部直轄編審會を組織し、議政委員長、教育部總長湯爾和を會長とし、編審に堪能なる二十六名の職員を任じ、更に日本北支方面軍特務部の

推薦せる編審に經驗深き文部省官吏二名を招聘して之に協力せしめ、政府の新教育方針に基きて積極的優良なる教科書を編纂することに努めたり。而して會長自ら毎週二回編審會に臨み事務を綜理督勵して二十七年七月には秋季用小學、中學及び師範學校の教科書を編纂發行せり。之を第二期編纂とす。

三、第二期編纂は第一期編纂の方針（排日材料、滿洲國否認の材料、三民主義の材料及び親蘇容共の材料等の刪去）を繼續するのみならず、更に進んで中國固有の道義に依據し、時代の趨勢に順應して、中日滿三國の親善協力を實現し、東亞諸國の安定と東方文化の發展とを促進すべき新中國の善良有爲なる國民を養成するを以て編纂の根本方針とせり。

四、斯くの如く第二期編纂は第一期編纂に比して頗る積極的方針を採りたるものなれども、短期間に第一期編纂の教科書と併せて小學、中學及び師範學校に穩健着實なる全教科目の教科書を實施せんことを企圖したるものなるを以て其の内容及び文章共に未だ充分満足すべきものにあらず、今後は日を追うて其の改善進歩を圖り、成る可く速かに完璧を期せんとす。但し初級小學第一學年用の教科書は案を練り稿を更めて新教育方針の實現に最も力を盡したるものなれば、今後も特に其の編纂に主力を注ぎ、第二學年第三學年と逐次に理想的教科書の編纂を完成し以て新中國振興の基礎を鞏固にし中國民生の幸福と東亞一圓の和平とに寄與せんことを期す。

五、本教科書の編纂に當りては兒童生活と社會の實情とに即して道義の涵養に重きを置き、職能指導に力を注ぎ、徒らに知識を偏重する弊を避け、實學の奨励を旨とする方針を採れり。例へば從來の公民教科書の如く歐米の國家社會の歴史と思想とを基礎とし、誤れる一黨一派の政策を鼓吹するが如き知識の授與を専らとするものを除き、小學、中學及び師範學校に新たに修身教科書を編纂し、中國固有の道義に立脚し、時勢の進運に適應して兒童生徒の徳性を涵養し、實踐に努力せしめ、以て中國の繁榮と東亞の進運とに貢獻し得べき善良有爲なる國民を養成せんことを企圖したるが如き其の一例なり。

六、臨時政府は自ら教科用圖書の編纂發行をなして之を實施せるのみならず、又教科用圖書審定規則を公布して教科用圖書審定の出願を許し、之を審査して其の目的の教科用圖書として適切なるものに對しては其の採用を許可せり。

而して其の後同會では更に引續いて第一期に應急的に編纂した春期用教科書の根本的改善を繼續した結果、民國二十八年三月に至り初等小學用の修身、國語、常識、算術、高級小學校用の修身、國語、歴史、地理、自然、算術及び中學校、師範學校用の修身、國語、歴史、地理、自然、算術、幾何、代數を完成するに至つた。

尙ほ臨時政府は今後日支提携して新東亞を建設するには是非とも

中國大學	私立	何其鞏	法三、理三、文三	北京宣武門內二龍坑	二、四	圖書館、教育專修科、附屬中學	助。教職員一百四十三名。學生五百八十名。名。補仁雜誌、名。理。深。補仁英文學報、羅輯。學。明季之歐化美術及。羅馬字註音、中西交通。史料匯編。	教職員、秘書長英千里、院長文長、總務長非、文學院、理學院、研究、沈雲、院長張懷、嚴池、教育學
華北大學	私立	校長は推	大學本部 (法律、政治、經濟、四專、藝術、中文、日文)	北京西四羊皮市	十一、六	圖書館	經費月一萬四千餘元。教職員九十名。職員卅七名。重要。代。理。沈。雲。主。任。兼。重。要。職。權。中。學。校。長。陳。映。雲、何。乘。權。中。學。校。長。陳。映。雲、	經費月一萬餘元。教職員五十六名。職員七名。學生五十八名。重要。教職員、總務長、蔡增、中。醫。科。主任。李。苦。禪。更。生、藝術科主任李苦禪。
佛敎大學	私立	劉瑞恒	醫學	北京	籌備中	圖書館、護士學校	經費月三萬餘元。教職員一百卅四名。職員卅四名。學生三百六十六名。重要。教職員、院長代理林宗揚、副院長許雨階。	學生四十餘名
協和醫學	私立	林宗揚	醫學	北京東單三條胡同	光緒三十二年	圖書館、護士學校	經費三萬三千五百五十元。基金より支辨。教職員一百零四名。刊行物、醫學論文目錄年刊。	學生六十餘名
華北醫學	私立	孔伯華	漢方醫四	北京西城大蘇線胡同	廿一、三	圖書館	經費月一千四百元。教職員四十七名。刊行物、圖書館々況。	學生一百廿二名
輔仁大學	私立(米國聖言會經營)	陳垣	文四、理四	北京	廿七、(新設)			輔仁大學附設
京華美術學院	私立	邱石冥	美術三	北京和平門外後孫公園	廿七、(新設)			
厚生醫藥學院	私立	河原醫學博士	醫、藥	北京	廿七、(新設)			
華北日語學院	私立	小野淡路	日語	北京西單北	廿七、五(新設)			
北京美術學校	私立	服部英亮	美術	北京	廿七、(新設)			
日華文學院	私立	趙家驥	專門日語科、留學豫備科、大學豫科	北京分司廳胡同二六號	廿八、(新設)	附屬中學		學生六十五名
日語學院	私立(新佛敎青年會經營)	趙慶棠	日語	北京西單珠市口西柳樹井四十一號	廿七、六(新設)			學生一百廿二名
北洋工業院	國立		工	天津西沽	光緒廿一、八			復活準備中
女子醫科專門學校	省立		醫	天津	籌備中			
水產專門學校	省立		水產	天津新車站	復活籌備中			
天津鐵路學院	私立(華北交通會社創立)	董樂軒	鐵道學	天津五馬路	廿八、春(新設)			
博文學院	私立	邵映儒	國學、文學	天津英租界廣東路忠信里八號	廿八、三(新設)			

第二回新支那現勢要覽

天津工商私立(カ) 華南圭 工四、商四 天津特一區 十二、八
 學院 トリック 教會經營) 馬道場

圖書室、附 經費月一萬七千餘元。重要教
 屬中學 教職員七十二名、學生 六百餘名

河北省立 省 立 趙祖欣 師範 保定 廿一、十(現
 農醫學院 醫、農 保定西關 在復活準備
 中)

河北省立 省 立 趙祖欣 師範 保定 廿八年六月
 師範專科 立 趙祖欣 師範 保定 廿八年六月
 學校 立 趙祖欣 師範 保定 廿八年六月
 立 趙祖欣 師範 保定 廿八年六月

學生三百二十名。重要教
 職員、院長(尙建勳)、
 教務長(Pate Dubois)、秘
 書主任(譚志清)、圖書館長
 「沈誠齋」
 元河北省立醫、農兩學院、
 今回新政府の手で合併復
 活せしむべく準備しつゝ
 あり

名 稱	主管機關	主管者	科 別	地 址	創 立 年 月	附 設 機 關	備 註
濟南日語專科學校	省 立	張代鈞	日語	濟南	廿七、秋(新設)		
東文書院	私 立	李仲剛	日文	青島	廿七、(新設)		
電氣通信學院	私立(華北電信株式會社創立)	電信、電話一		青島	廿八、春(新設)		

第二節 思想工作の概要

新民會の成立と其の活躍狀況 「大學」の所謂「明德を明か

にし民を新にする」との政治哲學を基調として、臨時政府の指導方針と表裏一體の關係に於て民國二十六年十二月二十四日設立された新民會は、明朗北支建設の思想工作の主體となつて民意の暢達、剿共滅黨の實踐、友隣親和の實現を目指し民衆指導の中核となつて思

想工作に當りつゝある。即ち「國は道を履みて昌へ、人は道を得て信和する」ものであるとなし、「東方の文化道徳を高揚し、先哲の遺訓を顯彰し進んで國共兩黨の齒想邪謂を剷滅すべく」主義は新民に則り、以て民意を暢達し、地産を開發し、民生を安んずる」ことを使命とし、「反共戦線の闘士となり民力の涵養に努め、更に比隣共營の實現に邁進し以て世界の大平和に貢獻」すべき大理想を以て創立されて以來一年有餘半其の思想工作は愈々本格的に展開されてゐる(新民會の宣言、綱領、理論等昭和十三年版参照)。而して同會が國民教化の實踐として實行しつゝある主なる施設を挙げると次の如くである。

- 一、中央指導部の確立 繆斌氏(元國民黨第四次中央執行委員)を委員長として、總務部(五科)、教化部(三科)、厚生部(三科)の三部に分ち二十七年三月一日夫々幹部を任命して組織を確立
- 一、地方指導部網の擴大 河北、山東、山西、河南の四省指導部の外、北京の首都指導部、冀東、冀南、保定、魯南、魯西、魯北の六指導部、各重要縣市四十七ヶ所に縣市指導部を設け治安の確立に併行して漸次其の組織網を擴大しつゝある。
- 一、中央訓練所開設 農村に於ける思想指導者として將又合作社の經營者としての中堅人物を養成すべく二十七年五月十六日北京に新民中央青年訓練所を開設した。

- 一、地方訓練所の開設 河北省指導部の青年訓練所を天津河東中學校跡に開設した外、重要縣市十ヶ所に訓練所を設けて訓練しつゝあるが、既に第一次訓練を終り第二次訓練を實施中。
- 一、青少年教化 三年計畫を以て五百萬人の青少年を糾合し、各縣を中心に鄉村單位による部落毎の新民主主義青少年團を結成すべく活動を開始。
- 一、新民學院の開設 新民主主義による中堅官吏養成機關として二十七年一月十日開校(昭和十三年版参照)し遂次優秀なる卒業生を出してゐる。
- 一、新民塾の開設 同年四月十一日中央指導部に新民塾を開設し塾生に新民主主義の根本義及び其の活動方針を訓練。
- 一、首都指導部體育會設立 同年七月六日首都指導部に體育會を設立、同會は支那體育運動協議團體を統轄し、市民體育の向上と新民精神の作興に當る。
- 一、東京辦事處の新設 日支連絡事務の爲め二十八年四月七日附を以て東京辦事處を開設、處長に樊友實を任命した。

新民會一周年の治績 新民會の現状は大體以上の如くであるが、二十七年十二月二十四日を以て成立一週年に相當するので、同日盛大な記念式典を舉行した。而して新民會過去一ヶ年間の治績を總括すれば次の如くである。

新民會成立一ヶ年間の治績

民國二十六年十二月二十四日成立した新民會は臨時政府の政治綱領に従ひ、第一に狙つたものは舊支那を支配した一切の指導精神の否定と支那民族の新たな指導理論の確立、即ち孫文の三民主義に對する眞剣な挑戦であつた。此の意味で新民運動は純然たる思想運動として出發して行つたが、現實の具體工作は思想よりも先づ農民の生活自體の改善を直接の目標として突進して行つた。此の具體方針として取上げたものは(一)農村青年の新民主義的訓練(二)農村合作社の組織擴充による農村の更生であつた。先づ二十七年四月新民運動の中堅指導者養成方法として北京に新民塾を開設し、二ヶ月乃至三ヶ月の講習で青年幹部の養成に着手、既に熟卒業者は日支人合計約一千名に達し、これ等の者は河北、河南、山東、山西各省の各道縣に派遣されてゐる。之と共に農村青年の訓練作業も活潑に行はれ、各縣を單位として訓練所を設立訓練期間は二ヶ月間として平均六十名の青年を寄宿舎に收容して行はれた。午前中は農作時間として農作法の改善實驗に費し、午後は講義として警察と民衆、縣財政と納稅義務、鄉村自治と郷財政、衛生問題、新民精神と更生國家觀念、日滿支不可分關係、農村合作社などの講座の下に熱烈な青年訓練が實施せられた。現在に於ける訓練所數四十二ヶ所、訓練卒業生既に五千人を數へるに至つた。新民會中央指導部が成立して以來北京首都指導部の成立が三月、河北省指導部三月、冀東道指導部四月、山東省指導部五月、河南省指導部六月と順序を追つて八月には抗日赤化の北支に

於ける一大中心山西省に指導部が設置された。斯くて此の運動は瞬く間に細胞組織を結成した。而して此の新民組織は臨時政府と表裏一體の機構として各省長、各道長、各縣長が同時に其の指導部長を兼任してゐる爲め、北支の各地方は茲に政府と新民會が結合された形式になり、強力な新支那建設運動が展開されつゝあつて現在の縣指導部は總數既に四十五縣に達してゐる。農村合作社再建運動には既に七十萬圓を投じ各地に信用、利用、販賣、供給の各合作社が建設せられ、既に相當の成果を擧げた。此の農村建設運動こそ新民會が最も重點を置いてゐる處で、實驗區を各地方に設置し、既に北京南郊のみでも四區を數へ、全北支では七十ヶ所の實驗區の設置を見てゐる。

民國廿八年實施要綱

而して新民會民國二十八年の工作目標に就いては治安の確立、臨時政府の基礎確立に即應し、過去一ヶ年間は主力を省指導部に注いだのであるが、今後は各道、縣、市指導部並に地方分會に重點を置き國民教化の徹底を圖ることとなり、二十八年度工作實施要綱として左の各項を決定した。

二十八年度新民會工作大綱

一、方針・事變進捗に伴ふ客觀的諸狀勢を考察し工作の重點を河北三省に指向し前年度工作大綱に基き工作の擴大強化を圖り、特に東亞新秩序建設の理念と實踐を高揚徹底し以て會本來の使命達成を期する。

一、機構の整備 會務執行機關の形式化、調一化の弊を廢除し現實と將來に即應せる指導機構の整備充實を圖り現地會工作の徹底を期する。

(1)中央指導部 中央指導部委員會の整備充實をなし之が機能發揮せしむると共に、中央指導部各科の合理的改組をなし會工作指導統制上綜合的機能の發揮に努める。

(2)中央合作社 新民中央合作社をして形式的存在に墮せしめず、現實に即應せる機構に根本的改編をなす。

(3)省指導部 中央指導部と縣、市指導部の中間に介在する指導、統制機關として省、道二級の指導部の存在は會務の簡捷に便ならざるを以て省指導部は主として省政府との連絡に其の重點を置く。但し、縣、市指導部の機構擴充せざる省に於ては道指導部を設置せず省指導部に於て直接之が指導統制に當るものとす。

(4)道指導部の確立 道地區辦事處を各道公署の所在地たる芝罘、益都、濟寧、德縣に置く(魯東道地區辦事處は青島特別市に連絡員を置く)。

(5)濟南市指導部の確立 從來指導部が主體となり民國二十八年一月市指導部を設けてゐたが、同年七月濟南市指導部を置いて省指導部に代り濟南市に於ける會務を掌る。

(6)縣指導部の確立 民國二十八年五月末現在に於ける既設縣指導部は泰安、濟寧、德縣、益都(以上四縣は前年度設立)滋

陽、歷城、長清、齊河、齊陽、章邱、平原、濰縣、博山、高密、福山(以上十一縣は民國二十八年度設立)合計十五縣で、皇軍現地整備隊では更に他縣に設立方を要望してゐるが種々の事情から今年度は曲阜(六月)、鄒縣(七月)、禹城、濰縣、長山、桓臺(八月新設豫定)更に逐次開設を豫想されるものに寧陽、淄川、昌樂、嶧縣、煙臺、惠民、泗水、昌邑、恩縣等がある。之が實際運動として(一)青年訓練指導(二)鄉村の建設準備として實驗村設置(三)分會の結成指導(四)農村合作社の設立補導育成の徹底化等の要綱を主目標として更に一般の活動を試みるこゝとなつた。現在に於ける青年訓練所は濟南、歷城、長清、德縣、濟寧、益都、濰縣、高密、泰安にあるが、民國二十八年六月には齊河、章邱、平原、滋陽、福山の五縣、七月には齊陽、博山二縣で、八月には鄒縣其の他の縣に新設の筈である實驗村は現在省指導部直屬のものとして黃山店、德縣、泰安、五里店の四個所にあるが、近く各縣に設置の豫定である。

(7)分會組織 分會の結成に付ては從來兎角形式的になり易い弊あるに鑑み特に慎重を期し、内容を整へ然る後形式化して會活動の主體たり得るやう留意して指導に當る。農村合作社の設立補導育成に付ては地方と省公署との間に充分の連繫を保ち合作社本來の使命を完うせしめると共に、特に濟南周邊地區模範地區の効果を大ならしむるやう協力し民國二十八年度は煙草の生産地帯に合作社を設置する豫定である。

尙ほ此の外郷村の推進力たらしむべく新民青年團結成要綱に基き青年訓練所卒業生を以て青年團を組織、農村の發展向上に協力せしめ、一方會務職員、農村合作社事務員及び分會の訓練指導に重點を置き、補導委員會の審議を経て行政機關と協力して之が補導育成と農村民生工作に萬遺憾なからしめんことを期すると共に、一方勞働者の勞働統制、救恤對策として勞工協會を設立、二十八年七月十四日左の如き協定賃銀を發表した。

協定賃銀

苦力 六〇錢 土工 七〇錢 木工 一、二〇錢
瓦工 一、二〇 糶糶工一、二〇 石工 一、三〇
油工 一、三〇 電工 二、三〇 手車 一、一〇
荷馬車(一頭曳) 二、八〇 荷馬車(二頭曳) 三、八〇
勞働時間

自四月至十月 十二時間 自十一月至三月 十時間

自四月至十月殘業四割増 徹夜八割増

自十一月至三月殘業五割増 徹夜十割増

新民別働隊の編成 叙上の如く新民會では工作大綱に従つて種活潑なる工作を展開してゐるが、更に會直接の指導訓練機關の外其の別働隊として左の如きものを組織、之が助成に當つてゐる。

- 一、日支兩國國民の文化的提携
- 一、新民主義に依る新文化の確立
- 一、儒教復活による支那固有文化の再建
- 一、抗日文化の一掃
- 一、共產主義文化の排撃
- 一、民衆の啓蒙
- 一、教育の普及

であつて、之が具體策として既に新民會、新民學院の設置、東亞文化協議會の創立、中國回教總聯合會、佛教回願會の設立等著々實績を擧げつゝある。以下其の主なる施設に就いて概記する。

東亞文化協議會 東亞の思想的結合を行ふべく我が外務省と臨時政府間に東亞文化協議會を設置することに意見一致し、民國二十七年八月二十九日兩國學界、思想界の權威を網羅して設立、同會は逐次總會並に小委員會を開き活動しつゝあること第一編第五章第五節に記載の通りであるから同項を参照されたい。

中華民國教育總會 新民會は全教育界を統合、學術の研究と新民教育の徹底を圖り、以て東洋文化の發揚を期せんとする目的の

華北新民同義會 青幫を再組織し、新民會の別働隊たらしむべく、天津に於ける青幫加盟の消防組、大工、皮革、印刷、葬儀者の從業者を以て二十八年二月一日華北新民同義道德會を結成した。同會の綱領は左の如くである。

- 一、本會は道德の提唱を天職とす
- 一、本會は新民主義に絶對に服従する
- 一、禮儀を尊び、道德を守るを本會の天職とす
- 一、同志一致團結、和平樂土建設に邁進す
- 一、支那固有の道德を回復し東亞新樂土を建設
- 一、青幫の大同團結を計り反共陣營に参加、青幫道を提唱し社會の安定を圖る

中華同義會 佛教會等二十數團を打つて一丸とする中華同義會を創立、新民會の主義方針に協力して反共、博愛、互助に邁進することゝなつた。

第三節 文化工作

文化工作概況 東洋固有の思想文化を昂揚し、健全なる國民文化を建設すべく臨時政府は文化建設を重視し、上掲の如く教育機構を整備すると共に其の内容の充實を圖り、新民會による思想工作と

下に中華民國教育總會を設立することゝなり、民國二十七年八月二十五日午後四時半より北京南海懷仁堂に於て盛大なる發會式を舉行したが、同會は新民教育の研究と實踐及び各種學術の研究獎勵、講演並に講習會、各地教育分會及び文化團體の設立工作、文化教育團體との連絡等の諸事業に當るものである。

中國回教總聯合會 河北、山東、山西、河南及び蒙疆各地の二百數十萬の回教徒は、反共と東洋精神の復興、日滿支親善の大旗の下に渾然一體となつて新東亞建設に協力するに決し、民國二十七年二月北京に中國回教總聯合會を結成(創立章程、組織大綱等昭和十三年版参照)爾來華北、西北、外蒙、華中、華南、西南に聯合總部を設け、華北聯合總部の下には既に北京、天津、濟南、太原、張家口、包頭に區本部を設置し活動を開始してゐる。尙ほ北支の回教徒數は河北三十萬、山東六十萬、河南七十萬、山西四十萬合計二百萬と云はれてゐる。

佛教回願會 日支兩國共通の佛教を通じて兩國の文化思想提携を實現せんとするもので、民國二十七年十二月成立、西藏の活佛安欽氏を會長に、內政部總長王揖唐氏を副會長に、行政委員長王克敏氏及び北支在野の元老靳雲鵬兩氏を顧問に夫々推戴し佛教徒の

大同團結を圖り、日本の各派佛教徒と密接なる連繫を保ち新東亞の文化工作の一翼を擔當することゝなつた。

先天道防共救國會 道教、佛教、儒教の三教では防共救國を目的に邁進することゝなり、之が爲め宗教團體先天道防共救國會を結成、同會は民國二十八年三月七日北京南海懷仁堂に於て成立大法會を舉行し、宣言、組織を發表して宗教界からする萬世一心防共救國の第一聲を擧げた。尙ほ同會總裁には江洪濤、會長に蔣雁行(元吳佩孚將軍參謀長)の兩氏を推し、總務、指導、救濟、防共の四部を常置し反共救國運動に乗出した。

北京史蹟修復 元、明、清歷朝の首都として長い歴史を有する古都北京には幾多歴史的の遺跡を始め、藝術、文化の粹を蒐めた營造物が多いが、これ等貴重なる史蹟も辛亥革命以來數度の政變兵亂の爲め殆んど顧みられず荒廢に委せられてゐるので、臨時政府建設總署都市局では事變前の舊都文物整理委員會の事業を再興して之が修復保存に乗出すことゝなり、民國二十七年孔廟大成殿ほか十ヶ所の工事を完了、二十八年度は引續き二十五萬圓の豫算を以て十二ヶ所の修理工事を進行することゝなつてゐる。

北京古學院の活躍 北京の名流學者を網羅して組織された古學

院は支那固有文化再建の爲め「北京史」の編纂、古學講習所の開設等の文化工作に乗出したが、更に各部門に分つて研究會を設け専門學者が夫々研究の上其の結果を編纂して古代學術を體系化することゝなり、左の如く研究部門並に擔任學者を決定した。(括弧内は擔任學者)

- 經史研究會 イ、經學源流考(甘鵬雲) ロ、史學源流考(唐玉書)
- ハ、禮制考(董元亮、陳瀚年) ニ、地理學源流考(吳廷燮) 歷代士風考(唐瑞銅)
- 哲理研究會 イ、藏經彙目(于寶軒) ロ、寺觀制度考(高觀如)
- 文學研究會 イ、字學音韻源流考(高敏彤、胡玉澤、張鶴、王傳恭、唐柱馨) ロ、駢文源流考(黃公渚、梁廣照、林公博、謝素聲) ハ、散文源流考(惲寶惠、林公博、汪吟龍、陳宗蕃、張鶴彭世卿) ニ、詩歌源流考(林公博、黃君坦、林季武、李作賓)
- ホ、詞曲源流考(張伯翔、黃毓楛、李作賓、郭則澐)
- 金石研究會 イ、金文考釋萃編(強運開) ロ、金石四證(趙椿年) ハ、泉幣源流考(朱彭壽)
- 藝術研究會 イ、藝術書、目長編(黃賓虹) ロ、陶器源流考(葉麟趾) ハ、修正畫史彙傳(周肇祥) ニ、顏料製造法(于非歷、張大千) ホ、寫真畫法(王美沅) ヘ、崑曲源流考(徐審義) ト、琴書提要(汪益舒) チ、石濤畫說(于非歷、張大千) 晉律、棋譜、建築、織繡、圖案、彫刻等未定

宣傳雜誌の發行 臨時政府情報處では民衆の公正なる政治意識指導の目的を以て民國二十七年十二月より「國民論談」と題する月刊雜誌を發刊した。同誌の内容は論文、情報、資料、文藝、漫畫等を盛り、政治を中心とする総合的な宣傳雜誌である。

農村教化十年計畫樹立 臨時政府教育部では北支各省に於ける農村文化の振興を目標に民國二十七年八月鄉村教育十ヶ年計畫を樹立すると同時に、(一) 鄉村文化の傳播、(二) 農村知識の振興、(三) 識字運動の昂揚の三項目を掲げ、左の如き要綱に基き大規模なる文化運動を起し迷信と懷疑に埋もれた北支農村の明朗化を圖ることゝなつた。

一、河北省に於ては毎年模範小學校二十校を創設し初年度は國庫負擔とし次年度より省公署負擔とすること(初年度經費約九萬元)
一、河南、山東、山西の各省に於ても治安工作進捗と並行して河北省と同一歩調をとらしめる
一、模範小學校設立に伴ひ夜學校の設置、農餘補習班、婦女識字班、職業班、衛生清潔運動班、巡迴醫療班、巡迴圖書館を新設し文化運動の徹底を期する。

北支に於ける新聞通信

北京及び天津は一つは臨時政府首都

の所在地として、一つは北支經濟の中心として其の輿論は北支全體の指導的立場にある。仍つて支那文化も兩市を中心に發達しつゝあるのであるが、今兩市を中心として支那側の北支新聞通信社の現状を概説することゝする。先づ北京に就いて見るに事變前に於ける新聞社の状態は左の如くであつた。

社數	編輯者	記者數	發行部數
大型紙 一九	男 四〇二	大型紙 一〇三、八〇〇	
小型紙 二五	女 一八	小型紙 三三四、三三〇	
計 四四	計 四二〇	計 四二八、一三〇	

然るに事變により從來國民黨の宣傳機關たりしものが没落の餘儀なきに至つたのは云ふまでもなく、加ふるに北京の各新聞紙は其の大部分が外來紙によつて居たので、印刷用紙の入手難、價格騰貴に伴ふ經營難等によつて廢刊の已むなきに至つたものも少くなく、事變前後に營業を休止した新聞紙は實に二十餘社に達した。廢刊紙の主なるものは次の如くである。

- 亞洲民報社、中和報社、日知報社、北平商報社、北平新報社、民國日報社、導報社、小小日報社、大路報社、申報社、公民報社、平報社、北方晚報社、北平晚報社、民聲報社、東方快報社、星々

日報社、群強報社、健報社、實權日報社

而して事變後新たに創刊せられたるもの並に事變前より引續いて發行してゐる新聞社は左の二十二社である。

大型紙六社 新民報、晨報、全民報、益世報、燕京時報、英文北京時事日報

小型紙十六社 實報、華北日報、新北京報、立言報、時言報、大義報、實事白話報、北京白話報、平報、眞報、現代日報、鐵道時報、北京報、新興報、進報、卅字日報

(備考) 右の内二紙同一經營者に屬するものが八紙ある。即ち華北日報と新興報(猪上清四郎氏)新民報と進報(武田南陽氏)現代日報と時言報(常萬青氏)北京報と北京白話報(梁贊庭氏)

次に記者數に就いて見るに、事變前に於ては六百五十人であつたものが事變後約半歳の民國二十七年一月二十日新民會の調査した所によれば九十六名に減少してゐる。而して之が經營狀態は概して困難であつて缺損九社、收支相償ふもの八社、不明四社で半數は經營難にあるものと見られてゐる。右二十二社の資本、印刷設備、事變前後に於ける公稱發行部數等に就いて略述すると次の如くである。

(民國二十七年一月二十日現在)

在北京新聞社の現況

新聞名	資本金	印刷機	活字鑄造	公稱發行部數
新民報	10,000	輪轉機	萬能鑄字機	事變前 4,000 事變後 3,000
晨報	3,000	三頁平版二	鑄字機字型	2,000
全民報	10,000	手搖八頁版	鑄字機一	6,000
華北日報	3,000	十六頁平版	鑄字機字	6,000
北京益世報	5,000	十六頁平版	鑄字機字母	10,000
實報	10,000	平版四輪轉機一脚踏二	鑄字機二	6,000
新北京報	15,000	新式十六頁印刷機	鑄字機ナシ	14,000
立言報	10,000	普通十六頁平版	鑄字機ナシ	9,000
時言報	3,000	六頁平版二	鑄字機字型	6,000
大義報	10,000	北新印刷局委託	鑄字機字型	6,000
實事白話報	5,000	十六頁白版	鑄字機字型	4,700
北京白話報	3,000	六頁平版一脚踏機一	鑄字機字型	8,500
平報	2,000	六頁平版一	鑄字機字型	1,900
眞報	10,000	委託	鑄字機字型	3,500

現代日報	時言報委託	1,000	2,500
鐵道時報	北新印刷局委託	1,000	500
北京報	北京白話報委託	2,000	2,000
卅字白報	卅字會經營	八頁手搖機	鑄字機一
新興報	一六頁平版三	六,000	三三〇
進報	鑄字機二	六,000	三三〇
燕京時報	五〇〇 手搖一六頁一	2,000	500
北京英文(日本大使)	三頁平版一	3,500	
時事日報(館經營)	八頁平版一	3,500	

右の内主なるものに就いて所在地、主張、沿革、編輯者等を概説すれば次の如くである。

- ◇新民報 北京宣武門内西長安街三十二號、「主張」新民主主義宣傳(沿革)民國二十七年一月一日世界日報改組(社長)武田南陽(編輯局長)吳菊痴(體裁)大型紙朝刊二張、夕刊一張、外に月二回新民を發行、日本語學校、新民印刷所を經營
- ◇晨報 宣武門外大街一八一(主張)東方固有文化の發揚(沿革)前清末葉創刊、民國十七年北平晨報と稱し二十六年晨報と改稱(社長)胡鈞(總編輯)汪松年(體裁)大型紙朝刊二張
- ◇實報 宣武門外大街五十六號(主張)東亞文化の促進、日支提

- 携、反共倒蔣(沿革)十七年十月四日創刊(社長)管翼賢(總編輯)汪覺修(體裁)小型紙一張半
- ◇新北京報 宣武門外大街二一四號(主張)東方文化の促進、日支親善の促進(沿革)二十年十月十日創刊(社長)凌撫元(總編輯)王以之(體裁)小型紙一張半
- ◇時言報 宣武門外鐵老廟六號(主張)東亞舊文化道德の發揚(沿革)十九年十二月二十二日創刊(社長)常振春(總編輯)張修孔(體裁)小型紙一張

次に通信社に就いては從來支那に於ては國民黨政府の國家的通信社たる中央通信社(中央通訊社)以外は有力なものなく、稍々語るに足るものは、上海申報時報の機關通信たる「申報社」と天津大公報の機關通信たる「國聞社」を有するに過ぎなかつた。併し乍らこれ等大通信社の活動範圍も國內に限られ、往々國內の問題すら「ロイテル」や「アヴァース」の通信網に頼つてゐた。

北京に於ける通信社に就いては國民黨御用通信として民國十九年八月以來中央通訊社北京分社が言論統制機關として活躍してゐた外其の數は三十社の多きに達し其の編輯人數七十二名、記者百四十五名を算してゐたが、事變後これ等の通信社は新聞社と同様の理由を以て激減し民國二十七年三月調査によれば左の十五社に減少した。

第二回新支那現勢要覽

在北京通信社の現況

社名	資本	本 管理	創立年月	主たる通信
新民通信社	一、〇〇〇元	金達志	廿一年六月	政治、社會
時聞通信社	—	胡海海	十七年十月	—
電聞通訊社	二、五〇〇	謝子夷	十八年八月	公布
中聞通訊社	二二〇	劉振羣	廿五年十月	教育
華北新聞社	三〇〇	李少屏	廿六年四月	政治、社會
中國通訊社	四〇〇	姜伯卿	十三年六月	—
民興通訊社	五〇〇	張伯杰	十一年十月	政治、教育、社會
北京政聞通訊社	—	宋紹瑜	廿六年五月	—
經濟新聞社	三〇〇	馬芷岸	十三年三月	經濟、農商、市場
華北通訊社	一〇〇	張從周	二十五年	—
北方通訊社	八〇	趙雨琴	六年八月	—
雷電通信社	五〇〇	歐大慶	廿六年八月	政治、社會
進化通信社	一、〇〇〇	朱書紳	廿五年二月	社會
亞北通訊社	五〇〇	王智俠	廿七年三月	教育、政治
政治新聞社	五〇〇	穆振東	十三年二月	政治、同教徒

雜誌、通信社は十二で、民國二十四年冀察政務委員會に於て調査せる所によれば、主なる新聞の發行部数は左の如くであつた。

大公報	七〇、〇〇〇	大中時報	二、五〇〇
益世報	一五、九五〇	東亞晚報	四、〇〇〇
庸報	二〇、〇〇〇	商報	七、〇〇〇
天津平報	一五、〇〇〇	晶報	四、〇〇〇
時報	一六、〇〇〇	晨午晚報	三〇、〇〇〇
天風報	五、〇〇〇	充報	五、〇〇〇
快報	六、〇〇〇	治新日報	四、〇〇〇
國強報	八、〇〇〇	無綫日報	三、〇〇〇
博陵日報	一、二、〇〇〇	新天津報	二〇、〇〇〇
新天津晚報	一四、〇〇〇	廣播日報	八、〇〇〇
其の他	三九、〇〇〇	合 計	三〇八、四五〇

支那事變の新聞界に及ぼした影響に就いては、北京に於ける場合と同様、國民黨機關紙たる大公報の廢刊を初め、廢刊又は一時休刊したものも少くなかつた。現在に於ては大體左の如くである。

在天津新聞社の現況

新聞名	資本	印刷設備	活字鑄造能力	發行部數
新報	三〇〇、〇〇〇	輪轉機二、平版三	—	五〇、〇〇〇
東亞晨報	—	—	—	—
東亞晚報	五、〇〇〇	平版大二、小一	—	五〇、〇〇〇

而して日滿支親善、東亞文化の發揚、同業者間の親睦を目的とし、民國二十七年一月二十九日「北京新聞同業協會」が組織された。

次に天津に於ける新聞並に通信社に就いて見るに、事變當時の天津の新聞並に通信社は日刊新聞三十八、日刊通信社十八、外字新聞

新聞名	資本	印刷設備	活字鑄造能力	發行部數
新天津報	五、〇〇〇	輪轉機三、平版三、足踏三、倒版一、修版一、裁紙機一	萬能鑄字機一	三、〇〇〇
同晚報	—	—	—	—
天聲報	一〇、〇〇〇	平版大二、小一、足踏一、裁紙機一	鑄字機一	三、〇〇〇
中南報	五、〇〇〇	平版大一	—	五、五〇〇
國強報	一、八〇〇	平版小一	鑄字機一	五、三〇〇
天風報	一〇、〇〇〇	平版小一	—	五、〇〇〇
銀線畫報	六〇〇	—	—	五、〇〇〇
興報	三、〇〇〇	平版大一	—	二、〇〇〇
民強報	三、〇〇〇	—	—	二、〇〇〇
博陵報	五、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇
充報	五、〇〇〇	—	—	六、〇〇〇
晨報	四、〇〇〇	平版小三	鑄字機一	五、〇〇〇
快報	二、〇〇〇	平版小一	—	二、五〇〇
大北報	一〇、〇〇〇	—	—	六、〇〇〇

(備考) 市内發行部數七一、七五〇市外八三、〇七〇

右のうち主なるものに就いて所在地、沿革、首腦部、主張等を概説すれば次の如くである。

◇庸報 天津日本租界須磨街三十三號「沿革」民國十五年六月創刊「主張」創刊より民國二十二年(昭和八年)十月迄は抗日紙、民國二十二年十一月より親日紙となる「社長」大矢信彦「總編輯」

第四編・第三章・第三節 文化工作

輯 坂本楨年「體裁」大型紙二張

◇東亞晨報 天津宮北大街十五號「主張」日支親善による東亞建設「沿革」民國二十五年四月一日東亞晚報を創刊、容共抗日政策を痛撃、國民政府より三度停刊を命ぜらる。事變中彈雨下によく其の使命を發揮、二十六年九月一日より晨報發行「社長」鄭知儀「總編輯」鄭亞余「體裁」大型紙二張

◇天聲報 天津南市平安大街三五「主張」社會正義「沿革」二十五年創刊、反共反蔣を主張一時停刊、二十六年一月改組、事變中一時休刊「社長」謝天惠「總編輯」李治心「體裁」小型紙二張

◇新天津報 天津蘇租界大馬路十一「主張」儒教道德の昂揚、東方文化の擁護、日滿支親善による東亞新秩序の建設「沿革」民國十三年九月創刊「社長」劉渤海「總編輯」張翕如「體裁」小型紙三張

尚ほ天津にも新聞記者間の親睦並に地位の向上、新聞事業の發達を目的として民國二十六年冬「天津市新聞記者協會」が設立された。

次に天津に於ける通信社に就いては事變前は中央分社、中華、平民、民治、新大華、公言、市民、國華、中外、多聞、大陸、華北、博陵時代、商聞、國風、正中、新華、河北、致中、時聞、新聯、電聞、大衆等二十四社を數へてゐたが、何れも其の内容は貧弱なるものが多かつた。事變後これ等雜多の通信社は殆んど全部停刊し、現在には博聞通訊社並に中華新聞通訊社の二社が存してゐる。兩者の概

第二回新支那現勢要覽

要は次の如くである。

社名所在地資本社長職員
博聞通訊社 河北馬公詞六 五〇元 張芳齋 四

沿革
民國二十五年
年創刊一時
停刊二十六
年八月復刊

日華新聞通 東馬路大獅子 五〇元 華連瀛 三 民國十八年
訊社 胡同傍九十七
最後に北京、天津兩市以外の青島其の他に於ける主なる新聞に就
いて事變後の現況を表示すれば次の如くである。

新聞名	所在地	主	張	創刊年月	社	長	總編輯	體	裁	印刷設備
正報	石門市南大號四	東亞新文化、新民主主義の發揚	張	民國二十六年十月	曹樹人	曹樹人	曹樹人	大型紙一張	平版機、脚踏各一、鑄字機一	
河北日報	保定市縣學街四	河北省機關紙	張	二十八年六月	張見庵	宋心燈	大型二張	平版五、鑄字機一	輪轉機一、平版、鑄字機	
山東新民報	濟南三馬路小偉路	日支親善	張	大正六年八月	浦上叔雄	羅亞民	大型一張半	谷三		
青島新民報	青島市蘭山路三	政府機關紙	張	二十七年四月	尾池義雄		大型二張	高速度輪轉機		
大青島報	青島市武定路四		張	大正四年六月	小谷節夫		大型二張	平版		
冀東日報	唐山市冀東道公署內	大亞細亞主義	張	二十八年六月	曹見微		小型一張	平版二、鑄字機一		
東海自治新民報	徐州公園前巷一	新民主主義宣揚	張	二十七年八月	齊藤榮	王逸軒	大型一張	平版一、鑄字機		
魯東日報	烟台市履信路	新民主主義宣揚	張	二十七年十月	那幼傑		大型一張半	平版一		
新河南日報	開封新興街八	東亞文化發揚、日支親善促進	張	二十七年六月改組	缺		大型一張	平版三、鑄字機二		
新聲報	河南省新鄉柘榴園大街二九	新民主主義宣傳	張	二十八年三月	富田廣吉		小型一張半	平版三、鑄字機一		
山西新民報	太原橋頭街七五	山西民衆指導	張	二十六年十二月	菊地幸作	楊菊舫	大型一張	平版八、鑄字機四		
晉南晨報	山西省臨汾	新政權擁護	張	二十八年五月	林朝暉		小型一張	平版一、鑄字機一		

第四章 財政經濟建設

第一節 財政の刷新

財政方針 臨時政府は成立以來健全財政方針を堅持し、關稅、鹽稅、統稅等歳入の増加を圖ると共に、支出に於ては從來の軍閥政權の如き莫大なる軍費の支出を要せざる結果、其の財政状態は極めて良好であつて、別項記述の如く民國二十七年は各種建設に相當支出せるに拘らず尙ほ八千二百餘萬圓の歳入剩餘を生ずるに至つた。

而して臨時政府は國民黨政府時代に苛斂誅求を目的として制定された國內稅制に就いて國民負擔の輕減、國稅體系の整備、稅源の培養を目的とし、反社會政策的諸稅（中央稅と牴觸し其の稅源を脅かす如き諸稅、從量稅）並に交通の發達を妨害する諸稅（物品通過稅）の如き不公平なる地方的課稅を逐次改廢すると共に、一方國稅の大宗たる關稅に就いては民國二十七年一月二十日及び同六月一日と二回に亘つて經濟開發、大衆負擔の輕減を目的として全面的改正を斷行する外、更に徵稅機構の整備、中央・地方の行政の區分調整等

を行つたが、民國二十八年六月十八日公布された劃分國家收入地方收入標準は左の如くである。

劃分國家收入地方收入標準

（二十八年六月十六日公布）

第一條 中央と各省收入の權限は暫く本案に照らし辦理す
第二條 現行收入の劃分左の如し

(甲) 國家收入

- 一、鹽稅
- 二、海關稅及び内地稅
- 三、常關稅
- 四、烟酒稅
- 五、捲烟稅
- 六、石炭、石油稅
- 七、釐金及び一切釐金類似の通過稅
- 八、郵便稅
- 九、印花稅
- 十、交易所稅
- 十一、會社及び商標登錄稅
- 十二、沿海漁業稅
- 十三、國有財產收入
- 十四、國有營業收入
- 十五、中央行政收入

(乙) 地方收入

- 一、地租(田賦)
 - 二、證券稅(契稅)
 - 三、仲介稅(牙稅)
 - 四、質屋稅(當稅)
 - 五、屠宰稅
 - 六、內地漁業稅
 - 七、船舶稅(船捐)
 - 八、家屋稅(房租)
 - 九、地方財產收入
 - 十、地方營業收入
 - 十一、地方行政收入
 - 十二、其他地方的性質に屬する現在收入
- 第三條 將來の新收入の劃分左の如し

(甲) 國家收入

- 一、所得稅
- 二、遺產稅
- (乙) 地方收入
 - 一、營業稅
 - 二、市地稅
 - 三、所得稅の附加稅

第四條 地方收入の性質と國家收入と重複する場合には財政部は

其の徵收を禁止することを得

- 第五條 省市縣收入の分配は各省及び各特別市に於て自ら之を定む、仍は該管理の官廳帖簿は財政部に報告査核す
 - 第六條 國家稅、地方稅劃分後は各自ら整頓し附加稅を添設することを得ず、たゞ所得稅は附加稅を徵收することを得、但し正稅の百分の二十を越ゆることを得ず
 - 第七條 新たに新稅を收入せる場合は凡そ舊收入の性質と相抵觸する部分は即時廢止すべし、性質相同じき稅は即時合併すべし
 - 第八條 釐金及び一切の國內通過稅は總理の政綱に遵ひ期を定め撤廢すること、六個月を期限とし中央に於て責任を以て實行す未だ撤廢せざる前は暫く中央に於て接受管理す
 - 第九條 地租收入は地方に歸すると雖も土地法規に關する大綱は仍ほ中央に於て制定頒行す
 - 第十條 中央及び各省收入は劃分すと雖も事實上必要ある場合は中央に於て地方を補助し亦地方に於て中央を協助することを得
 - 第十一條 本案は公布の日より施行す
- 以上の外中國聯合準備銀行(昭和十三年版參照)を創立して、幣制改革、通貨安定の實を擧ぐる所あつたが、政府は成立後間もなく左の如き財政の根本方針を樹立し、國家獨立の基礎たる財政の確立に邁進してゐる。
- 一、豫算制度を速かに確立し歳入、歳出を明確ならしめ行財政の

合理化を圖ること

- 一、會計年度は曆年制を採用すること
- 一、主要財源たる關稅、鹽稅、印紙稅、煙草稅、酒稅等に根本的改正を加へ苛斂誅求を廢すると共に歳入の基礎を確立すること
- 一、國有鐵道其の他の官有財產を整備し其の運營を合理化し且つ收入を確保すること

一、行政機構を整備し、其の合理化を圖ること

一、從來軍事費に充當されてゐた多額の支出を出来る限り產業開發に向けること

一、健全財政主義をとり放漫なる公債政策を廢すること

財務行政の刷新 財務行政の最高機關として行政部内に財務局を設置し、熊正燮氏を局長に任命し、財務行政を處理せしめると共に一方行政委員會内に審計處を設けて胡銘榮氏を處長に任命し、中央、各省及び特別市等の豫算査定に當らしめてゐる。又統稅に就いては民國二十七年一月十七日附命令を以て國稅總署を統稅公署と改め、其の下に各地管理處たる北京、天津、唐山、石家莊、青島、煙臺、太原、彰德を統稅分局として全國の統稅、印花稅、烟酒稅、礦產稅、所得稅等を取扱はしむることとなつたが、所得稅審查委員會組織規程、所得稅暫行條例並に同施行細則は次の如くである。(統稅公署組織暫行條例は昭和十三年版要覽參照)

所得稅審查委員會組織規程

- 第一條 所得稅審查委員會(以下審查委員會と簡稱)は所得稅暫行條例第十七條第一項、第二項規定に依り之を組織す
- 第二條 審查委員會には主席一人を設く、審查委員に於て之を互選す、任期一年、再選重任することを得
- 第三條 審查委員會の主席缺席の場合は委員中より一人を推舉し之を代理す
- 第四條 審查委員會は主席隨時之を召集す
- 第五條 審查委員會は過半数委員の出席あるに非ざれば開議することを得ず、出席委員過半数の同意あるに非ざれば決議することを得ず、可否同數なる場合は主席決を取る
- 第六條 審查委員會は主管徵收機關及び納稅義務者又は其の代理人に向つて關係文書帖簿の閱覽並に書面又は口頭にて質問することを得
- 第七條 審查委員會は審査の事件に對し必要ありと認むる場合は鑑定又は公平見積を提議することを得
- 第八條 審查委員會所得額を決定する場合は審査決定書を作製し審査理由を明記し出席委員署名捺印の上主管徵收機關に送交すべし
- 第九條 主管徵收機關前條決定書を收受せば即時納稅義務者に送

達すべし、若し送達不能の場合は記録し該機關の告知處に貼付し尙公報に登載するか又は新聞紙に之を公示すべし、貼付並に登載の日より滿二十日を以て既に送達したるものと看做す

第十條 審査委員會の決定に不服のもの訴願機關は財政部統稅公署とす

第十一條 審査委員會には書記一人を設け文書及び開會事務を掌理す、該當地主管徵收機關より員を派し之を兼任す

第十二條 審査委員會書記は開會前二日議事日程及び納稅義務者の請求文書を分類整理の上各審査委員に分送すべし

第十三條 本規程にして未だ事宜を盡さざるものあれば財政部に於て隨時修正の上申請し行政委員會核定す

第十四條 本規程は申請の上行政委員會許可ありたる日より施行す

所得稅暫行條例(二十八年三月十九日公布)

第一章 總 則

第一條 凡そ左記所得の一ある者は本條例に依り所得稅を徵するものとす

第一類 營利事業所得

- 甲、凡そ公司(會社)商號行棧(問屋及び倉庫業)工場又は個人の資本二千元以上の營利所得
- 乙、官商合辦(官民合同)の營利事業の所得
- 丙、一時的營利事業に屬する所得

第二類 俸給報酬の所得

凡そ公務人、自由職業者及び其の他各種の業務に従事する者の俸給報酬の所得

第三類 證券預金の所得

凡そ公債、社債、株券及び預金利息の所得

第二條 左記各種の所得は所得稅を免除す

一、營利を目的とせざる法人の所得

二、第二類の所得

子、毎月平均所得五十元に及ばざる者

丑、軍警官佐士兵及び公務員の公傷に因る死亡の卹金

寅、小學校教員の俸給

卯、不具廢疾者、勞働者及び生活能力なき者の撫卹、金養老

三、第三類の所得

子、各級官署の機關の預金

丑、公務員及び勞働者の法定貯蓄金

寅、教育慈善機關或は團體の基金預金

卯、教育預金の毎年所得利息金が百元に達せざるもの

第二章 稅 率

第三條 第一類甲乙兩項の所得に課すべき稅率の等差別左の如し

一、所得が資本實額の百分の五、百分の十に滿たざるものには百分の十五を課稅す

二、所得合計が資本實額の百分の十、百分の十五に滿たざるものには百分の二十を課稅す

三、所得合計が資本實額の百分の十五、百分の二十未滿のものには百分の三十を課稅す

四、所得合計が資本實額の百分の二十、百分の二十五未滿のものには百分の四十を課稅す

五、所得合計が資本實額の百分の二十五以上のものには一律に百分の五十を課稅す、前項所得の課稅は其の最高稅率は百分の二百を限度とす(第四條省略)

第五條 第二類の所得に課すべき稅率は左の如し

一、毎月平均の所得五十元に滿つるものには五分を課稅す

二、毎月平均の所得五十元を超過し百元に至るものには其の超過額十元毎に五分を課稅す

三、毎月平均の所得百元を超過し二百元に至るものには其の超過額十元毎に一角を課稅す

四、毎月平均の所得二百元を超過し三百元に至るものには其の超過額十元毎に二角を課稅す

五、毎月平均の所得三百元を超過し四百元に至るものには其の超過額十元毎に三角を課稅す

六、毎月平均の所得四百元を超過し五百元迄のものには其の超過額十元毎に四角を課稅す

七、毎月平均所得五百元以上を超過する時は超過百元に對し十

元毎に二角を増加し其の十元毎の課稅が二元に至りて最高限度となす

内に所得額を規式に依り主管徴收機關に報告すべし、其の業務所の設けあるものは結算後一個月以内に之を申告すべし

第十一條 第三類の所得は所得税を控除納入すべき者又は自ら所得税を納付すべき者は利息を給付又は受領せる後一個月以内に所得額を規定の様式に依り主管徴收機關に報告すべし

第十二條 主管徴收機關は所得額の報告に對し虚偽、隱匿又は期限を經過して尙報告せざるものを發見したる時は直接其の所得額を決定することを得

第四章 調査及び審査

第十三條 主管徴收機關は各類の所得額を報告義務者より報告を受けたる後に於て隨時係員を派して調査することを得

第十四條 主管徴收機關が各類の所得額及び其の納税すべき額を決定したる時は納税義務者に通知すべし

納税義務者が前項の通知に接したる時若し不服ある場合は二十日以内に理由を叙明し證明書類を添付し當該地の主管機關に再調査を爲すことを得、主管徴收機關は即時別に係員を派し更に調査を爲して之を決定することを要す

第十五條 納税義務者が前條再調査決定の通知を受けたる時仍は不服ある時は十日以内に審査委員會の審査決定を申請することを得

主管徴收機關は審査を申立てたる税額に對しては當該地の資産信用ある銀行に預金し審査委員會の決定を俟て後其の決定に

依り税の返還又は補税すべし

主管徴收機關が前項の還付を爲す場合は還付部分の利息を一括し返還すべし

第十六條 納税義務者は審査委員會の決定に對し不服ある時は行政訴願又は訴訟を提起することを得

第十七條 審査委員會は市縣又は其の他の徴收區域に之を設置す審査委員會に委員三人乃至七人を置き無給職(名譽職)とす、財政部に於て當該地の公務員又は公正なる紳士及び職業團體職員中より之を聘任し任期は三年とす

審査委員會開會の際は主管徴收機關長官又は其の代理者列席することを要す

第五章 罰則

第十八條 期限に依り報告を爲さず又は報告を懈怠せる者に對し主管徴收機關は二十元以下の科料に處することを得

第十九條 隱匿して報告せず又は虚偽の報告を爲したる者は二十元以下の科料に處するの外仍は法院に移送し脱税額の二倍以上五倍以下の罰金に處することを得、其の情況重大なる者は一年以下の有期懲役又は拘役を併科することを得

第二十條 納税義務者又は所得税を控除納入すべき者が期限に依り税額を納付せざりし時は主管徴收機關は法院に移送して追徴をなすことを得、且つ左の規定により之を處罰す

一、未納税額の全部或は一部が三個月を經過したる時は其の未

納金額の百分の三十以下の罰金に處す

二、未納税額の全部又は一部が六個月を經過したる時は未納金額の百分の六十以下の罰金に處す

三、未納税額の全部又は一部が九個月を經過したる時は未納金額の倍額以下の罰金に處す

第六章 附則

第二十一條 本條例の施行細則及び審査委員會組織規程は財政部に於て起草し行政院に申請して之を審定す

第二十二條 本條例は中華民國二十八年一月一日より施行す

所得税暫行條例施行細則(二十八年三月十九日公布)

第一條 本細則は修正所得税暫行條例(以下暫行條例と簡稱す)

第二十一條の規定に依り之を制定す

第二條 中華民國領域内に駐在する各国外交官の所得は徴税を免除す

第三條 中華民國領域内の居住が一年未滿の外國人にして其の所得の出所が中華民國領域内にあらざる時は徴税を免除す

第四條 前兩條の規定は中華民國に對し同一の待遇を有する各外國に限り之を適用す

第五條 凡そ營利事業にして本店が中華民國外にあり分支店の營業所が國內にあるもの又は分支店の營業所が國外にありて本店が國內にあるものは其の資本が本店と相互に劃分せると否とに係らず孰れも其の中華民國領域内に於ける營業純利の部分に就

き其の所得額を計算し暫行條例第四條の税率を準用して課税す

第六條 本店及び其の分支店の營業所が同じく中華民國領域内にありて其の資本が相互に劃分せるものは各別に其の所得額を計算するものとす

第七條 資本と稱するは會社組織の拂込資本金又は其の他の組織の實際拂込資本金を謂ふ

積立金あるものは其の總額に應じ三分の一を資本に繰入れ計算することを得

第八條 第一類甲、乙兩項の營利事業の所得は各業の慣習に依り毎年一回結算することを得、其の一年に滿たざる時は其の營業期間の所得に付き計算して課税す

第九條 營業年度を變更したる時は新舊年度の引繼期の所得に依り計算して課税す

第十條 第二類の所得にして週を以て計算するものは各月を四週間として計算し課税す

第十一條 第二類の所得にして月を以て計算する場合一個月以下の時は其の所得の實數に付き計算して課税す

第十二條 本業務と關係なき物品、證券又は金銀貨幣の賣買にして其の所得を本業務の收入項目の計算に加へざるものは一時營利事業と看做す

營業にあらざる個人が前項の賣買をなし約定期間に現品の引渡しをなさざる者亦同じ

第十三條 非營利事業の法人又は團體が營利事業を兼營する時は營利事業と看做す

第十四條 法定儲蓄金と稱するは政府法令を以て規定せる儲蓄に限る

第十五條 第一類の所得を計算する場合は其の収入總額に付き營業期間の實際支出、貸倒金、虧損、未回収代金、消耗費、公課及び法令に依り規定せる積立金を控除し其の剩餘額を純益額とし暫行條例第三條規定の稅率に依り課稅す

第十六條 左記各項の収入は孰れも第二類俸給報酬の所得に屬す
一、公務員の俸給、給料、歳費、獎金、退職金、養老金及び其
他職務上得たる給與金
二、自由職業者其の他各業に従事する者は職業及び勞作上受け
る給料、年金、報酬及び其の他の給與金

第十七條 自由職業者及び其の他の各業に従事する者の所得の計算をなす場合左記各項の費用ある時は豫め之を控除し其の剩餘額を所得額となすべし
一、業務所の家賃
二、業務使用人の給料、報酬
三、業務上必要な船車旅費
四、其の他業務上の直接必要な費用

業務者が其の居所を營業所となす時は其の家賃は割合に應じて之を控除すべし、但し賃料總額の百分の六十を超ゆることを得

ず、本條第一項第三號の船車旅費は報酬を受有する者に限る、但し各自の報酬額の百分の三十を超ゆることを得す

第十八條 自由職業者及び其の他の各業に従事する者が二個所以上の業務所を設け各獨立の帳簿ある時は各別に其の所得額を計算すべきものとす

第十九條 本細則第十二條の規定による營利は各取引の結算を爲す場合に於て其の所得額を計算すべし

第二十條 所得税を控除納付するもの又は自ら納付するものは暫行條例第八條乃至第十一條規定の期間に依り該地の主管徵收機關に對し所得額を申告すべし

第二十一條 行爲能力なき者及び行爲能力制限者の所得額は其の法定代理人に於て前條の規定に依り申告を代行するものとす

第二十二條 第一類甲、乙二項の營利事業が合併、解散、休業、整理に依り結算をなしたる後仍ほ所得ある時は結算の日より二十日以内に該地の徵收機關に對し其の所得額を申告すべし
破産の宣告を受けて清算したる後仍ほ所得ある時は破産管理人は前項の規定に依り其の所得額を申告するものとす

第二十三條 營業年度を變更したる場合責任ある業務執行者は本細則第九條の規定により結算の日より二十日以内に其の所得額を申告すべし

第二十四條 第一類所得の申告者が申告する場合に於ては財産目録、損益計算書、資産負債表又は其の他の所得額を證明するに

足る帳簿書類を提出すべし

第二十五條 所得稅收額は財政部の主管徵收機關より國家の銀行に委託し經收機關となす

第二十六條 各類所得稅の納稅期限は左の規定に依る

一、第一類甲乙二項及び丙項にして自ら納付する所得稅は報告期限に依り主管徵收機關決定通知後二十日以内に於てすべし其の再調査を請求する者は再調査決定通知後十日以内に必ず之を納付すべし、丙項の控除納付の所得稅は結算申告の時に納付す

二、第二類所得稅の控除を受くるものは申告の時に納付するものとす、自ら納付するものは定期報告し主管徵收機關に於て決定通知後二十日以内に、再調査を請求したるものは再調査決定通知後十日以内に一回納付するものとす
三、第三類所得稅は結算收益金を申告したる時之を納付するものとす

第二十七條 所得稅の納付方法左の如し

一、第一類甲乙二項に屬するものは業務責任者に於て自ら納付す
二、第一類丙項に屬するものは若し所得支出の機關あるときは該機關の業務責任者控除納付を代行し支出機關なきときは納稅義務者又は其の代理人に於て自ら納付す
三、第二類に屬するものは給料報酬を直接支出する機關の長官

又は雇主に於て控除納付を代行し支出機關又は雇主なきときは自ら納付す

四、第三類に屬するものは利息支拂機關の業務責任者に於て控除納付を代行す

第二十八條 所得稅を控除納付する者が税金を控除納付する場合に於ては納稅義務者に通知し且つ稅額は該地の税金代收機關に之を納付すべし、但し其の納付手續は法律に別に規定あるものは其の規定に依る

前項の所得稅を控除納付する者は無記名證券の利息及び預金利息の支拂にして特別表式を以て申告する場合を除くの外各納稅義務者の所得額を列記して當該地の主管徵收機關に申告すべし
第二十九條 税金代收機關前條の控除金を收受したるときは主管徵收機關規定の正式領收證を交付すべし

第三十條 所得稅を控除納付する者が若し法定手續期間に従ひ其の控除納付の職責を完了したるときは該地の主管徵收機關は其の控除納付の總額に依り千分の五の獎勵金を給與することを得前項の獎勵金は政府機關には適用せず

第三十一條 所得稅を自ら納付する者が該地の主管徵收機關の所得稅決定通知書を受けたる時は各納稅期限に依り税金代收機關に所得稅を納付すべし
前項の自ら納付する者は税金代收機關より主管徵收機關規定の正式領收證を受領すべし

第三十二條 財政部主管の徴收機關は各類の所得者納税通知書を制定して各地の徴收機關に交付し暫行條例第十四條の規定に依り納税者に通知すべし

第三十三條 當該地の主管徴收機關は申告者の申告を受けた日より一ヶ月以内に其の所得税額の決定を爲すべし、若し申告者が再調査を爲すことを請求したるときは請求を受けた日より十日以内に更に其の税額の決定を爲すべし

第三十四條 當該地の主管徴收機關は申告者の申告が不實なるものと認めたるときは期限を指定し申告者は納税額に關する證據書類の提示を要求することを得

第三十五條 當該地の主管徴收機關は控除納付の税額に付不足なることを發見したるときは所得税を控除納付する者をして之を補充せしむべし

第三十六條 納税義務者は控除納付の所得税に對し減除すべきものありと認めたるときは當該地の主管徴收機關に税金の還付を申請することを得

第三十七條 財政部主管徴收機關は各類の所得額申告表様式を調製し各地の徴收機關に交付し申告者に於て之を受領し自ら印刷

に從つて記入し或は當該地の指定商店に對し書式のものを購入記入報告すべし

前項の指定商店が各種所得額の申告表を販賣するには財政部主管徴收機關に於て賣價を調一にし明に定むべし

第三十八條 各類の所得額申告表には如何なる費用をも附加徴收することを不得ず

第三十九條 當該地の主管徴收機關は各類所得名簿を備へ申告表及び決定通知書の内容に依り納税者の姓名、職業、所得額決定納税額及び其の他記載すべき事項を各別に之を記載すべし

第四十條 所得税額決定通知書は所得類別に番號を附し登記すべし

第四十一條 所得税を控除納付する者及び自ら納付する者又は所得税代納者は調査、復査、審査各員の證據提示の要求に對し拒絶することを不得ず

第四十二條 申告者が明に不實の所得額なるを知りて故意に申告したるときは暫行條例第十九條に依り過料又は處罰をなすの外刑法の文書偽造罪を犯したる場合あるときは主管徴收機關は仍ほ之を法院に報告し法に依り處斷すべし

第四十三條 所得税徴收機關員は納税者の所得額納税額及び其の證明關係の書類に對しては絶対に秘密を保守すべし、違反したるとき主管長官の事實調査又は被害者の告發に依り事實調査を爲したる後主管長官は免職又は其の他の懲戒處分に付すべし、

刑法に違犯したる者は仍ほ法院に報告し法に依り處斷すべし

第四十四條 當該地の主管徴收機關が暫行條例第十八條、第十九條、第二十條各條の規定に依り處罰する場合は受罰者に對し處分書を送達することを要し納付の罰金過料等に對しては領收書を給與すべし

第四十五條 株式會社又は株式合資會社が株式を發行するときは株式總額、株券の種類、毎株の金額及び營業年度を當該地の主管徴收機關に届出づべし

既に發行したる株券は各該會社に於て本細則施行の日より一ヶ月以内に前項の届出づべき事項を當該地の主管徴收機關に報告すべし

第四十六條 會社、商號、問屋、倉庫業、工場及び營利の個人は本細則施行の日より一箇月以内に姓名、住所、營業資本又は拂込資本金を當該地の主管徴收機關に届出づべし

第四十七條 本細則所定の各種表帳簿證據書類等の様式は財政部に於て之を調製す

第四十八條 本細則に尙ほ盡さざる事項あるときは隨時行政委員會の許可を得て之を修正することを得

第四十九條 本細則は中華民國二十八年一月一日より施行す

鹽稅事務に就いては既存の各地鹽務管理局を逐次接收し着々徵稅の實を擧げ來つたが、進んで鹽政の統一調整を圖る爲め、民國二十

八年四月新たに鹽務總署を設置し鹽稅の改正を行はしめつゝあり、又海關に就いては政府成立と同時に圓滿に各海關接收したが、又關稅收入の處理に就いても關稅改正の項に於て述べた如く日英間の協定に基づき圓滿に解決を見た。

財政の基礎確立 國民政府時代に臨時政府の支配下に屬する北支五省より、稅收入として計上されてゐた數字は、大約關稅七千萬圓、鹽稅四千二百萬圓、統稅千五百萬圓、印紙稅三百萬圓、煙酒稅四百萬圓、礦稅百萬圓で租稅收入合計約一億三千五百萬圓、此の外に國有財產收入三百萬圓、國有事業收入一千萬圓、國家行政收入二百萬圓計千五百萬圓を加へて一億五千萬圓となり、之が臨時政府の財政の基礎となる源であるが、右に見る如く北支財政收入の略半ばが關稅收入であり、次いで鹽稅、統稅であり、此の三種の租稅收入合計は全收入の約八割五分を占むる計算である。

關稅に就いては民國二十六年の實績を見るに八月以降事變により重大なる影響を受けたに拘らず、海關當局による全支（蘇州、杭州海關の十一、二分を除く）の輸入稅、輸出稅、轉口稅、噸稅、救濟附加稅、海關附加稅の總收入は三億四千二百九十萬元で内六千三百萬元が北支那の海關に屬することになつてゐた。然るに臨時政府

は關稅改正を行つた結果、多少の減額も考へられるに至つたが、今後諸建設事業が續々行はるゝに至るべきを以て、關稅率改正による減收はこれ等復興資材の輸入増加によつて償つて餘りあるべく、七千萬内外の關稅收入確保を豫想されるのである。

鹽稅に就いては民國二十六年の全支の實績は二億一千六十四萬元で其の二割が北支に屬し約四千二百萬元と推算される。而して從來鹽稅は課稅し易い等の點から可なり請求されてゐたので、臨時政府は當然之が減稅を行ふべきも、徵稅合理化を圖り從來中間の貪官汚吏の搾取を排除すれば稅率輕減による減收はこれ亦償ひ得るものと見られる。因に長蘆鹽務局發表による民國二十八年一月より六月に至る上半期長蘆鹽の鹽稅收入は左記の如く六百七十三萬九千六百六十元となつてゐるが此の増收は實需の増大と輿地の治安回復に伴ふ消費の激増によるものである。(單位元)

一 月	六〇五、六九七・四七
二 月	七三二、一〇九・六六
三 月	九〇三、〇七八・一四
四 月	二、八二四、七九九・一五
五 月	一、八六三、九五二・一三
六 月	四五九、一二一・四五

計

六、七三九、一六〇・〇〇

斯くして臨時政府成立に當り、國家の基礎たるべき其の財政收入として推定された所は、結局關稅六千三百萬元、鹽稅四千二百萬元、統稅其の他二千萬元計一億二千五百萬元とされて居り、二十七年の實績は臨時政府今後の財政の基礎をとするものとして注目されてゐたが、財政部總長汪時瑗氏は民國二十七年に於て歳入餘剩八千二百九萬三千餘圓を生ずるに至つた旨左の如く發表した。

民國二十七年歳入歳出(單位千圓)

歳入	七三、三九三
關稅	一八、五四九
鹽稅	三九、八五一
統稅	一三一、七九三
計	
政費	一一、四五二
內務費	二、七〇五
財務費	一、五〇三
治安費	八、四三四
地方費	一、一五八
實業費	三五九

建設費
省市補助費

計	一〇、〇三七
差引餘剩	一四、〇四七
	四九、六九四
	八二、〇九三

而して右歳入の細目に就いて見ると下半年に於て特に顯著なる増加を示し、上半期には關稅二千七百八十三萬圓、同鹽稅八百八十四萬圓、同統稅千六百一十一萬圓なるに對し下半年には關稅四千五百五十六萬圓、鹽稅九百七十萬圓、統稅二千三百七十四萬圓となつてゐる。之は勿論治安の回復に伴ひ輸出入貿易の増加並に統稅徵稅能力の増進に基くものである。一方歳出方面は各項共月額豫算を實施して來たが、省市補助費が最大を占めてゐるのは、昨年四月より六月迄の三ヶ月間の經費で、之は河北、山東、山西の三省に對し治安維持費として百五十萬圓宛合計四百五十萬圓を支出した外、引續き此の種補助が行はれたことに基くもので、北支現下の情勢より見て建設總署を中心とする建設費一千餘萬圓と共に當分歳出の首座を占めるのは當然の成行である。次に政費が千四百四十五萬圓餘の多額に達してゐるのは、此の中には各部經費と新民會、新民學院、日華經濟協議會、中國聯合委員會、駐外代表經費並に電信電話會社等關係事業出資金等が包含されてゐることに依るもので、治安費が之に次ぎ

多額になるのも治安第一主義に基く必然の結果である。尙ほ民國二十七年歳統稅收入額を各地別に見れば左の如くである。(單位千圓)

北京	五、五〇二
天津	二六、〇七六
石家莊	一九六
唐山	二、一八一
濟南	一、四六二
芝罘	二四四
太原	一四四
彰德	一六〇
青島	一〇、八四九
合計	四六、八一四

民國二十八年度財政計畫

以上の如く臨時政府の二十七年の財政は健全なる歩みを示したが、更に今後は産業經濟建設、治安維持等に要する諸經費の増大が豫想されるので、之が歳入歳出の調整を圖り、財政の基礎を確立すべく、政府は二十七年の實績に徴し二十八年度の財政計畫に就いては、軍の積極的治安工作に併行して左の如き方針を以て臨むこととなつた。

二十八年財政計畫

一、健全財政主義を堅持し治安確保に重點を置く。

- 一、統稅は稅率改正を行はず北京、天津、唐山、石家莊、青島、太原、彭德の各統稅分局を督勵し徵稅能率の増進を圖る。
- 二、年度基準の計畫を樹て款項目の整備を行ふ。
- 三、二十七年關稅收入中、外債擔保以外は北支開發會社、同子會社に對する政府出資金等の建設方面に適宜振り向けることにしてゐたが、二十八年關稅收入は外債擔保以外は國庫收入に繰入れる。

一、二十八年年度の歳入は大體左の如く豫想されてゐる。

統稅、印花稅、煙草、酒稅、鹽稅其他 四〇、〇〇〇千圓
鹽稅 二五、〇〇〇
三〇、〇〇〇
外債擔保を除く關稅收入 九〇、〇〇〇
合計

- 一、二十八年度の歳出に就いては
 - 治安部關係 一三、〇〇〇千圓
 - 建設總署關係 三〇、〇〇〇
 - 新民會關係 六、五〇〇
 - 政府政務費 一八、〇〇〇
 - 河北、山西、山東三省政務補助費 二一、六〇〇
- と豫定され、其の外に北支開發會社並に子會社設立に伴ふ經費も豫想されてゐる。

關稅改正 臨時政府は今大事變による災區の急速なる復興と北

支民衆の生活安定に資すると共に、國民政府によつて實施されてゐた排日高率關稅を撤廢し各國平等の公正なる關稅を實施する爲め、先づ應急的に民國二十七年一月二十一日二百五十四品目に就いて稅率改正を公布し翌二十二年より實施したが、之と同時に冀東地區に於ける所謂特殊貿易を廢止、滿洲國は純然たる外國として取扱ふことになつた(第一次關稅改正)。

然るに其の後中支に於て維新政府の成立を見、加ふるに關係列國の要求もあるので、南北關稅統一の指標の下に中國經濟建設と東亞經濟ブロック結成を基調とする關稅改正を決意するに至つたが、偶偶二十七年五月支那海關接收に關する日英の取極め成立し、對外關係に於ても關稅改正斷行を圓滑に達成し得る環境となつたので、臨時、維新兩政府協議の結果蔣政權の手になる從來の中國關稅體制を根本的に改正し、一九三一年國民政府によつて實施された中國最初の國定稅率を基幹とし全面的に大改正を斷行することとなり、五月三十日兩政府より改正稅率を公表、六月一日から實施された(第二次改正。而して新稅則の骨子とする所は大體左の如きものである。(稅率表は昭和十三年版參照))

- 一、原則として一九二九年列國によつて承認された關稅自主權に

基いて制定した一九三一年の國定稅率をメートル制に換算した

ものを採用し、之に一月廿四日第一次改正せる一部(二十品目)を据置きたるものを北支中支を通じ統一的に實施したこと

- 一、一月二十日の第一次改正を其の儘上海方面にも實施したこと
- 一、民國二十六年十月一日以降上海方面で改正實施された新轉口稅率を其の儘北支方面にも實施したこと

尙ほ海關收入の處理に關しては五月三日日英間に成立した支那海關收入の處理に關する協定の趣旨に基づき臨時、維新兩政府は六月十日より、

- 一、日本軍占領地域内各港の海關が徵收した稅收は一切之を積濟正金銀行に預け入れること
- 二、臨時、維新兩政府は同稅收の中より關稅擔保外債並に賠償金の償還をなす爲め外債負擔部分を總稅務司宛てに送金すること
- 三、各海關の外債負擔部分は前月の各海關收入の全支收入に關する割當により毎月算定すること

に決定し、今後之に従つて毎月海關の收入中より外債擔保部分の支拂が實行され、其の殘額は兩政府に於て夫々行政費に充當し得ることとなつた。尙ほ右に依る天津海關收入徵收事務に就いては其の後引續き舊中央銀行員によつて行はれて居たが、十一月に至り所謂海關ブロックのスタッフを全部中國聯合準備銀行員に代へることとな

り、郭習範氏が任命された。

第二節 金融機構の確立

事變前の金融市場

支那の金融市場は支那銀行と外國銀行との有機的結合によつて行はれて居り、而して支那銀行は對人信用を基礎とする舊式金融機關(地方の銀號及び南方の錢莊)と對物信用を基礎とする新式金融機關たる近代式銀行とに分れてゐるのである。

今北支金融機構の中樞的地位を占めてゐる天津金融市場の組織に就いて見ると外國銀行としては日本系三行(橫濱正金、朝鮮、天津)、英國系二行(香港、麥加利)、米國系四行(花旗、大通、美國運通、天津商業放款)、佛國系一行(東方匯理)、白國系一行(華比)、伊國系一行(華義)、獨國系一行(德華)、佛白合辦一行(義品放款)、佛支合辦一行(中法工商)の合計十五行である。而してこれ等の外國銀行は専ら自國商工業者の金融機關として役立つもので、従つて本國との間に生ずる北支對外爲替の賣買を主たる業務としてゐるが、又自ら北支貿易金融の殆んど九割近くを取扱つてゐる。

次に支那銀行の銀號に就いて見るに、北方の舊式金融機關たる銀號は主に國內爲替業として發展して來た山西票號の系統に屬し、其

の企業形態は合資又は個人経営組織が多く、營業内容は預金、貸付、割引、國內爲替等の諸業務を始め地金、貨幣、證券等の買賣並に對人信用を以て營業の基調としてゐるので、得意先は狭い範圍に限られ手堅く營業を續け、資本金も最低五千圓位から最高三十萬圓程度の小規模の金融機關である。従つて其の數も多く天津のみでも大小二百數十軒を數へられる。其の運轉資金は専ら山西、河北、河南一帶の地主、官吏、商人等土着の資産階級や銀號經營者自身の知己、縁故者の長期預金に求めてゐる状態である。次に新式銀行に就いて見ると南方の舊式金融機關たる錢莊は貸附業として發展して來た浙江錢莊の系統に屬する。浙江錢莊は南方に延びて居た山西票號を北方へ驅逐して一系統を立て、更に近代の銀行經營を採り入れたもので、其の企業形態は株式組織で營業内容は廣く一般的銀行業務に及び、又對物信用を以て營業の基調としてゐる。而して天津に於ける新式銀行は中國聯合準備銀行を始め、同行創設に参加せる中國、交通、河北省、大陸、金城、鹽業、中南、冀東の八行及び中央、浙江興業、中國農工、中國墾業其の他を合して總計二十八行である。右の天津に於ける新式銀行のうち國民政府系銀行たる中央、中國、交通の三銀行を始め浙江興業、大陸、中國農工、中國墾業の諸行は悉

く浙江財閥系銀行に屬するもので、大陸銀行が其の本店を天津に置いてゐるのを除けば其の他は何れも本店を南方に置いてゐる。これ等諸行の北方支店は南方本店の統制を受け例へば中國、交通兩行支店の經理等は事變後逃亡して聯銀への現銀出資の實行に支障を與へ又右兩行支店の發行準備の大部分は各本店に於て保管されてゐるので其の本店貸勘定が既に六千萬圓の多き上つてゐる。

金融機關の整備 以上の如く北支金融市場は南方に基礎を置く浙江財閥系の銀行が壓倒的勢力を占めてゐるので、南方の金融勢力から獨立した北方獨自の金融經濟圏の確立が臨時政府に課せられた北支金融工作の重要な任務となる。茲に於て臨時政府は成立以來逸早く北支金融機關の整備に乗出し、着々其の効果を收めつつあるが其の概要を述べると次の如くである。

北支の金融整備狀況

一、合作社の建直し 河北、山東、山西の北支三省には國民政府の獎勵によつて約一萬一千、組合員二十八萬人に及ぶ合作社があつた。國民政府は合作社運動を重視して之が指導獎勵に努めて來たものであるが、其の歴史は比較的新しく一九二七年支那の進歩分子によつて其の啓蒙運動が行はれ、一九三二年初めて活動を開始したに過ぎない。併も當時世界不況の襲來により支

那經濟界も深刻な打撃を受けたので、銀行資本家はダブついて居た資金を合作社を通じて農村へ振り向け、之により農村に進出すべく企圖したのである。従つて其の内容は極めて貧弱であつて、之が健全なる發達を圖る爲めには根本的建直しが必要とされた。そこで臨時政府と表裏一體の關係にある新民會では、其の新民思想を以て合作社運動に新たな精神的基礎を與へることとし、又臨時政府は資金の融通、生産物の販賣等には總べて合作社を通じて行ひ、合作社に物質的基礎を與へることになつた。茲に於て北支に於ける合作社運動は新展開を示すに至つたのである。

一、河北省、冀東兩行の改組 從來河北、山東、山西にあつた三百餘の銀號は殆んど閉店したが、開店中のももモラトリアムを布くと云ふ有様であるので開店休業状態にあり、著しく金融梗塞の状態にあつた。一方中國、交通、鹽業、大陸、中南、金城等の各銀行を初め從來の支那側銀行に就いては、之を如何に處理すべきか俄かに決定し難い實情にあり、さればとて北支産業開發を促進する爲めには、急速に支那人金融の圓滑を圖らねばならぬ實情にあつた。茲に於て聯銀は其の統制下にある河北省、冀東兩銀行を改組、擴充して此の兩行をして夫々冀東地區並に河北省一帶の一般金融機關たらしめることとした。之が爲め聯銀は兩銀行に對し特別融資をなし、一般商工資金を放出せしむるに決定した。

一、地方銀行及び普通銀行部の創設 聯銀が北支に於ける「銀行の銀行」として直接一般に貸出を行ふ可否に就いては種々の意見もあつたが、大乗的に此の偏側に捉はれざる見地から、必要に應じて直接金融に乗出すことに決し、之が具體策として左の計畫を樹てた。

(イ)山東省地方には濟南、青島兩市に聯銀と地元支那側資本家との共同出資によつて資本金三百萬元の地方銀行を設立する

(ロ)山西、河南兩省にも聯銀系の新銀行を創設することとし、先づ太原に設立すること

(ハ)以上の新設地方銀行の手の届かぬ所では聯銀支店内に普通銀行部を設けて、聯銀が直接普通銀行業務を取扱ふこと

而して其の具體化として民國二十八年八月八日青島に於て大阜銀行が正式成立した。同行は資本金三百萬元(二分の一拂込、内七十五萬圓は中國聯銀より外七十五萬圓は一般公募)で、董事長には丁敬臣、常務董事には員露生氏が任命された。

聯銀の統制強化と金融調整 臨時政府は北支金融機構確立の爲め、從來の金融機構に對し根本的改革のメスを揮ふ必要を痛感し先づ其の第一段として北支に在る支那銀行に對して聯銀の全面的統制下に置き、以て聯銀の強化を斷行することに決定した。其の統制方針は左の如くである。

在北支銀行統制方針

一、事變直後に成立した北京並に天津の治安維持會は北支金融界の混亂を防止する爲め金融安定辦法によりモラトリアムを實施し、北京に於ては預金一口一週間の拂出最高額二百元、天津に於ては百元と規定し、臨時政府成立後も之を其の儘繼承したのであつた。而して支那側銀行は此のモラトリアムによつて取付けから救はれてゐたのであつて、モラトリアムを緩和乃至撤廢すれば自行紙幣の新發行禁止、預金の減退、貸出の回收不能南方本店の潰滅と相俟つて手許資金に行詰り、延いては取付となり、租界内に隱匿してある銀塊或は不動産其の他の財産を提供して聯銀に救済を仰ぐの外なき事情に至るべき運命にあつたので、民國二十七年十一月四日モラトリアム令(金融安定辦法)の一部緩和を發令したが、其の内容は次の如くである。

金融安定辦法

イ、金融活動を促進し商工業發展の見地より各銀行、銀號、各公的機關及び工場、會社、商店の當座預金に對しては隨時支拂に應じ、定期預金にして滿期のものに對しては必ず之を支拂ひ別に制限を加へず
ロ、個人名義及び第一條に屬せざるもの、當座預金に對しては各人毎日一千二百元を限り支拂に應じ、定期預金は滿期のものに對しては利息は現金にて支拂ふも、元金を引續き定期預金とすることを欲せざるものに對しては之を當座預金と同様に

處理す

ハ、第二條は民國二十六年八月十六日以前の預金に對して之を適用す
ニ、本辦法は民國二十七年十一月一日より施行す
一、北支産業建設資金の放出 聯銀は融資を通じて北支金融界を支配すべく、河北省、冀東兩銀行を活動せしめる外地方銀行を創立し、更に聯銀自らも普通銀行業務を營むに至つたが、先づ治安確立に多大の關係ある農村建設を直接の目的とし金融制覇を從たる目的として春耕資金三百萬元を放出することに決し、新民合作社に二百萬元、河北棉花改進會傘下の棉花合作社に五十萬元、各縣公署に五十萬元を割當て、奥地農民に對し種子、肥料、農具、牧畜等の買付資金として連帶信用により貸付け、農作物の收穫期に逐次回収する方法をとることとなつた。

一、金利引下 支那銀行の産業資金貸付利率は八分一割の高率にあるので、臨時政府は金利引下を考慮、聯銀から支那側銀行への融資金利を適當な水準に確立し、之によつて金利引下、北支高物價抑制に資することとなつた。

一、資金統制 日本の爲替制限に伴つて北支事業資金を聯銀に求むるものが多いので、聯銀では河北省、冀東兩銀行等をして融資せしめ、聯銀が再割引する方針をとつてゐる。然し聯銀券が圓票通貨の一部分となつてゐる以上、日本に於て資金統制を行つてゐるのに聯銀が無統制な貸出を行ふことは、インフレーション

ヨンを促進せしめ且つ日本圓に影響する所尠くないので、聯銀に於ても日本の方針に呼應して資金統制を行ふこととなつた。即ち北支生産事業資金貸出基準として聯銀は左の方針をとつてゐる。

(イ)廣義の生産資金としての意味に於て治安工作上の資金を政府機關、公共機關に貸出すること

(ロ)北支に於て特に必要と認められる事業に對し設備資金並に運轉資金を供給すること

(ハ)資金杜絶の爲め操業休止に陥る恐れある軍管理各工場に對しては、其の管理機關に資金を供給すること

斯くて圓ブロックの一員として聯銀券のインフレーションを防止し、一方北支に於て必要なる事業にして日滿兩國の資金調整法により日滿兩國からの資金供給困難に陥りたるものに對し資金を供給することとしたものである。

邦人金融機關の統制

北支に於ける邦人金融機關の統制に就いては當業者の自治的統制に俟つこととなつてゐるが、北支の通貨金融並に經濟開發上に演ずる役割の重大なるに鑑み、軍當局では曩に根本方針として(一)内地銀行の進出を認めざること、(二)専ら正金、鮮銀の兩行をして其の機能を發揮せしむ、(三)對外爲替業務は正金對日爲替は鮮銀に行はしめる等の方針を決定した。一方正金

及び鮮銀は中國聯銀との間に業務協定を結び、以て相互の資金融通を圓滑ならしめる爲め北支に於ても内地資金統制と協力すべき精神に基づき、一定額以上の貸出しは許可制としたが、更に左の如き自治的統制によつて競争を排除し基礎の強化を圖ることとなつた。

一、正金、鮮銀間の預金協定 正金、鮮銀の二行間で協議の結果

民國二十七年十一月十六日左の如く協定成立、同二十一日より實施した。右は北京及び天津の同行支店に對し適用され京漢、津浦其の他沿線の鮮銀支店及び出張所(青島を除く)及び天津銀行は大體之と同率乃至それに準じて行ふこととなつてゐる。尙ほ貸出利率は未だ協定成立に至らない。

△定期預金利率三分五厘△通知預金日歩六厘△當座預金日歩二厘△特別當座日歩五厘

一、鮮銀の地元銀行買收 從來からの地元銀行としては天津銀行(大正元年設立、拂込資本六十二萬五千圓)濟南銀行(拂込資本二十五萬圓)の兩行があるが、鮮銀に於て之を買收し、鮮銀の小銀行として中小金融に當らしむる。

第三節 幣制改革

概況 抗日國民黨軍の驅逐、新政權の確立に次いで最も急務とする所は幣制の改革、通貨の安定である。即ち幣制の確立こそは

國家の存立、民生安定の基礎的條件であるので、臨時政府は成立後間もなく（民國二十七年一月七日）聲明書を發し、中國聯合準備銀行を創立して同行をして専ら通貨の安定、幣制の統一に當らしむることとなり、汪時瑛氏以下八名の設立準備委員を任命、次いで二月七日中國聯合準備銀行條例（條例、委員等昭和十三年版參照）を公布、同行は三月十日より愈々開業し、北支の幣制確立に乗出したが北支の幣制に就いては聯銀を中心に記述することとした。

中國聯銀の活動狀況 斯くて二月十一日支那側入銀行（中國金城、冀東、鹽業、中南、交通、河北、大陸各銀行）の代表者を初め日本側關係者參集の上創立總會を開き政府側及び民間側の拂込手續を完了、總裁に汪時瑛氏、日本側より阪谷希一氏が顧問に就任し三月十日を以て開業し、同行は「通貨の安定、金融の統制を以て目的となし」（中國聯合準備銀行條例第一條）民國二十四年の幣制改革以來英國の勢力下にあつた所謂法幣の勢力を驅逐し、東亞新秩序建設に即應すべき新幣制の確立に第一歩を踏み出したのであつた。而して同行の資本金は國幣五千萬圓（二分の一拂込）とし、半額は臨時政府、半額は民間入銀行にて共同出資により北支に於ける中央證券銀行として金融の指導統制、貨幣の發行、國庫金の取扱等の業

務を行ふものである。

而して新國幣は日滿支經濟ブロックに即應し其の價值を日本圓と等價ならしめ、圓ブロックの構成因子として参加し、茲に強力なる金圓ブロックの結成を見た譯で、我が國に於ては臨時政府拂込分千二百五十萬圓に就いて正金銀行、興業銀行、朝鮮銀行の三銀行が新銀行株式を擔保に之を臨時政府に融資（三月十日調印）し、日本は株主としての發言權はないが右融資により密接なる關係を持ち、更に爲替操作の爲め三月七日日本銀行團（正金、興銀、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、野村、愛知、名古屋、臺灣神戶の十五銀行）に於て一億圓のクレジット設定に應諾し、新銀行の健全なる發展に滿腔の協力を與へることとなつた。クレジットの契約内容は左の如くである。

- 一、クレジット總額一億圓
- 二、期限一ヶ年、但し二回まで更新し得
- 三、資金の使途は爲替決済の爲めのみ限り、之が使用の際は豫めシンヂケート團の承認を要す
- 四、シンヂケート團の要求ある場合はクレジット使用分に就き擔保を提供すること
- 五、貸附利率は其の都度取極める

六、臨時政府は償還金に就き連帶保證をなす

斯くて新銀行は日本の援助の下に通貨安定の重大使命の遂行に當り、六月三日中國、交通兩銀行の北方券（所謂法幣）並に河北省、冀東兩銀行券の發行を停止し、六月十日には中央銀行券、中國、交通兩銀行の南方券（法幣）及び其の他の南方券、北方雜券等に就いても三ヶ月の流通期間満了と共に流通を禁止し、民國二十八年三月十一日以降は彙に發券を禁止した中國、交通兩銀行の北方券、河北冀東銀行券等に就いても舊通貨整理辦法の規定に基づいて流通を禁止し、國幣一本建に統一した。又貿易通貨としての機能をも發揮せしむる爲め外貨の一部を以て外國爲替資金を設置し、更に北支の輸出物資中の主要なる十二種に就いて其の輸出爲替資金を同行に集中せしめ、且つ之が配給に關しても適當なる方策を實施した。而して二十七年末に於ける國幣の發行高は一億六千九百九十六萬二千圓に達し、發行準備に就いては地金勘定二千七百餘萬圓、地銀勘定千六百四十餘萬圓、預け金一億一千八百四十餘圓を示し堅實なる成長を遂げ、分行も同年末には早くも八ヶ所を數へるに至つたが、更に二十八年に至り新郷、臨汾、運城の三分行、威海衛辦事處の外、河南、山東、山西方面の治安改善に伴つて續々分行を開設計畫中であり、

普通銀行業務も漸次取扱ふことになつた（金融政策の項參照）。以下同行が開業後第一期（民國二十七年十二月末迄）に歩んだ足取りを掲げて見ると次の如くであつて、如何に飛躍的發展を遂げ來つたか一目瞭然である。

- 中國聯合準備銀行主要日誌（自民國二十七年一月）
- 一月七日 中國聯合準備銀行設立に關する政府聲明書發表せられ（昭和十三年版參照）設立準備委員として左の通り任命さる。
卞壽孫、徐柏園、許漢卿、王錫文、岳榮堃、王孟鐘、王荷勛、夏運生
- 二月五日 中國聯合準備銀行條例公布さる（昭和十三年版參照）。
- 二月六日 本行設立委員左の通り任命せられ政府は本行設立に關する當局談を發表せり。
王克敏、汪時瑛、卞壽孫、徐柏園、許漢卿、王錫文、岳榮堃、王孟鐘、王荷勛、夏運生
- 二月十日 定款を作成し政府の認可を受けたたり。
- 二月十一日 汪時瑛本行總裁兼副總裁に任命せらる。
- 本行創立總會を北京外交大樓に於て開催左の通り役員選舉せられ政府の認可を受け就任したり。
理事 卞壽孫、許漢卿、王錫文、李宜威、徐柏園、夏運生
監事 王荷勛、岳榮堃、熊正璣、王孟鐘

本行創立總會終了後政府聲明書發表せらる。(昭和十三年版參照)

三月十日 日本シンチケート銀行團と一億圓を限度とするクレヂ

ット設定契約を締結したり。(昭和十三年版參照)

北京總行及び天津分行開業したり。

阪谷希一を本行顧問として招聘せり。

中國聯合準備銀行貨幣發行章程公布せらる。

百圓、拾圓、五圓及び壹圓の四種の紙幣を發行したり。

三月十一日 臨時政府令、金融攪亂取締辦法、舊通貨整理辦法公

布せられ本行の發行する紙幣は唯一の國幣となると共に舊通貨

に關する整理辦法定まる。(昭和十三年版參照)

本行發行の紙幣の對外價值を日本圓と等價ならしむることに付

き政府聲明書發表せらる。

四月八日 青島及び濟南に分行を開設。

四月十五日 石家莊に分行を開設したり。

四月二十日 唐山に分行を開設したり。

五月卅一日 舊小額紙幣及び補助貨幣整理辦法を制定し六月一日

より施行の旨公布。(昭和十三年版參照)

六月一日 五角、貳角及び壹角の三種の小額紙幣を發行したり。

六月三日 北支所在の中國、交通兩銀行並に河北省、冀東兩銀行

は紙幣の新規發行並に再發行を停止せらる。

六月十日 舊通貨整理辦法に據り北方地名の銘記ある中國、交通

兩銀行券並に河北省、冀東兩銀行券を除く十五種の舊紙幣の流

通禁止せらる。

八月七日 北方地名の銘記ある中國、交通兩銀行券は八月八日以

降其の券面額の九割に相當する金額の國幣と同一價值に引下げ

らる旨命令公布せらる。

九月廿四日 北支に於ける金通貨の流通減少策決定せらる。

九月廿七日 青島埠頭に紙幣交換所を設置したり。

十月一日 太原並に煙臺に分行を開設したり。

山海關驛、塘沽驛及び天津埠頭に紙幣交換所を開設。

十月五日 外國爲替基金を設置し之が利用に關し總裁談話を發表

したり。

本行紙幣發行狀況を總裁談話の形式を以て公表したり。

十一月廿八日 山海關に分行を開設。

十二月廿日 五分、一分及び半分の三種の小額紙幣を發行したり。

十二月三十一日 北方地名の銘記ある中國、交通兩銀行券は二月

二十日以降其の券面額の六割に相當する金額の國幣と同一價值

に引下げる旨の命令を公布せらる。

尙ほ二十七年末に於ける各營業所の所在地は左の如くである。

總行 北京西交民巷三〇號

天津分行 天津北馬路

青島分行 青島山東街八二號

濟南分行 濟南二大馬路緯一路西

唐山分行 唐山魚市街三號

石家莊分行 石家莊同仁胡同

太原分行 太原鼓樓街三號

煙臺分行 煙臺(芝罘)朝陽街四二號

山海關分行 山海關南門内大街六二號

中國聯銀第一期業績 中國聯合準備銀行の記念すべき第一期

通常株主總會は民國二十八年四月十五日北京西交民巷銀行公會に於て聯銀側より汪時璟總裁、阪谷顧問以下各局長、株主側より臨時政府代表朱深及び中國、交通、河北、冀東、金城、大陸、中南、鹽業各株主銀行の代表者參集の下に開會されたが、總會に於ける汪總裁の報告演說並に同席上發表せられたる貸借對照表、第一期損益計算書、第一期利益金處分は次の如くである。

汪總裁演說全文

茲に第一期通常株主總會を開催するに當り、本期間中に於ける華北政治經濟情勢の推移と、通貨金融統一工作の概要並に本行業務の概況とに就き聊か所見を述べて御參考に資したいと存するのであります。

一昨年夏支那事變の勃發致しまするや、誤れる抗日政策に依つて指導せられたる國民黨軍は、忽ちにして日本軍の爲めに華北一帯

より驅逐され、北京、天津等主要都市には逸早く治安維持會の成立を見、同十二月十五日南京陥落と同時に、中華民國臨時政府が北京に成立を見るに至つたのであります。新政府は善隣防共を以て政策の樞軸と致し、經濟開發に依つて華北の發展を謀らんとし居るのであります。東亞新秩序建設の第一歩は茲に踏み出されたのであります。然るに全經濟活動の基幹たるべき通貨金融方面に於きましては、民國二十四年の幣制改革に依り華北の通貨は稍々統一に向ひつゝあつたと云へ、三十種に餘る各銀行紙幣、各地雜券、外國通貨等が雜然と流通致して居りまして、半封建的な通貨制度の不秩序を其のまゝに表現して居つたのであります。事變勃發に際し各金融機關に就きましては八月十五日以來預金の引出制限を實施せしめ混亂の波及を防止したのであります。當時に於ける一般的通貨退藏傾向と相俟ちまして、金融は極度に梗塞し經濟復興、産業開發の如き到底不可能であつたのであります。茲に於てか蔣政權の金融的支配より獨立し、複雑なる通貨を統一し、健全なる通貨を供給し、且つ混亂せる金融を指導し、以て民衆の生活を安定せしむることは朝野一致の要望となり、之が遷延は一刻も許されぬ事態となつたのであります。仍つて志を同じうせる各銀行相寄り、新政府の指導の下に友邦日本よりの絶大な援助を得て中國聯合準備銀行創立の議熟し昨年二月五日同條例の公布を見、二月十一日創立總會を開き、三月十日を以て開業を見るに至つたのであります。

本行の資本金は國幣五千萬圓（二分の一拂込）でありまして、半額は臨時政府、半額は民間八銀行の出資となつて居るのであります。而して本行は條例の規定に従ひ中央發券銀行として金融の指導統制、貨幣の發行、國庫金の取扱其の他の業務を行ふものであります。銀行の銀行たる事を建前として居るのであります。新國幣の價值は友邦との密接なる經濟關係を考慮し且つ財界の急激なる變動を回避する爲め日本圓と等價ならしむるを以て最も適當と認め、之を國幣安定の基準として堅持する方針なることが本行開業に際し政府に依り中外に宣明せられたのであります。友邦に於ても本行開設の趣旨並に國幣の價值安定に就き絶大の賛意を表せられ、政府の出資金に就き正金、朝鮮及び日本興業の三銀行より融資せられたるのみならず、本行の開行に先立ち日本興業銀行を代表とする日本銀行團より一億圓のクレヂットを供與せられたのであります。此の機會に當時の友誼を顧み感謝の念を新にする次第であります。政府は條例に依り本行券を以て唯一の國幣としたのであります。舊通貨の整理に就いては漸進主義に依り一定期間を限り之が流通を認めることとし、又經濟生活に急激なる變動を及ぼさざる意圖に基き其の價值は當分の間國幣と等價とすることと定め、「舊通貨整理辦法」並に「經濟攪亂行爲に關する取締辦法」を公布、之が整理を圖つたのであります。國幣に依る通貨統一の概況を略述致しまするに、先づ六月三日附政府命令を以て、中國、交通兩銀行の北方券並に河北省、冀東兩

銀行券の發行を停止し、次いで六月十日中央銀行券、中國、交通の南方券、及び北方雜券合計十五種は整理辦法の規定に基き三月の流通期間満了と共に同日以降流通を禁止されました。更に舊法幣が蔣政權の信用失墜に伴ひ愈々崩落を重ね、中國、交通兩行の北方券を依然國幣と等價に置くことの不合理なるを認められたので、八月七日命令を以て八日以降兩者の價值を一割切下げたのであります。引續き本期末舊法幣の下落愈々甚しい爲め、十二月三十一日命令を以て中國、交通北方券に對し更に三割の切下げを決定し併せて四割となし、本年二月二十日より之を實施致しました。一方本年二月十日附命令を以て舊通貨貸借、預金契約は總べて國幣建に改められることとなり、三月十一日以降は舊通貨整理辦法に規定する一ヶ年の流通期間満了と共に其の流通は全く禁止されることとなりました。所謂山東票及び山西票に就きましても治安肅正と共に大體右と同様の順序に依り整理が進められて居るのであります。本行は政府の右の方針に順應し之が實現に協力すると共に、國幣の普及並に強化に就き諸種の困難を排除し能ふ限りの努力を傾倒し來つたのであります。國幣の流通普及に就き茲に一言致したいのは、日本側から與へられたる援助に就いてであります。即ち日本側銀行が華北に於ける貸出、金圓預金の拂出、送金手形、信用狀の拂出を國幣を以てする方針の徹底強化を圖られたるのみならず、本行と致しましても

山海關及び塘沽驛、天津及び青島埠頭等に紙幣交換所を設置する等致し、右の日本側の措置と相呼應して大いに努力致したのであります。

次に國幣の對外價值は日本圓と等價なる關係上、日本圓と同様對英一志二片基準に置かれた次第でありまして、本行は諸般の工作により充實したる外貨の一部を以て十月五日には外國爲替基金を設置し、右の基準を以て貿易通貨としての機能を發揮せしむることとしたのであります。更に本年に入りましては三月十一日以降貿易通貨としての機能を更に徹底せしむる爲め、華北輸出物資中主要なるもの十二種に就き其の輸出爲替資金の本行への集中及び之が配給に關する方策を實施するに至り、其の成果亦見るべきものがあるものであります。

次に本期中の本行の業況を見まするに、國幣の發行高は開業以來漸次順調なる増勢を示し、期末には一億六千九百九十六萬二千圓に達するに至つたのであります。肅正工作の進展と共に、治安も全く平常化し、商取引は事變前に勝る殷盛を示さんとして居り、一方産業開發の進展と共に國幣發行高は漸次増加を示して居るのであります。其の増加の趨勢は堅實なる經濟活動の線に沿ひ、何等不健全なる膨脹は示して居らないのであります。其の發行準備に就きまして其の内容は地金勘定二千七百六萬九千圓、地銀勘定一千六百四十六萬二千圓、預け金一億一千八百四十三萬一千圓でありまして、發行全額は極めて堅實にカバーせられて居るの

であります。小額通貨に就きましては六月一日五角、二角、一角の三種を發行致し、一角以下の五分、一分、五厘の分厘券は十二月二十日より發行、銅元票の缺乏に依る不便を除去したのであります。其の他の勘定を見まするに、當期末に於ける預金殘高は八千五百七萬五千圓、貸出殘高は三千三百二十八萬圓に達して居ります。又爲替取組高は二億三千五百二十萬二千圓、支拂高は二億三千三百二十九萬二千圓でありまして、期末殘高は百九十一萬圓を示して居ります。本行業務の發展に伴ひ分行も漸次増加致しまして、期末現在に於きましては、天津、青島、濟南、石家莊、唐山、太原、煙臺、山海關の八分行を數ふるに至りましたが、更に本年に入り新郷、臨汾、運城の三分行及び威海衛辦事處の開設を見たのであります。

以上概觀致しまするに、抑々通貨統一のことたる頗る困難なることに屬しますが、本行が開業と共に通貨統一、金融統制の大目的に向つて邁進致しまするや、政府の指導宜しきを得、又各金融機關並に一般民衆の協力を得まして著しい成果を收め、對内及び對外價值は全く安定せられ、國幣の信用日に高く流通日に増加し華北内の主要取引は殆んど國幣のみを以て圓滑に行はれ、舊通貨は各重要都市を始め鐵道沿線部落より全く驅逐せられたるは勿論逐次治安肅正の進展を見つゝある農村地帯よりも漸次驅逐せられつゝあるものであります。又各金融機關に對する統制力も漸次強化せられまして、通貨金融の全般に亘り中央銀行としての統制を完

第二回新支那現勢要覽

全に確立し得る日も亦近きに在るを確信するのであります。當期の純益は國幣三十九萬九千二百一十一圓五角九分であります。之が處分に就きましては章程の定むる所に従ひ十萬圓を法定積立金に、二十萬圓を特別積立金に、殘額九萬九千二百一十一圓五角九分を後期繰越金と致したいと存するのであります。

本行は創立以來、今日迄幸にして順調に經過致しましたが、未だ漸く基礎的段階を終了したるに止り、本格的活動は今後に残されて居るのであります。本行當局者と致しましては其の任務の重大なるを痛感致し經濟情勢の推移、産業開發の進展に應じて常に適切な通貨政策を遂行し、妥當なる金融施設を實施し、以て華北に於ける經濟の開發と民生の安定とに貢獻せんことを期するものであります。株主各位に於かれましても其の意の存する所を御了解の上、御援助御協力を切望して止まぬ次第であります。

貸借對照表(民國二十七年十二月三十一日)

未拂込資本金	二五、〇〇〇、〇〇〇圓〇〇
發行準備金	一六一、九六二、八四三・三〇
地金勘定	二七、〇六九、六九六・一四
地銀勘定	一六、四六一、九一五・三八
預ヶ金	一一八、四三一、二三一・七八
現金	二、六二八、五七二・五三
地銀	一三八、八〇九・九〇

資產之部

負債之部

預ヶ金	七四、四一三、二五九・七八
諸貸出金	三三三、二八〇、五五四・一八
取立未済手形代金	一三、六四八・二一
營業用土地建物什器	八三四、二六二・二八
未收利息	二九九、二二九・二六
假拂金	八〇一、七四二・二八
合計	二九九、三七二、九二一・七二
資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
發行貨幣	一六一、九六二、八四三・三〇
諸預り金	八五、〇七五、五八七・九二
送金爲替	一、九一〇、一七五・七七
代金取立手形	一三、六四八・二一
未拂利息	一一、四五四・九三
當期利益金	三九九、二一一・五九
合計	二九九、三七二、九二一・七二

第一期損益計算書(自民國二十七年三月十一日至民國二十七年十二月三十一日)

收入利息	一、六九三、六〇三圓〇三
手數料	一〇、四九二・六二
雜損	三三三、八七七・九八
合計	一、七三七、九七三・六三

損失之部

支拂利息	三六八、六四〇・六二
手數料	四、一九九・六一
雜損	二、二二九・五九
諸經費	九二四、六五〇・九七
減價銷却	三九、〇四一・二五
當期利益金	三九九、二一一・五九
合計	一、七三七、九七三・六三

第一期利益金處分

- 一、國幣壹百七拾參萬七千九百七拾參圓六角參分也 當期總益金
- 一、國幣壹百參拾參萬八千七百六拾貳圓零四分也 當期總損金
- 一、國幣參拾九萬九千貳百拾壹圓五角九分也 當期利益金

之を處分すること左の如し

- 一、國幣拾萬圓也 法定積立金
- 一、國幣貳拾萬圓也 特別積立金
- 一、國幣九萬九千貳百拾壹圓五角九分也 後期繰越金

中國聯合準備銀行

總裁兼副總裁	汪時璟
董事	卞壽孫
董事	許漢卿
董事	王錫文

第四編・第四章・第三節 幣制改革

中國聯合準備銀行創立より今日に至る通貨安定に關する業績は大要以上記述した如くであるが、此の外聯銀では聯銀券強化策、爲替集中策、英佛の幣制統一妨害工作等、北支の幣制改革に見るべきものあるを以て、今これ等重要諸問題に就いて以下少しく説明を加へることとする。

聯銀券強化策 中國聯合準備銀行が創立され、發券銀行として聯銀券による幣制統一に乗出した直後、即ち民國二十七年四月末現在に於ける法幣並に國民政府系銀行券は左の如く三億三千八百萬元に達してゐた。(單位元)

銀行名	發行額
中央銀行	三六、一五一、五〇五
中國銀行	一六四、九五七、七〇〇
交通銀行	七八、五六〇、〇〇〇

中國實業	一、七五〇、〇〇〇
中國農工	一、五〇〇、〇〇〇
中國墾業	九〇、〇〇〇
浙江興業	二〇、〇〇〇
大中銀行	五六〇、〇〇〇
河北省銀行	五〇、〇〇〇、〇〇〇
邊業銀行	五〇、〇〇〇
北洋保商	三、〇〇〇、〇〇〇
合計	三三八、一三九、二〇五

之に對し臨時政府は北支流通の舊通貨整理の第一工作として聯銀開業の前日（民國二十七年三月九日）舊通貨整理辦法を公布、即日實施の手續をとつた。

右舊通貨整理辦法の公布により臨時政府は中央銀行券、中國・交通兩銀行の南方券及び其の他一部雜券に對し民國二十七年五月二十五日附告示を以て、六月十一日以降は斷乎流通を禁止する旨公表した。蓋し右は徐州陥落後上海の舊法幣相場が豫想されると共に、津浦線の通車實現により國民政府が窮餘の一策として南方券を以て北支新幣制の攪亂を行はんとする傾向が顯著となるに至つたので、北支金融當局は斷乎之に應戰、其の企圖を挫折せしめる爲め第三條及び第四條の規定を發動し流通禁止の措置を採るに至つたもの

である。臨時政府の告示要旨左の通りである。

南方券禁止告示

- 一、中央銀行券其の他通貨整理辦法第三條及び第四條に規定せる紙幣は六月十日以降其の流通を認めず、右は明文の規定せる所なるも政府は其の効果を適確にする爲め左の措置を講ず
(イ)日本及び中國の各金融機關に對して右の期限到來後は前記各銀行券の受拂ひを一切拒否すべきことを命ず
(ロ)右の趣旨を一般民衆に徹底せしめる爲めラヂオ放送、傳單撤布其の他適當の方法によつて宣傳す
- 二、「舊通貨整理辦法」により從來流通を認めた中國銀行、交通銀行發行の紙幣のうち天津、青島、山東の記名あるもの及び河北省、冀東兩銀行以外は六月十日以降其の流通を認めず、右の流通を禁止せらるゝ紙幣は期限滿了までに夫々發行銀行に於て引換をなし損失を防ぐべし
- 三、投機を目的として流通を禁止せられたる紙幣の賣買をなすものは「金融攪亂罪」に該當するものと認め之を處斷す

斯くて南方券は六月十日午後六時を期して中國聯銀券との交換を打切られ、同日限り流用禁止となつた。而して禁止された紙幣は中國、交通銀行券にして南方發行のもの中央、中國實業、北洋保商、中國墾業、浙江興業、大中、邊業、中國農工、中南、中國通商、農商、四明、中國農民の各行紙幣であつて、これ等紙幣の北支流通高

は勿論的確には判明しないが、三千萬元乃至三千五百萬元内外と推定されてゐた。

舊法幣價值の切下斷行

臨時政府では當初新幣制施行に當り中國聯銀券と圓とをバーに置き、舊法幣に對しても暫定的に同様バーと定めたが、其の後蔣政權の敗退、爲替政策の混亂により國民政府法幣の爲替價值は續々と低落し、聯銀對舊法幣のバーは不合理の存在となつたので、政府は遂に交換率變更に決定し、民國二十七年八月七日「舊通貨切下に関する政府命令」並に聲明書を發表し、翌八日より之を實施した。切下範圍は中國、交通兩銀行の北方券並に河北、冀東兩銀行以外の小額通貨に亘り、切下率は民衆生活を考慮して一割に止めた。

臨時政府聲明要旨

蔣政權に連絡する舊通貨は蔣政權の相繼ぐ失政により其の價值日に下落し、其の影響北支に及ぼすに至れるを以て政府は豫定の通り六月十日を限り中央、中國、交通銀行などの發行に係る南方券の北支に於ける流通を斷乎禁止せり。然るに其の後舊通貨の下落尙ほ其の跡を斷たず、蔣政權の前途没落の外なきを示しあり、茲に於て政府は今尙ほ蔣政權と一脈相通する所ある中國、交通兩銀行發行の北方券の價值を依然國幣と等價に置くことの不合理的な

るを認め、之が價值を切下げることと決意せり。然れども其の切下率を實價值に基き定むることは北支大衆に及ぼす影響大なるに鑑み之が切下げを一割と定めたり。而して今後の情勢如何によりては更に之に變更を加ふることあるべし。

舊通貨切下げに関する政府命令

- 第一條 舊通貨整理辦法第二條第二項の規定に拘らず同條第一項に掲ぐる中國銀行及び交通銀行發行の紙幣は當分の間其の額面の九割に相當する金額の國幣と同一價值を以て流通するものとす
- 第二條 小額紙幣補助貨幣整理辦法第一條第二項の規定に拘らず同條第一項に掲ぐる小額通貨は河北銀行及び冀東銀行の發行に係るものを除き其の券面額の九割に相當する金額の國幣と同一價值を以て流通するものとす

附則 本法は民國二十七年八月八日より之を施行す

斯くて同年十月には聯銀券の流通額は早くも約八千九百萬圓に達し聯銀券の強化は漸次現はれるに至つたが、尙ほ當時各種通貨の流通高は次の如く推算されてゐた。

聯銀券	約八千九百萬圓
中國及び交通銀行券	約二億圓
河北及び冀東銀行券	約七千萬圓
鮮銀券	約二千萬圓

滿洲中銀券

約二百萬圓

右の如く北支の通貨統一が急速に進捗するに至つた理由は、一つに聯銀政策と北支に於ける圓政策とが完全に合致した結果である。即ち日本は聯銀創立以來聯銀に協力し、實際上鮮銀券の新規發行を停止して貸出は専ら聯銀券によつて行ひ、鮮銀券預金の拂戻しに對しては聯銀券によることとしたことが與つて力があつたのである。

舊法幣第二次切下 前項の如く中國聯銀は舊法幣に對し一ヶ年を限り暫定的に之が流通を許可したが、愈々民國二十八年三月九日限り流通禁止となるので、臨時政府では之が事前工作として舊法幣の第二次切下げを行ふこととなり、一月三日次の如き財政部布告を發し、一月一日より二月十九日迄五十日間の猶豫期間を附し、爾後三割切下げを斷行した。前年八月行はれた第一次切下げの一割と合せて四割の切下げとなる譯である。

財政部布告

第一條 舊通貨整理辦法第一項記載の中國銀行及び交通銀行發行紙幣は第二項の規定ありと雖も當分の間各々其の券面金額の六割に相當する國幣と等價に流通せしむべし

第二條 小額紙幣及び補助貨幣整理辦法第一條第一項記載の小額通貨は河北省銀行及び冀東銀行發行分を除き第二項の規定あり

と雖も當分の間各々其の券面額の六割に相當する國幣と等價に流通せしむべし

右二條の辦法は中華民國二十八年二月二十日より施行す、但し二十八年一月一日より二月十九日に至る間を猶豫期間とし九割を以て國幣と兌換す

而して臨時政府では之が實施並に流通禁止に伴ふ管下一般民衆の損失並に影響を可及的小範圍に止める爲め、縣公署に特設機關を設けて交換の便宜を計り、更に善意の民衆の注意を喚起すべく一月十八日左の如き條項を發表した。

一、舊法幣の流通期間は三月十日迄とし三月十一日以降は絶対に聯銀券と交換せず

二、流通禁止まで聯銀券と等價交換を認むるもの(イ)河北省銀行券(小額通貨を含む)(ロ)冀東銀行券(小額通貨を含む)

三、二月二十日まで聯券に對して一割減價流通を認め以後流通禁止まで四割減價とするもの(イ)中國銀行券及び交通銀行券、但し天津、青島、山東(煙臺、威海衛、臨清、濟南を含む)の記入あるものに限る(ロ)河北省銀行、冀東銀行、河北銀錢局の發行による以外的小額通貨

四、交換の場所は聯銀系統の機關及び縣公署を中心とする特設機關

地方幣制の統一工作

山西票(山西省銀行券、晉綏地方鐵路

銀號、綏西墾業銀號及び晉北墾業銀號發行の紙幣)及び山東省民生銀行發行の庫券に對しては其の流通地域の治安狀況、銀行責任者の逃亡等の關係から舊法幣の切下げに際しても一應舊通貨整理辦法第四條但書により例外的規定に基いて之を處理して來たが、何日までも放任を許し難いのでこれ亦舊法幣雜券と同様差當り一割を切下げ民國二十八年二月二十日以後は四割切下げとすることを決意し、一月三十一日「舊法幣整理辦法第四條但書による紙幣整理に關する命令」及び「小額紙幣及び補助貨幣整理辦法第四條但書による小額通貨の整理に關する命令」と同時に政府布告文を發して斷乎たる整理の根本方針を明かにした。右に據ると山西票及び山東省民生銀行券の整理方針は中國、交通兩銀行の舊法幣(北方券)處理と同一方針にして、二月十九日迄は額面の九割、二月二十日以降三月十日迄は六割にて聯銀券との交換に應じ、三月十一日以後は全く流通を禁止したのである。又其の小額通貨は民國三十年五月三十一日迄流通を許されるが、切下げは舊通貨同様二月十九日迄は一割とし、二月二十日以降は四割とした。尙ほ山西票流通額は凡そ三千萬元、山東省民生庫券は七百萬乃至八百萬元と推定されてゐた。政府布告文及び命

令は次の如くである。

舊通貨整理辦法第四條但書による紙幣整理に關する命令

第一條 山東省民生銀行發行の庫券並に山西省銀行、晉綏地方鐵路銀號、綏西墾業銀號及び晉北墾業銀號發行の紙幣は中華民國二十八年三月十日まで其の流通を認むるものとす

第二條 前條の庫券及び紙幣は中華民國二十八年二月十九日までは此の券面額の九割、同年二月二十日以降は其の券面額の六割に相當する金額の國幣と同一價值を以て流通するものとす
小額紙幣及び補助貨幣整理辦法第四條但書による小額通貨の處理に關する命令

第一條 山東省民生銀行及び山東省平市官錢局の發行する小額通貨並に山西省に於て發行せられたる小額通貨は中華民國三十年五月三十一日まで其の流通を認むるものとす

第二條 前條の小額通貨は中華民國二十八年二月十九日までは其の券面額の九割、中華民國二十八年二月二十日以降は其の券面額の六割に相當する金額の國幣と同一價值を以て流通するものとす

第三條 本令に於て山西省に於て發行せられたる小額通貨とは山西省銀行、晉綏地方鐵路銀號、綏西墾業銀行及び晉北墾業銀號の發行する小額通貨をいふ

山西票山東票整理に關する整理布告文(要旨)

山西票並に山東民生銀行發行の銀券に就ては事變に際し之が發行者たる山西省銀行、晉綏地方鐵路銀號、綏西製業銀號及び晉北鹽業銀號並に山東省民生銀行の責任者は何れも全部逃走し、必要な重要資料散逸し、其の資産内容速かに判明せざりし等の理由を以て之が整理方針の決定を暫く見合せ來りたる次第なる所、其の後鋭意調査し來りたる所に據ればこれ等銀號の資産内容甚だ不良なるのみならず、既に閉業久しくして將來開業の見込みなきものなること判明したり。然れば其の發行券を聯銀券と同様の價值を以て引換へしむるが如きことは斷じて不可能なるが、之を實證的價值にまで切下げること其の民衆に與へる打擊餘りにも大なるべきを慮り、茲に別途の如き割合を以て國幣と引換へしむること決定したる次第なり。民衆は須らく政府の意のある所に鑑み速かに其の所持する諸券を國幣と引換へ以て不測の損害を受けること勿れ、若し徒らに政府の命令に違ひ或は流言をなすものあらば金融擾亂罪として命令に照し嚴罰に處し假藉する所なかるべし。

臨時政府

舊法幣建契約禁止 以上より通貨統一工作は民國二十八年三月十日を以て愈々本格的軌道に乗り、聯銀券一色化を示現することとなつたので、臨時政府では之が事前工作として舊法幣建による新規契約を一齊に禁止すると共に、現存の舊法幣建による貸借契約並に預金契約を總べて聯銀券建に改めしむることに決定、二月十日左

の如き政府命令並に布告、財政部訓命を公布した。

政府命令

- 第一條 舊通貨建を以てする新規契約は總べて之を禁止す
- 第二條 舊通貨建を以てする現存の貸借契約及び預金契約等は均しく直ちに之を國幣建に改むべし
- 第三條 舊通貨建を以てする現存の契約にして中華民國二十八年二月十九日迄に國幣建に改められざるものは同年二月二十日に於て六割の率を以て國幣建に改められるものと見做す

臨時政府布告

政府は昨年二月中國聯合準備銀行を設立し其の發行する貨幣を國幣と定め租税の納付其の他公課金の出納並に省民の交易に一率これを通用せしむると共に、雜多に亘る各種紙幣整理の目的を以て同年三月舊通貨整理辦法を制定し幣制統一の大方針を樹立せり。爾來銳意其の整理に努力したる結果成績極めて顯著なるものがある。發行準備の充實せる國幣の需要は日と共に増大し今日巨額の流通を見るに至り省民の信用愈々揚れり。然るに一部省民の間に此の大勢を知らずして交易に或は貸借契約、預金契約等に今尙舊通貨建を以てするものあり、これ舊通貨整理辦法の趣旨を辨へざる者にして眞に遺憾とする所なり。舊通貨は其の流通期限を本年三月十日までと規定せられたるのみならず、其の價值の低下に鑑み國幣に對する交換率を二回に亘り切下げたるは周知の所に於て、其の舊通貨を所持すると舊通貨建契約なるとの論なく、苟

くも金錢に關する限り舊通貨の價值切下げに關する政府命令は一律に適用せられたるものなるに拘らず、此の事實を存知せずして不測の損失を蒙るものあるを慮り特に本年二月十日國幣建に統一する命令を公布せる次第なり。仍つて政府の意のある所を諒得し該命令を遵守、以て速かに國幣建に改むべし。若し逡巡して實行せざれば本年二月二十日に至り六割に相當する國幣建に改められ悔を將來に残すも及ばざるべし。

財政部訓令

政府は中華民國二十八年二月十日舊通貨建を以てする契約を國幣建に統一する命令並に之に關する布告を發したり。其の各銀行各錢莊は宜しく政府の意を體し舊通貨建を以てする貸借契約及び預金契約等に關し、右命令及び布告の趣旨を嚴守し遺漏あるべからず。殊に右命令第二條に關しては其の趣旨を即時各取引者に對し文書を以て通知し注意を喚起し以て紛争の惹起せざらんことを期すべし。

舊法幣の流通愈々禁止 斯くして北支に於ける金融制覇を目

指して民國二十七年三月十日北京に創立された中國聯合準備銀行は爾來滿一ヶ年着々諸般の工作を進め堅實なる基礎を築きつゝあつたが、愈々民國二十八年三月十一日より舊通貨流通禁止及び爲替集中の二大方針を實施、聯銀券一色化の軌道に乗つて創業二年を迎へることとなつたので、聯銀當局では此の記念すべき創立一周年の三月

十日、特に汪時瓌總裁の名を以て左の聲明書を發表した。

汪財政部總長談

政府は愈々本三月十一日以降舊通貨の流通を禁止することとなれり。惟ふに中聯券は今や名實共に完全なる北支唯一の國幣として其の流通量よりするも將又發行準備よりするも間然する所なく、最近には外貨轉換性をも附與せられ北支經濟工作の基調茲に全しと稱するも敢へて過言ならざる次第にして、此の秋に當り舊通貨整理辦法により制定されたる流通期間の満了を迎へ、斷乎として舊通貨の流通を禁止するに至れるは寔に慶賀に堪へざる所なり。驟つて今に至るも尙故なく舊通貨に執着を有する者あらんか、斯くの如きは北支民衆の福利増進並に經濟生活の安定の爲め誠に憎みても餘りあるものと信ず。仍つて政府としては舊通貨を流通せしめ又は流通せしめんとして所持し、若くは運搬するが如き者に對しては假借する所なく嚴罰を以て臨むこととし、必要な罰則を制定したるは勿論、海關其他に對しても嚴重取締るべき旨の訓令を發したり。尙ほ河北省、冀東兩行券に就ては從來の兩行と政府との關係に鑑み特に二ヶ月間を限り其の償還請求權の行使を認むることとし、政府は兩行に對し必要な償還資金を貸付くることとしたるに就き、兩行券所持者は速かに兩行の店舗に付き中聯券と引換ふべし。

一方我が北京、天津、青島、濟南各總領事館並に芝罘、石家莊の各領事館では在任邦人に對し三月九日夫々次の如き布告を發した。

第二回新支那現勢要覽

我が在北支領事館布告

三月十一日以降中華民國聯合準備銀行の發行せるもの以外の貨幣(但し中華民國臨時政府小額通貨整理辦法により流通を認められたる小額通貨、蒙疆銀行券、日本及び滿洲國其の他の外國貨幣を除く)は中華民國臨時政府に於て其の流通を禁ずることとなりたるに付き

- 一、三月十一日以降右流通を禁止せられたる通貨を流通せしめ又は流通せしめる目的を以て所持すべからず
- 二、三月十一日以降右流通を禁止せられたる通貨を所持するものは速かに三月十日以前に中國聯合準備銀行券に引換へらるべし

舊法幣禁止後の通貨對策 然し乍ら北支全般を聯銀券の一色に塗り潰すことは匪區地帯も尙ほ現存する以上、實際問題としては不可能に屬するので、舊通貨禁止後の具體的通貨對策として左記の方法により北支を聯銀券地帯と匪區地帯とに分け、聯銀券の普及擴充と舊通貨の流通禁止を徹底的に行ふことに決定、民國二十八年三月八日夫々關係方面に通過した。而して聯銀券地帯と認定されたのは北京、天津、青島、濟南、石家莊、唐山、太原、煙臺、山海關、臨汾、新鄉等中國聯銀本支店所在の主要都市を中心とする地帯であるが、特に劃一的區分を避け、現實の狀況に即應し今後皇軍の剿匪進捗と共に逐次其の地域の擴大を期する爲め現地各兵團の協力を求

める一方、聯銀券地帯に於ては飽く迄流通禁止の實を徹底する方針の下に「經濟擾亂行爲取締辦法に關する罰則」を公布し嚴重取締を行ふこととなつた。

一、聯銀券地帯

(イ)從來の金融諸工作より見て當然聯銀券の流通徹底しあるべしと認められる地帯にして現地各兵團長より「聯銀券地帯と看做す」旨の布告ありたる地帯を聯銀券地帯とする。

(ロ)聯銀券地帯に於ては舊通貨の流通を嚴重禁止し、聯銀券を徹底せしむる政策を採り銀行、錢莊、個人の別なく舊通貨を使用する者は經濟擾亂行爲取締辦法に照し、舊通貨の流通を目的として使用するものと認め一切沒收する。

二、匪區地帯

(イ)聯銀券地帯以外を匪區地帯とす。

(ロ)本地帯にして皇軍の剿匪治安工作進捗に伴ひ現地部隊長より聯銀券との交換命令ありたる地帯は、右命令布告の日より二ヶ月を限り六割の價値を以て聯銀券との交換を認め、爾後舊通貨の流通を禁止す。

(ハ)交換場所は各縣城に設けられたる聯銀券引換所とする。

尙ほ臨時政府では舊通貨中河北省銀行並に冀東銀行の發行する紙幣に對しては、右兩行が中國聯銀創立當初より政府の金融工作に協力した故を以て特に三月十一日以後二ヶ月を限り聯銀券地帯に於て

聯銀券と等價を以て流通せしむることに決定、冀東銀行券は五月十日を以て聯銀券との等價交換を禁止したが、河北省銀行は民衆の損失を考慮し、七月十日まで認むることになつた。

金融擾亂處罰令

右の如く臨時政府は舊法幣流通禁止の徹底を期する爲め、民國二十八年三月十一日左記金融擾亂暫行處罰法並に舊通貨流通禁止警察取締實施令を公布した。

金融擾亂暫行處罰法

第一條 本法は左記行爲をなしたるものに適用す
(イ)金融擾亂、(ロ)中國聯合準備銀行券以外の貨幣を所持し又は搬送しそれを流通し又は流通せしめんと意圖するもの、但し小額通貨整理辦法に依り流通を許可されてある蒙疆銀行券及び外國爲替に關しては此の限りに非ず

第二條 第一條規定の行爲に對しては無期徒刑又は十年以下一月以上の有期徒刑又は一萬圓以下五百圓以上の罰金に處す

第三條 第二條規定の有期徒刑に對しては別に罰金を課することを得

第四條 舊法幣を犯罪の用に供し又は其の意圖あるもの及び犯罪行爲に依り發生し犯罪により取得せるものは一部又は全部を沒收しそれを沒收し得ざる時は必要なる金額を追徴す

第五條 第一條の未遂罪も處罰す

第六條 本法の有効期間は五ヶ年とす

舊通貨流通禁止警察取締實施令

第一條 聯銀券の流通地區内に於ける中國人(法人を含む)に對する取締は以下の各項により日本憲兵隊の協力に依つて中國警務機關擔當す

(イ)舊通貨發券銀行には中國警務機關は日本憲兵協力の下に三月十一日より流通地區内に於ける舊通貨現存數の検査を施行し再發行又は流通等に對し嚴重なる防止策を執る、(ロ)舊通貨發券銀行以外の中國方面の銀行、銀號、錢莊、典當等の金融機關を徹底的に取締る爲めに十一月十五日迄地區を分つて検査をなす、(ハ)重要犯罪の検査及び第三國人の舊通貨の行使賣買に關しては日本憲兵隊の協力に依つて中國警務機關が之に當り徹底的に檢舉する(下略)

通貨搬出入禁止辦法

臨時政府では一般旅行者の國幣五百元以上に相當する通貨及び外國通貨の持出及び持込を禁止して、通貨の統制を圖ることとなり、民國二十八年八月三日財政部より左の通貨及び外國通貨の携帶持出持込取締辦法を公布した。

通貨持出持込取締辦法

第一條 旅行者が通貨及び外國通貨を携帶して華北管轄内に入出する際其の合計額が國幣五百元に相當する額を超過する場合は別に指定されたもの、外中華民國臨時政府發行の證明無き者は輸出、輸入或は移出入することを不得す

第二條 前條の規定有りとし雖も左の各項に該當する場合は輸入及

び移入に對して中華民國臨時政府の證明書を必要とせず

一、輸入、移入通貨及び外國通貨にして日本或は滿洲國より輸

出され日本帝國政府或は滿洲國政府の許可を必要とせざる場

合

二、輸入、移入通貨及び外國通貨が日本或は滿洲國より輸出さ

れ日本帝國政府或は滿洲國政府の許可を得且つ輸入、移入者

が其の許可證明書を提出せる場合

第三條 外國より支那に來る旅客にして旅行用として國幣五百元

に相當する額を超過した通貨及び外國通貨の輸出、移出が輸入

の際の額より少き場合は別に規定あるものを除き第一條の規定

あるも中華民國臨時政府の證明書を必要とせず、但し別の規定

あるものを除き中國聯合準備銀行券の額は五百元を超過するこ

とを得ず

第四條 第一條規定の證明書は通貨及び外國通貨が海關を經由し

て輸出入、移出入されたる場合は海關監督公署より之を發行す

右以外の場合省公署より之を發行す

前項の證明書の下付を出願するものは本辦法に定むる書式によ

り下付願を提出すべし

第五條 第三條の規定により中華民國臨時政府の證明書を請求せ

ずして國幣五百元に相當する額の通貨及び外國通貨を輸出、移

出せんとするものは右通貨及び外國通貨の輸入、移入を直ちに

本辦法による書式により通貨、外國通貨輸入、移入具申書を提

出、中華民國臨時政府の證明を請求し輸出、移出の際之を提示

すべし、前項所定の通貨及び外國通貨輸入、移入具申書の證明

は通貨及び外國通貨が海關を經由し輸入、移入される場合海關

監督公署に於て辦理し右以外省公署に於て辦理す

第六條 本辦法の規定に違反して通貨及び外國通貨の輸出入、移

出入せんとしたるものは其の犯行物件額の五倍以下の罰金に處

し犯行物件は之を沒收す

附則 本辦法は公布の日より之を施行す

斯くて中國聯銀は臨時政府の中央銀行として愈々堅實なる基礎を

築きつゝあるが、同行の民國二十八年六月末現在に於ける發券高は

左の如く既に二億六千四百二十萬元に達してゐる。(單位千元)

北京	四〇、六四九
塘沽	一、五八二
天津	九一、五〇六
濟南	二六、八七一
青島	二六、〇〇七
唐山	五、九三五
石家莊	三三、七三八
太原	二一、〇八九
芝罘	四、五五九

山海關	二、九七三
新鄉	二、九八二
運城	四、〇二一
臨汾	一、四〇三
威海衛	一一二
徐州	三、八八七
蘭封	二、五六三
龍口	二二二
海州	二〇
總計	二六四、二二〇

第四節 貿易通貨としての

聯銀券

外國爲替基金制度の確立 聯銀券の使命は北支唯一の國內通

貨たることにあるは勿論であるが、同時に日本圓と同様一志二片基

準によつて貿易通貨としての機能を持たしめねばならぬことは當然

である。舊法幣は八片相場で貿易通貨としての機能を持つて居たが

聯銀券は其の發行當時は單なる國內通貨たるに止まり、貿易通貨と

しては全く其の機能を持たず、僅かに舊法幣との賣買を通じて舊法

幣の爲替相場によつて貿易上に働いて居たに過ぎなかつた。仍つて

聯銀に於ては從來の工作により充實した外貨の一部を以て、民國二

十七年一月五日外國爲替基金制度を設定して貿易通貨としての機能

を發揮せしむることとしたが、引續き二十八年三月十一日には北支

輸出物資十二品目に就き爲替管理を斷行するに至つた。

即ち先づ外國爲替基金制度の設置に就いては聯銀設立當時、其の

株式の第一回拂込額二千五百萬圓中相當多額を倫敦に現送し、磅貨

として橫濱正金銀行倫敦支店に保管せしめ、次いで山東葉煙草を英

米煙草トラストに一志二片の換算價で賣却して、三十萬米弗を加へ

合計六百萬圓の基金を準備して外國爲替基金制度を創設した。而し

て聯銀收得外貨の預入先は英貨資金は橫濱正金銀行倫敦支店、米貨

資金は同紐育支店、日本貨資金は橫濱正金銀行及び朝鮮銀行各東京

支店、滿洲貨資金は滿洲中央銀行新京總行が夫々指定された。尙ほ

中國聯合準備銀行ではリンク制貿易實施に付き橫濱正金銀行との間

に協議を進めた結果、正式契約成立したので民國二十七年十月五日

より之を實施すると共に、右外國爲替基金制度實施に關し聯銀當局

は即日左の如く發表した。

外國爲替基金制度に關する聯銀當局談

聯銀發行紙幣は北支民衆の信頼を如實に示し創立以來半歳にして八千萬圓を突破し、十月一日現在では八千八百八十五萬二千七百十五圓を示してゐる。其の發行準備は金銀地金及び外貨預金を以て全額カバーされてゐるのみならず、現在着々蓄積されてゐる。今回其の保有外貨の一部を以て外國爲替基金制度を創設し、之が運用によつて國幣の貿易通貨たるの機能を補充すると共に北支貿易の伸張を圖ることとなつた。之により聯銀は適當と認められる金額の外貨を同基金に繰入れ運用するが、右に際しては日滿以外の第三國に於ける輸出爲替のリンク制と結合せしめるもので、即ち右基金は第三國に向け輸出爲替を買取ると同時に其の金額を超えない範圍内に於て第三國から北支への輸入爲替を賣却する仕組になつてゐる。故に同銀行は其の元金を失ふものではなく廻轉資金として運用される。而して之が運用は横濱正金銀行が當り、同行は此の利用者に對して低利の輸出前貸しを行ひ、之が運用に協力、又朝鮮銀行の取扱ふ爲替に對しても適用される筈である。同基金の設定は日滿兩國との通貨關係に鑑み一志二片ベースの貿易を助長せんとするもので、從來右相場を支持して來た貿易業者の第三國貿易進出に資する所大なるものがあると共に、其の他の業者に對しても本制度の精神を尊重するに於ては基金の許す限り利用を認むるものである。

特定輸出品目の爲替管理實施 北支に於ける通貨統一策の進

無爲替輸出許可證を提出すること

- (一) 日本及び滿洲以外の地域への輸移出に付ては該貨物の正當なる價額の全部に付き日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆銀行券及び中國聯合準備銀行券以外の通貨を以て表示する爲替を中國聯合準備銀行券を對價とし對英一志二片基準以上の相場を以て北支所在の銀行に賣却すること
 - (二) 日本及び滿洲への輸出に付ては該貨物の正當なる價額の全部に付き日本通貨又は滿洲國通貨(若くは中國聯合準備銀行券)を以て表示する爲替を中國聯合準備銀行券を對價として之と等價を以て北支所在の銀行に賣却すること
 - (三) 前二項に依り賣却する爲替の外國又は中支若くは南支に於ける入金時期は海關監督の許可を受けたる場合を除き該貨物の輸移出後五箇月以内のものたることを要すること
- 尙ほ前項に依り海關監督の許可を受けたる場合は之を證する書面を前記爲替賣却證明書に添付すること

二、手 續

- (一) 爲替賣却證明書は別紙書式に準據し四通を作成して賣却銀行に提出し夫々其の證明を受けること
- (二) 賣却銀行に於て證明を爲したるときは中國聯合準備銀行に付き確認を受けることを要し中國聯合準備銀行確認の請求を受けたるときは當該證明銀行より爲替賣却證明書記載の爲替金額に相當する爲替を買入れたる上其の確認を爲すものとす、中國

展に伴ひ、中國聯合準備銀行は民國二十八年二月末に於て二億圓の聯銀券を發行し國內通貨として順調なる發達を示したが、臨時政府は更に進んで聯銀券の貿易通貨としての機能を發揮せしめる爲め、外國爲替の聯銀集中策を執ることとなり、舊法幣の流通禁止と共に民國二十八年三月十一日を期して北支特産十二品目の輸出に就き爲替管理を實施するに決定、此の旨三月二日海關布告の形式を以て發表した。曩に(別項の如く)外國爲替基金制を實施し今また爲替管理を斷行して、茲に聯銀券は貿易通貨として確乎たる地歩を占むるに至つた譯である。而して爲替管理の運用に就いては法令に依らず海關監督公署注意書及び中國聯合準備銀行公表文に依ることとし、第三國貿易に一志二片基準を採る方法に至つたのは、現實の事態に適合すべき考慮が拂はれてゐる。右に關する兩當局の公表及び關係當局の聲明は次の如くである。

海關監督公署注意書

一、要 旨

別表に掲ぐる貨物の輸移出に付ては海關監督より無爲替輸移出の許可を受けたる場合を除き左の通り爲替を賣却したるものに非ざれば之を免許せられざるに付き、輸移出申告の際には中國聯合準備銀行の確認ある爲替賣却證明書又は海關監督の發給せる

聯合準備銀行は確認済の爲替賣却證明書の内一通を輸出又は移出を爲さんとする者に一通を當該證明銀行に送付す

(三) 無爲替輸移出許可申請書には左記事項を記載し三通を作成して中國聯合準備銀行經由にて輸移出港海關監督公署に提出すること

- 一、申請者の住所職業及び氏名又は商號
 - 二、荷受人の住所職業及び氏名又は商號
 - 三、輸移出貨物の品名、數量、價額及び送り狀金額
 - 四、輸移出港及び積載船名
 - 五、輸出又は移出の豫定期
 - 六、爲替を賣却せざる理由
 - 七、その他參考となるべき事項
- (四) 爲替長期入金輸移出許可申請書には左記事項を記載し三通を作成して中國聯合準備銀行經由にて輸移出港海關監督公署に提出すること

- 一、申請者の住所職業及び氏名又は商號
- 二、荷受人の住所職業及び氏名又は商號
- 三、輸移出貨物の品名、數量、價額及び送り狀金額
- 四、輸出又は移出の時期
- 五、輸移出貨物の仕向地及び到着時期
- 六、仕向爲替手形の賣却時期及びユザンス仕向爲替手形の取立依頼時期及びユザンス又は被仕向送金爲替の受領時期

第二回新支那現勢要覽

- 七、入金の長期に亘る理由
 - 八、爲替賣却年月日及び爲替賣却證明書提出年月日
 - 九、其の他參考となるべき事項
- (五)無爲替輸出許可證又は爲替長期入金輸出許可證は許可申請書を受理したる中國聯合準備銀行より申請者に交付す(別表)臨時政府の命令に依り中華民國二十八年三月十一日以降別表記載の貨物の輸出及び中南支向移出(ジャンクにて運送するものを含む)には中國聯合準備銀行の確認せる爲替賣却證明書又は海關監督の發給する無爲替輸出許可證を添附するに非ざれば其の船積を許可せず

- 税番 品名
- 三 鳥卵及び同製品
 - 六七 胡桃
 - 九四 落花生油
 - 一〇五 落花生
 - 一〇六 杏仁
 - 一三二 棉實
 - 一四四 葉煙草
 - 一五〇 ヴァーミセリ及びマカロニ
 - 一五〇 石炭
 - 二一一 毛製カーベット(毛綿交織物及び床敷を含む)
 - 二五四 麥稈眞田及び麥稈帽の内麥稈眞田

二七〇の内 鹽

輸移出貨物通關に關する海關布告實施に
件ふ中國聯合準備銀行公表文

- 一、爲替銀行の爲替賣却證明並に之が當行の確認事務を簡易化し貨物の輸移出手續を圓滑迅速ならしむる爲め輸移出者は商談成立あり次第可及的速に爲替銀行に對し賣爲替豫約を爲され度し
- 二、爲替賣却證明に關する當行の確認輸移出爲替を買入れたる銀行が
- (イ)日滿向輸出爲替に在りては日滿に於ける入金額に相當する日滿貨爲替
- (ロ)其の他地域向輸出爲替に在りては仕向地に於ける入金額に相當する英貨又は米貨爲替を當該輸移出爲替の入金時期に受渡となる電信爲替に依り當行に賣却(賣豫約を含む)し居れる場合は何時にても之を行ふ
- 三、當行は爲替銀行の英貨爲替又は米貨爲替の直賣又は先買の爲め乗換へ取引の要求に應じ極力銀行爲替金融其の他國內金融の利便を圖るべし
- 四、當行は爲替銀行より其の顧客に對する賣却爲替カバーとし爲替買入の申込を受けたる時は
- (イ)顧客に對する賣却爲替が日滿向のものに在りては日滿貨爲替
- (ロ)顧客に對する賣却爲替が其の他地域向のものに在りては

英貨又は米貨爲替

- を當該銀行より買入れたる爲替(北支所在店舗分を通計したるもの)幣種別金額の範圍内に於て原則として之が賣却を應諾すべし
- 五、當行に對し爲替の買入れを求むる爲替銀行は別紙書式(略)に據る爲替買入申込書を當行に提出せらるべし、尙ほ爲替買入れ申込書には顧客の署名又は證印を徴せられ度し
 - 六、當行よりカバーの許可を受け爲替銀行より爲替を買入れたる輸移入者は當行の要求する必要な報告をなし、尙ほ貨物の輸移入を爲したる時は遅滞なく海關の輸移入證明書を當行に提出せらるべし
 - 七、當行の爲替銀行との爲替賣買相場は英貨爲替に付ては直物一志二片、米貨爲替に付ては當行入電米英クロスレートの前日大引相場を對英一志二片にて裁定したる相場とし其の先物は米英クロスレートの先物低下率に應じ先物より低下するものとす、但し當行の直買、先賣、乗換の場合は當分の内値額を置かざることとす
 - 八、爲替銀行の買入れたる輸移出爲替手形にして償還又は買戻となりたる場合當行は必要に應じ當該銀行に對し其の爲替リスクを適當にカバーすることあるべし
 - 九、爲替銀行の當行に對する爲替の賣却は必ずしも顧客より爲替を買入れたる店舗に於て個別的になすを要せず、例へば天津、

青島等の主要店舗に於て取纏め之をなすも差支なし

王委員長聲明

本日附海關佈告に依り來る三月十一日より特定貨物の輸移出には爲替賣却證明に關する中國聯合準備銀行の確認を要することゝなれるが、右は昨年三月十日中國聯合準備銀行の創立以來健全に生長しつゝある同銀行券の機能を一層充實せしめ、獨り國內通貨としてのみならず、貿易通貨としても北支唯一の國幣たるの實を擧ぐることを目的としたるものに外ならぬ。即ち同行券の發行高は既に一億八千萬圓を超え其の信用は日に増大し、今や同行券は國內通貨としては間然する所なき成果を擧げるに至れり。他面國際貿易上の通貨としても同行券に完全なる機能を發揮せしむることには北支在住内外人の共に要望する所にして、局に當る者の夙夜忘るゝ能はざる衷心の念願なりき。之が實現の一端として昨年十月には外國爲替基金制度を設置し、同基金の利用は最近漸く活潑となり來れり。然れども諸般の事情を考慮し今日迄其の流通の認められ居る舊法幣との關聯に於て、且つ舊法幣が其の價值著しく低下し、併も動搖常なき蔣政權下の通貨に一脈の關聯を有する關係上、中國聯合準備銀行券をして創立以來の既定基準たる一志二片に依る貿易通貨たるの機能を發揮せしむるに付き猶ほ遺憾の點無しとせざるものありき。然れども周知の如く舊法幣は來る三月十日を以て流通禁止となり、同行券が茲に從來の煩累を斷絶し北支唯一の國幣となるに至る以上獨り國內通貨としてのみならず、貿

易通貨としても之に對し確固不拔の安定性の付與せらるべきは毫に當然にして内外人齊しく期待し居る所なるべし。惟ふに今次事變の爲め物心双面に亘り多大の犠牲を蒙れる北支民衆に對し速かに安居樂業の指針を與へ其の再生を圖り、愈々之が福利を増進せしめざるべからざる現狀に於て施し探るべき喫緊の要事は、出來得る限り速かに且つ能ふ限り廣範圍に各種産業を復興開發し以て其の生活安定を圖るに在り、之が爲め中國聯合準備銀行券に對し一志二片基準に依る安定せる外貨轉換性を付與し、以て右の産業開發に必要な物資又は民衆生活必需品の對外購買力を増大せしむること絶對不可缺の條件なり。

今回の措置は前述の如き期待に副ひ北支民衆再生の大業を達せんが爲め採りたる缺くべからざる措置にして、假にも之が爲め國際通商及び外國爲替取引に障礙を及ぼすが如きことあらば遺憾此の上なき次第なるを以て、斯かる危惧なきやう之が實施に當り充分考慮を拂ひたり。

之に依り北支は均等なる條件の下に有利に諸外國より物資の導入を圖り得、北支民衆の福利を増進するのみならず、北支生産重要商品の輸出に付き確固たる採算基準を與へ、國際通商は圓滑となり、列國共同の利便は大いに増加せらるべきことは信じて疑はざる所にして、内外人舉つて之に協力せられんことを希望し且つ期待するものなり。

中國聯銀總裁聲明

より北支は安定せる通貨價值の基礎の上に均等なる條件を以て有利に諸外國より物資の導入を圖り得ることとなる。一面事變以來舊法幣の漸次的下落により動搖を來し居れる國內物價に落着きを與ふるは勿論、北支生産の重要商品の輸出に付き確固たる採算基準を與ふることとなるのである。斯くの如きは北支産業開發振興に寄與すること絶大であつて、北支民衆の生活は安定し愈々其の福利は増進せらるゝのみならず、國際通商は圓滑となり列國共同の利便は大いに増進するのである。

今回の措置は上述の如く北支民衆再生の大業を達成せしむるが爲め缺くべからざるものであつて、又内外人の要望にも應へる所以でもある。従つてかりそめにも國際通商に障礙を及ぼすが如きことあらば、遺憾此の上もない次第であるから、斯かる危惧なきやう之が實施に當り充分なる考慮を拂つてゐるのである。即ち善意にして且つ正當なる既存契約は能ふ限り之を尊重し、殊に國際金融の衝に當る爲替銀行の正常なる業務に付ては、制限を加ふるの意圖なく寧ろ進んで其の業務の膨脹を圖つてゐるのである。例へば輸出爲替の取組銀行は之を輸出業者の任意たらしめたのは勿論一見極めて複雑に見ゆる通關手續に關しても、例へば輸出業者の商談あり次第速かに爲替銀行に買爲替の豫約をなし置く場合には爲替銀行の證明並に之が當行の確認は極めて圓滑且つ迅速に取運ばれるのである。又正常なる輸入物資の決済の爲めには、當行が其の受入れたる爲替資金のうちより充分なる外貨資金を各爲替銀

三月十一日より實施せられる輸出貨物通關に關する海關布告によつて今後特定貨物の輸出の通關手續に付き爲替賣却證明に關する當行の確認を要することとなつた。右、確認事務は海關監督公署注意書により知らるゝが如く輸出業者の任意選擇せる爲替銀行に輸出爲替を賣却し、之を買入れたる爲替銀行が之に相當する爲替資金を一志二片基準の相場にて當行に賣却し居れる限り常に圓滑且つ潤澤に行はるゝものである。之と同時に別途當行公表文書により明かなる如く、當行の爲替銀行に買入れたる爲替資金は其の銀行の買客に對する輸入爲替の必要なるカヴァーなる限り其の買客により差別することなく、之亦一志二片基準の相場を以て常に圓滑且つ充分に之を當該銀行に賣却するものである。

故に今回の措置は専ら當中國聯銀券に貿易通貨たるの機能を充分に附與し、北支在住の輸出入業者及び爲替銀行の何れかに對しても無差別且つ均等に各業務を圓滑に遂行發展せしめんとするものに外ならないのである。其の目的とするところに付ては行政委員長聲明によつて餘すところがないのであるが、之を要するに當行券に對し一志二片基準による充分なる外貨轉換性を附與することは北支在住内外人の齊しく仰望し來れるところなると共に、當行創設以來吾人の夙に忘るゝ能はざりしところであつて、之が爲め曩に外國爲替基金制度を設置し其の一端を實現したのであるが、今や萬端の準備を整へ以て完全なる貿易通貨たらしむるの運びに立ち至つたことは最も欣快とするところである。本制度の實施に

行に供給することゝしてゐるのみならず、他方輸出爲替金融等に必要なる國內資金に付ても爲替操作を以て極力潤澤に之を供給する方針であるから、爲替銀行としては毫末も爲替基金を負擔することなく、極めて安易に輸出入双方の金融を營み得ることとなるのである。之を要するに今回の措置は中聯券に外貨轉換性を附與するものであるから、内外人を擧げて協力せられんことを希望し且つ期待するものである。

河村正金銀行支配人談

今回實施せらるべき北支爲替集中及び輸出統制は日滿及び第三國との貿易關係を圓滑にし、且つ一方來る三月十日限り舊法幣は流通禁止となる爲め中聯券を名實共に北支に於ける唯一の通貨と爲すべく企圖せらるゝものであるが、從來外銀及び外商は北支の貿易通貨として依然舊法幣を使用して居つたが、今回の爲替集中により彼等が好むと好まざるとに拘らず中聯券を使用するに至るものと思ふ。昨年三月十日中聯設立以來其の通貨政策は着々實效を擧げ、現在既に其の流通額は二億圓餘に達して居るが、今後一層中聯券の流通は普及し北支は中聯券一色に塗潰し、健全なる通貨制度を確立し明朗なる經濟發展を着々實現して行くものと思ふ。

實施以後、中聯券の對外價值は一志二片基準となり、第三國貿易は總べて之によつて決済されるが、從來八片臺を以て輸出されて居つた對三國向け商品は其の輸出能力に於ては若干不利を見ることあらんも、輸出品が一志二片で決済されることによつて充分

パーせらるべく、漸次輸出商品の價格の調節と共に爲替相場の安定は貿易の伸展を助長し將來北支の輸出は期して俟つべきものがある。右爲替集中は各國銀行及び商社に對し均等の取扱であることは注目すべきであり何等排他的の所は無く、從來外銀、外商が前述の通り舊法幣を使用し八片毫を以て北支貿易を壟斷して居つたのを邦商と同様、中聯券を使用せしめ、同一相場一志二片に公定せんとする次第であつて、是こそ所謂外人の念佛である機會均等の最も顯著なるものと思惟される。

而して特定輸移出品目は前記の如く十二品目に決定されたが、青島に於ては既に之より先き同港輸移出全品目に對し一志二片基準爲替の取組を強制し、併も右爲替を同地の横濱正金銀行に賣却せる證明書がなければ輸移出を許可せずと相當強硬な方針を採つて來たの

であつた。然し乍ら全北支に對し全輸移出品目に亘つて右の方針を強要する時は、一時的にせよ北支輸出貿易に重大なる打撃を與へる惧れがあり、且つ微妙なる國際關係をも考慮して取敢へず十二品目に決定したのであつた。品目決定に當つては第一に輸移出年額百萬圓以上のものを摘出し、其の内より臨時政府の命令によつて輸移出禁制品として指定されてゐるもの(例へば棉花、羊毛、皮革等)を除き更に第三國向輸出多額なるものを選び、且つ日本向を全然除外すると第三國から抗議を受くる惧れがあるので、特に棉實、石炭、鹽等の日本向品目を加へたものと云はれる。右特定品目の最近に於ける北支六港輸出額を表示せば次の如くである。

第一表 民國廿五、廿六、廿七年度北支六港別輸出額(單位千圓)

品名	北支六港計	天津	青島	秦皇島	芝罘	龍口	威海衛
鳥卵及び同製品	廿五年 一七、三五九	一三、六六三	三、六八八				
	廿六年 一九、二二三	一一、四八八	七、七三一				
	廿七年	一一、三九五					
胡椒	廿五年 二、七三二	二、七〇〇	一一				
桃	廿六年 三、六一三	三、六〇七	五				
	廿七年	二、〇三二					
落花生油	廿五年 一〇、六〇八	一三	一〇、三三〇				

落花生	廿六年 一六、五八一	五二	一五、八〇八				
	廿七年	五一					
杏仁	廿五年 一〇、五九七	五五〇	五、八九四				
	廿六年 一一、七二九	三五九	六、三六七				
	廿七年	五九七					
棉實	廿五年 二、六一〇	二、二八四	二四二				
	廿六年 二、六八五	二、五二四	七七				
	廿七年	三、八四一					
葉煙草	廿五年 一、九〇六	一、五二八	三七八				
	廿六年 二、四一五	一、八三七	五七八				
	廿七年	二、二六三					
豆素麵及びマカロニ	廿五年 五、八〇二	五、八〇二					
	廿六年 四、五七二	四、五七二					
	廿七年						
石炭	廿五年 九、一一五	五四四	二、六二六				
	廿六年 二、七二八	四一七	二、三三五				
	廿七年	一、〇六七					
カーベット	廿五年 四、二一八	四、二一七	九、九四五				
	廿六年 六、九二〇	六、九一六					

品目	廿七年	廿六年	廿五年	廿七年	廿六年	廿五年	廿七年	廿六年	廿五年	廿七年	廿六年	廿五年		
麥稈 眞田	一、八〇〇	一、六〇〇	一、七七一	五、六一二	一、四一四	一、二一四	三六五	一、二一四	三三〇	一、七七一	一、七七一	一、七七一		
鹽	二、六四四	三、〇三五	一、八七一	二、〇九二	一、一八四	一、六一六	六、六七四	一、〇五三	二、五九〇	一、六一九	二、二二九	二、三三〇		
十二品目計	七、八八八	八、一三七	三〇、九六二	二七、三六三	二九、六〇一	三三、四二八	六、六七四	三、七〇五	二、〇〇二	一、六一九	二、二二九	二、三三〇		
北支六港	一九一、一一一	一一七、八二六	五、五三三	七、〇六五	一一、四〇四	九、七三七	二、五九九	二、六四七	二、二四七	二、三三七	二、三三七	二、三三七		
輸出總額	二二五、七四三	一一八、八七二	一七六、〇六一	五八、〇三九	一一、四〇四	一二、三一七	一一、四〇四	一二、三一七	一二、三一七	一二、三一七	一二、三一七	一二、三一七		
十二品目の總額に對する割合	三三・六%	四〇・九%	一七・六%	二一・三%	二二・三%	二二・三%	二六・六%	三〇・〇%	二六・六%	二六・六%	二六・六%	二六・六%		
品目	北支六港計	天津	青島	秦皇島	芝罘	龍口	威海衛	北支六港計	天津	青島	秦皇島	芝罘	龍口	威海衛
鳥卵及び同製品	一、〇四九	六三五	四二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
胡椒	四八二	四六八	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
花生油	四、九七五	一、〇五一	三、三六一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
花生	二二、六五二	八、四六四	九、三三五	一〇	一、九〇八	四三〇	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

第二表 民國二十六年度北支六港中南支向純移出額

品目	廿七年	廿六年	廿五年	計
杏仁	五五一	五〇九	三四	五五、三四〇
棉實	一、三七九	△二、二六二	四、六四一	一一、五八四
葉煙草	二、八五〇	△一四	九	二六、八九〇
豆素麵及びマカロニ	二、〇九三	二、五八八	八、七七九	九、五四一
石炭	一、一五〇	一、一四九	一	二、二二一
カーベット	二二五	△一二	二七四	二、三四七
麥稈 眞田	二四	八	一六	二、八四七
計	五五、三四〇	一一、五八四	二六、八九〇	二、二二一

(註) 各港國內貿易に於ける移出入差引純移出額を示す、但し△印は移入超過額なり。

而して聯銀は爲替管理實施に先立ち之が事務を取扱ふ爲め聯銀内に外滙局(外國爲替局)を設け、且つ天津、濟南、青島、威海衛、芝罘に爲替局辦事處を設置し、外滙局長には中國銀行奉天支店總經理を任命した。

爲替管理全輸出品目に擴張

北支經濟擾亂の策源地となつてゐた天津英租界は、今次我方の租界隔絶斷行によつて其の活動範圍を削減され、聯銀券の發展を阻害してゐた法幣の餘命も且夕に迫るに至つたので、此の絶好のチャンスをつ捉へて法幣の死命を制すべく民國廿八年七月十日を期して爲替管理を北支輸出商品の全品目に擴

張することに決定し、此の旨を七月一日臨時政府より發表した。之により輸出爲替は完全に一志二片基準の聯銀券の獨占する所となり法幣貿易は完全に消滅、茲に北支經濟發展上に一大痛をなしてゐた法幣は全く反古と化して北支市場より退場の已むなきに至つた。而して聯銀の爲替集中總額は三月十一日爲替集中開始以來六月末まで百萬磅を突破し隆々たる好成績を示したが、法幣の消滅によつて更に大躍進を遂げるものと期待されてゐる。斯くして聯銀券は完全なる貿易通貨たる地位を占め對内、對外兩方面から見ても名實ともに北支に於ける唯一の通貨として確固たる地歩を占めるに至つた。而し

て聯銀爲替集中の擴大實施要綱並に右に關する臨時政府の當局談、海關布告等は次の如くである。

聯銀爲替集中の擴大實施要綱

- 一、凡て輸出に際しては海關布告により今回の爲替集中制から除外される場合並に海關から無爲替輸出を許可される場合の外は中國聯銀の確認ある爲替賣却證明書を海關に提出するを要す
- 二、輸出品の金額百圓未満のもの、旅具及び引越荷物、船用品、特に腐敗し易き貨物、書籍畫畫(骨董品を除く)、新聞及び定期刊行物、包装容器等は本手續より除外す
- 三、日本、滿洲以外の第三國向輸出は日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆通貨、中國聯銀券以外の通貨を以て輸出全金額に付き爲替を取組むを要し其の建値は一志二片基準とす
- 四、日本、滿洲向輸出は日本通貨、滿洲國通貨(若くは中國聯合準備銀行券)を以て爲替を取組むを要す
- 五、輸入爲替賣却外は貿易送金等に充當の爲め原則として中國聯銀買入爲替の九割とし特に聯銀政策に協力せるものに對しては全額賣却を認める
- 六、貿易外送金に關しては財政部總長の許可を要す
- 七、輸入に付ては原則として輸入管理を行はず曩に各爲替銀行、貿易商等に掲示せる輸入希望品目四十二品目を九十品目に擴張して右品目の輸入を極力希望する。

臨時政府當局談(二十八年七月六日)

本日(民國二十八年七月六日)附海關布告に依り、來る七月十七日より一切の輸移出に付き爲替賣却證明に關する中國聯合準備銀行の確認を要することゝしたり。惟ふに去る三月十一日以降特定貨物を限り其の輸移出に付き所謂輸移出爲替の集中制を採用し來れる處、右措置は聯銀券をして貿易通貨としても北支唯一の國幣たるの實を擧げしめんとする内外人の豫ての興望に應へたるものとして、内外人殊に貿易業者等の協力を受け、該特定貨物の輸移出は本制度實施により何等の障害を蒙らざりしのみならず、却つて必要物資の輸入力を増大するを得たるは、華北經濟開發並に民衆福利の増進の爲め誠に欣快に堪へざる處なり。

政府は豫て輸移出爲替集中を全商品に擴張し以て舊法幣を貿易場裡よりも驅逐するを以て最も適切なる方策なりと信したるも、一氣に之が實現を圖り爲めに急激なる變化を貿易上の取引に及ぼすことは望ましからざる處なるを以て、過般行ひたる特定貨物の輸移出爲替集中の實績を注視し居りたるが、其の結果前述の如く本制度の運用は至極圓滑に行はるゝものなりとの確信を得たるを以て今回更に之を全商品に及ぼすことゝしたる次第なり。

今回の措置は過般實行せる輸移出爲替集中の適用範圍を擴張したるに過ぎず、従つて前回と同様の方針に依り本制度に協力する内外人の何れに對しても無差別平等、機會均等に利便を圖るものにして何等通商上差別待遇を爲すものに非ざる處なり。殊に善意

にして且つ正當なる既存契約は過渡的に成るべく尊重するものなり。

政府は聯銀券をして獨り貿易取引上の通貨たるのみならず貿易外の對外取引にも其の機能を發揮せしむることは夙に考慮しつゝありたる處なるが、今回の爲替集中の擴張を機とし買取爲替の一部を割き、已むを得ざる貿易外支拂例へば在留外國人の郷里送金等に充當することゝなせり。其の結果華北在住の外國人の利便は多大なるべきを信すると共に、之に依り聯銀券の外貨轉換性は愈々完成の域に達することゝなるべし。尙ほ輸入に付ては今回の措置が爲替集中を全輸移出に及ぼす關係を考慮し、聯銀の輸入希望品目表は之を相當範圍に擴張し、華北の開發資材並に生活必需品の主要なるものを殆んど網羅せり。輸入業者は當局の意のある所を充分諒得し、物資の輸入に付ては成るべく右品目を選擇するやう希望するものなり。

以上要するに今回の措置は聯銀券の外貨轉換性をして完成の域に達せしめんとするものにして、之に依り華北の産業開發及び民生安定の基本要件たる聯銀券の基礎は強化せられ、以て華北の新秩序に即應し内外人に對し全く機會均等に且つ平等に其の利便を増進せしむるものなるが故に、凡そ華北に關心を持ち華北を愛するの士は擧つて之に協力を惜しまざらんことを切望して已まず、殊に今日迄特定物資の爲替集中に多大の協力を寄せられたる外國貿易業者等の各位に對し、一層の好意を以て支援を與へられんことを希望し且つ期待するものなり。

海關監督公署注意書

民國二十八年七月六日附輸移出貨物通關に關する海關布告の要旨並に手續は左の如くである。

一、要旨

貨物の輸移出に付ては海關監督より無爲替輸移出の許可を受けたる場合及び海關布告に依り輸移出に付許可を要せざる場合を除き左の通り爲替を賣却したるものに非ざれば之を免許せられざるに付き輸移出申告の際には中國聯合準備銀行の確認ある爲替賣却證明書又は海關監督の發給せる無爲替輸移出許可證を提出すること

(一)日本及び滿洲以外の地域への輸移出に付ては該貨物の正當なる價額の全部に付き日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆銀行券及び中國聯合準備銀行券以外の通貨を以て表示する爲替を中國聯合準備銀行券を對價とし對英一志二片基準以上の相場を以て北支所在の銀行に賣却すること

(二)日本及び滿洲への輸出に付ては該貨物の正當なる價額の全部に付き日本通貨又は滿洲國通貨(若くは中國聯合準備銀行券)を以て表示する爲替を中國聯合準備銀行券を對價として之と等價を以て北支所在の銀行に賣却すること

(三)前二號に依り賣却する爲替の外國又は中支若くは南支に於ける入金時期は海關監督の許可を受けたる場合を除き該貨物の輸移出後五箇月以内のものたることを要すること、尙ほ前項に

依り海關監督の許可を受けたる場合は之を證する書面を前記爲替賣却證明書に添付すること

二、手續

- (一)爲替賣却證明書は規定の書式に準據し四通を作成し賣却銀行に提出して夫々其の證明を受くること
- (二)賣却銀行に於て證明を爲したるときは中國聯合準備銀行に付き確認を受くることを要し中國聯合準備銀行確認の請求を受けたるときは當該證明銀行より爲替賣却證明書記載の爲替金額に相當する爲替を買入れたる上其の確認を爲すものとす
- 中國聯合準備銀行は確認済の爲替賣却證明書の内一通を輸出又は移出を爲さんとする者に、一通を當該證明銀行に送付す
- (三)無爲替輸移出許可申請書には左記事項を記載し三通を作成中國聯合準備銀行經由輸出港海關監督公署に提出すること
 - 一、申請者の住所、職業及び氏名又は商號
 - 二、荷受人の住所、職業及び氏名又は商號
 - 三、輸移出貨物の品名、數量、價額及び送り狀金額
 - 四、輸移出港及び積載船名
 - 五、輸出又は移出の豫定期
 - 六、爲替を賣却せざる理由
 - 七、其の他參考となるべき事項
- (四)爲替長期入金輸移出許可申請書には左記事項を記載し三通を作成、中國聯合準備銀行經由輸出港海關監督公署に提出す

ること

- 一、申請者の住所、職業及び氏名又は商號
 - 二、荷受人の住所、職業及び氏名又は商號
 - 三、輸移出貨物の品名、數量、價額及び送り狀金額
 - 四、輸出又は移出の時期
 - 五、輸移出貨物の仕向地及び到着時期
 - 六、仕向爲替手形の賣却時期及びユザンス、仕向爲替手形の取立依頼時期及びユザンス又は被仕向送金爲替の受領時期
 - 七、入金の長期に亘る理由
 - 八、爲替賣却年月日及び爲替賣却證明書提出年月日
 - (五)無爲替輸移出許可證又は爲替長期入金輸移出許可證は許可申請書を受理したる中國聯合準備銀行より申請者に交付す
- 輸移出貨物通關に關する海關布告實施に
伴ふ中國聯合準備銀行公表文
- 一、爲替銀行の爲替賣却證明並に之が當行の確認事務を簡易化し貨物の輸移出手續を圓滑迅速ならしむる爲め輸移出者は商談成立あり次第可成速に爲替銀行に對し賣爲替豫約を爲され度し
 - 二、爲替賣却證明に關する當行の確認は輸移出爲替を買入れたる銀行が
 - (イ)日滿向輸出爲替に在りては日滿に於ける入金額に相當する日滿貨爲替
 - (ロ)其の他地域向輸移出爲替に在りては仕向地に於ける入金額

に相當する英貨又は米貨爲替を當該輸移出爲替の入金時期迄に受渡となる電信爲替に依り當行に賣却(賣豫約を含む)し居れる場合は何時にても之を行ふ

- 三、當行は爲替銀行の英貨爲替又は米貨爲替の直賣又は直賣先買の乗換取引の要求に應じ極力銀行の輸出爲替金融其の他國內金融の利便を圖るべし
- 四、當行は爲替銀行より其の顧客に對する輸移入貨物代金決済の爲めの賣却爲替のカヴァーとして爲替買入の申込を受けたるときは
- (イ)顧客に對する賣却爲替が日滿向のものに在りては日滿貨爲替
- (ロ)顧客に對する賣却爲替が其の他地域向のものに在りては英貨又は米貨爲替を當該銀行より買入れたる爲替(北支所在店舗分を通計したるもの)幣種別金額の九割を超えざる限度に於て之が賣却を應諾すべし
- 五、當行に對し前號の爲替の買入れを求むる爲替銀行は規定の書式に據る爲替買入申込書を當行に提出せらるべし
- 尙ほ爲替買入申込書には顧客の署名又は證印を徹せられ度し
- 六、當行よりカヴァーの供給を受け爲替銀行より爲替を買入れたる輸移入者は當行の要求する必要な報告を爲し尙ほ貨物の輸移入を爲したるときは遲滞なく海關の輸移入證明書を當行に提出せらるべし

七、當行は貿易外送金に關し財政部總長の許可(當分の間當行總裁之を代行す)を受けたるものに對する爲替銀行の賣却爲替のカヴァーとして爲替買入申込を受けたるときは

- (イ)顧客に對する賣却爲替が日滿向のものに在りては日滿貨爲替
- (ロ)顧客に對する賣却爲替が其の他地域向のものに在りては英貨又は米貨爲替を許可金額範圍内に於て之が賣却を應諾すべし
- 八、當行に對し前號の爲替買入れを求むる爲替銀行規定の書式に據る爲替買入申込書を當行に提出せらるべし
- 尙ほ爲替買入申込書には顧客の得たる送金手形買入許可證を添付せしむることとし右許可證は當行の爲替賣却後當行に於て之を保管するものとす
- 九、第七號の貿易外送金に關し財政部總長の許可を受けんとする者は規定の書式に據る送金手形買入許可申請書三通を爲替銀行經由當行に提出せらるべし
- 一〇、前號の申請に對する送金手形買入許可證又は送金手形買入不許可通知書は當行より申請者に交付す
- 一一、當行の爲替銀行との爲替賣買相場は英貨爲替に付ては直物先物共一志二片、米貨爲替に付ては當行入電米英クロスレートの前日大引相場を對英一志二片にて裁定したる相場とし其の先物は米英クロスレート先物低下率に應じ直物より低下するものとす、但し當行の直買、先賣、乗換の場合は當分の内値額を置

かざることをす

一二、爲替銀行の買入れたる輸出爲替手形にして償還又は買戻となりたる場合は當行は必要に應じ當該銀行に對し其の爲替リスクを適當にカバーすることあるべし

一三、爲替銀行の當行に對する爲替の賣却は必ずしも顧客より爲替を買入れたる店舗に於て個別的に爲すを要せず、例へば天津青島等の主要店舗に於て取極め之を爲すも差支なし

聯銀券の基礎確立 以上聯銀券が國內通貨として通貨の統一に乘出し、次いで全輸出品目に對する爲替集中を斷行するに至つた迄の經過を大觀するに、中國聯合準備銀行創立一年間の政策は主として聯銀券の國內通貨機能増強と云ふ點に重點を置き、更に外國爲替基金の設置、輸出十二品目に對する爲替集中など漸次貿易通貨としての機能發揮に苦心が拂はれ、輸出全品目に對する爲替集中政策により舊法幣から貿易通貨の機能を剝奪し、茲に聯銀券は單一の國幣としての地歩を確立するに至つた次第である。而して民國二十八年三月十一日特定十二品目の輸出爲替集中を斷行してより、全輸出品目に擴大した七月十六日迄のこれ等十二品目の輸出の實績は大體一ヶ月千五百萬圓内外の爲替が取組まれてゐた。十二品目の輸出高は全輸出高の約三割と見られてゐるので、全品目に擴大後は

七月八日 四片四分の三 三七圓
 七月十七日 四片十六分の十五 五五圓
 七月十八日 四片 二六圓

滙豐銀行の外貨キャッシュニ賣停止の日

七月十九日 四片 (逆打歩) 二〇圓

右逆打歩は一時的現象として再び三〇圓見當に引返した。

七月廿七日 三片八分の一 (逆打歩) 一三〇圓

天津に於ける聯銀券に對するプレミアムは一時舊法幣一千元に就き三百七十圓乃至五百圓に達したことを思へば、プレミアムの減縮更に逆打歩への轉換は聯銀券強化を如實に示すものと云へよう。

次に全北支輸出貿易の大部分(九五・六%)を占むる天津、青島兩港に於ける特定十二品目輸出爲替集中當時の聯銀券と舊法幣との地位を比較するに、先づ輸出額は、

總輸出額	天津港	青島港
對日滿向	一七六、〇六〇千元	三一、四四六千元
對第三國向	九八、一一〇	一八、二五四
爲替管理十二品目輸出總額	七七、九五〇	一三、一九二
對日滿向	三〇、九六〇	二〇、〇六九
對第三國向	五、三〇〇	八、一三五
總輸出に對する比率	二五、六五〇	一一、九三四
	一七・六%	六三・八%

第四編・第四章・第四節 貿易通貨としての聯銀券

大體一ヶ月四、五千萬圓の輸出爲替が聯銀に集中されて聯銀券の貿易通貨としての機能は強方に發揮され、對外信用は一段と高まるものと期待されてゐる。

之に反して舊法幣の地位は愈々轉落の一途を辿るべきは明瞭であつて、同年七月六日輸出爲替集中に關する布告が一度發表されるや舊法幣の土臺は忽ち動搖し、其の爲替相場は對英四片毫に低落、聯銀券に對するプレミアムも漸落の歩調をとるに至つた。即ち右集中政策前後の天津に於ける舊法幣の對英爲替相場及び聯銀券に對するプレミアムを見ると次の如くである。

民國二十八年 舊法幣の對英爲替相場	聯銀券に對するプレミアム(舊法幣千元に付てのプレミアム)
六月一日 七片八分の七	一九八圓
六月八日 六片十六分の三	一六〇圓
六月十四日 五片十六分の十三	一四五圓
六月二十二日 五片八分の七	一一五圓
上海支那側銀行のモラトリアム實施當日	一一〇圓
六月三十日 五片十六分の十一	七〇圓
七月六日 五片十六分の三	
北支輸出爲替集中制擴大實施發表の日	

第三國向に對する比率

三二・九%

九〇・五%

右の如く天津の總輸出額に對する聯銀券の地位は僅か一割七分六厘舊法幣は八割二分四厘、第三國に對する地位は聯銀券三割二分九厘舊法幣六割七分一厘を示し、青島の總輸出に對する聯銀券の地位は六割三分八厘、舊法幣は三割六分二厘、第三國に對する地位は聯銀券九割五厘、舊法幣九分五厘であつた。斯の如く青島に於て聯銀券の地位が極めて優位を示してゐるのは、天津の英佛租界の如き障害なく且つ豚毛を除けば、青島の主要輸出品目は何れも特定十二品目に包含されてゐたによる。又全體的に觀ると大體北支輸出の約三割が聯銀券貿易、七割が舊法幣貿易と云ふ状態で、十二品目に對する輸出爲替管理當時は尙ほ舊法幣貿易が絶對的優位にあつたと云ふことが出来るのである。然し乍ら全輸出品目に對する爲替管理斷行の結果、舊法幣は全く其の貿易通貨としての機能を失ふこととなるに反し聯銀券の地位は愈々確立されるに至つた次第である。

歐米諸國の聯銀券壓迫 英・佛・米、就中英國政府は東亞新

秩序建設に關する我が崇高なる聖戰に對し終始妨害的舉措に出で、國民黨軍の敗退、臨時政府成立の現實の事態に對しても強ひて目を掩ひ、陰に陽に援蔣政策を續け來つた結果、遂に所謂天津租界問題

となり東京會談(第二編第三章參照)となつた次第である。而して英國側は東京會談に於て治安問題に就いては比較的簡單に我が主張を容認したるに拘はらず、天津英租界に於ける現銀引渡問題を中心とする北支通貨問題に就いては頑強に我が公正なる主張を否認し續けたのである。此の點を見ても明瞭なる如くスターリングにリンクする舊法幣が、圓にリンクする聯銀券に代替することは彼等の對支勢力の根柢に動搖を來すものとして極力妨害を試みた所である。即ち中國聯合準備銀行開業以來、天津英佛兩國租界工部局は租界内に於て聯銀券による公租、公課、電燈料、水道料等の納入を飽く迄も拒絕して舊法幣による受入を續け(其の後英佛租界は遂に聯銀券の實力を無視し得ざるに至り英租界は民國二十七年十二月一日より、又佛租界は同二十日より夫々納入を認むるに至つた)聯銀による北支金融工作に對し終始之を阻害する如き態度を持し來つたが、前記の如く聯銀が外國爲替聯銀集中政策を實施するや英・米・佛三國政府は在京各大使館を通じ、民國二十八年四月十三日午後有田外相宛書翰を以て「臨時政府の措置は條約に基く通商の自由を阻害し且つ第三國に對する差別待遇を與へるものである」として抗議を提出し來つた。而して英・米・佛三國政府の主張する點は結局、爲替の聯

銀集中措置は北支に於ける機會均等の原則を閉鎖するものであると云ふに歸するが、我方としては「右臨時政府の措置は通關上の一手續きに過ぎず、何等通商の自由を拘束せず、又我が國も同一條件の下に置かれる關係上聊かも第三國に對する差別待遇を構成するものでなく、併も如上の政策は臨時政府の意圖に出づるものであるから我方に抗議するは妥當でない」との見地より斷乎之を一蹴した。即ち臨時政府の執つた爲替集中通關手續上規定の十二品目の輸出に付き單に中國聯銀の確認ある一志二片基準の爲替賣却證明書を提出することを要求せるものに過ぎず、之が取扱に就いては日滿中支及び第三國ともに全く平等であり、輸出の場合は日滿向け輸出は圓貨又は滿洲國通貨、第三國又は中南支向け輸出は日滿貨、聯銀貨又は蒙匯券以外の通貨を以て等しく一志二片基準の爲替を取組み聯銀の確認を受け、輸入の場合は中國聯銀が買入れた範圍内で賣應するのであつて何等機會均等の原則に違反するものでないに拘はらず、斯かる抗議をなすに至つたのは全く東亞の新事態に協力する誠意を缺くことに起因するものと云ふべきである。

更に又、右爲替集中政策に關聯し臨時政府が中南支を第三國扱ひとし、北支と中支との境界に就いて維新政府と協議の結果、新黄河

(民國二十七年六月中旬鄭州と開封の中間中牟附近より堤防決潰の爲め南流して出來上れる河流)以北を以て聯銀券流通區域とするこゝと決定したるに對し、上海英國商業會議所は三月二十一日コールダー・マールシヤル會頭の名を以て、外字新聞紙上に左の如き抗議的聲明を發表し極力其の實施に反對した。

英國商業會議所の聲明

北支臨時政府は三月十一日通貨統制に關する規則を公布したが、此の規則の目的は圓にリンクし外國爲替としては無價値である聯銀券の使用を實施し、以て準備あり且つ外貨に換へ得べき中國法幣を驅逐せんとするにある。聯銀券の流通を圖る爲めに税關は北支からの主要輸出品中若干の品目の輸出に對し、積積正金銀行と一志二片の割合で輸出爲替の取組をなすに非ざれば之を許可せざることとした。右の措置は日本の銀行に金融上の獨占權を握らせるもので其の結果は不安な聯銀券に外貨の背景を持たせることになる。而して聯銀券の安定化は通商の全面的萎縮を招來し、外商の多數は停業の餘儀なきに至らう。一方日本人にとつては聯銀券に依つて取引することは日本に於て物資を購入し得る通貨を受入れることになるから外商とは自ら異つた立場に置かれる。本規則の影響は先づ中國物産の輸業者に對して現れ、次いで日本品以外の外國品の輸入業者に及ぶであらう。何故ならば輸出に依つて獲得された外貨を輸入資金として使用されるやうな規定がないか

ら、日本以外からの輸入貿易は忽ち激減することは必定である。假令若干の外貨が賣られるとしても、それは恐らく割當制度が採用されるだらうから、結局聯銀の手中に外國品の輸入統制及び制限の實力が掌握されることになる。即ち此の新規則は英國の利益に對し明確に差別的であり、門戸開放、機會均等の主義を公然蹂躪するものである。英國商業會議所は英國の利益のみならず、北支に於ける日本以外の利益を毀損し延いては廣範圍に其の悪影響を及ぼすべき不賢明なる政策に對し抗議するものである。

然るに英佛兩租界工部局では曩に納入を承認したる聯銀券の舊法幣に對する打歩増大を理由に、同五月十日より兩租界内碼頭稅其の他の一般課金に對して聯銀券による納入は三割歩上げを通告して來た。之が爲め英佛兩租界に關係を有する邦人商社は甚大なる影響を受けたのである。

尙ほ臨時政府は聯銀を創設、聯銀券を發行して北支流通の舊法幣の回收整理の方針を確定すると共に、民國二十七年二月、聯銀の創設に参加した華商銀行にして國民政府幣制下に發行銀行たりし銀行に對して、從來發行準備として北京及び天津に保管して來た現銀の移讓を求め京津現銀保管委員會を設け、右現銀の移讓による最初の聯銀券價值安定資金の充實を圖つた。因に京津現銀保管委員會條例

第二回新支那現勢要覽

の内容は次の如くである。

- 一、政府は京津兩市現銀保管委員會を設け、政府の命令により現銀を管理せしむ(同條例第一條)
- 二、京津兩市現銀保管委員會委員は政府之を任命す、其の委員數は二十一名を超ゆるを得ず(同條例第二條)
- 三、前項の委員中より七名を互選し常務を處理す(同條例第三條)

右により移讓を要求された現銀は中國、交通兩銀行の持分が過半を占め總額四千五百萬元乃至五千萬元と見積られる。元來此の現銀は國民政府側の京津現銀保管委員會の管理下に在り、且つ又天津の英佛兩國租界に置かれてゐるので之が引渡には英佛兩國總領事の承諾が條件となつた。然るに兩國總領事は(一)英佛兩國政府は何れも臨時政府を承認してゐないのであつて兩國租界内に保管されてゐる現銀の所有權は依然として國民政府側に在るものと認める、(二)併も是等の現銀は北支に流通して居た舊法幣の準備に當てられて居たものであるから聯銀に對する出資銀行として之を租界外に搬出することには賛成し難い、(三)但し特に日本側官憲に於て保管現銀の檢證、封印を行ふことに就いては敢て反對しないとの態度をとり、日英東京會談に於て日本側から重ねてこれが搬出を要求したのであつたが、遂に我が公正なる主張を容れず依然として搬出を拒否、英

國が臨時政府の幣制改革に對し、如何に執拗なる反對的態度を執つたかは、別項東京會談の項に於て説明せる如くである。

第五節 交通、通信

鐵道概況 北支那に於ける鐵道は大體京漢線(北京・漢口間)北寧線(北京・山海關間)、津浦線(天津・浦口間)、京包線(北京・包頭間)、正太線(石家莊・太原間)、膠濟線(青島・濟南間)、同蒲線(原平・風陵渡間)等が主要幹線を成してゐた。然るにこれ等の各鐵道は暴戾蔣介石軍によつて多大の損壞を蒙つた結果、皇軍は言語に絶する凡ゆる勞苦を忍んで急速に之が復舊に當つたが、其の復舊概況は次の如くである。

京包線豐臺・張家口間	同	民國二十七年十月十五日
同 張家口・大同間	同	十一月一日
同 大同・包頭間	同	十二月十一日
京漢線北京・保定間	同	十一月五日
同 保定・豐樂間	同	二十日
津浦線全通	同	民國二十八年四月一日
膠濟線	同	民國二十七年三月廿一日
京古線	同	四月一日

正太線	同	六月廿日
新鄉・開封間(京漢線新源)	同	二十八年五月五日
運城・蒲州間(同蒲線)	同	五月十五日
黃河鐵橋	同	民國二十七年七月一日

尙ほ此の間我が國の國有鐵道と滿鐵、北支鐵道を連絡する通車聯絡協定が成立し、二十七年十月一日より東京・北京間の連絡が行はれたが、更に同月十五日より我が鐵道各驛と京山線及び支線各驛間の貨物輸送連絡が開始され、次いで翌二十八年六月末華北交通、華中鐵道兩社間に直通連絡協定の成立を見、八月一日より新協定に基づく改正規則を實施した。即ち揚子江以南華中鐵道所管線との旅客運帶運輸の取扱ひを海南線は上海、蘇州、丹陽、徐州、無錫、鎮江、南京の七驛に、海杭線は嘉興、杭州の二驛に、又南蕪線は蕪湖驛に擴大し、以上十驛にて連絡乗車券を發賣する一方、從來より華北交通線のみで行はれてゐた附資運輸(例へば荷物、小荷物損害賠償)を華中鐵道線にも實施、其の他貨物取扱驛として天津西驛、楊泉驛を追加するなど全面的改正が行はれ、客貨輸送に多大の利便を齎らすこととなつた。

斯くて東亞交通路は活潑に活動を開始した譯であるが、二十八年三月現在に於ける開通營業線を擧げると次の如くである。

京山幹支全線	四六六軒〇
京漢幹線	六一四・八
同 六河溝支線	一八・〇
同 垓里支線	一六・三
同 蘆溝橋豐臺支線	九・三
同 西陵支線	三三・二
同 開口店支線	一五・二
京包幹支全線	八六二・三
津浦幹線全線	一、一〇三・一
同 臨趙支線	四〇・八
同 濟寧支線	三一・五
膠濟幹線全線	三九三・四
同 博山支線	四三・五
同蒲線	約六〇〇・〇
正太線	二四二・〇
計	四、四九五・〇

北支各鐵道運送新規定 北支に於ける鐵道運輸は治安の回復と共に漸次整備し、愈々鐵道本來の使命に邁進し來つたに鑑み、滿鐵北支事務局では新事態に即應する新客貨運送關係規程を制定し、民國二十八年四月一日より之を實施したが、之に先立ち三月一日午前十時鐵道總局より左の如く發表された。因に諸規定は新設華北交

通會社によつて踏襲された。

鐵道總局發表

昭和十二年七月、今事變の勃發に伴ひ北支諸鐵道は敗敵の暴狀により多大の破壊を蒙つたが、其の後皇軍の急速なる戦果の擴大に伴ひ北支鐵道運輸は漸次其の假營業區域間を擴張し、津浦線にあつては淮河、京漢線にあつては新郷、同蒲線にあつては運城に至る殆んど北支諸鐵道の全域四千有餘軒を包含するに至つた。斯くして當局は戦禍による被害を極力回復することにより事變前への状態復歸の差當りの目途として假營業の形態により漸次運輸業務を遂行したが、此の間北支の實情に鑑み旅客及び貨物の運送關係規則は京漢線にあつては事變前の舊規則を大體に於て其の儘踏襲し、其の他の諸鐵道にあつては簡易な取扱規則を暫定し應急措置を講じ來つた。今や皇軍の威力により治安の確保進展に伴ひ新政策の基礎愈々鞏固となり、經濟建設また躍進期に移行せんとするときに當り、經濟活動の基幹たる鐵道も亦現狀を改め舊殻を破り陋習を脱し將來に備へると共に、明朗北支の建設に貢獻すべき責務を痛感する次第である。以上の趣旨に基き茲に新たな旅客及び貨物の運送規則を制定し、來る四月一日を期し實施することとなつた。之を要約するに現行本營業區間たると假營業區間たるを問はず基本的取扱内容を一元化し、一貫經營の實を發揮して公衆の便益を圖ると共に、日滿各先進鐵道との關係に特別の考慮を拂つたものである。而して今回の改正に於ては取扱規則の改正に

重點を置き運賃及び料金關係に付ては其の根本的改正は他日經濟界の安定を見たる後を期し差當り左に掲ぐる程度の補足的是正に止め、計算の簡易化を圖り相互の利便に資したるものである。

協定事項

- 一、鐵道の責に歸すべき損害に對しては之が賠償の責に任ずることとし、舊來の陋習を打破し鐵道が社會の公器たる所以を明確ならしめる。
 - 一、受渡期間を制定し鐵道の責に歸すべき受渡期間を制定し鐵道の責に歸すべき受渡遲延に對しては之が損害賠償の責任の限界を明かにし、北支鐵道運輸上に新紀元を劃した。
 - 一、要價額表示の取扱ひを新たに實施し手小荷物及び貨物の運送上の事故に對して損害賠償額の限定を明かにした。
 - 一、小荷物及び貨物に對し着站に於て到着通知を發することとし荷物の引取に便ならしめた。
- 旅客關係
- 一、假營業線に於て旅客の途中下車を認めることとし、京山線地帯の取扱に合致せしめた。
 - 一、寢臺使用時間は二十一時より翌朝九時まで（滿支間直通列車に限り二十時より翌朝八時迄）とした。
 - 一、傷病賜金受給者、招魂祭參拜者、遺族公益的會合參列者に對する旅客運賃の割引を實施し社會公衆の爲めに資した。
- 手小荷物關係

一、特定站を設け内地の取扱ひをなし旅客荷物の利便を圖ることとした。

一、手小荷物となし得ざる行商品、自轉車等特定小荷物の制度を設け旅客の利便を圖つた。

一、牛乳運送用空罐の特別扱ひ、新聞、雜誌、糸箱等の無貨運送又は廻送を認め社會公益に資した。

一、小荷物輸送の實情と其の特質に鑑み從來一箇の制限百二十軒（假營業線にありては百軒）を五十軒に引下げ輸送の調整圓滑に資した。

一、荷物の無料保管期限を二日に改め實情に即せしめた。

一、小荷物運賃料金の先拂並に先拂特約の取扱ひをなし小取引に便ならしめた。

一、無貨運送重量を超過した手荷物に對しては小荷物運賃によることに統一し、從來の手荷物運賃は之を廢止し運賃適用の合理化を圖つた。尙ほ從來京山線地帯に別個に收受したる附帶費用は之を運賃中に組入れ運賃計算の簡易化を圖り、假營業線にも之を適用することとした。

一、食料品、學術研究用動物等特殊の荷物に對する運賃割引を新たに實施し社會公益の助長に資した。

一、特別新聞、雜誌の運賃を低下し社會公益の助長に資した。

貨物關係

一、扱種別は小口扱、車扱となし從來實施せし動物、車輛等に對

する個數扱は廢止し、當該貨物等級中、相當等級に組入れ扱ひを簡易にした。

一、代金引換の受託站は必要と認むる限度に制限し、又一口に對する引換金額の制限は之をなさぬこととした。

一、貨物引換證の發行は從來京山線地帯にあつては發行站を極端に制限し、假營業線にあつては之が發行をなさなかつたが京山線地帯にあつては各站、各營業線にありては必要と認むる站に於て發行することとした。

一、京山線地帯に實施せし「不負責運賃」は之を廢止したが、之により取引上の實際に及ぼす影響を考慮し石灰、石灰の如き主要貨物に對しては新たに特定運賃を設定し荷主の負擔過重を緩和した。

一、京山線地帯にありては從來普通輕量貨物、特殊輕量貨物に對する運賃計算方を實施したが之を廢止した。尙ほ個數扱を廢止し從量運賃の計算をなす關係上、動物死體及び鐵道車輛に對しては特定運賃率を設定し運賃の過重を避けた。

一、運賃率は從來の率を踏襲したるも、此の機會に運賃計算上の簡易化を圖る爲め左の如く改めた。

(1) 從來の積卸費及び站費は之を運賃中に組入れ、貨物の貨車積卸しは會社に於て出すことを原則とし、各線の取扱ひを統一した。而して特に荷主に於て積卸しを認むる場合を考慮し其の場合には當該運賃中より積込み又は取卸し費に相當す

第二回新支那現勢要覽

る額を控除した。

(2) 従来運賃率の料程は其の起點を二十軒とし以下一軒刻みなりしを百軒迄は二軒毎に、百一軒以上五百軒迄は五軒毎、五百一軒以上一千軒迄は十軒毎、千一軒以上は二十軒毎の刻みに改め運賃計算方の簡易化を圖つた。

(3) 従来最低運賃は最低軒二十軒分の運賃を收受する場合ありしも小口扱貨物は一口に付き三角、車扱貨物は貨車標記貨量一軒に付き八角に一定した。

(4) 京山線地帯にありても假營業線同様容積貨物の容積を重量に換算することとした。

一、運賃及び料金の拂別は通發拂及び通先拂の二種に統一し荷主の利便を圖つた。

右の如く北支鐵道の復舊整備に伴ひ、産業開發の進展と相俟つて其の輸送狀況も漸次増加しつゝある。即ち民國二十七年四月以降の之が數字を示せば左の如く飛躍してゐる。(單位廳)

民國廿七年四月	九〇〇、六三二
同 五月	一、四三二、七一九
同 六月	一、三四四、三七五
同 七月	一、四三〇、五〇五
同 八月	一、四二五、五六一
同 九月	一、五七四、七一五

八九六

同 十月	一、七三七、四六五
同 十一月	二、〇三九、六〇〇
同 十二月	一、九九五、五八四
民國廿八年一月	二、一四六、八六六
同 二月	一、九七〇、五七〇
同 三月	二、三〇五、九三二
計(一ヶ年)	二〇、三五四、三二四

而して右の内譯は鐵產品八百一十一萬廳、農産物百八十三萬廳、林産、畜産合計四十萬廳其の他の營業品二百七萬廳となつてゐる。

自動車路線

事變前に於ける北支の自動車路線に就いては滿鐵系の華北汽車会社が北京を中心として冀東地區に營業線を開き從事してゐたが、事變後同社は路線擴張に全力を傾倒して物資輸送に當り、天津、濟南、青島、石家莊に辦事處を設置し、之を中心に重要都市を結ぶバス網の完成に乗出した結果、同社は現在四十箇所の營業所と延長一千軒に達する路線を有するに至り、鐵道と共に北支交通網の中心たらんとしてゐた所、適々華北交通會社の成立により同社の辦事所並に營業路線は華北交通會社に移管されるに至つた。尙ほ右の外天津市内、青島市内のバス統制の爲め天津には民國二十七年九月天津交通股份有限公司が、青島には同年三月青島交通株式會式

社が設立、兩社は何れも二百萬圓の資本金を以て市内及び附近の自動車交通に従事してゐる。現在 支に於ける自動車路線は省、縣管轄を合はせ左の如くである。

河北	六、三七八軒
山西	二、六四二
山東	七、四六三

更に民國二十八年中には一萬四千軒を擴張補修し、北京・通州・天津、北京・石家莊、北京・南口、北京・古北口、石家莊・順德の各線を完成することになつてゐる。

而して軍關係、華北汽車公司所屬自動車を除く北支三省に於ける自動車臺數は概數次の如くである。

トラック	乗用車	バス	計
河北	一、一五〇	五、一〇〇	三〇〇
山東	二五〇	一九〇	一四〇
山西	三〇〇	三〇〇	五
計	一、四五〇	三、三二〇	四四五

尙ほ臨時政府及び興亞院では自動車民間營業助成の爲め、北支自動車處理對策を決定、二十八年八月一日より左の如く實施した。

一、營業許可に關する届出は第一種(定期路線)第二種(不定期路線)とも中國人、第三國人關係は臨時政府交通局及び當該公

署、日本人は帝國領事館に於て處理す
一、第一種營業、第二種營業及びタクシー業、既營業者は營業許可書の更改を要し、八月一日以降は新規出願者と同一の取扱ひを受ける

公路

公路の建設整備も亦鐵道、自動車路の建設と共に産業開發、治安確立に重要な要素となるので、臨時政府では股同氏を長官とする建設總署に於て計畫せる總工費九千萬圓の國營産業道路完成四ヶ年計畫を承認し、先づ第一年度たる民國二十七年に於て北京天津、濟南に公路工程局を設置すると共に、取敢へず年經費三百萬圓を支出して天津・塘沽間(津沽公路)天津・北京間(京津公路)高碑店・涿源間、北京環狀線道路等の改修舗裝に當り、更に民國二十八年年度には二千四百萬圓の豫算を以てこれ等の計畫を擴充して其の完備を期しつゝあるが、右四ヶ年計畫は國道延長九千九百軒、此の外に各省政府建設の六千七百軒を合し一萬六千軒に達するものであつて、津浦、京漢兩鐵道を中心として北支平原を東から西にかけ横斷する根幹三道路の建設に着手せんとするもので、其の内容は左の如くである。

北支公路建設四ヶ年計畫

一、北京・天津・塘沽間産業道路 北京、通州、河西務、天津を

經て塘沽に至る百六十軒の根幹道路で五年計畫、工費二千萬圓を以て幅員二十五米の産業道路を建設せんとするもので、既に大部分を完成、二十八年は通州・河西務間四十軒を開いて逐次舗装せんとするものである。

二、天津・高碑店・涿源を結ぶ第一横斷道路 總延長二百五十軒天津を起點として冀中地區の霸縣を經て京漢線の高碑店に通じ涿水、易縣、西陵を經て山西、河北省境に近い涿源を結ぶ。

三、滄州・石家莊・太原間を結ぶ最も基幹となる第二横斷道路 滄州・石家莊間二百軒は事變前の所謂滄石鐵道の路線を道路に改修せんとするもので、滄州、獻縣、武強、深縣、晉縣、藁城を經て石家莊に至る二百軒、更に石家莊から正太鐵道沿ひに獲鹿、井陘炭礦、正定、壽陽、榆次を經て太原に至る二百軒で總延長四百軒に及ぶ大横斷道路で、二十七年末までに石家莊・井陘炭礦間及び太原・榆次間の一部完成を見てゐるが、二十八年度事業最大の重點で完成の曉は河北・山西兩省間の産業交通系統上に一劃期を齎すものである。

四、濟南・順德間第三横斷道路 津浦、京漢兩鐵路を結ぶ第三横斷路線で順德、威縣、臨清、東昌、博平、濟河、濟南に至る二百七十軒で、將來膠濟鐵路沿線道路の補修と相俟つて青島、濟南、順德路線を形成するものである。

五、北平・懷柔・古北口間道路の完成 滿洲國熱河省承德縣沿線道路ともいふべきもの百四十軒、既に北京・懷柔間は完成した。

承德間、天津・張家口間の路線を有し、此の三社が主として北支一帯の航空網開拓に當つてゐたのである。然るに事變と共にこれ等の航空路は何れも運航休止の已むなきに至つたが、戦火全く此の地を遠くに及び惠通公司是民國二十七年八月、逸早く北京・天津・大連間を、引續き同十月より北京・天津・青島・福岡間を開航し日本航空會社の空路と連絡してゐたのである。

一方北支建設の進行に伴れ東亞連絡空路の開設が要望されてゐた所、民國二十七年十二月に至り新中國の單一航空會社として日支合辦を以て臨時、維新及び蒙疆の三政府並に惠通、日本兩航空會社の共同出資により中華航空株式會社を設立した(同社の資本金は差當り六百萬圓であるが、更に近く五千萬圓に増資される筈)。而して同社は從來の空路の外、民國二十八年三月より新たに北京・上海・漢口・北京・大同間を開通したが、總て全支に空路を開拓せんとする。尙ほ日滿支連絡空路に就いては二十七年十月より日本航空會社が東京・北京間航路を開設、茲に日滿支蒙疆間の幹線空路が完成した。因に各路線の概要は左の通りである。

會社名	路線名	備考	料金
日本航空會社	東京・北京(東京・大阪・福岡)	毎日運航兩便	三五
	青島・天津・北京	混合す	

第四編・第四章・第五節 交通、通信

六、津浦、京漢沿線道路の補修 尙ほ右各道路の幅員は最小限度七米半から十三米乃至十六米である。右の外天津市に於ては事變後交通量激増、併も華街及び日本租界と碼頭との交通連絡の爲めには如何にしても英佛兩租界を通過せねばならぬ有様にあるので、建設總署では日本租界より英佛租界を經ずに大連碼頭に直通する大道路の建設に着手した結果、二十七年十一月十六日午後四時天津神社に於て嚴かな竣工式を舉行了。同公路は日本租界の西端海光寺に發し、英佛租界の境界線に沿ひて南下し英租界の南端修家樓に至り、更に英租界東側に並行して東行、特別一區(舊獨逸租界)から大連碼頭に終る全長五、九二六米、幅一五米、此の間橋梁(長さ三五米、幅一〇米)二個を有し總工費十八萬四千圓を費した大公路である。

航空路 從來支那には中國航空公司(米支合辦)、歐亞航空公司(獨支合辦)及び西南航空会社の三社があり、之か全支の航空交通に當つてゐたのである。前兩社の北支に於ける航空路線を見るに前者は上海・海州・青島・天津・北京線を、後者は廣東・長沙・漢口・州・北京線を有してゐたが、此の外昭和十一年日支合辦の惠通航空会社が成立、同社は天津・大連間、北京・錦州間、天津・

滿洲航空會社	奉天・北京(奉天・瀋陽・山海關・天津・北京)	北京行日水金	突
中華航空會社	北京・大連(北京・大連・天津)	毎日往復	查
同	北京・上海(北京・天津・濟南)	上海行火木土	一七
同	北京・大連(北京・張家口・大連)	北京行日水金	一七
同	北京・大同	大同行水日	五
同	南京・漢口	毎日一往復	查
同	南京・上海	毎日三往復	查

尙ほ北京市公署では民間航空路充實の爲め北京西郊の萬壽山と八寶山の中間に民國二十七年三月より大飛行場建設に着手してゐた所同飛行場は同年七月一日余晉和市長以下各關係者一同列席の上盛大な開場式を舉行了。同飛行場は中國隨一を誇るもので、總工費四十五萬圓を投じ三月二十五日起工以來、一日平均土工三百人、荷馬車三百九十臺、トラック二十五臺を使用して完成したもので、面積七十七萬平方軒、附屬地二十五萬平方軒に及び、中央に延長九百米の滑走路二條を十字形に設置し、相當の降雨後と雖も各方面からの離着陸が可能であり、場内七千米に垂んとする自動車路と相俟つて設備の完璧を誇つてゐる。

港灣 北支に於ける港灣として擧ぐべきものは秦皇島、天津

龍口、芝罘、威海衛、青島の諸港があり、これ等が北支産業の吞吐港として移輸入に當つて来たのであるが、右の内青島、天津を除いては全く云ふに足らない状態であつた。然るに支那事變の勃發は必然的に對日滿取引の輻輳並に奥地産業の急速なる開發を齎らしたので、從來の如き港灣設備を以てしては到底其の需要に應ずる能はざるに至つた爲め、現地關係當局に於て之が方策に就き慎重検討の結果、民國二十七年六月取敢へず天津及び塘沽港を中心とする左の如き暫定的方針を決定し、臨時政府、軍當局及び興中公司の手によつて之を實行に移すこととなつた。

北支港灣改修方針

- 一、天津及び塘沽港の擴充に主力を注ぎ三ヶ年計畫豫算八百萬圓を以て其の能力を倍加せしめること
- 一、之と並行して青島及び秦皇島港の整備を急ぐこと
- 一、戦局の進展に伴ひ臨海線終端連雲港を改修し同港及び芝罘、威海衛、龍口等を補助港とすること
- 一、各港別の改修計畫左の如し。

其の計畫は第一年度百萬噸、第二年度百萬噸、第三年度二百萬噸とし三年後には八百萬噸の能力とする。尙ほ現在の輸送不圓滑はライターの不足に依るもので、各業者の合併による統制が進められてゐる。

2、秦皇島 同港は白河の結氷或は貨物輻輳の場合塘沽の補助港として用ひられて居り、現在吞吐能力は三百五十萬噸であり最大能力は四百五十萬噸まで發揮出来る。同港は開港炭坑礦務局專屬の石炭積出港であるが、既存協定により相當程度利用し得。

3、青島 現在能力は三百五十萬噸であるが多少の改良を加へ將來六、七百萬噸にまで爲し得る。然し同港のヒンターランドをなす山東省の炭礦及び鹽産地域、落花生、棉花等の農産地域の治安は未だ充分確立せず、出廻り額が確定せぬので改良工事の具體案作成は其の後に譲ること

而して右計畫決定するや、八月十三日興中公司の外局として大塘沽港築港建設に當るべき北支新港灣臨時建設事務局創立され、高西局長を中心として着々業を進めてゐるが、民國二十八年夏の天津水害の結果からしても塘沽港建設は極めて重要また急がべきものとなつたので、同建設事務局は民國二十九年の新春早々興中公司を離れて愈々獨立發展することとなつた。

尙ほ天津英租界の埠頭問題對策に就いては租界問題の爲め急設された經濟對策委員會の手によつて準備成り、華北交通會社が天津碼頭(特三區)太沽碼頭、太沽北砲臺碼頭の三碼頭を經營することに決定、民國二十八年六月二十六日より事業を開始した。之によつて租界隔絶で懸念されてゐた船荷積卸問題は完全に解消したが、此の外白河流域四十八哩に亘る天津、塘沽港の解事業統制問題に就いても、現地當局と遞信省間に折衝した結果、資本金五百五十萬圓を以て日支兩系八解會社を一九とする天津解運株式會社を設立、同社は適當の時期に交通會社に吸収される筈である。

河川・運河 臨時政府建設總署は成立と同時に民生と最も關係深き治水に着手したが、河川運河に就き之を舟運の見地より見て、現在北支に於て重視すべきものは左の如くである。

- 蘆運河(蘆州・漢沽間一〇〇軒)
- 北運河(天津・通州間一四四軒)
- 大清河(天津・保定間四〇〇軒)
- 子牙河(天津・十字河間三五〇軒、但し一部中絶)
- 南運河(天津・道口溝間九三〇軒)
- 小清河(濟南・羊角溝間三二〇軒)
- 白河

黄河

而してこれ等の航行は華北交通會社の統制下に開發されることとなる譯で、大清河に就いては早くも交通會社によつて運航が開始され其他の運河も亦着々準備が進められてゐるが、更に建設總署は北運河、南運河、天津・永定河間を七百五十萬圓を以て開鑿補修することとなつた。尙ほ現在天津の旭組の如き百三十餘隻を所有して居り、其の勢力下に千八百餘隻約六萬噸の船舶を收め、之を以て蘆運河、北運河、永定河、子牙河、南運河の各河川にて營業をなしてゐる。因に現在北支に於ける民船は五十餘萬噸に達してゐる。

黄河に就いては臨時政府は七百萬圓を投じて治水に着手し、既に決潰地點たる三劉砦の復舊も完了、更に減水期を待つて根本的治水計畫の實現に乗出すことになつてゐるが、舊黄河によつて山西、河南、河北、山東より一ヶ年後約一千萬噸の物資を渤海に運搬することとは極めて容易でありと云はれてゐるので、華北交通會社は、天來輪船局(支那法人)から黄河航行權の讓渡を受け第一期事業として黃寨、濠口間の通運に主力を注ぎ左の如く鐵道と連絡し、奥地貨物の輸送計畫を樹て居る。

清化・道口間(九〇哩)鐵道

第二回新支那現勢要覽

道口・黃寨間(三〇哩) 自動車
黃寨・濼口間(一七〇哩) 黃河水路
濼口・濟南・青島間(二四九哩) 鐵道

通信 通信網の發達は軍事上より見るも産業開發の點よりするも其の重要性は云ふ迄もない所であるが、事變前に於ける北支の通信事業は地域の廣大なるに比し頗る微々たるものであつた。仍つて臨時政府は成立後通信網の整理に着手する一方、日本側と協議の上電信、電話事業の擴張をなすべく、經營主體の一元化による之が健全なる發展を企圖し、華北電信電話會社の設立を決定、同社は北支那開發會社の創立に先立ち北支開發の最初の子會社として民國二十七年七月三十一日北京に於て創立總會を開催し翌八月一日より開業した。右に關し臨時政府は七月二十九日左の如く設立要綱並に政府聲明を發表し、翌三十日附を以て華北電々公司條例を公布した。

華北電信電話株式會社設立要綱

- 一、資本金 三千五百萬圓にして二回に分割募集す
- 一、出資割當 中國臨時政府一千萬圓(内現物出資六百萬圓) 滿洲電信電話、日本電信電話、國際電氣通信の三社各四百萬圓、未發行株千三百萬圓計三千五百萬圓(右の中現物出資は全額拂込み他は四分の一拂込)

- 一、役員 當分の中總裁、副總裁を置かず取締役總代及び副總代を以て事務を處理す、總代は現華北電政總局長井上乙彦、副總代は許修直氏就任、取締役は中日夫々四名、監査役は夫々一名就任
- 一、本會社は中國法たる華北電信電話條令により設立されたる中國法人で將來開發會社の子會社となる
- 一、事業目的及び地域 中國臨時政府行政權下の地域に於ける電信電話業の統一、經營に任ず

臨時政府聲明書

本政府は北支に於ける電氣電信事業を統一經營せしめる目的を以て本日茲に華北電信電話株式會社要綱を公布し即日之を施行せしめたり。惟ふに北支に於ける電氣電信施設は複雑多岐に亘り且つ其の機能充分ならざるもの少なからず然るに電氣電信事業たるや産業の開發、文化の發展及び治安確立の先驅として必要不可欠なるは今更多言を要せざる所にして一日も速かに今日の狀態を改善するを急務と信するものなり。即ち華北電信電話會社を設立せしめ確固たる基礎の上に北支に於ける通信の秩序を速かに調整せしめると共に華北通信事業の統一發展を期し、以て一般民衆の通信事業に即應し得るの方策を確立せんとするものなり。本條令に依り設立すべき華北電信電話株式會社は舊交通部所屬の電氣通信設備の一切を繼承し、中國及び日滿兩國朝野の資本的技術的協力を得て成立すべき中國法人にして、政府は華北電信電話株式會社を

して其の目的を遂行せしめる爲め政府監督の下に運營上相當の特權を賦與したり。政府は本會社の健全なる發達に依り中國文化及び經濟の更生伸揚に多大の効用と便益を期待するのみならず、中國國策の遂行に順應し東亞通信體系の確立に寄與すると共に、中國の繁榮、東洋永遠の平和に貢獻せんことを期するものなり。

華北電信電話會社條例(二十七年七月三十日公布)

- 第一條 華北電信電話股份有限公司は華北の電氣通信の統轄及び發展を謀るを以て目的となす
- 第二條 華北電信電話股份有限公司の資本總額は國幣三千五百萬圓と定む、但し政府の批准を経て之を増加することを得
- 第三條 華北電信電話股份有限公司の株式は期を分ち募集することを得、但し第一次募集株額は總額の二分の一より少きことを得ず
- 第四條 華北電信電話股份有限公司の株式は第一次拂込金額は減じて株金額の四分の一に至ることを得
- 第五條 華北電信電話股份有限公司の株式は記名式と定む
- 第六條 華北電信電話有限公司は左記各項事業を經營す
 - 一、電氣通信事業の施設及び經營、但し放送無線電話事業を含むまざるものとす
 - 二、電氣通信施設の貸與及び委託維持
 - 三、電氣通信事業の委託管理
 - 四、前記各項の附帶事業

第四編・第四章・第五節 交通、通信

- 五、電氣通信に關係ある各事業への投資
- 六、其の他特に政府より許可されし事業
- 第七條 華北電信電話股份有限公司は既拂込株金額の二倍以内の社債を募集することを得
- 社債募集の時は會社法第百八十六條に定むる所の議決の拘束を受けず
- 第八條 社債の債權人は華北電信電話股份有限公司の財産に對し自己債權の償還の優先權を保有す
- 第九條 華北電信電話股份有限公司董事の任期は四ヶ年とし監察人の任期は二ヶ年とす
- 第十條 政府は華北電信電話股份有限公司の監督權を有す
- 第十一條 華北電信電話股份有限公司は別に定むる規程により其の每營業年度に對し既拂込額に照らし適度に利益率を分配することを得、政府及び其の他特別規定ある者の所持株式に對しては差等を以て之を支給す
- 第十二條 政府は別に定むる所に依り華北電信電話股份有限公司に毎年營業年度剩餘金の一部納付を命令することを得
- 第十三條 華北電信電話股份有限公司の財産所得及び營業並に契約の締結、登記登録の處理及び營業上必要な料金等總て租税及び其の他一切の雜税を免除することを得
- 第十四條 華北電信電話股份有限公司は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用及び其の他通信事業經營上必要とする所の

一切に對する特權を享有す

第十五條 政府は別に規定する所に據り華北電信電話股份有限公司をして電氣通信に關する權限の一部を代行せしむることを得

附 則

第十六條 本條例は中華民國二十七年七月三十日より之を施行す華北電信電話股份有限公司設立に必要な事項に關しては命令を以て之を規定す

斯くて北支に於ける電信電話事業は同社の創立によつて全く舊來の面目を一新し、北支を一丸とする統一理想に向つて一步を進めるに至つた。即ち電報關係にありては事變發生直後の新事態に應ずる爲め平津通信總局を設置し、國內及び對日滿兩國間の電報取扱上の規則を制定し料金の引下げ殊に日本向け電報料の大幅引下げを行つたが、新規程に於て一層此の方針を徹底し電話に於ても舊交通部時代の諸規程及び滿洲電々會社の規定等に依つて便法的に取扱はれて來たものを民國二十七年十一月一日を期し新生北支の事態に相應しい、併も將來日滿支を一體とする通信連絡に備へんとする新規程が實施さるゝに至つた。改正の要點を擧ぐれば次の通りである。

電信關係

一、事變直後七月平津通信總局の手に依り暫定規則の制定を見たが新規程に於ては更に之に全面的改正を加へ、日滿支一體不可

分の精神を充分取り入れ、東亞通信網の擴大強化に備へた。
二、同一市内に發着する所謂市内電報の制を設けて料金を低額にした。

三、國內華文、歐文電報の照校料を二分の一から四分の一に引き下げた。

四、電報料は通貨のみを以て支拂ふことになつてゐたが、電報發信券を以て支拂ひ得ることになつたので、多數電報を出す商店又は旅行者等には大いに便利になつた。之は日本、滿洲にも見られない北支だけの新制度である。

五、親展電報の誤達、不達を防ぐ爲め受領證を取ることにした。

六、電話託送は電話加入者に限定されてゐたが、利用範圍を擴大し他人の電話を使つて其の取扱を請求出来ることにした。

七、新聞電報の料金は省内、省外の差別を設けず料金を均一ならしめた。

八、料金豫拂の制度を廢止して發信券を以て之に代へ、電報の速達を期することにした。

九、通常國際電報を取扱時間外にも取扱ふことにして時間外料を一通につき五十錢に特定した。

十、料金後拂の電報には後拂證票を用ふることにした。

電話關係

一、從來北支で區々に實施されてゐた舊交通部又は官民營の電話營業章程を全面的に檢討の上、北支の特殊事情をも考慮し、之

が統一整備に努めた。

二、規程の内容を簡單にし料金の合理化を圖つた。即ち舊規程に據れば料金の種類極めて多く利用者は所要料金額を平常知悉するに困難であり、又各種料金に不均衡不合理なものがあつたが此の點は或る程度是正された。

三、使用料が各地各別に定められてゐる。現状は多少研究の餘地があるが、之が改變は利用者に多大の影響を與ふるので當分從來の儘とした。

四、加入料（從來の架設料）が多少値上となつてゐるが、之は電話の繼續事業性に鑑み短期使用後の脱退防止と料金負擔能力乏しきものゝ加入に依る料金滯納防止の爲めである。

五、其の他の料金は各地區々になつてゐたのを統一し且つ簡易化した。

六、相續、法人の合併の場合に於ける繼承の他は一切加入名義の變更を認めないこととしたので、電話ブローカーの存在する餘地がなくなつた。

七、加入料と保證金だけで電話は申込次第架設する主義で日本、滿洲に較べて大いに便利である。

八、使用料、市外通話料は毎月合併して徴收することとした。使用料、市外通話料は従前通りである。

九、長距離加入者に對しては電話機の特別裝置を要するので、附加料金を徴收してゐる國もあるが、本規程では之を要しないこ

とにした。
十、臨時電話の制度を設け短日間使用の便にした。

尙ほ事變以來天津日本租界並に市内との通話を杜絶されてゐた英佛、伊三租界の電話通話問題は、民國二十七年來英國租界内にある舊交通部天津電話局の管理者たる英、佛、伊側に於て組織された管理委員會と潘天津市長との間に接收交渉が續けられた結果、同年十二月二十一日伊國領事ステーション氏を仲介として潘市長との間に覺書を交換し同月二十三日完全に中央電話局に接收され、新局長には潘毓桂天津市長が就任した。

郵政事務 一般郵政事務に就いて見るに、事變前に於ては北支の郵政は北京、河北、山東、山西の四管理局下に四郵區に分割されてゐたが、民國二十七年八月十五日臨時政府行政院委員會の下に郵政總局が組織され新政府の統轄下に入り、現在は山東、河北の全郵便局、山西省鐵道沿線の二等局以上、河南省黄河以北十六局及び江蘇省の徐州、河南省の開封、歸德も開局し、遞送事務も現在は全く復舊して船舶遞送、航空便も取扱はれてゐるが、更に臨時、維新兩政府は防諜其の他の關係より兩政府管下と其の他の地域との郵便通信の檢閲を徹底化する爲め、斷乎之が接收を計畫し着々準備を進めて

る。蓋し郵政は國民政府成立以來其の統一工作の上に多大の貢獻を爲して居り、それだけに我が占領地域に於ける治安の維持と人心の安定は固より維新、臨時兩政府の諸般の施策とも重大な關係を有つてゐる譯で、殊に臨時政府の如く郵政管理局を設置して郵政に對する監督を行つてはゐても、郵便通信が謀報に利用される危険と可能性が多分にある等の關係から其の接收を考慮するに至つたのである。唯之を接收するとすれば數千萬圓と推定される郵政貯金は總べて蔣政權が持去つてゐる爲め之が支拂は維新、臨時兩政府の負擔になる筋合であり、萬國郵便條約加盟國との關係問題もあるので、これ等の點が考慮されてゐる。

電力事業 北支に於ける電力事業は殆んど全部火力發電であり併も大規模なる發電會社を見なかつたのであるが、事變後これ等の大部分が我が軍管理となり、興中公司が委託經營を行ふことになつて我方より大電力會社が急速に進出し、興中公司是保定、石家莊は東電、太原は大同電力、榆次以南は南鮮合同、徐州及び新鄉、彰德開封は東電と協力して經營に當つて居り、他方内地三十電力會社と興中公司の共同事業たる東亞電力興業會社が資本金三千萬圓を以て成立し、其の下に天津電業(天津市及び上記會社共同出資八百萬圓)

北京電業(臨時政府及び上記會社共同出資三百萬圓) 濟南電業(資本金四百萬圓) 芝罘電業(資本金二百萬圓) があり、興中公司關係の發電量は北支電氣供給業者總發電量の三七%を占めてゐる。今後の統制方針としては、東亞電力興業會社を中心として北支開發會社の小會社たる發送電會社を設立し、其の下に區域別に配電會社を設け、漸次發送電と配電とを一貫的に統制、經營すること、して準備が進められてゐる。

自家發電に就いては炭礦業關係で開業礦務局(三〇・〇〇〇KW)を初め廿四ヶ所六四・六八二KW、紡績業關係で裕大紡(天津二、五〇〇KW)を初め廿ヶ所七一、九〇五KWの外主なる自家發電三ヶ所計一五、〇〇〇KW等が主要なるものである。

第六節 産業開發狀況

重要産業開發目標 北支經濟開發に就いては臨時政府は成立以來我が國の中央、現地各機關並に民間側と緊密なる連繫を保ち着々實施中であるが更に我が國の昭和十六年を目標とする生産擴充計畫に照應し、日滿支ブロックの一翼として昭和十四年(民國二十八年

より新たなる計畫經濟の觀點に立つて所謂三ヶ年計畫遂行に邁進してゐる。即ち北支開發會社を中心として其の下に幾多の小會社を包擁して重要資源の開發に當りつゝあり、其の他の所謂自由企業に就いては民間側資本の總力を擧げて着々實績を擧げつゝある。

而して現地當局に於ては中央部と協議の結果、先づ山西省の太行山脈以東、新黄河以北の地域を劃して此の地を第一期經濟工作地帯となすことに決定、曩に現地に於て確定した四ヶ年計畫を改訂して、十六年度末を目標にして綜合的計畫經濟に向つて力強きスタートを切つたのである。昭和十六年末に於ける重要産業の目標概數は次の如くである。

産業種目	北支	蒙疆
一、鐵道	三、〇四一杆	一、六三九杆
一、港灣	二、五〇〇平方杆	—
一、鐵鑛	七〇萬噸	二二〇萬噸
一、銑鐵	一〇〇萬噸	—
一、鋼材	五〇萬噸	—
一、石炭	二、一一〇萬噸	一、三九〇萬噸
一、石炭液	三〇萬キロ立	—
一、鹽(海州鹽を除く)	二二〇萬噸	—

一、棉 花 五〇〇萬擔
 一、羊 毛 一 五〇萬噸

農畜産 支那は云ふ迄もなく農業國であり、其の人口の八割以上が農民である。従つて北支産業に於ける農業の地位は極めて重要であるが、支那農業の現状は其の營農法、耕作法、作物品種等凡ゆる點に於て舊態依然たるものあり、科學以前の狀態にあると云ふも過言でない。それ故之が近代開發は支那民衆の生活安定向上の爲めには極めて重要であるのみならず、棉花、羊毛等の産出に關聯して日滿支經濟ブロック全體の健全なる發展上頗る重大なる意義を有してゐるので、臨時政府は我が中央並に現地の關係各機關と協力して夫々一定の計畫下に開發計畫を樹立し、既に其の或るものゝ如きは實行に着手してゐるものもある。以下北支農業の概要を比較的信憑するに足る資料に基づき記述することとした。

土地 北支三省即ち河北、山東、山西の總面積を示すと次の如くである。(單位千畝、一畝は日本の六・一九五畝)

總面積	實面積	耕地面積	總面積に對する割合
河北 二二四、四九二千畝	一〇三、四三三	四六・〇%	

第二回新支那現勢要覽

山東	二三八、一二六	一一〇、六六二	四六・五
山西	二七八、九二八	六〇、五六〇	二一・七
計	七四一、五四五	二七四、六五四	三八・一

總面積に對する可耕
未耕地面積比率

全未耕地に對する可耕
地未耕地面積の比率

河	三・一四%	二六・二〇%
北	六・二四%	三六・九〇%
山	三・八二%	二七・七〇%
東	四・四〇%	三〇・二六%
山		
西		
平		

次にこれ等の耕地を旱地水田別に見れば次の如くである。

◇旱地(畑地) 水田別耕地面積(單位千畝)

旱地面積	水田面積	全耕地面積に對する旱地面積の比率
河北 九四、九六五	八、四六七	九一・八%
山東 一〇八、二六七	二、三九五	九七・八%
山西 五六、九三一	三、六二九	九四・〇%
計 二六〇、一六三	一四、四九一	九四・五%

土質 耕地の大部分は黄土沖積層である。而して黄土は次の如き特徴を有して居る。

一、黄土の成層は草原帯(ステップ)の草が風の持ち來した土

塵を受け止めて堆積することによつて形成されたものであつて、多孔質の垂直に排列された微細粒土壌をなして居り、水に對する毛管現象を有す。

一、從つてよく水分を吸収して浸透すると共に、其の毛管中の水分が充分である場合は、毛管現象により地中深部に存する礦物性養分を地表に吸ひ上げ植物に供給する。即ち「黄土は灌溉が充分である限り云はゞそれ自身で肥料を施す」とも云ふべきである。反對に水が與へられぬ時は其の浸透性により保留する力弱く甚しき旱害を與ふることとなる。「黄土は森林にとつて敵」であると云はれてゐる所以である。

氣象 一般に大陸性であつて冬季は極めて寒冷にして夏季は著しく高温である。日照時間は多く、湿度は低く乾燥してゐる。

(三)、四月は特に甚しい。從つて蒸發量多く、併も降水量は少い。且つ降雨季が極端に偏在してゐる(別項参照)。

人口、密度、農家戸數	總人口	總戸數	一平方斤	農家戸數	總戸數に對する農家戸數の比率
河北	三、三三三	五、四四四	三三三	四、三三四	七〇・%
山東	三、五五六	六、七〇〇	一九九	五、九八八	八〇・%
山西	三、三三八	二、三三三	二二二	一、八八八	八三・%

合計又 は平均 七、九六六 一四、四七七 一、六一六 三、〇一〇

地主、自作、小作別農家比率 北支に於ける地主、自作、小作(細農)農家の割合に就いては未だ全般的の統計がないので、其の概要を知る爲め「冀東農村實態調査」の結果を示すと次の如くなつてゐる。

地主	自作	米小作	小作	備農	非農
百分比	三%	五一%	一七%	一四%	七%
					八%

土地所有別戸數比率

一〇畝以上	三畝以上	一畝以下	無所有
百分比	一・〇%	九・二%	二一・七%
			二二・三%

農家一戸當平均耕地面積及び作付面積

第四編・第四章・第六節 産業開發狀況

耕地面積 作付面積

河北	二四	二九
山東	一九	二五
山西	三二	三五
平均	二五	三〇

經營規模別農家戸數比率

三〇畝以上	三畝以上	一畝以上	一〇畝以下
河北	九・六%	二二・九%	一八・〇%
山東	六・〇%	一六・四%	一四・九%
山西	一八・四%	二八・一%	一六・五%
平均	一一・三%	二二・五%	一六・五%

經營方式 作付は普通夏作(落花生、棉花、高粱、大豆、豆類)及び冬作(小麥)の二年三作が行はれ、耕耘、播種等の勞力は大

部分人力によつて營まれて居り、唯僅かに家畜を以て補充するに過ぎない状態である。施肥に就いては土糞と豆類栽培による窒素補給が行はれて居る程度で殆んど無施肥の奪略農業といふことが出来る。尙ほ井戸水の灌溉は旱害の防衛のみならず、土質の項に於て述べた如く黄土に對する灌溉は施肥と同様の効果があるので可能なる範圍に於て灌溉が行はれてゐる。

小作制度 小作制度を(イ)(ロ)(ハ)の三つに分けて見ると次の如くである。

(イ)小作料納入形態 小作料納入の方法は金納、定額現物納、定率現物納(分益)の三者が行はれてゐる。今其の納入方法別に見た各地の状況を示せば次の如くである。

金納	河	北	山	東	山	西	平	均
現物納(定額)	二二・三%	三三・〇%	四二・七%	〇三・六%	六三・〇%	七三・〇%	六三・四%	六三・四%
現物納(分益)	二五・一%	三九・一%	七三・〇%	六三・四%	六三・四%	六三・四%	六三・四%	六三・四%

(ロ)小作料 之を分つて次の三つとすることが出来る。

一、金納の場合は各省を通じて一畝當り一元乃至三元を納入する事例が最も多い。即ち地價の約一割見當を通例とする。

二、定額現物納は各省を通じて普通收穫物の四割乃至五割であつて、之を金銭に換算すれば一元乃至四元の事例が最も多い。

三、分益小作料は大體收穫量の四割乃至五割を通例とする。

(ハ)小作慣行 各省とも大同小異であつて次の三種類の小作慣行が行はれてゐる。

一、永田制 田地を田底及び田面の二つの觀念に分ち、田底は地主の所有、田面は小作人の所有なりとの見解に立つものであつて、小作人は地主に對して小作料を支拂ひ、永田權を得得する。故に地主は小作人の變更をなすことを得ない。小作

人は小作權を他人に譲渡し又は轉貸するも地主は干渉することが出来ない。

二、分組制 地主、小作人が農作物の收穫を共同分配する方法であつて、勞力、家畜、農具は小作人の負擔、肥料、種子代金は雙方の負擔とする。分配率は上掲の如くであつて、小作期間は概ね無制限である。但し一年毎に變更するも支障なしとしてゐる。

三、包組制 我が國に於ける普通の小作と同様な方式で耕作費は小作人の負擔とし、地主は小作料金又は現物による小作料を取得する。但し大概三年乃至五年の小作期間とし、契約中は小作人が權利を第三者に轉貸するも支障なし。尙ほ金納小作は概ね前納であり、一般に滞納に對する地主の態度は極めて嚴格であつて不納の場合は直ちに次年度は他に轉貸する。又凶作時に於ける小作料の減免も一般に行はれて居ないやうである。又農地價格は近年下落の傾向にあるが山東省の實際に就いて見るに、全省平均に於て水田は一畝に付き上田は一五元、中田は八元、下田五元、旱地は上一元、中七元、下四元である。

農畜産物 主要作物作付状況、主要作物生産高並に家畜飼育状況は左の如くである。

(イ) 主要作物作付状況(單位畝)

作物	山東		河北		山西		計又は平均	
	作付面積	對全耕地歩合	作付面積	對全耕地歩合	作付面積	對全耕地歩合		
小麦	五二、二二二	四七	三四、三〇六	三三	一七、五二一	二六	一〇四、〇四九	三五・三
高粱	五、〇一八	五	六、三三六	六	三、三三七	五	一四、六九一	五・三
棉花	一八、八四七	一七	一三、六七五	一三	七、七二六	二	四〇、二三八	一四・〇
玉蜀黍	五、四六六	五	九、一九四	九	二、七〇六	四	一七、三六六	六・〇
烟草	九、〇〇〇	五	一三、二五五	一三	四、〇四四	六	二六、二九九	八・〇
大豆	七四九	一	四八二	一	三九二	一	一、六二二	〇・七
花生	一、九二四	一七	五、二二〇	五	一、九三八	三	二六、四〇三	八・三
落花生	三、一九二	三	二、六二七	三	二九七	一	六、一一六	二・〇
粟	四、四七一	四	三、八二六	四	一一〇	一	八、四一七	二・七
黍	一六、八六九	一五	一八、一六九	一八	一一〇	一	四七、〇三八	一七・〇
芝麻	三、五二四	三	四、四一〇	四	三、九三五	六	一一、八六九	四・三
胡麻	二、一二八	二	三、一〇一	三	七九七	一	六、〇二六	二・〇
菜種	五八四	一	一、三八〇	一	一、八八〇	三	三、八四四	一・七
(ロ)棉花	主要作物生産高(單位千擔)							
山東	一九三二年	一九三四年	一九三六年					
河北	一、七六九	一、三三四	一、七九一					
山西	一、二三八	二、八三六	二、五四〇					
計								
全支對する	三、〇六四	四、七七二	四、八二七					
三省の割合	八、一〇六	一一、二〇二	一四、四三九					
右のうち米棉と在來棉との生産割合は次の如くである。	三八・三%	四二・五%	三三・四%					

第二回新支那現勢要覽

米棉、在來棉生產割合

米棉產高	百分比	在來棉產高	百分比
山東 六九、五〇千擔	四九・九%	八五、六二千擔	五〇・〇%
河北 六七、五三	三〇・〇	一、三三、二九	一三・八%
山西 三〇、七五	一三・五	二、〇〇〇	五・五%

(二)小麥產額(一九三六年)民國二十五年(單位千市擔)

河北 三〇、六五六	七一、〇二一	一九、一五一	二二〇、八二八
-----------	--------	--------	---------

(三)其他の作物(一九三六年)(單位千擔)

落花生 河北 八、一四	山東 一三、三三	山西 一五	計 三、五〇
高粱 山西 四、三九	山東 四、五五	山西 八、三五	計 五、〇四
粟 山西 三、七一	山東 三、六四	山西 一、四八	計 九、二九

家畜頭數(一九三五年)(單位千頭)

畜	河北	山東	山西	計
水牛	一四	四〇	一一	六五
黃牛	一、三一二	二、六六四	六三五	四、六一一
馬	四三三	四八五	一八〇	一、〇九七
騾	八二八	七六〇	三九六	一、九八四
驢	一、三七七	二、二二〇	七九〇	四、三八七

九一二

山羊 一、〇八〇	九六〇	二、五七二	四、六一二
綿羊 七三五	九三八	二、二八五	三、九五八
豚 三、九一一	四、三二七	七四一	八、九七九
鶏 一三、四六一	二一、七九四	四、七二六	三九、九八一
鴨 七〇二	二、一二五	九三	二、九二〇

農家百戸當平均所有家畜頭數(同上)(單位頭)

畜	河北	山東	山西	平均
水牛	〇・三	〇・七	〇・六	〇・五
黃牛	三一・一	四五・〇	三三・九	三六・六
馬	一〇・三	八・二	九・六	九・四
騾	一九・六	一二・八	二一・一	一七・八
驢	三二・六	三七・五	四二・二	三七・四
計	九三・九	一〇四・二	一〇七・四	一〇一・八

尙ほ近年に於ける支那農業の窮乏は家畜頭數の激減を結果し、最近二十年間に家畜頭數は約半減したと云はれてゐる。今回の支那事變に依り更に家畜の激減を來すに至つたことは察するに難からず、従つて現在には以上の數字より遙に少いものと見られる。

農村金融事情 一般に資金は大都市に集中し、農業資金は缺乏してゐる。爲めに利率は高騰し年利三割乃至四割が最も多く五割以上のことさへある。事變前支那側によつて行はれた「農情報告」により農家負債の借入先別比率を見ると左の如くである。

銀行二・四%、商店一三・一%、合作社二・六%、地主二四・二%、典當八・八%、富農一八・四%、錢莊五・五%、商人二五・〇%

又金錢負債農家戸數は全農家戸數の五六%を占め、穀物負債農家戸數は四八%を占めてゐる。金錢負債農家一戸當り平均の負債額に付き冀東農村實態調査の結果に據れば一一三元である。

農業勞働賃銀 支那に於ける農業勞働賃銀は一般に男は女の倍額に近いのである。今山東方面の實際に就いて見るに普通の標準は左の如くである。

男一日四角一分(四十一錢) 一ヶ月七圓六十一錢、一ヶ年五十五

北支合作社の狀況

種別	社數	社員數	社數	社員數	社數	社員數	社數	社員數
信用	八四四	二一、〇〇九	一、六四八	三三、九九七	一八四	四、〇九五	二、六七六	五七、一〇一
運銷	四七一	一一、〇七二	一七八	二、八二六	一	一	六四九	一三、八九八
購買	八四	三、九五六	四八	四、〇九四	四	七〇	一三六	八、一二〇
利殖	一七	二八〇	四	一一二	一	三二	二二	四〇七
生產	二五〇	九、二二二	九	一四四	一	三二	二六〇	九、三八八
兼營	七〇二	一八、九五二	四三	八三六	一	九八五	七四六	二一、七七三
其他	六四	九〇五	五	四二	一	一	六九	九四七
合計	二、四三二	六五、三八六	一、九三五	四〇、〇六一	一九一	六、一八七	四、五五八	一一一、六三四

第四編・第四章・第六節 産業開發狀況

九一三

七圓三十六錢
女)日二角三分(廿三錢) 一ヶ月三圓八十九錢、一ヶ年二十八圓九十四錢

合作社 合作社(産業組合)の必要に就いては事變前國民政府及び日本側にて夫々別個の意味に於て大いに認められ獎勵されて來たのであるが、事變によつて停止状態に陥りたるも、目下日本側及び臨時政府によつて復活獎勵されてゐる。今事變前(民國二十五年四月)に於ける北支合作社の狀況を掲げれば左の如くであつて、信用合作社が最も多數を占めてゐる。

主要農畜産物概況 小麦、棉花、高粱、牛、羊、豚等の概況は次の通りである。

◇小麦 黄河流域は支那の穀倉と云はれ、小麦の最大産地であり河南が全支第一、山東省が第二位を占めてゐる。

◇棉花 河北、山東、山西の三省は氣候、地味其の他の點より見て棉花適作地と云はれ、四億斤乃至五億斤で反當收量はエジプト棉花に次ぎ、ブラジルと略ぼ同量の三十六斤で世界第二位である。但し品質劣悪なる爲め當局は全力を擧げて之が改善に當つてゐる。河北省西河區(西河と滹沱河の流域)の産額は河北全省の六割を占めてゐるが、西河棉又は天津棉と云はれ纖維は約二分の一吋、純白の粗毛で紡績用には不適當で、毛織交織、中棉、火藥、脱脂綿用等として日本、米國に輸出されてゐる。

同省の御河區(天津以南より山東省境に至る御河及び津浦沿線一帯)の産は御河棉と云はれ纖維二分の一乃至八分の五吋で軟かく、粗毛中では稍々上等の部類で、毛織交織や大番手に使用されてゐる。東北區(北寧線より長城に至る地區)産は東北河棉と云はれ、米棉が最も多く栽培され、三十二番手乃至四十二番手に適し天津紡績に使用されてゐる。山東省は通常魯北區、魯南區、魯西區の三區に分れてゐる。濱洲棉、山東米棉、吳橋棉、威縣棉、彰德棉などの種類があり、米棉種が多く比較的優秀である。河南省は在來米を多く産し、山西省は未だ發展途上にある。

◇高粱 支那の主食物で、山東、河北は夫々支那の第一、第二位を占めてゐる。

◇牛 黄牛、水牛、毛牛、雜種牛、犁牛等あり北部のものは主として黄牛である。而してこれ等の多くは農耕又は運搬用に使用され乳肉用は少い。品種は劣等であつて、外來種による改良が今後の課題として目下各方面に於て研究中である。

◇羊(山羊) 飼育法並に品種改良等の點に於て全く科學以前のまゝに放任されて居るので、毛質は粗剛、收毛量も少くこれ亦外來種例へばエリデル種等による改良並に飼育法の近代化が喫緊の要務であつて、目下夫々計畫立案されつゝあり、我が羊毛資源充足上重大なる役割を演じ得るの日も遠くないものと期待される。

◇豚 支那人は豚を嗜好し、其の産額は世界一と云はれる。(但し回教徒は絶對に豚を飼育せず食用にも供しない)更に豚毛は支那の重要な特産物として二千五百萬銀弗の輸出を見てゐる。

農業開發方針 臨時政府は施政の根幹を農業に置く方針を採り農村復興、農民の生活安定に力を注いでゐるが、北支經濟開發の最高指導機關たる日支經濟協議會に於ても農業部門を設けて之が立案に當り、土地改良方針等其の一部分は既に決定を見るに至つた。(日支經濟協議會の項参照)臨時政府及び日支經濟協議會の北支農業開

發根本方針は、

一、北支住民の大部分(八四%)を成す農民生活の安定は、棉花等の農産物増産に俟つべきであるが、之は結局農業資源を多量に輸出することによつて工業國日本の需要を満し、又購買力増加に依り日本工業品を輸入し、日華經濟相互依存關係を鞏固にすべきである。

一、軍需農産資源を確保すると共に圓ブロックを強化する爲め、現在日本が他國より輸入してゐる棉花、葉煙草の如きを北支に於て増産し以て國際收支の改善を圖るにあり。

と云ふにある。而して本計畫方針に基き日華經濟協議會は曩に棉花九ヶ年後一千万擔生産計畫を決定したが、更に引續き同協議會は、(一)耕作の改良、(二)畜産の奨励、(三)農村金融機關の整備、(四)販賣機關の擴充、(五)検査制度の徹底、(六)試験所の増設、(七)公租公課の軽減、(八)交通確保等に關しても具體策を協議中であつて耕作に關しては金融制度の擴充と並行せしめ品種の改良、栽培作物の組合せ改善に依る増收、金肥の奨励、耕作器使用に依る近代耕作法實現を期し、結局現在收穫高の四割増産を目論んでゐる。畜産に關しては水害又は事變に依る被害頗る多く、京漢線涿縣、楊家莊の如きは、事變の前後で比較すると馬七七%、牛一七%、驢馬一七%

驢馬四〇%、豚八〇%の激減であり、鶏は全滅を示し、北支全土の畜産減少を窺知出来るが、畜糞を肥料とし家畜勞働力に依存すること大である實狀から、畜産資源の減少は農産品に影響するところ多く對策立案を急いでゐる。然しこれ等の點に關し有効なる措置は金融改善であるが、北支農民は約六割が負債を有し、併も其の大部分は高利の負債なるに鑑み北支農村問題の解決は結局金融機關の整備であるとの結論に到達し、現在の合作社制度を根本的に改組することとなつた。尙ほ河北、山東、山西、察哈爾、綏遠の五省に於ける農民債務は銀行二・四%、典當八・八%、錢莊五・五%、商店二・三%、地主二・四%、富農一八・四%、商人二・五%、而して合作社二・六%の比率を示し、地主、富農及び商人等高利のものも多く銀行、合作社を利用するものは他に比し五〇%の貧弱さで、併も抵當信用に依るもの四六・三%、保證信用三三・九%及び個人信用一九・八%、利率年二割乃至四割のものが六六・五%を占めて居るので、今後は銀行合作社利用を誘導することとなつたが、之と共に合作社も従来の單純機能を変更して日本の産業組合の活動を參考とし單に金融機關としての機能に止めず、生産より販賣に至る大部分の行程を擔任すると同時に、合作社は最初棉花、小麦或は落花生の如